

1、開催年月日時刻及び場所

平成26年 6月16日

自 午前10時 2分
至 午後 3時 3分
於 本館5-A会議室

環境部長 立石 一弘 君
環境部次長 濱田 尚武 君
環境政策課長 山下 三郎 君
未来環境推進課長 山口 正広 君
水環境対策課長 川内 俊英 君
廃棄物対策課長 矢野 博巳 君
自然環境課長 川越 久史 君
(参事監)

2、出席委員の氏名

委員長 山本 啓介 君
副委員長 吉村 洋 君
委員 田中 愛国 君
" 小林 克敏 君
" 野本 三雄 君
" 江口 健 君
" 徳永 達也 君
" 久野 哲 君
" 高比良 元 君
" 外間 雅広 君
" 友田 吉泰 君

土木部長 浅野 和広 君
土木部技監 宮崎 東一 君
土木部次長 岩崎 直紀 君
土木部参事監
(都市・住宅担当) 平松 幹朗 君
監理課長 馬場 直英 君
建設企画課長 田口 陽一 君
新幹線事業対策室長 有吉 正敏 君
都市計画課長 藤田 雅雄 君
道路建設課長 佐々 典明 君
道路維持課長 池田 正樹 君
港湾課長 中田 稔 君
河川課長 野口 浩 君
(参事監)
砂防課長 米田 哲哉 君
建築課長 大場 光洋 君
住宅課長 亀山 茂 君
用地課長 大場 明 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

県民生活部長 辻 良子 君
県民協働課長 村井 正人 君
男女共同参画室長 吉野ゆき子 君
人権・同和対策課長 古瀬 達郎 君
交通・地域安全課長 久保 宗一 君
統計課長 松本 和也 君
生活衛生課長 本多 秀男 君
食品安全・消費生活課長 大串 正文 君

交通局長 山口 雄二 君
管理部長 田淵 和也 君
営業部長 松尾 剛 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 2分 開会

【山本(啓)委員長】ただいまから環境生活委員会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配付いたしております、委員配席表のとおり決定いたしましたのと存じますので、ご了承をお願いいたします。

議事に入ります前に、選任後、初めての委員会でございますので、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、環境生活委員長を仰せつかりました山本啓介でございます。

吉村副委員長をはじめ、委員や理事者の皆様方のご指導、ご協力を頂きまして、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

この一年、この委員会におきましては、4つの部局に取り組むわけでございますが、県民と行政がともに取り組む形、このベストな形をしっかりと探っていく県民生活部、さらには、地球温暖化対策や廃棄物対策、リサイクルの推進など、地球環境の保全と美しい長崎県の維持に取り組む環境部、環境部につきましては、是非とも、様々な取り決めが、現状との不一致を生んでいる部分もあるかに思いますので、そういった部分についても、現状に即した環境づくりを審査してまいりたいと思っております。

次に、地域に必要な生活交通を確保するとともに、観光県長崎を下支えする交通局、交通局におかれましては、是非とも、地域の足としての部分と、また長崎市内における競合する部分についてなど、バランスについて、しっかりと審査してまいりたいと思っております。

そして、道路や橋、港、河川など、県民の生活に必要な公共施設を整備し、安全・安心なまちづくりに取り組むことで県土全体の発展を目指す土木部、土木部につきましては、是非とも、都市部における、住民の皆様や、マスコミや、都市部の

政治家の皆さんは、もう公共事業等々についても不要だ、無駄だという議論をしております。

しかし、地域においてはもちろん、不要、無駄だということはないのでございますので、地方における行政として、長崎県においては、離島半島も多くございますので、そのあたりについても、公共事業の重要性をしっかりと見ていきたいと、そのように私は思っております。

それぞれの各部局におかれましては、是非とも、本県が抱える課題、それらの課題をクリアしていくこと、人口減少が一番でございますが、そういったものをクリアしていくために、われわれは審査してまいりますので、そのために打っていく事業が、その課題クリアにどう効果的であるか、また、いま既に打っているものがどのように成果を出しているのか、そういった部分について、意識をして、答弁や資料の準備をしていただきますことを、お願いを申し上げたいと思います。

委員各位におかれましては、県民目線での議論を尽くしていただきますようお願いいたしますとともに、理事者におかれましても、委員会における論議を真摯に受け止め、未来の長崎県づくりのために行政を推進していただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から副委員長、並びに委員の皆様方をご紹介申し上げます。

〔各委員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、理事者側の紹介を受けたいと思います。

【辻県民生活部長】 おはようございます。

4月の人事異動により、県民生活部長に就任いたしました辻良子でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【立石環境部長】環境部長の立石でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【山口交通局長】交通局長の山口でございます。

よろしくよろしくお願いいたします。

【浅野土木部長】土木部長の浅野でございます。

4月から長崎県に参りましたので、是非よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、環境生活委員会の開会に当たりまして、理事者側を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今日の環境・生活分野におきましては、交通安全対策や食品の安全・安心対策、地球環境問題、生活の基盤となる社会資本の整備、交通ネットワークの強化など、多くの課題に直面しており、本県におきましても、さまざまな課題を抱えております。

これらの課題は、県民の生活に密接に関連したもののばかりであり、私どもといたしましても、長崎県総合計画をはじめ各部局が策定した計画の着実な推進を図り、県民の安全で安心な生活の確保、NPO等との協働事業の推進、地球温暖化対策の推進、閉鎖性水域の水質保全対策、洪水・土砂災害・地震等の自然災害対策、産業や生活の基盤である幹線道路などの社会資本の整備、県営交通事業における地域生活交通の確保と経営健全化など、これまで取り組んできた施策を、さらに前進、発展させ、市町や県民の皆様とも力をあわせながら、県民の皆様の快適な暮らしの実現に全力で取り組んでまいります。

山本委員長、吉村副委員長をはじめ、委員の皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

【山本(啓)委員長】ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、外間委員、友田委員の2人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、関係部局の所管事務の概要について、説明を受けるためにお集まり願っておりますので、これより本委員会を協議会に切り替え、お手元に配付しております審査順序のとおり、それぞれ説明を受けることといたします。

なお、ご質問等につきましては、今回は概要説明の中で、特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、7月4日からの委員会の中で行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時 9分 休憩

午後 2時59分 再開

【山本(啓)委員長】委員会を再開いたします。委員会を再開いたします。

現地調査等について協議したいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時 3分 再開

【山本(啓)委員長】委員会を再開いたします。

これをもって環境生活委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時 3分 散会

1、開催年月日時刻及び場所

平成26年 6月23日

自 午後 1時 2分
至 午後 1時11分
於 本館5-A会議室

2、出席委員の氏名

委 員 長 山本 啓介 君
副 委 員 長 吉村 洋 君
委 員 田中 愛国 君
" 小林 克敏 君
" 野本 三雄 君
" 江口 健 君
" 徳永 達也 君
" 久野 哲 君
" 高比良 元 君
" 外間 雅広 君

3、欠席委員の氏名

委 員 友田 吉泰 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

な し

6、審査の経過次のとおり

午後 1時 2分 開会

【山本(啓)委員長】ただいまから環境生活委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本日の委員会は、平成26年6月定例会における本委員会の審査内容を決定するための委員

間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 1時 3分 休憩

午後 1時11分 再開

【山本(啓)委員長】委員会を再開いたします。

これをもって環境生活委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 1時11分 散会

1、開催年月日時刻及び場所

平成26年 7月 4日

自 午前10時 5分
至 午後 5時 2分
於 本館5-A会議室

道路建設課長 佐々 典明 君
道路維持課長 池田 正樹 君
港湾課長 中田 稔 君
河川課長
(参事監) 野口 浩 君
砂防課長 米田 哲哉 君
建築課長 大場 光洋 君
住宅課長 亀山 茂 君
用地課長 大場 明 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山本 啓介 君
副委員長(副会長) 吉村 洋 君
委 員 田中 愛国 君
" 小林 克敏 君
" 野本 三雄 君
" 江口 健 君
" 徳永 達也 君
" 久野 哲 君
" 高比良 元 君
" 外間 雅広 君
" 友田 吉泰 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

土 木 部 長 浅野 和広 君
土 木 部 技 監 宮崎 東一 君
土 木 部 次 長 岩崎 直紀 君
土木部参事監
(都市・住宅担当) 平松 幹朗 君
監 理 課 長 馬場 直英 君
建設企画課長 田口 陽一 君
新幹線事業対策室長 有吉 正敏 君
都市計画課長 藤田 雅雄 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（環境生活分科会）

第1号議案

平成26年度長崎県一般会計補正予算(第1号)
(関係分)

報告第1号

平成25年度長崎県一般会計補正予算(第6号)
(関係分)

報告第8号

平成25年度長崎県用地特別会計補正予算(第1号)

報告第11号

平成25年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第3号)

報告第12号

平成25年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第3号)

報告第14号

平成25年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第4号)(関係分)

報告第15号

平成25年度長崎県交通事業会計補正予算(第2号)

7、付託事件の件名

環境生活委員会

(1) 議案

第3号議案

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例（関係分）

第9号議案

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例

第12号議案

財産の取得について

(2) 請願

なし

(3) 陳情

- ・要望書（甲社への行政処分と砂利採取業登録の取り消しを緊急要望します）
- ・平成27年度 県の施策等に関する重点要望事項（石木ダムの建設促進について 外）
- ・平成26年度通常総会決議事項実現についての要望
- ・要望書（財源の確保について 外）
- ・平成27年度 国政・県政に対する要望書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 5分 開会

【山本(啓)委員長】 ただいまから、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第3号議案「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」のうち関係部分外2件であります。

そのほか、陳情5件の送付を受けております。なお、予算及び報告議案につきましては、予

算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を環境生活分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分外6件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、土木部の審査を行います。

【山本(啓)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

土木部長より、予算及び報告議案説明をお願いいたします。

【浅野土木部長】 それでは、私から、土木部関係の議案について、ご説明いたします。予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしますのは、第1号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第1号知事専決事項報告「平成25年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、報告第8号知事専決事項報告「平成25年度長崎県用地特別会計補正予算（第1号）」、報告第11号知事専決事項報告「平成25年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）」、報告第14号知事専決事項報告「平成25年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」のうち関係部分でございます。

す。

第1号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち、土木部関係の歳入・歳出予算は、それぞれ記載のとおりであります。

補正予算の内容は、公共事業に対する国の内示に伴う調整で、道路新設改良費21億8,734万6,000円の増、海岸老朽化対策緊急事業費1億6,188万円の増、空港整備費5億5,911万円の増を計上いたしております。

次に、知事専決事項報告についてであります。さきの3月定例会月議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。平成25年度予算の補正を3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

このうち、報告第1号知事専決事項報告「平成25年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」の補正予算の主な内容は、事業費の変更に伴う減等で、電線共同溝整備費6,614万6,000円の減、橋梁補修費6,834万7,000円の減、特定構造物改築事業費4,999万6,000円の減、港湾改修費5,528万3,000円の減などを補正しております。

また、報告第8号知事専決事項報告「平成25年度長崎県用地特別会計補正予算（第1号）」、報告第11号知事専決事項報告「平成25年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）」、報告第14号知事専決事項報告「平成25年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」のうち関係部分について、それぞれ記載のとおりであります。

このほか、繰越計算書報告についても、記載のとおりであります。

なお、繰越計算書の報告については、補足説明資料を配付させていただいております。

土木部関係の説明を以上で終わります。

よろしくご審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

【山本(啓)分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【馬場監理課長】土木部関係の繰越計算報告について、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております課長補足説明資料の1ページ、「繰越額理由別調書」をご覧ください。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越額の理由別内訳となっております。表の左端の欄を上から見ていただきますと、総務費、土木費、災害復旧費、その下が一般会計合計平成25年度となっております。

平成25年度の土木部の繰越額は、一般会計合計、平成25年度 の欄に記載しておりますとおり624件、346億7,374万2,000円となっております。

このうち、2月の経済対策補正予算に係る繰越は、その下の行になりますが、経済対策分の欄に記載しておりますとおり、171件、119億2,408万9,000円となっております。

一般会計合計からこの部分を除きますと、通常分 の欄になりますが、453件、227億4,965万3,000円となっております。

平成25年度の繰越額を平成24年度の繰越額と比較いたしますと、一般会計合計では、その少し下の「 - 」の欄になりますが、20億4,014万3,000円の増となっております。

経済対策補正予算を除いた通常分では、 - の欄になりますが、23億2,867万7,000円の増となっております。

これは、道路関係の事業費増などにより繰越額が増となったものでございます。

次に、長崎県港湾施設整備特別会計の繰越額

が の欄になりますが、3件、9,670万円となっており、一般会計と合わせた土木部合計は、の欄になりますが、627件、347億7,044万2,000円となっております。

次に、一般会計合計 の欄に戻りますが、欄の繰越額を事由別にご説明をいたします。

表の右の方に、繰越理由を5つに区分して整理しております。

まず、地元調整に係る繰越額は、277件、176億1,012万3,000円。具体的には、関係機関や関係者との調整、工事施工に伴い発生する騒音や振動などの地元調整などに日数を要したため、繰越となったものでございます。

次に、用地補償額に対する不満や代替地の要求、家屋移転に日数を要したのものなど、用地補償に係る繰越額が62件、19億8,421万円となっております。

次に、工法の検討や、当初想定していなかった諸条件の変更に伴う設計変更の日数を要したものなど、設計、工法等に係る繰越額が77件、26億3,166万4,000円となっております。

次に、事業決定の遅れ、補正等に係る繰越額、これには経済対策補正予算に係る繰越額も含まれておりますが、193件、122億9,315万6,000円となっております。

また、資機材や人材のひっ迫、入札の不調・不落到に係る繰越額が15件、1億5,458万9,000円となっており、この内訳としましては、資機材や人材のひっ迫に係る繰越額が5件、9,064万円。入札の不調・不落到に係る繰越額が10件、6,394万9,000円となっております。

予算については本来、年度内に執行すべきものであり、引き続き事業の早期執行に努力するとともに、今後とも繰越額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【山本(啓)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【徳永委員】 ただいまの説明の中で、繰越についてです。不調・不落が15件ということでありますけれども、こういった内容の工事なのか、そしてまた、わかる範囲でいいですけれども、不調の内容を教えていただけませんか。

【馬場監理課長】 一番右の欄に書いております、資機材・人材ひっ迫、入札の不調・不落の具体的な事例ということでございます。

不調・不落につきましては、例えば道路橋梁工事の中で、具体的に申しますと主要地方道大島太田和線橋梁補修工事の中で発生しました。これが9,750万円でございます。

そのほか、不調・不落ではございませんけれども、資機材・人材ひっ迫ということで、例えば、三重川の河川改修の中で仮設鋼材の資材が不足していたとか、あるいは、一般県道小ヶ倉田上線の中で特殊工種の人材が不足していたという事例等がございます。

【徳永委員】 大島の橋梁9,750万円は、どういう理由ですか。

【池田道路維持課長】 大島大橋の橋梁補修でございますが、補正予算で獲得しました予算で事業を進めておりましたが、そういうものの工程について事業期間の確保が難しくなったということでございます。

【徳永委員】 工期の問題ですか、期間というのは。

【池田道路維持課長】 工期の問題でございます。

【徳永委員】 工期というのはどこもあるわけですよ。その中身は、橋梁のこういった補修の工

事なのかはわかりませんが、内容によっては例えば架設の仕事があって、その中に先ほど言われた人材の逼迫とか、技術者の不足等があって、そういう仕事はほかにもたくさん出ているから、この仕事に対して応札者がいなかったのかということはおわかりですが、工期の問題と言われれば、ちょっと理解ができませんけれどもね。ほかのところも工期はあるんですから。

【池田道路維持課長】少し休憩をいただけませんか。もう一回、確認をいたします。

【山本(啓)分科会長】しばらく休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

【山本(啓)分科会長】分科会を再開します。

【徳永委員】いいです。他の質問をします。

全国的に非常にこういう不調・不落が多いと我々も新聞等報道で認識はしていますが、本県の場合の15件というのは数から見ればそうでもないと思うんですけれども、他県に比べてどうなんですか。

【馬場監理課長】他県との比較は調査できておりませんが、そこは比較ができないところがございます

ただ、前年度と比較いたしますと、入札の不調・不落、あるいは人材ひっ迫、資機材のひっ迫を主な理由として繰越したというものはございません。

それと、先ほどの答弁で訂正をお願いしたいんですが、入札の不調、不調で大島太田和線の例を挙げましたが、私、9,750万円と申し上げましたが、すみません、桁が違っておまして、975万円の誤りでございます。失礼いたしました。

【徳永委員】そうであれば、あまり質問しなくてもよかった。1億何千万円で9,750万円と言うものだから、ちょっと疑問に思ったわけです。わかりました、内容は後でお聞きします。

最後にお聞きしたいのは、今、非常に人材ひっ迫と、技術者、ガードマンとか、いろいろと私たちもよく聞きます。今まで公共事業が右肩下がりに下がって、急に仕事量が多くなったということで、特に人材の中でも技術職という特殊工の方々がいないと、急に技能者、技術者を揃えることができなくて、仕事を受注したくてもできないということを聞いています。その辺はどうなんですか。

【田口建設企画課長】昨年度の不調・不落の状況について、内容を説明させていただきます。

昨年度の不調・不落が発生しました工事の種類につきましては、急傾斜工事、橋梁の補修工事、そのほか災害防除工事、建築工事等で多く発生をしております。

金額帯といたしまして1,000万円以下の小規模の工事が多く発生をしております、全体の約7割がそれに該当する状況でございます。

そういう中で私どもとしましては、人材の確保につきましては技術者の配置条件を緩和したり、資材の搬入、確保が難しくても工期を延ばさざるを得ないという点につきましては、これはまさに不測の事態でありますので、そういったものにつきましては、工期の延長も含めて適切に対応しているところでございます。

【徳永委員】入札はA、B、C、Dというランクがあります。1,000万円ということは、C、Dでしょうね。そういうことになれば、特例的に指名替え、ランク替えを。工期を変えるということもあるでしょうけれども、不調・不落を解消するためにランク替え、もしくは指名替えを

含めたところでの対応を今後しないのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

【田口建設企画課長】昨年度の不調・不落が発生しました工事について、例えばCランクとかDランクで発生した場合に、その指名を変えまして、C、Dのほかの方を改めて指名したところ、落札しているという状況でございます。

したがって、Cランク、Dランクの方々の中にも、まだ手すきの方がいらっしゃるという状況もありますから、現時点においては指名替えという形の中で対応してまいりたいと。同じランクの中で、指名をやり変えるという形で対応してまいりたいと考えております。

【徳永委員】わかりました。同じランクの中で指名替えでやるのが一番いいんですけども、もしそれでもだめだった場合は、例えばBランクを入れるとか、そういうこともやっていかなければ、繰越がまた来年、再来年とどんどん増えれば、またこれは大きな問題。

仕事ができる業者もいるんです。受注が少ないところもありますから、その辺はしっかりと調査をしていただいて、スムーズな受注に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

【山本(啓)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【高比良(元)委員】繰越のことについて、ちょっとやりとりをしたいと思います。

もう常態化しているよね、はっきり言って。決算の審査の時にもそうだし、こうやって所管の委員会の中で報告をいただいた時に審査をする、意見交換をするということでやっているのかもしれないけれども、議案というか歳出予算ではないものだから、言っていることを軽く受け止めて、一向に指摘に対して改善をしようという意欲が本当にあるのかなと、そう疑わざる

を得ないような、言ってみれば常態化していると思うんです。

公共事業の需要誘発効果とか、あるいは経済効果に対する影響とか、そういう意味合いを持った中で執行をしているわけだから、年度内にきちんと予定の分については消化をしていくというか、とにかく繰越額を減らす努力を目に見える形でやっていくというのが当然の話なんだよな。これは同じことばかり繰り返しているよね。

まず、そもそもの話を聞きますが、補助申請など事業化の前年度の作業内容と時期的な工程と、いよいよ事業に着手後の作業内容と時期的な工程について、具体的に話をしてみて、どうやっているのかというのを。道路、橋梁が一番多いので、とりあえず例として挙げてください。

【佐々道路建設課長】前年度からの事業の着手、要望、そういう流れについてご説明いたします。

まず、国の方に概算要望をするという手続が前年度の6月ぐらいにございます。その後、県の予算との絡みが出てきますが、9月ごろに予算要求ガイドラインというものが財政課から示されます。

その後、いろんな事業がおのおの進んでいきますので、概算要望したものを、11月に事業の進捗に応じて修正するという作業を行います。

2月議会に向けて予算の整理をすることになりまして、11月の要望を受けて、国の方からいろんな査定を受けまして、内示があるということになります。予算と国からの内示に差がある場合は、その後、年度がかわりまして予算を補正させていただくことになります。

内示がありました後、事業個々によって対応は異なっておりますが、新規事業の場合は、そこから地元と協議しながら測量設計を行って

くということで、初年度の場合は、いろんな調査が後半の方にずれていくということもあろうかと思いますが。

継続事業については、前年度に極力用地を確保した上で、なるべく早く工事の発注をしたいと思っているところです。

【高比良(元)委員】 予算要求とか編成の話はいいんだよ。特に本県の場合は、公共事業で予算要求をする時は、財政課の査定はノーズローでやっているから、そういうことはいいんだけど、要するに国への概算要求をする時の計画の熟度はどこまでのものなのか。

例えば、ペーロケであなたたちが勝手にやっておって、ここをせねばいかんということがあったから、その分の概算事業費からはじいて、地元との調整は全くないままに、要するに江戸町だけで考えたものをもって要求をして、そういう段階で終わってしまっているのか。

そうではなくて、事業の必要性を地元住民に説明をして、基本的な総意というか理解を得た中で、そして今後やらなきゃいかん手続がこうなって、協力を事前に取りつくと、そういうところまでしての話か。予算が見つからないとそういうことが全くできないから、言ってみれば地元の人たちにとっては白紙の状態で、一定作業が事務方で、県庁の中だけで進められているのか。どっちなのか。

【佐々道路建設課長】 地元との関わりについては、事業化する箇所について市町レベルまでは相談することはありますが、実際に測量設計に入るのは予算化されてからということになりますので、事業化後に。

委員のご指摘は、前の年からそういう地元との関わりが持てないのかというご質問かと思いますが、それについてはやはり事業化してから

の関わりになろうかと思います。

【高比良(元)委員】 予算が見つくかどうかわからないから、個別に具体的に地元の人たち、起業地内の関係地権者の洗い出しが仮にできておったとしても、具体的な話はなかなかできかねるといったことで、言ってみれば調整という作業が全くないという話ですね。

しかしながら、初年度は、あなたが言ったように設計や測量から入るわけだ。それが済んだら何かというと、まさに地元協議ですよ。地元説明会をやって、そこの大枠の了解がとれた中で、今度は個別の用地交渉が始まってくるわけです。そういうことでしょうか。そういうことを見込んだ初年度の経費が計上されているわけです。そうでしょうか。それで翌年度に繰越が出てくるというのは、通常考えにくいですね。初年度についてはそういうことでしょうか。

2年とか3年と継続してやっていく場合に繰越が発生する、そこが問題になってくる。ここで出てくるのが、地元調整の遅れとか、用地補償の云々とか、あるいは設計、工法の変更とかといったことが挙げられているわけですね。

初年度でそういったことを一定クリアしておけば、後年度でこんなにたくさん出てくるはずがない。それとも、全体の計画の中で細切れにやっておって、その部分だけしかやっていないから、1つ1つしかやっていないから、結局、その先のところが同じような話になってしまって、年度はずっと継続するけれども、結局、後年度にやる部分については同じような状況がまた出てくると、そういう話なんですか。

どうも、初年度において発注をするというか、具体的な事業化に着手する時期というのが、あまりにも遅すぎる。9月以降になったりしているだろう。なんでもっと早く、前倒して発注が

できないのか。初年度はそうだ。

次年度以降においては、具体的にここにいる上がっているけれども、これがものすごい件数で上がってくる。初年度の作業がいかにもルーズかと。

だって、設計工法の変更なんていうのは、基本的なことがあって、これを変更するというのにはあり得ないんだから、細かいところの話だろう。それでこんなに大きな数が上がってくるというのはおかしいじゃないか。いかに発注の仕方が、時期的に後ろ倒しになって遅れてしまっている。そこが一番大きな問題だと思っている。事務作業のあり方の問題だ。どうなんですか、その辺は。もう少し具体的に説明してください。

【佐々道路建設課長】ご指摘の、設計変更、工法の変更等についてですが、例えばトンネルの坑口あたりで掘削を進める時に、不測の事態というか、把握できなかったような地滑り等が発生した際に、工法の検討に時間を要したというケースなどもございます。（発言する者あり）

用地交渉の遅れ等については、ご本人の承諾が得られているものの、相続人が多数で、そこに時間を要して、その分を買える見込みということで工事の発注を予定していたものが、相続人多数でなかなか契約に至らなかったといった理由があります。

そのほか関係機関との協議、例えばJRとの協議とか、NEXCO、西日本高速道路株式会社との協議が遅れたとか、あるいは地元との調整、騒音とか振動について工事の途中でいろんな意見をいただいて、その調整に時間を要したといったものがございます。

【高比良(元)委員】相続だ何だという用地の話だけど、そういったことは登記簿を取っていく段階でもうわかっているはずなんだよ。

計画をつくる時に、例えば道路だったら法線をどう引くかというアウトラインの、これは中に入っていないからペーロケでやるのかもしれないけれども、そういった中で用地課あたりと設計協議をやれば、こういった地権者が出てきて、どれだけ作業の難易が出てくるかというのはわかるはずだ。

そうしたら、用地の取得をするためにどれぐらいの期間がかかってくるか、事務作業としてどれぐらいの量が出てきて、期間がどれだけかかるかというのは大抵が予測できる。

それと、いろいろ協議をしなければいけないと、それがなかなか不調に終わって時間がかかったと。そういうのも、あらかじめやっていけばいいじゃないか、基本的な同意をとりつける作業というのを。何もかも、予算がついてから一、二の三で始まるというようなことをやるから、事業化に向けての事業の仕込みというか、円滑にやっていくための作業を全くやらない。今、地権者との協議とか、そういった説明がなかなかかなわないと言ったけれども、具体的に事業執行について一定の機関と調整をせねばいかんということがあったら、そこは当然にやっておかないと、事業化そのものができないじゃないか。なぜ、そういうのはやらないのか。

設計・工法の変更、騒音とか振動とかと言ったけれども、今、品確法で総合評価でそういうことをやっているわけでしょうが、そういうものを出さないように、そうやって入札をやっているわけでしょう。それが、現場にあって、いよいよ事業化になって執行している時にそういうことが出てきて、調整を図らねばいかんと、時間がかかると。

言っていることとやっていることが全然違うじゃないか。そうしたら、何のために品確法で

総合評価でやるのか。

作業があまりにも遅過ぎるんじゃないですか、基本的には。着手する時期の問題だ、それぞれの年度において。工夫をすれば、うんと件数は減らせますよ。そういうことを部内で協議をして、どうやったら、本当に汗をかいて、知恵を出して迅速にやって、もっと頑張っただけで件数が減らせるかと、そういう協議をやったことがあるのか、土木部として。今まで何をやっていたのか。いつもいつも同じ指摘ばかりせざるを得ないだろう。

繰越額を減少させる、縮減するということに対して、庁内協議はどうやっているのか。

【宮崎土木部技監】 繰越の縮減につきまして、少しお話をさせていただきたいと思います。

今、委員ご指摘のとおり、繰越の額が多いというのは我々も認識はしております。今年度はつくっておりませんが、平成22年度から平成23年度、平成24年度と目標額をつくっております。平成22年度は目標額280億円、平成23年度が220億円、平成24年度が150億円というふうに、徐々に繰越については縮減していこうという目標をつくってやっております。

その結果として、平成22年度、平成23年度、平成24年度につきましては、繰越の目標額をクリアしまして、平成22年度が277億円、平成23年度が194億円、平成24年度が132億円という繰越額でおさまっております。

ただ、減額したからいいとは我々も思っておりません。いかにすれば減額、もっともっと少なくしていけるかというのは、部内で毎年協議をしております。繰越縮減の推進委員会というのをつくっております、私が委員会のトップをさせてもらっております。各課の総括と事務所の部長を推進員にしまして、毎年、年度初め

に、いかに今年度の仕事を推進していくかという会合を持っております。特に上半期、9月末を一つのターゲットとして、執行率等の数字を目標にして各事務所、各所属課で、これをいかにすれば縮減できるかと、随時そういう会議を行って縮減をしようという努力はしております。今後も、こういう会議等につきましては継続してやって、一番いいのは当然繰越額ゼロというのが目標ですが、仕事をしていく間に、特に用地につきましては交渉の相手がいると。

それと、地元調整で振動、騒音でのごことがありましたけど、机上では振動、騒音はこういう状況で仕事をさせてもらいますという話をして地元に入りますが、実際に現場に入って地元の方がどういうふうに思われるかというのは、確かに机上とは違う部分がありますので、そこにつきましてはきちんと地元の意見を聞いて調整した上で仕事をスタートさせるとか、仕事を再開させるとかというぐあいがありますので、そこについては可能な限り協議を早くやって、早く再開とか工事をやっていきたいと考えております。

【高比良(元)委員】 そういう検討をする、内部での監視をする、調整をするような組織をつくっているとすれば、実態が、狙いとするとところに具体的に効果が出るように、協議のあり方とか、時機に応じたところでのタイムスケジュールがあるんだから、それを見た中で、いま一步努力をしていかないと。

しかも、目標値をきちんと立てていかないとだめですよ。技監のところには全員集合して、状況報告をして、どうするかと、常にそういうことで取り組んでいくんだという、まずは認識、姿勢の問題だよ。

そして、地元調整の話で騒音とか振動とか、

要するに物理的な工事についての云々という話があったけれども、それだけじゃないはずですよ。言ってみれば、地元の人たちにとって各論で賛成だ反対だといういろいろあって、反対を賛成にというか、理解を得るための努力に時間がかかるという話は結構あったりする。

しかし、事業に着手した後にそういう話になると、反対をする人たちが仮に多かったら、事業の必要性とか公益性とか、そこが認められていないという話になるんだよ。こんな事業は要らないと言っていることの裏返しなんだ、逆に言えば。事業をするという意味において、おかしな話でしょうが。そういうのは、事前にある程度調整をする、初年度においてきちんと対策をとる、いろんな方策があるはずですよ。そして、可能な限り前倒しをして発注をしていく。

いろいろ言っても仕方がないけれども、今、技監が言った組織があるんだとしたら、その働きに期待するばかりだけれども、まずは目標値を立てて、そして今年度はどういうふうに、前年度以上に頑張ったと、そこを一定の時期に委員会に報告をしてもらいたいと思います。

【宮崎土木部技監】今の委員のご指摘のとおり、我々が努力すれば繰越額が減る部分も確かにあります。ただ、我々が努力しても、要は用地の補償みたいな形で相手さんがいらっしゃると、これで遅れると、それはもうやむを得ない部分が一定あると思うんですけど、先ほど言いました、我々が努力すれば減る分野に関しては、今後とも努力して、全体の繰越額を減らしたいというふうに考えております。

【高比良(元)委員】その決意で、今回の場合は了とせざるを得ないんだろうけれども、例えばこういうことだってあるんだよ。

用地を取得する、相続が発生しておった、だ

から時間がかかる。そこをどうするのか。

それ以前に、占有者というか地権者が、登記上はそうなっているけれども、実態としてはもう自分が所有をしているんだと。そのことは事業を執行する側もわかっている。しかし、登記が移っていないから、相続人に対して全部同意を取っていかねばいかんと、そういう話になってくる。

どうするのか。地権者にしてくれと、要するに占有者に。しかしながら、それはなかなか難しい。どうしたらいいだろうかと、ずっと店ざらしになってしまっているという話もある。

知恵を絞ってどうできるかと、そこをどう解決できるかという仕組みをつくることに対する腐心というか、知恵出しが全然足りない。積み残ってしまう。自分の経験から言っているんだよ。

だから、そこはどうあったら解決ができるのか、みんなで知恵を絞る、もう少し部全体として。金額よりも件数なんですよ、問題は。

もうこれ以上は言わないけれども、そういう事例もいろいろあるんですよ。こうすれば、もっときちんと早く解決できると、そういうところに特に腐心をしてください。

【馬場監理課長】平成26年度の繰越縮減につきましては、具体的に額を幾らにしようという目標ではございませんが、前倒しで予算を執行していくということが大事であるという観点、それと国の方からの要望等もございまして、一定の発注率の割合で目標を定めております。

平成25年度の経済対策補正予算につきましては、6月末で7割以上、9月末で9割以上の発注率、それから、繰越予算を除く平成26年度の当初予算につきましては、6月末で4割以上、9月末で6割以上の発注率を目標にしまして、それに向けて努力をしているところでございます。

【田中委員】今、繰越の問題が出ているので、各論は後で話すけど、総論的に部長と技監にお聞きしたいと思っています。

予算の単年度主義と国の補助事業の認定のあり方、これに問題があるんじゃないだろうか、制度そのものに構造的な問題があるんじゃないかと私は認識をしています。

というのが、国の補助事業の認定がなければ何もできないというのが今までの大体の立場だった。大型事業をやっていく時にもね。だから、そういうものに対して国の補助事業の認定にかわるべき、県独自で事業確定みたいなことをあらかじめすることはできないのか。これをやると、測量設計、用地補償的な、工事に入る前の段階のものは解決できる部分が結構ある。

特に用地補償は、私もいろいろ事業をお願いして経験しているけれども、本当に簡単にいかない。裁判関係が出てきて、相続の問題ですよ、一番は。

そういうものをクリアするためには、少し先行して。大型事業で、ここ10年計画ぐらいでやるようなものは、用地に関して言うなら公社を活用するとかね。

一般質問で聞いたこともあるけど、税制の問題はクリアできているのかどうか。用地を先に買ったって、事業認定がなければ、売った人の税金上の問題はクリアできないわけだから、そういうもろもろの制度そのもの、構造的なものがあると私は認識している。それをやって繰越しをいかに少なくするかという話にならないと。

しかし、発注してもできないものも結構ある。後で聞くけれども、地元調整なんていう問題が出てくる。

しかし、あらかじめ概略みたいなものをつくって最初から説明すると、大型事業に関しては

うまくいく。わからないで説明すると、いろいろなもめ事が起きてくるような感じがするので。

総論的にまず聞かせてもらおうと思います。国の補助事業の認定にかわるべき、県独自の事業確定みたいな制度ができないのかどうか。それで公社を活用したり、税制の問題をクリアしたりする、そこら辺の問題ができないのかどうか、冒頭にお聞きします。

【宮崎土木部技監】今ご指摘のあった、国の認定にかわるべきものがないかと。例えば補助事業みたいなものがあるって、県が先行して何かやれないかという話かと思います。

仮の話ですけど、県がある事業を進めたいといった時に、最終的には県の単独事業ではできませんので、国の補助事業もしくは交付金事業にのせざるを得ないということで、先行して走るのはいいんですが、仮にそれを国がオーケーしない場合にどうなるかというのがあります。したがって、これは事業にのれるという段階までいかないと、我々は先に進めないというところがあります。

もう一つは、単年度主義につきましては、確かに4月から3月で一回切らないといかんというシステムになっていますので、そこはちょっと堅苦しいところはありますが、我々の制度としましても債務負担行為があります。以前は、0国（ゼロク）といまして、年度の前に先出しみたいな形でやる制度もありました。そういう制度を活用できれば、全ての事業に活用はできないんですが、活用すれば、幾らかはその辺はうまくいくのかなと思っています。

それと、用地につきましては、用地課でも用地基金を持っています。例えば、その年に買いたいんだけど事業費がない、金がないといった時に、用地を先行して買って、次の年にその

事業用に買い戻すという制度があります。そういう制度は可能な限り利用していこうということで、現に一部の事業では用地基金を利用して先行して取得している部分もあります。

【田中委員】私が話しているのは大型事業の話で、例えば10億円以上かかるような県の懸案事項みたいなものがあるわけで、そういうものに関して、測量設計をしなければ用地補償も何もできないわけだからね。

今、技監が言ったのは事業認定をとった後、先行して用地基金でやれるのは私もわかっている。事業認定そのものがなければやれないと、そこら辺をクリアする県の事業確定みたいな制度が考えられないかという話です。

事業を認定した後は、用地はできるけど、用地でも問題がね。簡単にいかないんですよ。私は経験したけど、10年かかっても完成しないような事業がいっぱいある。大して大きな事業ではない、10億円以下の事業。特に歩道などの場合は家屋が絡んでいる。新規でトンネルを掘るとかなんとかとはちょっと違うからね。しかし、これはもうここでとどめます。一応は予算の関係でやらなきゃならないのでね。

繰越の前に、いつも思うんだけど、当初予算がある、それから、当年度の3月補正ぐらいで減額予算がある。例えば、1,000億円ぐらい当初予算で組んで、ああ、今年は1,000億円やるかと思っていると、3月で200億円ぐらいの減額補正がある。そこら辺も一つ問題があるんです。実質800億円しかない。そのうちの繰越云々だけれども。

現実で言うと、補正が6月に29億円ついて、土木部としては917億円6,000万円の事業予算になっている。これに繰越分が幾らですか、346億円かな。繰越が4月以降出るとすれば、発注

して繰越もあるけど、事業のパイとして考えれば1,263億円の今年度予算が実行されるのかと思うんだけど、来年3月になると、また200億円ぐらいの減額補正とかね。そこら辺の問題も含めて解決しないと、本当の意味の1年間の公共事業のパイが確実に増えていっているのかどうか。私はもう少し増えると思っていたので、言い過ぎかもわからないけど、自民党政権になって公共事業は増えると思っていた。しかし、実質はそんなに増えていない。

そこで、最後に聞きたいのは、29億円の補正を組んで、29億円も若干私は少ないような感じを持つんだけど、これは大体もう国の限界なのか、長崎県の限界なのか、それを聞かせてください。総論でいいよ、予算はどこでやっているのかな。

【中田港湾課長】港湾課の予算で、今回補正をしている分が7億円ぐらいあります。その内訳をいいますと、2ページの河川海岸費、これは海岸の開口部の対応をしていくための予算であります。県予算を上回る予算がつかまりましたので、この分を補正しております。

それと、港湾空港費で5億6,000万円ほどの増額をしておりますが、これは対馬空港の照明と滑走路の高上げ工事の費用で、これにつきましても県予算を上回る予算がつかまりましたので、その分の補正をいたしております。

【宮崎土木部技監】今回の補正は、県で当初予算を組んでおりました額よりも国の内示が上回ったので、そこを調整するために補正を出しております。

したがって、県が独自にあそこをここをというふうに事業を追加しようというのではなくて、我々の概算要求とか、その後の本予算に向けての要求段階で国が調整した金で今回、補

正を出させてもらっているという数字です。

【田中委員】各課の対応を聞くと、あなたの課は頑張ったな、あなたの課はだめだったなというような形になるので、それはあまり言いたくないんだ、内容的には。総論として29億円、約30億円の補正がどうだったのかなと。

3月の補正、プラス補正もあって、本予算を組んで、6月の補正という形で、昔に比べれば、出たり入ったり、出たり入ったりが激しいよね、わかりづらい。だから、決算の時に、本当にその年、その年にどのくらいの公共事業があったのかなと目安になるけれども、来年の3月に減額がまたあれば、これはどうだったのかなという話になるものだから、あえて話をしているんだけれどもね。

それで、公共事業に対する県の財政課の対応、大体もう目いっぱいですか。裏打ちをしなければいけませんから。地方財政計画は大きなものをつくるけれども、その中での県と土木の需要がいっぱいある。それに対して、財政との交渉もやらなければいけません。なぜかという、財政は裏打ちをしなければいけませんから。国がオーケーしたって、財政の裏打ちがなければやれないわけだから。

そこら辺で、県の財政の限界。おおむね、そんなに鮮明なところでなくていいけれども、感触的にどうなのかということをお願いしたいと思います。

【馬場監理課長】予算要求につきまして、県は平成25年度から、制度といいますかやり方を変えております。平成24年度までは、シーリングにつきましては前年度同額というふうになっていたんですが、平成25年度から、前年度の国の内示ベースということに変更されております。

したがって、当然土木部としましては、

予算の要求については近年の内示率といいますか、幾らか落とされるということを前提に要求していくわけですが、財政課の方は、前年度の国の内示ベースということにしておりますので、その辺で差が出てくる場合がございます。

【田中委員】予算要求に関しては、国もあるけれども、県の財政の対応もあるので頑張ってほしいと。繰越しについては、やっぱり減らすのが、その年の公共事業の実行された額になるわけだから、当初予算を組んだ時の期待感というのがあるので、できるだけ当年度でやっていただけるように希望して終わりたいと思います。

【江口委員】先ほど、不調・不落の件で徳永委員から話がありましたが、これは金額と件数から見ると、小規模なものということで金額も1億5,400万円と15件と。先ほどの話だと、不調・不落は組み替えをすることによって大体全部解消しているということだったんですけれども、よその県では、予定価格があまりに安いから、そういうことが不調・不落の原因になっているところも随分あるという話も聞いております。

長崎県の場合は、そういうことはなくて、組み替えで全部解消できるということで、労務単価のこともいろいろありましたけれども、予定価格そのものが、今のご時世では県が見積もった金額は厳しいということでの不調・不落は、全く今のところはないんですね。いかがでしょうか。

【田口建設企画課長】先ほどもお話ししましたように、昨年度の不調・不落の状況を確認しましたところ、原因としましては、手持ちの仕事が多すぎて、新たな仕事を取る余裕がないという話であるとか、同じランクの方で指名を変え

て違う方を指名しますと受注されるという状況から見ますと、これは予定価格に問題があるのではなくて、業者さんの受注状況と申しますか、手持ち状況に起因するものではないかというふうに考えております。

【江口委員】なかなか驚沢な状況ですよ、これはね。仕事が多すぎてということだから。

不調・不落が15件、金額はトータルで1億5,400万円ですが、予定価格で一番高かったのは幾らぐらいですか。15件のうち10件が入札での不調・不落だったという話ですけれども、その10件のうちで予定価格が一番高かったのは幾らぐらいのものでしょうか。

【田口建設企画課長】先ほど監理課長からご報告いたしました、主要地方道大島太田和線橋梁補修工事の975万円でございます。

【江口委員】ということは、我が県においては、大規模な工事については今のところはないということでしょう。

しかし、今後がですね。昨年ぐらいから、こういう不調・不落、もしくは人材不足とか資機材の不足ということが、比較にならないぐらいに発生したと。

これからの見通し、見込みで、いろんな大型事業を長崎県も抱えておりますけれども、東京のオリンピックの問題とか、東日本大震災の復旧・復興の問題とか重なってくると、資機材の不足とか、人材の不足とかということの影響が、我が県にもこれから出てくるんじゃないかなと思うんです。

ということで、この資機材の不足については、さっきもちょっと話があったけれども、去年の状況、今年に入ってからの状況、そのあたりの見通しはどうなんですか。

【田口建設企画課長】建設資材等の動向の実態

調査を現在行っております。具体的に申し上げますと、5,000万円以上の県工事を受注しております業者の皆様に対して、現在の資材の需給状況はどうか、過不足があるのか、入手が可能かどうかという点と、資材の高騰はないかという点で調査をしております。

その状況から見ますと、資材の需給状況並びに価格動向についてもほとんど均等、横ばい状態であるという回答が95%程度を占めておりますので、現在においては大きな変動がない、資材等の確保についても問題なく調達されているというふうに考えております。

【江口委員】ということは、長崎県でこれから大型事業をどんどん抱えておりますが、今の段階ではそう影響は、心配ないということでしょうね。

周りからそんな話を聞くことが多いものからね。長崎県においても、特に人の不足であるとか、技術者がいないとか、材料が高騰しているとか、不足しているとかというのをこれまでも随分聞いておりましたので心配でありましたけれども、今の状況ではそんなに心配はないということでしょうね。

もう一つは、繰越については、高比良(元)委員からもありましたように常態化していると、何年もこのような状況が続いております。しかし、平成24年、平成25年を比較してみると、件数が随分改良されているとうかがえます。決してこれでいいとは思っておりませんけどね。

一つは、技術者が不足していることによって、さっきもちょっと話があったのですが、工期の問題がですね。今決められた工期で果たしているのかと。入札不調・不調以外で、工期の問題はあまり影響はないのかなと心配があるんです。技術者が不足しているために、決められ

た工期の中ではなかなか上がりが厳しいと、何とかもうちょっと工期を柔軟に考えてもらえないかということについてはどうなのでしょう。

【田口建設企画課長】受注当初は問題なく資材が購入できる予定であったものが、実際に着工の中で必要な資材が確保できないと、契約の時点では予測ができなかった状況につきましては、工期の延期も含めて県としても適切に対応しているところであります。

【江口委員】では、個別にですね。

繰越の中の道路橋梁とか河川とか港湾というのは大体わかるんですが、住宅費の9億6,631万6,000円の繰越というのは、中身はどんなことですか。

【亀山住宅課長】住宅課の繰越額が9億7,000万円程度ございます。前年度と比べて約1億6,000万円の減と。（発言する者あり）

繰越額のうち、経済対策補正に伴うものが約5億円ありまして、補正を除きますと4億7,000万円で、昨年より約2,000万円の減となっております。

内容につきましては、入居者が住みながら住戸改善をする場合に、駐車場等の入居者との調整が必要になりまして、それに時間を要したということでございます。

それから、市街地再開発事業に対する補助につきましては、民間ベースの事業でございまして、基本設計の変更等が生じている状況でございます。

【江口委員】半分以上は経済対策の分ということですね。わかりました。

しかし、今の話で、個別の住戸の改善については年度を超さないようにやれるんじゃないかと思うんですよ。道路とかなんとか、土地の問題とかじゃないんだから、これはぜひ住宅課に

は頑張ってもらってですね。今みたいな理由であれば、繰越を何とか食いとめて年度内に事業を上げていくということが必要だと私は思っていますので、今後、住宅課においては、今のようない理由での繰越を最小限にとというか、出さないように努力していただきたいと思います。

【山本(啓)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)分科会長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分、報告第8号、報告第11号及び報告第14号のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【山本(啓)委員長】次に、委員会による審査を行います。そのまま続行してよろしいですか。

（発言する者あり）

では、しばらく休憩をいたします。再開を11時25分としたいと思います。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

【山本(啓)委員長】委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

土木部長より、総括説明をお願いいたします。

【浅野土木部長】私から、土木部関係の議案についてご説明いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料の土木部を開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第3号議案「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第12号議案「財産の取得について」で、その内容は記載のとおりでございます。

なお、第12号議案「財産の取得について」は、補足説明資料を配付させていただいております。

次に、土木部関係の議案外の報告事項について、ご説明いたします。

今回ご説明いたしますのは、起訴前の和解及び訴えの提起について、公共用地の取得状況についてで、その内容は記載のとおりでございます。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

今回ご説明いたしますのは、幹線道路の整備、石木ダムの推進について、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の推進について、長崎港ターミナルビル活性化検討協議会について、長崎県新行財政改革プランに基づく取組について、大規模建築物耐震化に対する支援の拡充についてであります。

なお、大規模建築物耐震化に対する支援の拡充については、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議のほどを賜りますようお願いいたします。

【山本(啓)委員長】次に、港湾課長から補足説明を求めます。

【中田港湾課長】港湾課関係の財産の取得について、補足して説明いたします。

第12号議案「財産の取得について」でございます。

配付の課長補足説明資料の1ページをご覧ください。

今回の財産の取得につきましては、民間倉庫を取得し、国際コンテナ貨物の荷捌き上屋として利用するものでございます。

取得する箇所でございますが、2ページの位置図をご覧ください。重要港湾長崎港の長崎市小ヶ倉柳地区に位置する本県唯一の公共外貿埠頭で、国際物流の拠点となっております。

今回三菱重工長崎造船所の大型客船受注により、輸入貨物の大幅な増加が見込まれておりますが、現在の小ヶ倉柳埠頭では上屋の面積が不足することから、新たに倉庫を取得し荷捌き施設とするものでございます。

3ページ及び4ページに、購入をする倉庫の現在の写真を貼付しています。

契約の相手方、契約金額は、1ページの中段ほどに記載しているとおりでございます。

今回の財産の取得は、民間所有の倉庫を購入するもので、相手方が特定されていることから、随意契約により所有者である長崎米穀株式会社と仮契約を行い、財産取得の案件として上程させていただいた次第でございます。

以上で、港湾課関係の財産の取得について、第12号議案の補足説明を終わらせていただきます。

【山本(啓)委員長】以上で説明が終わりました

ので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【友田委員】小ヶ倉柳埠頭の倉庫、財産の取得について、幾つかお尋ねをしたいと思います。

今説明があったように、三菱長崎造船所の客船受注による輸入貨物の増ということについては理解しますし、そのための荷捌き所が必要だということについても理解はいたします。

ただ、県があえて、港湾のそばにあるこういった倉庫を購入しなければならないのかという点については、少し疑問とするところでありまして、県内は長崎港しかありませんので、少なくとも九州の北部とか、そういったところで、このコンテナターミナルに附属する倉庫の所有者がどのようになっているのか、ここをお示しいただきたいと思います。

そして、確かに客船受注によって数年間にわたっては荷物が増えるということは当然見えていますからいいんですけれども、これだけのものを取得するとなると、それ以降の活用がどうなるのかということが一番問題だろうと思っています。

そういった意味では、この倉庫を取得することによって小ヶ倉柳埠頭の付加価値がどれだけ上がって、それ以上に、今後どのようにコンテナの物流が伸びていくというふうに見込んでおられるのか、このあたりもぜひお示しいただきたいと思っています。

そして、そのあたりについて例えば荷主のニーズなど、これができれば、5年後でも6年後でもこんなふうに伸びていくんですよという裏づけとなる根拠があるのかどうか、示していただきたいと思います。

また、小ヶ倉柳には、オーシャンローズが就航していたときに、クルーズ船とのバッチイン

グで、松ヶ枝のC I Qが使えなくなるということで、県が持っていた倉庫をC I Qの施設に改装しました。あれも相当お金をかけたと思うんですけども、実際に使ったのは、私は1回じゃないかと思っていますけど、数度しかないということでもあります。あれは、日中間の国交が非常に悪くなって、そしてオーシャンローズが廃止に追い込まれたという予測できなかった問題があるとはいえ、まだ就航していた当時、最初に私たちにほかの委員会で説明があった時は、年間20回ぐらい使いますということでした。しかし、実際に使われたのはそのくらいだったわけです。

あのような見通しの甘さは、もう小ヶ倉柳には許されないと思うので、このあたりのことをしっかりお示しをいただきたいと思います。

【中田港湾課長】貨物上屋について、県が持つ必要があるのかというご質問にお答えいたします。

上屋については、コンテナを扱っておりますので、コンテナから荷物を出してトラックに載せるといった作業が必要になってまいります。そのためにC F S、コンテナフレートステーションという施設を、今のところ長崎港には2棟整備をしております。

そこから出した荷物を荷主の都合に合わせて一時保管をするために上屋が必要になります。それが、今回取得をしようとしている倉庫の機能です。

これは、産業労働部が集荷の役割分担をしておりますけれども、ほぼ1年かけて、県内の荷主を回ってヒアリングをしております。そういった荷主の中には、上屋が充実しておれば長崎港を使いたいという声が多数上がっているところでございます。そういった声を聞きますと、

今後、上屋があることによって長崎港が選ばれるというような効果はかなり見込まれるんじゃないかというふうに思っております。

それと、他県の状況でございますが、九州管内の大きな港からご紹介すれば、博多港は24棟の上屋がございまして、約6万8,000平米ございます。北九州港は、40棟の上屋がございまして、140万平米ございます。下関港は22棟で4万8,000平米です。伊万里港は、県有の施設は少なく、4棟で約5,000平米になっておりますが、民有の倉庫が非常に充実をしていると聞いております。それと、八代港が6棟で1万平米です。

長崎港は、今回の民間倉庫を取得しますと、保有床面積が1万2,400平米になるところでございます。（発言する者あり）6棟になります。

それと、将来の活用法についてでございますが、当面は三菱の客船受注に伴う貨物をほとんど扱うことになると思います。ただ、今のところ3隻目の受注がまだ確定をしておりません。今後、3隻目、4隻目の受注があれば、もちろんこの上屋を使っていただくことになると思います。3隻目、4隻目の受注がない場合でも、三菱長崎造船所においては高付加価値船の建造を今後とも引き続き行っていくというふうに言っております。高付加価値船というと、客船のほかには地中探査船とか、LNG船とか、そういったものでもコンテナ貨物を取り扱うこととなりますので、そういった利用になろうかと思いません。

なお、先ほどご紹介しましたように、県内の荷主さん方からも、上屋があれば長崎港を使いたいという声が多く上がっておりますので、三菱の貨物以外にも、そういった県内荷主の利用が期待できるというふうに我々は考えております。

それと、柳埠頭の貨物上屋をオーシャンローズの就航のためにC I Q施設に改装した施設でございますが、利用については、今、手持ち資料がないのですが、1回ではなく10回未満は利用したと記憶をしています。

現在は、三菱の客船貨物の上屋が必要ということがございまして、たまたま、あのC I Qの施設はエアコンが付けられておりまして定温倉庫として利用できるということで、客船用の絨毯とか、高級な調度品といったものの保管場所として、今年の3月ぐらいから、ほぼ満杯状態で使用をしているところでございます。

【友田委員】 状況についてはわかりました。

他の大きなところがずっとありましたが、そもそも博多とか北九州を小ヶ倉と比べるとはいいかなものかなというのはあるんですけども、私が聞いているわけだから、それはそのとおりの答えいただいたと思うんですが。

松浦は伊万里湾に面しているわけで、伊万里にも私は行ってみました。伊万里港のコンテナターミナルの方にお話を聞いてきました。

週に5便ありましたけれども、1便廃止になって週4便です。中には長崎にも経由して伊万里に入るものもあるんです。

先ほど課長からあったように、伊万里はC F S倉庫は1つしかないんですけども、このコンテナターミナルに附帯する、先ほどは4棟あるとおっしゃったけれども、それは貨物を積むところにあるんです。魚粉とか、そういうものを入れて、もともと木材を揚げていたところにあるんです。コンテナ倉庫に附帯するのは、この奈雅井という民間の会社が持つ1,500坪の倉庫2棟なんです。

ここの方とも話をしてきました。実は小ヶ倉でこういう話があるけれども、どう思われます

かと聞くと、その担当の方がおっしゃるには、確かに三菱重工が客船を受注している2年間については絶対利用価値はあるでしょうと、しかし、その後がどうなるのか、そのあたりは私も何とも言えません。

先ほど課長からも、客船の3隻目、4隻目がとれば、高付加価値船がとればと、主体は三菱重工にゆだねられているわけです。

長崎県が購入することによって、長崎県が何か主体的に動いて、そこに動くというのが、先ほどの産業労働部のヒアリングの話なんです。私も、このことは何度も産業労働部と話をしたことがあるんですけども、産業労働部が今考えているのは、県内の荷主が輸出入しているコンテナを、とにかく小ヶ倉に集めましょうという発想なんです。

でも、データを見せていただくと、小ヶ倉柳から出ているのは、この長崎港の周辺だけなんです。佐世保とか県北の方は、博多とか伊万里とか北九州を使っているんです。なぜか。利便性がいいからです。週何便あるとか、そういうことがあるんです。

もう一つおっしゃったのは、小ヶ倉柳の方がいろんな乙仲の費用とかも高いと。だから、あそこにわざわざ揚げるよりも、横持ちを陸路で使っても博多とか伊万里に揚げた方が、荷主にとってはメリットがあると、だから皆さんはそういうより利便性のあるところに行くんですよとおっしゃるんです。

考えてみたら、長崎県というのは縦に長いわけですから、その一番南部にある小ヶ倉に荷物を持ってきてくださいと言ったって、県北の人たちが実際にそこまで持ってくるのか。そこまでの距離があれば、博多にだって行けるようになるんですよ。先ほどの部長説明にもあるよう

に、西九州道路はどんどん延伸してきています。それを考えると、荷主の皆さんは、もしこちらに上屋ができたって、利便性が高ければ伊万里とか博多に行く可能性があるわけです。

だから、県が購入をして、最初は確かにいいでしょうが、その後の十分な利用計画といったものをしっかり、十分に検証しておかないと、県民に説明がつかないと思うんです。

たまたま、オーシャンローズのためにつくったC I Q施設については、エアコンが使えるから定温倉庫として使っていますと。そういう付加価値があったからよかったものの、この倉庫は、荷物が入らない時に何かに使えるかということ、荷物が入ってこないと使えないわけです。

だから、必要性は十分認めるんだけど、即購入とかというんじゃなくて、何年間かリースでまず挑戦してみるとか、そういうリスク管理は必要なんじゃないかと思うんですけれども、取得をする際に部内でこういった議論はなかったんですか。

【中田港湾課長】今ご質問の内容に直にお答えすれば、部内ではリースで借り受けるというような議論はしておりません。

ただ、今回の取得について、長崎港の将来のビジョンを産業労働部と描いております。これまで、長崎港は週に1便しかコンテナ航路がなく、いつ廃止されるかというふうな非常に不安定な状況でございました。これが、三菱の客船受注によって、現在のところは釜山航路が週に3便就航しております。

先ほど委員からのご指摘もありましたけれども、荷主は、コストと利便性の2点で使用する港を選んでおります。その中でコストの部分は、いろんなインセンティブ等を行うことで、ある程度競争力をつけることができるんですけれども

も、利便性については、便数を増やさないことにはその効果が現れません。現在のところ、先ほど言いましたように週3便通っておりますので、利便性については遜色ない状況になっております。こういった状況をまずは維持することが、長崎港にとっては非常に重要なことだと考えておまして、利便性とコストの面で、今、産業労働部としては、荷主に集荷活動を積極的に行っているところでございます。

長崎港で扱われている荷物の状況をさらに分析をしますと、6割近くが対中国の荷物になっております。現在は釜山を経由して中国に運ばれる、あるいは中国から運ばれてくるというような状況になっているんですけれども、いわゆる遠回りをしてコストがかかった運搬をしておりますので、第2ステップとしては、中国との直接の航路を開設したいという目標をもって活動を続けているところでございます。そうすると、伊万里あたりにも十分競争力がついてくるということで、県北部の荷物も集荷の可能性が出てくるというふうに考えております。

その次のステップ、第3ステップとしては、今は運休しておりますが、フェリーとかローリー船といわれる車を載せるもの、こういったいわゆる高速船というふうには呼んでいるんですけれども、長崎と中国の距離的な近さを生かした高速船の航路を開設して、さらに競争力を付けていきたいと。そのためにも、今の週3便の航路を維持するためにも、ベースカーゴとなる三菱の客船貨物をしっかり確保していく必要があるというふうに考えて、この倉庫を取得しております。

取得をしたのは、三菱の客船貨物のピークが、この夏ぐらいにくると言われておまして、夏ぐらいに三菱が必要としている床面積が不足する

という状況がございまして、それを少しでも解消するためにということで、即戦力となる、購入後にすぐ使えるということもありましたので、この倉庫を取得したという経過でございます。

【友田委員】荷物がたくさんあるから船が就航する。船が就航したのは、三菱で客船が造られていて荷物がくるとわかっているから週3便になっているわけでしょう。船会社だって商売ですから。伊万里だって、先ほど申し上げたように5便が4便になったのは、荷物が集まらないからなんです。今は確かに3便でしょう。でも、3隻目、4隻目の客船が受注できなかったら、これはまた撤退しますよね。港湾業者は、儲けがないところは通らないでしょうから、撤退する可能性だって十分あると。

そういうところにおいて、この夏にピークがきます、県が、さあ、どうぞと言うのが本当に県として必要なことなのかと私は思っているんです。

あの港には乙仲の業者さんがいますよね。さっき紹介した伊万里湾は、乙仲の業者さんが倉庫を自前で持って、自らの生業として倉庫を動かしておられるんです。

だから、荷物がいっぱい集まるピークがこの夏にくるなら、民間の方々に取得していただいて民間の方に使っていただくと、それを提供していただくということだっていいんじゃないかと思うんですよね。三菱重工と乙仲の間の民民の取引でも別にいいんじゃないかと思うんですけれども、なぜ、民間にゆだねるのではなくて県がわざわざ購入しなければならないのか、このあたりについて、もう少し説明していただけないか。

【中田港湾課長】長崎港でコンテナ航路を開設してから、もう既に10年以上たっております。

これまでいろんな活動をしてきているんですけども、なかなかコンテナ航路が充実するような状況に至っておりません。

これは、地理的な条件、あるいはいろんな条件があって今のような状況になっているとは思いますが、黙って民間の活動に任せておけば、それはもう市場が大きなところ、例えば阪神、京浜といったところに荷物が集まっていくだけになります。九州の中でも北部九州、北九州とか博多、そこらに荷物が集まり、荷物が集まるということは、いろんな会社もその周辺にしか集まらないというような状況になってしまうかと思うんです。

そういう状況を打破するには、民にだけ任せおくわけにもいかないというふうに考えております。官側が何らかのアプローチをして、そういった需要を喚起するというようなことは必要ではないかと考えておまして、今、長崎港におけるコンテナ航路の充実化の取組を行っているところでございます。

【山本(啓)委員長】この件に関して、ほかに質問はございませんか。

他の方がなければ、続けてどうぞ。

【友田委員】これは、事前に説明を受けた時に、利用料を取るというお話だったと思います。大体このくらい見込めるんじゃないかという金額もお聞きしましたがけれども、そのあたりについて、少し説明をしていただけませんか。

【中田港湾課長】こういった上屋、あるいは倉庫については特別会計で行っておりまして、国から起債という形で借金をして、使用料をもって償還をしていくという事業となっております。

大体、上屋というのは華美にはつくらないで機能面を重視してつくるので、概ね面積当たりの料金は決まってきました、今のところ使用料

につきましては、計算の結果、既存の荷捌き上屋の使用料と同額でペイできるというふうに考えておまして、今のところ、日平米当たり17.11円の使用料を取っていく予定としております。

【友田委員】日平米当たり17.11円はわかりました。それで償還ができるんじゃないかと、ペイできるということだったので、1億8,135万1,000円で買って、17.11円平米/日で計算した時に、常に100%ということはないでしょうか、ある程度このくらいだろうと見込める利用料で、何年で返せるんですか。

【中田港湾課長】これは中古ですので、細かい説明は抜きにして、19年が残りの耐用年数となりますので、19年でペイするというふうに計算しております。

【友田委員】19年でペイできる時の占有率は何パーセントぐらいですか。何パーセントぐらいでいくという計算ですか。

【中田港湾課長】すみません、少し休憩をいただいでよろしいでしょうか。

【山本(啓)委員長】友田委員、ほかにありますか。

【友田委員】そこをお聞きしたいですね。

【山本(啓)委員長】港湾課長、すぐに出ますか。

【中田港湾課長】はい、出ます。

【山本(啓)委員長】では、暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時53分 再開

【山本(啓)委員長】委員会を再開いたします。

この内容は、当然のこと議案ですので、各委員に納得いただかないと進みませんから、午前中のやり取りも踏まえて必要な資料を揃えていただいで、配付できるものがあれば配付をして

質疑に臨んでいただくということで、午前中は終わりたいと思います。

午後は、1時30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

【山本(啓)委員長】委員会を再開いたします。

まず、午前中に引き続きまして、質問のありました件につきまして、資料を配付していただいておりますので、説明を求めます。

【中田港湾課長】午前中に引き続きまして、説明させていただきます。

お手元に3枚紙の資料を配付させていただいております。まず、その2ページ目をお開きいただきたいと思います。

午前中にも少し説明をさせていただきましたが、これは、我が県が考える国際物流の将来像、ビジョンでございます。一番下に書いてありますが、このように3ステップの段階的な航路展開をしまして、長崎港の利便性向上を図り、他港から貨物を奪還したいと。最終的には、長崎港の地理的優位性を生かして、全国から高鮮度、高品質な貨物を集荷し、県内産品の輸出拡大を図っていくというのが物流の目的でございます。

1枚目をお開きください。下に図をつけておりますが、これが小ヶ倉柳埠頭の状況でございます。右側に四角が並んでいる、これが上屋群でございます。今回、購入をしようというのが赤く着色している部分でございます。その敷地は赤い線で表記されておりますが、ピンクの着色をしたエリアは、現在コンテナヤードを拡張しようとしているエリアでございます。今回の長崎米穀の敷地は、まさにこのコンテナヤードに隣接をしており、物流の効率的な利用をす

るために非常にポテンシャルが高い場所となっております。

先ほどのステップ1、航路を維持していく段階に今はあるんですけれども、そういう状況の中で、航路維持のために必要な三菱の客船貨物を扱うには、上屋のスペースが足りていないという状況がございました。

そういう状況の中で長崎米穀さんが、この土地・建物を売却したいという情報が入りまして、我が方としてもぜひ欲しい場所、非常にポテンシャルが高い場所ということで、今回の購入という経過に至ったわけでございます。

1ページ目の上に、この倉庫を購入した場合の採算性について整理をしております。購入費用に利子を加算した金額、起債償還額を19年間の使用料合計の方が上回ると、収支としては成り立つ結果となっております。

加えて言いますと、下の図に1号上屋とございますが、これは建築されて40年が経過しております。耐用年数は31年ということで、耐用年数を過ぎてもいまだに使用しているという状況ですので、収支に関しては心配がないというふうに考えています。

以上でございます。

【山本(啓)委員長】説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。

【友田委員】午前中にお尋ねしていた分で見ると、結果的に90%の稼働率を19年間続けると、このような試算ができますということですね。だから、一番の問題は、90%の荷物を本当に集められるのかということになってくるわけですね。

確かに今年の夏に客船の貨物のピークがくると。ピークがくるとということは、それから落ちるといっていいでしょう。だから、本当に継続的

に19年間も90%の状態を保てると、その辺の何か確固たるものが必要なんじゃないかなと思う。

もちろん努力目標であることは十分わかっていますよ。わかっているんだけど、これを県が購入することで、こういうふうな波及効果があって、そしてこれが、最大の目標とする県民所得の拡大にこんなふうにつながっていきますよと、だから、この倉庫は県が購入しなければいけないですよと、そういうストーリーをきっちり我々に見せてほしいですよ。

午前中の質疑を聞いていると、結果的に三菱重工さんにいろんな面でゆだねている。客船を3隻目、4隻目を受注してもらえば大丈夫ですよとか、もしそれを取れなくても、高付加価値船が受注できれば、その荷物がありますからと。でも、それはすべて三菱マターの問題であって、何もこの90%に反映されていないと思うんです。

だから、そのあたりをもう少し、こういった資産を購入して、しかもそれが活用されるというのであれば、もうちょっと、そのあたりの明確な、やっぱりこれが必要なんだと思えるようなお話を我々に聞かせてほしいと私は思っているんですけど、いかがでしょうか。

【中田港湾課長】その質問の答えになるかどうか、3枚目にペーパーを付けております。これは、昨年1年間で港湾課と産業政策課と合同で県内の荷主を回った、そのまとめでございます。

荷主さんからは、長崎港の課題として、仕分け倉庫がないと。この会社のような規模の事業所では、自前で倉庫を造ることはできないので、急な注文に対応するためにも在庫を用意する必要があるというような意見が多数、ヒアリングの中で出されました。

また1ページ目に戻っていただきますが、今

現在、長崎港で取り扱っているコンテナ貨物のうち、黄色と水色に分けて着色をしておりますが、水色の部分が三菱の客船関係の貨物を入れている倉庫です。黄色は三菱以外の貨物を扱っている倉庫でして、このように取り扱っている貨物は全く三菱だけというわけではなくて、広くいろんな貨物を扱っているのが現状でございます。

我々県としては、三菱の貨物ももちろんですが、先ほどあったような県内の荷主の8割が県外の港を使用しているという状況から脱却すべく、とにかく利便性を向上させて、長崎港で集荷をするというふうな取組を今現在も積極的に続けているところでございます。倉庫を生かしていけるように、今後とも積極的に集荷活動を続けていきたいというふうに考えております。

【友田委員】担当課は、この資産の購入に当たって、委員会でこういう質問が出るという予測はできていなかったんですか。もし、議会からきつこういう指摘があって、こういう回答をしなければならぬという思いがあるのであればね。

私は、この財産の取得についてのペーパーだけでは納得できないと思うから、最初からこういうものをきちっと付けてあって、事前にこういうものがきて、我々がこういうものを一とおり見た上でこの議論に臨むなら、もうちょっといろいろあったんじゃないかなと、我々も、ここに臨む時にあったんじゃないかなと。

このペーパーだって、委員長から提出しなさいという要望があって初めて出てきましたよね。そういうところがね。そして、90%と書いてある。お尋ねしないと、この90%というのは出てこない。そういう姿勢で本当にいいのかなとい

うのもありますしね。

やっぱりこの90%、確かに目標高く頑張ります、でいいですよ。しかし、19年間これを続ければペイできますからと言われても、この90%が問題なのでね。この辺ももう少し何か説得力があるようなものがないんですか。やってみないとわからないというのはわかりますよ。もちろん努力しますというのわかりますよ。

でも、県民がこれを聞いて、それは買わなければと思いますかね。そんなところなんですよ。

そのあたりをもう少し力強く、いやいや、大丈夫ですと、これを買うことで、私たちは頑張って、県民所得向上にこうやってつながっていきますからというようなお話があるのであれば、それをよしとして信じて認めていいんだけど、なかなかその辺までのお話がないですよ。こうして利便性をして、これから頑張りますから、でしょう。

午前中に言ったC I Qだってそうなんです。これができれば、さらにクルーズ船の誘客にいいですからということで議会も認めてきたわけです。たまたま定温倉庫として使っているから、まだましですけども、あれがもしそういった利用価値もなければ、何をやってたんだという話になるわけです。

だから、もう一回同じようなことにならないためにも、十分にここで議論をして、そういう発言をした県も、しっかりとその発言が実現できるように、ずっと継続的に努力をしていくというような確認ができないといけないと思うんですけど、このあたり、部長、いかがですか。

【山本(啓)委員長】 今日、ずっと友田委員からそういう質問があって、委員に配っている資料もありますので、部長からのお言葉をいただきますけれども、ほかに、この件について同じ

ようなご意見のある委員はいらっしゃいますか。よろしいですか。

では、1回、部長の答弁を聞いてから、今後の取り扱いを含めて皆さんにお諮りします。

【浅野土木部長】 ただいま委員の言われた件について、長崎県の基本的な考え方はさっき述べたとおりで、とにかく長崎港をいかに将来的に地域として重要な港湾の位置付けにもっていくのかと、大きな戦略はそうだと思います。それによって県民所得向上だとか、県の産業を発展させていくというのが重要なところだと思います。

ここに書いてあること自体は、中身的には非常に重要なことなんです。こういうものを県の方針として、県民を含めて議会にきちんと説明をした上でやっていかなきゃいけないというのは、おっしゃるとおりだと思いますので、今後のこういう説明の仕方とか、方針の示し方とか、その辺は今回かなり不十分だったと思いますので、改めて部内で、やり方としてどういうやり方がいいのか、きちんと議論をした上で、これからまた議会に臨みたいというふうに思います。

いずれにしても、これにつきましては、県としては一番重要な施策の中の一つだというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

【山本(啓)委員長】 暫時休憩します。

午後 1時43分 休憩

午後 1時45分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開いたします。

休憩中にお話をいたしましたとおり、第12号議案に関しまして、それぞれの委員より、もう少し詳しい資料がほしいというような申し出もございました。

理事者におかれましては、週明けの委員会において、内容について、環境だとか行政側以外の誰それがじゃなくて、主体的に県行政が、このことについてどのような戦略をもって、どのようなビジョンをもって打ち出しているのか、そういったものがわかりやすい資料をお示しいただいて、7月7日、委員会の冒頭で土木部からの資料説明をしていただいて、審査を再開したいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】 それでは、そのようにいたしたいと思います。

ほかに、第3号議案に関しての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

第3号議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第3号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【馬場監理課長】 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関す

る決議に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料について、ご説明いたします。

提出している内容については、補助金内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。なお、今回の報告対象期間は、平成26年3月から5月までに実施したものとなっております。

初めに、資料の1ページをお開きください。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金について記載をしております。

2ページまでが、直接補助金、3ページから5ページまでが間接補助分となっております。

次に、資料の6ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事関係の委託、建設工事、その他の3つに区分し、契約状況一覧表、入札結果一覧表を添付しております

6ページから194ページまでが平成25年度分、平成26年3月中に契約したものでございます。

195ページから353ページまでが平成26年度分、平成26年4月から5月に契約したものとなっております。

次に、資料の354ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、369ページから最終のページまでは附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【山本(啓)委員長】 次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について説明を求めます。

【田口建設企画課長】 平成27年度政府施策に

関する提案・要望の実施結果について、ご報告をいたします。

お手元の資料「平成27年度政府施策に関する提案・要望について」をご覧ください。

去る6月11日及び12日に実施いたしました平成27年度政府施策に関する提案・要望について、土木部関係の要望結果をご説明いたします。

土木部関係におきましては、西九州自動車道の整備促進について、幹線道路、地域高規格道路、国道、県道、街路の整備促進について、交流の拠点となる港湾の整備促進についてなど、8項目の重点項目について、要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、要望先が自由民主党、公明党、民主党、国土交通省であり、高村自民党副総裁、野上国土交通副大臣など計18名に対し、知事、土木部長により要望を行いました。

このうち、高村自民党副総裁からは、公共事業全般のお話として、地域のオピニオンリーダーである知事に、公共事業は防災を含めまだまだ必要であるということを地域の世論を巻き込みながら訴えてもらいたいとのご意見をいただきました。

また、野上国土交通副大臣に対しましては、特に本県の道路の整備が、全国的に見まして整備が遅れていることから、一般国道34号などの幹線道路の整備促進について、強く要望を行いました。

その結果、一般国道34号、大村から諫早間につきましては、準備が整い次第、手続に入っていくとのご意見をいただいたところでございます。

また、花岡国土政策局長に対しては、近年、長崎港のクルーズ船の寄港隻数が増加している

ことから、長崎など交流の拠点となる港湾の整備促進について、強く要望を行いました。その結果、長崎駅から港まで、一連のものとして考えなければならないというご意見をいただきました。

以上が、土木部関係の要望結果でございますが、一般国道34号、大村から諫早間の平成27年度新規事業化、長崎港松ヶ枝地区の整備促進など、提案・要望の実現に向けまして、引き続き国への要望活動を行ってまいります。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

【山本(啓)委員長】次に、建築課長より補足説明の申し出がっております。これを受けすることにいたします。

【大場建築課長】長崎県大規模建築物耐震化支援事業費について、補足してご説明を申し上げます。

補足説明資料の5ページをお開きください。

資料左側にお示ししていますが、耐震改修促進法の改正によりまして、特定の用途で大規模な建築物について、平成27年末までに耐震診断の実施及び報告が義務づけられました。

そこで、これらの耐震診断が義務化される大規模建築物の耐震化を円滑に進めるために、資料右側上段のとおりでございますが、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び幼稚園、保育所等の非難弱者が利用する建築物のうち大規模なものについて、今年度当初予算で、耐震診断に要する費用の6分の5を補助する支援制度を創設したところでございますが、今回新たに制度を創設しまして、支援内容の拡充を行おうとしております。

資料の右側中段をご覧ください

拡充内容といたしましては、耐震診断の補助

対象となる建築物を対象に、耐震改修計画作成に要する費用の6分の5を補助する支援制度及び耐震改修に要する費用の約45%を補助する支援制度を新たに創設するとともに、下段のとおり、市町から避難所等の指定を受けた場合は、耐震改修に要する費用に対する補助率を15分の11に嵩上げするものであります。

なお、避難所等の指定は、市町の地域防災計画及び長崎県耐震改修促進計画への位置付けが必要となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【山本(啓)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 1時56分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開いたします。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【高比良(元)委員】 佐世保市からの陳情の中で、石木ダムの建設促進というのがあります。

先ほど執行部の方から、陳情に対する対応について、文書でお示しをいただいております。

石木ダム事業の推進のためには、残る地権者の皆様方には、あらゆる機会を捉えて、ダムの必要性をご理解いただけるよう、県・市町が一体となり、誠心誠意努力してまいります。これまでずっとこのようなスタンスでやってきて、今後ともこういった立ち位置の中でとにかく全力を尽くすと。

それはそれで結構ですが、一方で、平成21年

11月9日に国へ提出した事業認定申請については、平成25年9月6日に事業認定の告示がなされ、今後、用地交渉等の動向を踏まえ、裁決申請について総合的に判断しますと。要するに、平成25年9月6日に事業認定の告示がなされて、仮に裁決申請をする場合においては、1年しか期間としてありません。残されたところ、今日は7月4日だから、2カ月ぐらいいかない。そこで知事も、今度、地権者の皆さんに会うというような話を聞いています。

裁決申請について総合的に判断すると、まずここから入りたいんだけど、これは、どういう判断の要素、斟酌する素材をどう考えて、何をもちいて判断をするのか、しかもいつごろということについて、答えられる範囲で答えてもらいたい。

【野口河川課長】 委員ご指摘のとおり、事業認定の告示から1年以内に収用裁決申請を上げないと、事業認定そのものが失効するという制度になっております。委員もご指摘のとおり、残された期間はそんなに長い時間ではございませんけれども、県の基本的な考え方としては、誠心誠意対応させていただいて任意解決を図るのが県の大前提でございまして、裁決申請のぎりぎりまで任意解決について努力してまいりたいと考えております。

【高比良(元)委員】 それでは済まないんです。そこは表面の話なんですよ。そこに軸足を置いて頑張るといふことはそのとおりではあるんだけど、もう少し突っ込んだ議論をしておかなきゃいかんと思うんです。

しないとなれば、9月8日に事業認定の効力が失効する。今の予定では、9月議会は9月10日に本会議の予定なんです。臨時でやらない限りは、石木ダムのことについて我々と議論をする機会

は今回しかないんです。そういう意味で、少し突っ込んだ議論をしておかなきゃいかんと思うんです。

今言われたように、任意解決するのが基本だと、それに向けてとにかくやるんだとおっしゃるけれども、だったら収用はもうやらないと、裁決申請しないということですか。事業認定が仮に失効した場合、手続保留をやっているところが大部分であるだけけれども、そうでないところがある。そこは、起業地の中の水没地になる。あらかじめ先行して、道路の付け替え等をやっているか。

これはちょっと字が小さくてよく読めないんだけど、字矢杖というのか何というのか、それと字上辻というのかな、結構広い面積のところがあるんです。

そうすると、手続保留をやっているところはまだ猶予が3年残っているだけけれども、いずれにしても起業地内の重要な位置を占める、保留をやっていないところ、ここがもし事業認定が失効したとすると、まさに起業他全体の確保はできなくなる、事業として成り立たなくなるということになるんです。

もう一回、事業認定を申請してやり直すことができるかという、これは理屈ではできないことはないけど、現実にはできないと言わざるを得ないと思う。しないとなれば、緊急性の判断がそこでもう及ばないという話になる。ですから、国も再度の認定ということはありません。

そうすると、手続保留をやったところ、あるいはやっていないところ変わりなく、要するに、最初で最後の裁決申請の期限ということになってくると思うんです。ですから、そういう意味でお尋ねをしているだけけれども。

例えば、裁決申請をする場合に、土地調書もつくらなければいけない、物件調書もつくらなければいかん。そういうふうに事前に書類を作成する期間は当然必要になってくる。9月8日にたちまちそれができるかという、そうではない。

取得する場合の補償の仕方をどうするか。例えば立木を移転補償とするのか、取得という形とするのか。1坪地主ではないけれども、いろんな人が関わっておって、権利を持った人がいる。その洗い出しをどうするのか。要するに裁決申請の仕方はどうするのかということ整理しないと、収用委員会の審査になじまないという話になってしまう。当然に事務的な準備期間が必要になってくるわけです。

だから、そのタイムリミットをどういうふうに考えてやっていこうとしているのか。我々に何も示さないままに、県として決めましたというわけにはいかないと思います。委員会の所管事項だから。

本来だったらあなたたちが、いついつ、こういう腹を固めましたと、知事の責任のもとに。その時に委員会を可及的速やかに開いて集中審査をする、そういう道が残されていないとも限らないと思うけれども、まだそこはあずかり知らぬ話ですから、そういう意味で今、お尋ねをさせてもらっています。

裁決申請のタイムリミットって、いつぐらいから準備にかからなければいけないと、そこをフィードバックした場合にどれぐらいになるのか。9月8日ではないでしょう。いつぐらいまでを考えているんですか。

【野口河川課長】基本的な最終判断は、やっぱり9月8日ぎりぎりまで任意交渉をやるという基本スタンスの中で、最終判断はぎりぎりまで

残しておきたいというふうに考えております。

【高比良(元)委員】内々に作業をしつつ、最終判断は9月8日と、そういう話になるでしょう。でも、内々の調査といたって、江戸町だけでできる話ではないんだよ。現場に行って確認をしなきゃいけないんだよ。例えばさっきの立木の取得だとか、そういうものについては。権利関係についても一定、可能なことはやっていかなきゃいけない。全部不明で、不明裁決申請というわけにはいかないんだから。

そうすると、行動を起こさないといけないわけです。少なくとも現場に入らなきゃいけない。こういう作業はどうなっているんですか。

【野口河川課長】そういう事務的な作業については、適宜適切な時期にやっていかなければならないと考えておりますけれども、現時点では、先ほど申し上げましたように、やはり最終判断は、残された時間は短いんですけれども、任意解決に向けて最大限努力するというのが、今の県の立場でございます。

【高比良(元)委員】戻るけど、最終判断をする場合のメルクマークって何ですか。今後、残されたわずかな期間だけれども、とにかく交渉をしていって、一定歩み寄りができてきた、任意交渉で解決の糸口を見出すことができ、そこに可能性を求めていきたいということで、もう裁決申請はあきらめましたと、やりませんと、あくまでも任意でやりますと、そうするのか。

そうではなくて、対立が明確になっていて、何としてもと理解を求められるけれども、そこはご理解いただけないといったことで、次のステップに入らざるを得ないというふうにして判断する。だから、何をもって判断をするのか、最終判断というか。その話をしてください。

【野口河川課長】先ほど来申し上げております

ように、任意解決するためには、やっぱり一度お会いして話し合いをすることが最も大事なことであるということで、先々週から、新聞等でも報道されておりますけれども、知事、市長、町長が、どうしても川原地区の地権者の皆さんとお会いしたいということで再三お願いしております。具体的に言いますと、7月1日、7月5日、まさに明日ですけれども、話し合いの機会を持たせていただきたいと、並びに協力をお願いもさせていただきたいということを申し入れているんですけれども、明日の7月5日の面談につきましても、昨日、向こうの方が都合が悪いというふうな返答があっておりまして。

県としましては、そういう場を持たせていただきたいお願いすることも続けていきたいと考えておりまして、任意解決のためには、まずお会いして話をさせていただくのが最重要であるというふうに考えております。

【高比良(元)委員】もうそんなに時間がないわけだ。本当に腹をくくって、どうするかという決断を余儀なくされる時期、期限がもう刻々と迫っているわけだ。今までの答弁はそれでよかったのかもしれないけれども、それがいつまでも通用しない。客観的に考えて、それはもう最大限の努力をして理解を求めると、それに尽きるんだけれども、しかし、この何十年も対立をしながら、事ここに至っている状況の中で、事業の必要性とか、公益性とか、そういったことについて基本的な認識が違うわけだから、おいそれとわかったという話には、客観的に見た場合はそう簡単な話ではないと思っているんです。

そういう状況でしょう。間違いないでしょう、これは。だったら、また会えなくなったという話だけれども、仮に会えたとしても一度や二度で済む話ではないですよ。ところが、9月8日と

というのは刻々と迫ってくるわけです。その時に最終判断と。

だから言っているんです、さっきから。最終判断とは何をもって最終判断をするんですかと。2つに1つしかない。そこはどう考えているんですか。事業をやめるのか。それとも任意交渉で、今後もずっと引っ張っていったらやるのか。どうするのか。

そこは基本的な話だから、いつまでも頑張る、頑張るといふ表面の話だけでなく、腹をくくった話し合いをしなければいかなのじゃないのか、我々とも。どうですか、部長。

【浅野土木部長】石木ダムにつきましては、今まで長い年月かけて、40年余り、いろんな交渉の中でやってきたわけです。

事業認定をかける前の段階で、かなりその辺の議論をさせていただきまして、その状況が、当時、地元の地権者の方々となかなか会えない状況がございました中で、何らかの打開ができないのかということで、今まで手続としては進めてきたということでございます。

昨年12月に、場は変わりましたが、弁護士が入ったということがちょっと変わったんですが、いずれにしても話ができる機会が少し出てきています。その中で事業自体の話とか、その辺のことにつきまして何回か議論を交わすことができた。

その後、春になって一度、そういう状況の中で知事も現地に赴いて、何とか一人ひとりとお話ができる機会ができないのかということで足を運びました。

その後は、我々事務方としましては私がヘッドになって、2回ほどですが、弁護士も入ってはいますが、その議論をしてきた。その中で、知事との直接の機会ができないのかというお話

があって、我々も、やはり現地へ行って、現地の13世帯の方々と直接お話しする機会があるのであれば、これを一つの機会として何とか。

そこで委員がおっしゃるように和解できるかとかという問題は置いておいて、まずはお話ができたということ自体が、話としては一つの進展ができたということだと思いますので、まずそれを第一義に考えて今やっているわけです。

その後の話は、いずれにしても会えた後どういう議論になるのかというのが非常に重要で、そこを踏まえながら、最終的にどういう判断をするかというのをぎりぎりまで、我々としては期間の許す限りやっていかなきゃいけないということで、今こういう話をさせていただいているところです。

いずれにしても、手続につきましてはいろいろございますので、その辺の話につきましては必ず議会の方に、こういう話があって、こういう段取りを踏んでいきますという話は事前に必ずご説明しようとは思っていますので、ぜひ、今の状況を取りあえずは見ていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願い致します。

【高比良(元)委員】最終的な判断は、いよいよ裁決申請の期限である9月8日に行いますと、そういうことですね。そうしたら、その判断をして、直ちに我々とまた委員会で議論をするのか。そういうことは考えていないのか。もう自分たちで判断して、それをお知らせするだけなのか。

このところは、よくよく考えてもらいたいと思っているんです。蚊帳の外に置かれたってかなわない、委員会として。そこはどう考えているのか。

【浅野土木部長】その辺の県の判断をする場合には、もちろん議会、皆様方にお話しした上で

ということが必要だと思います。その段階は少し我々も考えさせていただきたいし、また、委員長ともご相談したいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

【高比良(元)委員】 そのようなことを考えているということですから、委員長においてはぜひ、ここは抜かりない取り扱いをよろしくお願ひしたいと思います。

委員会としてやらなきゃだめですよ。個別に委員に説明するなんてことはだめだから。

それを前提として、その前に整理をする意味で聞かせていただきたいと思っているんだけど、仮に裁決申請をするとした場合に、どの範囲でやるのか。手続保留地も含めて全部やるのか。それとも、今回失効する分だけやるのか、そこはどう考えているのか。

【野口河川課長】 今回、9月に期限を迎えるところ、手続保留をかけていない農地だけを今のところは想定いたしております。

【高比良(元)委員】 そこは、例えば家屋等の支障物件はないのか。

【野口河川課長】 家屋等の支障物件はございません。

【高比良(元)委員】 そうすると、仮に裁決申請をして裁決がなされて、明け渡し在地権者に求められる時に、行政代執行はあり得ないということだな。行政代執行はないな、そうすると。答えて。

【野口河川課長】 行政代執行は想定いたしておりません。

【高比良(元)委員】 そうすると、実際に起業地として確保し、いろんな物理的な工事等に入ろうとする時に、いろんな抵抗があったら、その時にはどういうふうなことを考えているのか。少し先走った話かもわからないけれども、それ

はどういう手続でやっていくのか。

【大場用地課長】 土地収用手続きと行政代執行というのは別物でございます、収用委員会で裁決したものと、工事で妨害するというのは、代執行とは別の執行であるということを申し上げたいと思います。

【高比良(元)委員】 そこが民事の裁判でまた別途という話が当然出てくるんだよな。その辺について、妨害排除請求とか、そういう話になってきて、代執行じゃなくて強制執行の話になってくるんだよ。そういう意味では、そう簡単ではないんだよ、これは。収用裁決で終わりという話ではないんだよ。

あなたたちは、手続保留地は除くという話をしたけれども、そういうことを一方でしながら、保留をかけたところについて交渉ができるのか。交渉できないよ、こんなことは。2段階方式が基本的に成り立つのかということだよ。ここは、もう腹をくくって考えていかなきゃいかんと思いますよ。同じいざこざを、あえて機会を分けることによって、さらに助長させてしまう。拡大してしまう。仮に公用収用権でやろうとした場合、相手をさらに踏みつける結果になってしまう。

ここは、よく考えた方がいいと思うよ、やり方として。さっき、2段階に分けてやるという話だったけれども、交渉ができる余地、機会が生まれる可能性があるのかどうかということ。

一方で強制的にやりながら、一方ではテーブルにつけという話、現実にはそんな簡単な話ではないですよ。そのことによって、相手にどれだけのインパクトを与えるかということまで併せて考える必要があると思いますよ。

ですから、仮に裁決申請をするという時には、先ほどもすらっと、分けてという話があったけれ

ども、ここはしっかり熟慮をした方がいいと思いますよ。

いずれにしろ、とりあえず一定の期間がきたら、事務的にいろんなものを調整していかなきゃいかんから、そこは9月8日よりも当然に前もってやらなきゃいかん。しかし、最終判断は9月8日にしますと。その前には、我々委員会と議論をしっかりしますと。それから、立木ほかは支障物件がない、したがって行政代執行には及ばない、行政代執行はしないという話ですね。

最後に一つ聞きます。仮に裁決申請をした場合、収用委員会は公開でやられます。恐らく、地権者の代理人と立木の代理人という格好で、弁護士等もいろいろ入ってくると思います、今いろいろ出ているような人たちも含めて。そうすると、事業の公益性とか必要性とか、そういったことを恐らく主張してくるよ。

ところが、事業認定は、仮設的に公用使用権を付与するに当たって、今言った事業の緊急性とか、必要性とか、公益性はもう判断をされているわけです。公定力が出されているわけです、国によって、仮設的に。

収用委員会は、それを蒸し返して、また判断するという余地はないはずなんです。そうしたら、一方では価格の問題ではなくて事業の要件についての争いという話ですから、これは逆に言えば、裁決申請をすれば、そう時間がかからなくて収用委員会は裁決をするであろうと理屈としては考えられる、そういう見通しを持っています。そこだけ確認したいと思います。

【大場用地課長】収用委員会の裁決といいますか、収用委員会で一つありますのは、補償額と収用等の区域を決定するということがございます。その収用委員会の中においても和解という制度がございまして、その中でも協議をするこ

とがあるということの一つ申し添えたいと思います。

それから、収用委員会の審理の期間といいますが、今までの通常の収用委員会では大体6カ月程度で行ってございましたけれども、今回の事案については、まだ土地等の調査ができていない状況ということですから、どういう補償内容かというのを収用委員会の中で算定といいますが、起業者の算定と地権者の方のお話とか、そういうものを収用委員会の中で、額等について審理することになりますから、まだどうこうと言えませんが、私の今までの経験から申し上げれば、通常よりも長くなるんじゃないだろうかとは思いますが。

【高比良(元)委員】今の発言だけど、収用委員会は、和解勧告とか、和解をやりなさいと促進をするようなやり方は、今回の事例の場合には絶対にあり得ないと思うよ。補償価格についての争いではないんだから。歩み寄れる範囲、あるいは収用、裁決申請をしたから、地権者にもう一度考えてもらおうと、任意の交渉で得られる補償費というか、あるいは買取価格というか、そこと収用でやられた場合の租税特別措置法の問題もありますよ、税金の問題もある、提示価格の問題もある。

だから、そのところのプラス・マイナスを地権者の方で再考するような余地があるとすれば、そういうことで任意で済ませてくれと、済ませ得ることができるだろうという余地があるんだったら和解で進めるという話はあるよ。

あるものか、今回、そんなのは。和解を勧めるとはどういうことか。

裁決申請したけれども、もう一度、その事業のダムの必要性等についてご理解をいただくような、そういう協議をしなさいと収用委員会が

言うのか。あり得るはずがないだろう、そんなことは。用地課長、そんな答弁をしたらつまらん。現実に即した話をしていけないと。

そう長くはかからないはずですよ。そうすると、次にいろんな抵抗が出てきた時に、どういう手続に入るのかと想定がされてくるね、いろいろとね。

そういった全体の流れを想定した中で、それこそ総合的な判断、そのメルクマークをどうするかと。どこでどう腹をくくっていくのかと、こういうことを政策的に検討していけないといけない。しかも時間がないということです。

今日は、そういう時期が来た時には委員会で審査をお願いしますと、そういった類の話が部長からあったから、これ以上は言いませんけど、これは待たなすですよ。いいとか悪いとか、そういう評価は全く除いた中で今話をしている。これから想定されるであろうことをイメージして、腹を本当にしっかりくくった取り組みを覚悟しなきゃいかんと思っています。

【山本(啓)委員長】ほかに、質問等はございませんか。

【友田委員】地元の陳情が出ていますので、少し。

先般、知事から回答をいただいたんですけれども、19番の松浦市からの要望です。西九州道路の整備促進の中の1番はありきたりのことでありまして、県としても国に対して要望していることでもありますから、それについてはぜひ今後ともお願いしたいと思っています。

2番の、新たなアクセス道路の建設として、国道204号から松浦インターチェンジ及び一般県道上志佐今福停車場線から今福インターチェンジ（仮称）の整備を図ることという要望が出ています。

西九州自動車道のインターチェンジが、松浦市内には3つできる予定です。一番東にある今福インターチェンジというのが今年度中に供用開始になるんですけれども、もともと、このインターチェンジと国道204号を結ぶ道路は、既存の市道を拡幅して使うということが国土交通省から示されていました。

この道路を拡幅すると、既存の道路の交差点の30メートルぐらい先に、もう一つT字路ができるんです。T字路で使う。こういう形になると、この国道自体がクランクになってしまうので、こちらから来てアクセス道路に乗ろうとする時にクランクのような形で本線に乗ってしまうので非常に使い勝手が悪いと、地域の交通渋滞等にもつながるので、ぜひこの道は、204号のT字路を真っ直ぐ延ばして4つ角にしてアクセスでつないてくださいという要望をずっとしていたんです。

しかし、ここについては、国土交通省は既存の市道の拡幅ということを譲らなかったものだから、このままこの状態をずっと続けていくと西九州自動車道の建設そのものにも影響が出るだろうという判断のもと、松浦市が、新しい道を、国道204号から今福インターチェンジまでの間のMRをまたぐ大変な道路だったんですけれども、一般財源で、市の費用でやりました。

もう一つ、調川インターというのがあります。これも当初はつくる予定はなかったんです。先ほどの部長説明にもありますけれども、平成30年度に開通予定の松浦インターチェンジを使うと。

なぜ調川につくるかということ、あそこにはご案内のとおり松浦魚市があります。松浦魚市からのトラック、鮮魚車は松浦インターから載ってくださいということだったんですが、そんな

ると、調川町という旧商店街の中を通らざるを得ないんです。今は直接福岡方面に行っているんですが、松浦インターに載るために平戸の方に通行しなければいけない。じゃあ、現道の拡幅が必要ですねという話になってくるんです。現道が不十分なのに、現道を拡幅しないまま松浦インターチェンジに載って下さいというのは現実的ではないので、調川インターチェンジもつくって下さいと松浦市はお願いしたんです。結果的に、これも山の中にありますから、204号から調川インターチェンジも、同じように松浦市が一般財源でつくりました。合わせて14億円ぐらいかかっています。

県内に三川内、大塔、佐世保みなと、佐世保中央、相浦中里、佐々、今度は江迎インターと平戸江迎御厨インター（仮称）というのができる。その中で、同じように地元が自らの一般財源でアクセス道路を作ったのはないんです。ですから、ぜひこの204号の取り付け道路を県の方でつくって下さいという要望なんです。

そういう背景がある中で、先般、知事からは、204号と松浦インターチェンジとのアクセス道路については、松浦鉄道が隣接しているので、非常に安全性が問題ですというご指摘がありました。その安全性の問題を土木部としてはどんなふうに、何が危険で、どういうことが想定されるから難しいと言われているのか、そういう背景も含めてお知らせいただけますか。

【佐々道路建設課長】西九州道路の松浦インターチェンジのアクセスについてのお尋ねです。

先般、知事から回答させていただいた内容につきましては、今、市の方から要望が上がっている接続箇所につきましては、国道204号と松浦鉄道が並行して走っている、鉄道の横が国道という状況でありまして、市の方で整備されて

おります街路が国道にT字で交差して、提案ではそれを踏切で、もっと前の松浦バイパスの方に突き抜けようという計画なんです。そうなりますと、そこが十字路になります。踏切のすぐ側が国道ということで、松浦バイパス側から入ってきた車が信号処理で停車するところが踏みきりになってしまうことになります。そういう意味で危険な状態ということです。

【友田委員】わかりました。停車するところが踏み切りなので、そこが危険という判断ですね。そういうことであれば、わかりました。その辺をどう改善していくかというところが一番の課題というところですね。

先ほどのような背景があるということ、ぜひ委員各位にもわかっていただきたくて、言いました。

あと、新福島大橋の建設です。これは、私も一度、一般質問で取り上げて、まだ前任の土木部長でありましたけれども、この橋は長寿命化対策もやっていただいたので、急急に架け替えるということについてはあまり県として積極的ではなかったんですけれども。

ここに、長崎県橋梁長寿命化修繕計画の改定におきまして、平成30年度以降の架け替え対象橋梁としてリストアップをしていただきたいと書かれているんですけれども、このあたりの可能性はどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

【池田道路維持課長】福島大橋の架け替えについてのご質問でございます。福島大橋につきましては、県内の橋梁について策定しております維持管理計画に基づいて、佐賀県とともに適切な維持・管理をしている状況でございます。現在47年経過している橋梁ではございますが、実際に健全な状態として保っているという状況

でございます。

この維持管理計画の中に架け替えの橋梁に改定をするというご要望でございますが、先ほど申しましたとおり、適正な維持管理をしていけば橋梁としてはまだ大丈夫だという判断をしておりますので、現在のところ、改定におきまして架け替えという位置付けにはならないかというふうに思っております。

【友田委員】わかりました。これはまた別の機会に議論をしたいと思います。

ここに書いてあるように、これは老朽化して云々ということよりも、この奥に九州液化ガスが併設している国家備蓄基地の唯一の陸路での搬出経路であるということと、昭和30年代の設計でありますから、非常に狭隘で歩道もないというような問題でありますので、これは今後議論をしていきたいと思っております。

【山本(啓)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。これはもうまとめてもいいですね。

次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果についての質問はございませんか。

【小林委員】平成27年度政府施策に関する提案・要望、この3項の特記事項の中で、本県の道路の整備が全国的に見て遅れていることから、こうして強く要望をしてきたということなんだろうけれども、改めて、どの程度遅れているのかということが気になるね。

それと、一般国道34号、大村諫早間については、準備が整い次第、手続に入っていきたいとのご意見をいただいたと。

この準備が整い次第というのは、どういうことをもって準備が整っていると言うのか。

【佐々道路建設課長】まず、道路整備の状況がありますが、平成24年4月末現在で、本県の国道道の整備状況は、改良率でいきますと、2車線の改良が71.5%です。九州で5.4%でございます。

それと、計画段階評価がどういう状況かということでございますが、3月に計画段階評価に入るということが公表されまして、現在、その具体的な準備を整えているとお聞きしております。

その内容としましては、解決すべき課題の把握とか、政策目標の明確化、複数案の比較を進めていくとお聞きしておりまして、年度内になるべくそれを完了してもらおうようお願いしているところです。

【小林委員】34号線については、現段階でほぼ完了する予定のものともまだ残っているもの、それから、大村から諫早までということは、与崎の交差点から諫早の本野入口のことを言っているんでしょう。この内容でしよう、ここに書いてあることは。

与崎の交差点から諫早の本野の入り口までが大体4.9キロメートルだったかな。

あなたは道路建設課長なんだろう。この質問はあなたにしていいたろう。何か全然場違いみたいな、なんで俺に言うのかというような顔をしていて。質問していいんだらう。全然俺には関係ないというような顔をして。（笑声）答えてよ、質問しているんだ。

【佐々道路建設課長】先ほどののは4.9キロメー

トルではなく、5.3キロメートルでございます。

【小林委員】4.9が5.3になったわけだね。あなたから4.9と以前に聞いておったけど、あなたが間違いだったんだな。そういうことで、今は5.3キロメートルになった。

それはいいとして、準備が整い次第に手続に入っていきたいというようなことで、平成27年度にこの事業が事業化されるかというようなところに関心があるわけです。

先ほどから言っているように、今年度中に問題を全部クリアして、平成27年度から事業化されると、こんな見込みが立つのかということなんです。そのこのところをもう少し、感触とか、現実に事務作業を進めている状況の中で、今の段階はどうですかと聞いているんです。

【佐々道路建設課長】この計画段階評価の中で、九州地方整備局で社会資本整備審議会地方小委員会というものが数回行われるとお聞きしております。その1回目の会議に向けて、今は事務的な整理をしているとお聞きしております。

事業化の可能性につきましては、全国で今年度の新規事業化は9カ所しかございませんでした。こういう状況を踏まえると、昨年度、本県内では西九州が事業化されておりますので、楽観はできないというふうに考えています。

あの国道は、日交通量が3万台を超え、非常に混雑しているということは国の方も認識されております。それを裏づけるというか裏打ちするために、地方の意見を十分中央に伝える必要があると考えていますので、大村市、諫早市、県も協力して、国の方にそういう声を伝えていきたいと考えております。

【小林委員】声を伝える程度でこれが事業化になるならば、非常にいいことだ。何か問題がそこにあるのかと。現実に、1日3万台を超えてい

ると、これは急いで4車線化をやっていただきたいと願っているわけでしょう。

今、計画段階評価ということで調査費がついたというような認識でいいのかどうか。調査費がつけば、当然事業化されるだろうと、こんな見方ができるわけだけれども、そこら辺の調査費で、もう既に計画段階評価みたいなものに入っているのかどうか、調査費は何に使っているのか、そういうところを。

【佐々道路建設課長】調査費についてのお尋ねですが、計画段階評価に入ったからこういうお金がついたというものではないらしいんです。本県の場合は、長崎河川国道事務所という国土交通省の出先事務所がございますが、その道路調査費をやりくりしながら、大村諫早間の調査を進められているとお聞きしております。

【小林委員】では、もう一回最初から。

ここの中に書いてある、建設企画課長が話した内容で、準備が整い次第、手続に入っていきたいとのご意見をいただいたと。準備が整い次第というのは具体的にどういうことかと。それクリアして手続に入っていきたいと言っているんだけれども、その内容が具体的にどういうことなのかということを知っているんです。

【佐々道路建設課長】先ほど申し上げました整備局で開かれる委員会に入るというのが手続の一種でありまして、それが数回あると今お聞きしています。数回ある間に、地元の意見を聞くという活動を行うこととなります。具体的には簡易PIということになるかと思いますが、意見交換会等を国が主催されるんだと思います。それを具体的な手続だというふうに考えております。

【小林委員】建設企画課長の先ほどの説明では、平成27年度新規事業にということ非常に前

向きに期待できるような発言をしているような感じで、そして君の方は非常にトーンダウンしているわけで、2人の意見が離れているような感じがするから聞いているんです。

これは、平成27年度の新規の事業化にまだ手応えを感じていない、そんな簡単なものではないよということなのか。平成27年度は、こういう条件をクリアすることができれば新規採択という形になっていくんじゃないかと、そんなような見通しは何もないのかということで、奥歯に物の挟まらないような形で、もうちょっときちっと話をしたらどうなのか。

【佐々道路建設課長】段階的なお話をすると、計画段階評価に入ったということは、事業の必要性についてはもう整理が終わっているというふうに考えられます。あとは事業化される時期の問題でありまして、通常は計画段階評価には2年から3年かかるというふうに言われております。これは平成24年度にできた制度なので、事例が少なく判断しかねる部分もあるんですが、当箇所につきましては、大きなルートが幾つもあるというわけではないように思われます。現道拡幅的なことが多いんだと思うんですけど、そうすると、その期間は短くて済むんじゃないかということで、来年の2月か3月に行われる新規事業採択時評価にかけてもらいたいと思っていまして、そのためには働きかけが必要だということで、決して後ろ向きに考えているわけではありません。

【小林委員】今言うように計画の段階評価というような形で、そののところに載ったということは、要するに事業の必要性については認められているんだと。それはもう当然のことながら、さっきも言ったように、1日3万台を超えるならば事業対象になるということは当たり前のこと

だから、交通量の多さにおいては、これはやっぱり新規で採択していただかなければいけない客観的な条件は満たしていると、これは当然誰も受け止めているわけです。

具体的に予算の少ない状況の中にと言うけれども、予算があるのか、ないのかということもあるわけだけれども、今の状態においては予算は結構大幅に増加されているわけだから、あまり予算がないからできないんだというようなことにもならないだろうと思うんだけど、地元の声の大きさを上げてほしいとか、2月、3月ごろに検討委員会があるから、その中で最終的に判断を待つということで、平成27年度に事業化できるかどうかということについては、2月、3月ごろまでに条件整備を整えていかなければいけないと、そしてそこで結論を待つと、こういうような見方でいいんですか。

【佐々道路建設課長】委員おっしゃるとおりだと思います。

【小林委員】では、2月、3月までに絶対にそこで認めていただくとすれば、今何をしなければいのかということ、もうちょっと明確に言ってもらいたいと思うんです。条件はもうわかっているわけだから、何をしなければいのか。声だけを張り上げておけばいいのか。あとは何をしないといのか。クリアしなければいのかは何かあるのか。

【佐々道路建設課長】やはり、中央にそれが必要だということを伝えることが一番大事だというふうに考えております。

【小林委員】中央に必要だと伝えるって、どうやって伝えるのか。それをもっと頻繁にやれということか。

もうちょっと具体的に、今何を求められているのかと。クリアしなければいけない条件は全

部クリアしているんだろう。2月、3月にきちっと評価していただけるようにするために、あと何をしないといかんのかということを知っているんじゃないか。声だけ張り上げておけばいいの。

【浅野土木部長】具体的な手続は、先ほど申したとおりですが、全国で新規事業は、先ほど言ったように非常に数が少ないんです。その中で、今のお話は、どういう活動をすれば国土交通省でそういう条件が整うのかということだと思います。

西九州自動車道の例を挙げて申しわけないんですが、昨年、概算要求が終わった8月の段階から、もちろん地元でも期成会とか大会とかを行って、中央の議員とか国土交通省のそれなりの方々を呼んで、必要性についてはそこで議論したり、地元の声を直接聞いていただいたり、そういう機会をできるだけ頻繁につくって納得していただくと、理解をしていただくという活動をいろんな場面でやっていくという意味です。

そこについては、県知事も中央に行ったり、国会議員のところに行ったり、それから地元の市長さん、町長さんにも何度も行ってもらったという経過がありますので、その辺の熱意の伝わり方とか内容の伝わり方、それが何回か行くとかいろんな方が行くことによって多方面から伝わるということをお願いしているわけです。

【小林委員】要は、政治力をしっかり確保して言うべき物をしっかり言って、お願いをしていかなくちやいかんと、要は政治力だと、そういうような認識をいたしました。

現時点においては、平成27年度新規になるという可能性についてはまだ全く白紙の状態だということのような認識におらなければならぬということかな。

私がこのところにこだわりを持って質問をいたしておりますのは、今の国道34号線の手前の堂崎まで、水主町の入り口、そこからの状況と水主町入り口から、もう一つ空港入り口と、これがまだ実は残っているわけだよ。水主町の入り口から34号線の4車線化というようなことで、今立派になりつつあるわけだけれども、堂崎までは3.2キロメートルだった。わずか3.2キロメートルなんだけれども、そこまでは大体できた。

水主町の入り口のところから空港入り口の約500メートル、これは全くまだできていないわけだよ。

水主町の入り口から与崎の交差点までの間が3.2キロメートルと。3.2キロメートルに対して何年かかっているかと。わずか3.2キロメートルを拡幅するのに何年かかったか。

【佐々道路建設課長】今、委員がおっしゃった区間については、事業化が平成3年になされております。ですから、その間を供用したのが平成23年度なので、約20年を要しております。

【小林委員】平成3年に事業採択となって、約20年と言うが、これは実際に20年9カ月かかっているんだよ。たった3.2キロメートルが20年と9カ月もかかっているわけよ。しかも、あと500メートルは残っているわけだ。こんな状況の中で、そこから先の与崎の交差点から本野の交差点までは、もうどんなことがあっても1日も早くやっていただかなければ、何度も言うように、もう1日3万台を超えているわけです。これは、いろんな意味から早急にやらなくちやいかんと。だから、国会議員の方々も含め、諫早と大村の市長をはじめ関係者の皆さん方で協議会みたいなものをこの間やっている、知事も来てもらっていると、こんなような状況になっているわけ

だけれども、その4車線化の諫早本野までのことと、3.2キロメートルをやっと終わって、この500メートルがまだできていないんだよ。この500メートルはどうなっているのか。

【佐々道路建設課長】水主町から空港南口までのお尋ねですが、平成24年度に建物調査とか構造物の設計を行っておりまして、平成25年度、昨年度に用地取得に着手、用地の協議を始めております。今年度は、その用地取得を促進していくというふうに伺っております。

【小林委員】だから、500メートルはあとどのくらいの見通しなのかと。3.2キロメートルを20.9カ月もかかった。

土木部長、あなたは最近これを知っただろうと思うんだよ。このわずか3.2キロメートルに20年9カ月もの期間がかかったということについては、どう思っているか。

【浅野土木部長】実際問題としましては、事業はそれぞれの地域、場所によってかなり状況が異なっていますが、20年というのはちょっと長いような気がします。一つのプロジェクトは、ものによるんですけど、まず5年ペース、5年、10年、せいぜい15年とかですね。ダムの場合は全く違いますが、そういうペースでいかに効率的に事業を進めていくかと。

最近においては、プロジェクトマネジメントというのを取り入れて、できるだけ早く事業ができるように進めていくということも努力しているようですが、それは国の方でございます。

【小林委員】あなたのところの国土交通省なんだよ。20年は長いだろうが。20年と9カ月もかかって、まだできていないんだよ。申しわけない言い方だけれども、何度も何度も言っているけれども、3.2キロメートルだよ、わずか。

用買かれこれというのは、みんなうまくいっ

ているんだよ。全部うまくいっているんだよ。それにもかかわらず、わずか3.2キロメートルが20年9カ月もかかる。そして、まだ500メートルは残っている。そんな状況の中で、今こうやって本野の入り口まで5.3キロメートル、4車線化ということをやっているわけだ。

こんなに時間がかかって、一体これは何なのかと。今あなたは、10年を一つのスパンと、ちょっと問題点があったとしても15年だと。あなたも今いみじくも言われたように、20年も超えているということはちと長すぎると。

一体何なのか、こういうことは。要するに工事をして完成をすればありがたいということになるけれども、工事の最中はとても、いたずらに混雑するばかりだよ。渋滞が解消と言うものの、その工事の期間中は、むしろ反対に渋滞を加速させるような結果にもなっているわけだよ。そんなようなことを考えていけば、今回の新規事業化ということについても速やかにやらしてもらわないと、今回の3.2キロメートルが20年9カ月もかかったと、しかもまだ500メートルはやりっぱなしということ、全然長崎県の声は届かないではないかと。

結局は新幹線も、最終的に一番最後になってしまった。これは鹿児島ルートと一緒にやらしてもらわないといかんだよ、本当は。これは江口委員もいるけれども、公明党の先生方が大抵加勢をさせていただいた。

なんでこういうような状態で、20年9カ月もわずか3.2キロメートルに。

今後のそういう見通しについて、あなた方ももう少ししっかり取り組んでいただかなければ。今、平成27年度の新規事業についても、何か奥歯に物の挟まったような言い方をしているけれども、これもまだ明確ではない。採択されてか

ら、いつ完成をするかということが一番問題なんだけれども、今度のところは1日に3万台も通っている。これは20年もかからないとしても、時間がかかっておったら、交通の渋滞は、もうこれ以上のものはなくなってしまう。

そういう点から考えてみて、長崎県のこういうような道路の整備が遅れているということ指摘しているわけだから、そんな3.2キロメートルを20年以上かかって、それをもってできたこと。それは完成したことは喜ばしいけれども、まだ途中じゃないかということだよ。

もう一回明確に、あと500メートルはいつできるのか。

【佐々道路建設課長】残りの500メートル区間についての完成のお尋ねですけど、それにつきまして、通常であれば、用地の取得状況を見て国が完成時期を公表していますので、現段階で私の方から、いつということを上申される段階にはございません。申しわけありません。

【小林委員】全然手つかずだったろうが、この500メートルについては、3.2キロメートルに対して20年9カ月もかかるわけだから、むしろそっちの方も。

それもちまちまやっているんだよな。国病入り口から久原2丁目までの200メートル、それから玖島中学校入り口から国病入り口の300メートル、久原2丁目から与崎交差点まで700メートル、3つに分けてちまちま、ちまちまやって、何か知らないが、予算がついたと思ったら、どこかよそに持っていかれてしまったり、結局は、そういうようなやり方の中でこんなに遅れたと思うんだよ。

あと500メートルについて、全く手つかずの状況で、用地買収だって今からだろうが。用地の買収について、地元が反対しているからでき

ないということじゃないじゃないか。なんだ、このやり方は。

だから、国土交通省から来ている土木部長、もうちょっと国土交通省に言いなさいよ。本当に恥ずかしいぞ、こんなことで。冗談じゃないよ。政府要望の中において、そんないい加減な、全然何を言っているかわからないような答弁をしたり、何を聞いてきているかわからないようなことで、今言うような実態は実に驚くと同時に嘆かわしいし、それはもう国民、県民、市民として、できたこと、完成することについては喜びを感じるが、その途中の経過については、こんなにも時間を要するような事例はあまりないと思うんだよ。とんでもない話だよ。

だから、あと500メートルを早急に。4車線も、諫早の本野の方も大事です。同時並行の中でこれをどんどんやらしてもらわないといかんということで、これは一つ命題として、ぜひ、土木部長が来て、これを早期に解決することを期待したいと思うが、決意のほどを。

【浅野土木部長】実情はよくわかりました。

私も、県に来たからには県の代表として、長崎県民を代表して国土交通省に調整をしないと、申し入れをしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

【山本(啓)委員長】ほかに質問がないようであれば、一度休憩を取りたいんですが、よろしいでしょうか。

しばらく休憩します。3時15分再開でお願いします。

午後 3時 0分 休憩

午後 3時15分 再開

【山本(啓)委員長】委員会を再開いたします。

次に、議案外所管事務一般について、質問を

していただきたいと思いますが、大体20分めで回していきたいと思いますので、皆さんの考慮をお願いします。

【小林委員】20年9カ月でちょっと調子が出てきましたので、引き続き、委員長のお許しを得て、よろしくお願ひしたいと思ひます。

20分とは言わずに、適当にやってくれ。

道の駅の長崎街道鈴田峠について、道路維持課長にご説明を求めたいと思ひます。質問をいたします。

まず、道の駅というシステム、地元の自治体から上がってきて、県を経由して、それから国土交通省で最終的に採択してもらおう。これは、言うように県が非常に重要な役割を果たすと。

例えば大村市の長崎街道鈴田峠という道の駅が大村市の方から申請が県にくる。県で十分に整理をしていただいて、その上において国土交通省に上げると、国土交通省で予算をまたつけると。

県は予算を出さないが、地元大村市と国で、それぞれ比率を分かち合いながらやっていくということなんだけれども、長崎街道鈴田峠については、大体どのような申請の内容だったのか、まず、その辺を聞かせてもらいたい。

【池田道路維持課長】大村市の鈴田峠に現在建設をしております道の駅についてでございます。

事業主体は大村市ということでございますが、道の駅の建設に当たりましては、接続する道路管理者との協議が一番最初に出てまいります。したがって、国道34号に接続をしておりますので、国土交通省とどのような形で整備をしていくかを協議します。

道の駅の機能は、休憩施設、情報発信施設、地域の振興のための施設、この3つの機能を備えているということが要件になります。

それから、適正な配置になっているかということで、県内の道の駅がある一定の配置間隔で適正に行われているかについても取り上げて整備をしていくということでございます。

道の駅の登録そのものは供用開始前にするというので、これは県も当然入りました協議会の中で、道の駅として十分な要件を持っているということで推薦をして、国の登録をいただくという手続になっております。

【小林委員】時間がないから、要点だけ答弁してください。

道の駅の機能は、地域振興、休憩施設とか3つあったんです。道の駅については、あくまでもあなた方県で採択をするわけですね。そして国土交通省に上げると。県の段階で、これを大村市側と調整をしながらと言うんだけれども、地域振興というのは、この計画ではどういうふうになっているのか。何をもちて地域振興と言えるのか。

【池田道路維持課長】現在のところ、大村市の方で地域振興策について検討を進めているという段階でございます。

【小林委員】その辺のところは私はわからないわけですね。平成23年から平成24年、平成25年と4年間かけて、トータル1億5,000万円ぐらいお金を出しているんだぞ。平成23年から、この資料では628万円、平成24年が2,700万円、平成25年が5,000万円、平成26年が6,600万円、トータル1億5,000万円です。

地域振興の内容はどのようなものなのかと聞いているわけですね。今、大村市がそれをいろいろと調整しているとか、何か計画を立てているとか、そんなようなあなたの答弁ではなかったかと思うけれども、事業計画を提起する時に、地域振興とはどういうものだと、こんなトイレを

つくとか、公衆電話をつけるとか、そんなことは当然として、地域振興にどう貢献するかということについて、今こんな事業が始まって、予算をつけるだけつけて、その中でまだ決まっていないうちは一体どういうことですか。理解ができない。

【池田道路維持課長】事業経過といたしましては、平成23年に採択した段階では、地域振興策について、隣にレストラン、地元の農産品などを売る民間施設がございまして、それを併せた形で道の駅ということで進めておりました。

ところが、平成24年になりまして国の方から、特に民間施設の存続性が重んじられるということで、民間施設の存続性担保がとれるかについて、大村市が判断をすべきとなりました。その段階で、道の駅としては、併設する民間施設を外して単独で整備をするということになりました。

【小林委員】民間の施設はあくまでも民間の施設じゃないか。今、1億5,000万円もかけて整備しているその目の前に、産直の店と「野鳥の森レストラン」、そんなものがあるわけだよ。平成16年から始まって、当初予定では、5年後の平成21年には売上げ見込みを4億8,000万円、4億9,000万円という予定を上げておったわけだよ。お客さんを大体35万人ぐらいとしておった。平成16年度から「鈴田峠農園」ということで、今整備している道の駅の目の前にこれがある。当初の予定では、平成16年度からスタートして、平成21年度には4億8,800万円、約4億9,000万円の売上目標、集客人数を35万人としておったけれども、平成21年度の時点においては、35万人を相当下回る24万人、そして売上げは約5億円に対して2億円しかない。平成24年度には、集客について21万7,000人ということで、相当ト

ーンダウンしている。売上げについても1億9,600万円ということで、相当これもトーンダウンしているわけだよ。

こういう状況の中にあるにもかかわらず、地域振興についてはということで、平成23年度、全く業務の改善がないままに、地域の振興についてはこの民間施設と組むと、そういう形の中で事業採択をしたと、こんなようなことになっているわけだけれども、地域振興については、平成23年度の申請の時には、そのレストランとか産直と組んで、そこにやってもらうという話がまかり通っておったんですか。途中で変わったと言うけれども、途中でこの内容の制度、仕組みが変わったんですか。

【池田道路維持課長】併設する民間施設を一体として整備することにつきましては、協定などを結ぶことによって、民間施設を取り込んだ道の駅とすることができるということになっておりました。

ところが、道の駅そのものに民間施設を取り入れた形での整備が、なかなか存続が難しいという実態が全国で生じてきているということもございまして、民間施設を一体として整備する場合には、先ほど言った存続性を求めると、少しハードルが上がって、その基準が変わったということでございます。

【小林委員】制度の仕組みが変わったとかと言っているけれども、もとも出発点が不純じゃないか。目の前のレストランとか産直の店が、さっきも言ったように全然目標に達していない。それから、ここは長崎市あたりに産直の店を2回にわたって出していて、それが結局撤退を余儀なくされたと、相当な赤字ではないかということが仄聞されているわけだよ。

そういうような状態の中で、平成23年度にこ

の事業を採択する上において、現状の鈴田峠農園という、県が100%出しているところの食と農というような制度にのってこれができるわけだけれども、これが全然ペイしていないじゃないか。ペイしていない状態の中で、ここが地域振興に貢献できるという平成23年度の時点においての計画そのものが無理ではなかったかと。事業計画はそれで正しいと思ったのか。

【池田道路維持課長】民間施設の経営状況は、確かに我々がいただいております資料は委員がおっしゃったような数字でございます。目標に対して確かに売上げは少ない状況でございますが、経営の中身については農林部局の方で所管をしております、そこについて赤字であるとか、黒字であるとかという判断は、定かではなかったのかなというふうに思っております。

【小林委員】同じ県庁の組織の中で、今みたいな無責任な答弁がまかり通るといって自分で聞いて驚きなんだよ。県民の税金だろう。市民の税金、国民の税金だぞ。こんなものが、食と農の農林部の管轄だからとかということで、地域振興に貢献できるような状態でもないのに。

もう一度言うが、目標の売上げの金額は5億円だよ。それに対して2億円弱なんだよ。3億円の差があるじゃないか。35万人といいながら20万人しか来ていないじゃないか。

こんなようなところと組んで、地域振興はこれによって貢献できると。そして、制度が変わってからは地域振興については何一つ。もう来年度から供用開始という時に、今年度ももう既に7月になって、あとわずかしかなければ、地域振興に貢献できるような。

事業が先に進んで、全部でき上がってしまっているじゃないか。それにもかかわらず、今計画をしていると、こんなような話があるのか、

この世界に。行政のシステムの中に、こんな考えられないような計画があるのか。これについてはどう思うのか。

【池田道路維持課長】確かに通常こういう計画を立てる時には、最終的には登録の前までにそういう内容を確立させるということになってくるかと思いますが、今回、途中で変更になっているということから、我々も、交付金事業については施設の建設、道の駅については登録の中身を早めに充実させるように指導をしてきたところでございます。

【小林委員】もうちょっとよく考えてから答弁をしてくださいよ。道の駅の採択基準には、地域振興に貢献できなければいけないという1項があるわけだよ。トイレをつくるだとか、公衆電話をつくるだとか、あるいは道路の情報及び地域に関する情報の提供ができる施設とか、こんなような3つの要件をクリアしなければいけないということは、先ほどあなたも答弁した。

その中で、地域振興というのはとても大事なんです。これに大村市側から約7,000万円、国土交通省から8,000万円、トータルで1億5,000万円の国民、市民の税金が投入されているわけだよ。こういう状況を考えた時に、その3つの要件を完成するまでにせよばいいということは、誰が決めているのか。そんなことで地域振興に貢献できるという要件を満たされているということになるんですか。

【池田道路維持課長】制度的には、先ほど申しましたとおり、登録前までに確実なものにするということでございます。事業化の際には、そういった検討も並行して進めつつ事業を行っていくべきものだと思います。

【小林委員】登録する前までという状態ではなくして、もういろいろ造り替えることもできない

いわけだよ。地域振興にどうやって貢献するかということが何もできていないじゃないか。

駐車場27台、トイレを10基ぐらいつけると、そこまでは固まったけれども、どういう内容をもって地域に貢献できるんですかと。その地域に貢献できるという内容が、まだ今なお固まっていないというところに私は不満を感じるということなんだよ。

同時に、事業計画がでたらめじゃないか。この運営費、管理等々に毎月、あるいは年間にかかるお金はどこから出てくるんですか。これについて、きちんとした当初の事業計画というものがあって、設置主体は大村市だけれども、大村市がこれをずっとそのまま自分たちで持ってやるのか。市民の税金をまさに投げ捨てるような、赤字だらけのこんなものを許されていいのかどうかということは誰しもが考えるよ。

ここの維持管理、運営費は、どういう売上げをもってやろうとしているんですか。

【池田道路維持課長】道の駅の管理というものは、駐車場スペース、あるいはトイレの維持管理も含めたところでの維持管理費でございます。その上で、現在大村市の方で考えておりますのは、類似施設の規模から考えまして、100万円から150万円ということで検討しているということです。

それともう一つ、地域振興の施設の内容については、確かに具体的なものはまだ固まっておりますけれども、地域振興施設の経営が黒字でなければいけないという規定はございません。道の駅の目的そのものが、物販とかレストランという営業利益だけではなくて、情報提供をする、あるいは防災機能を持たせる、一般的な話ですが、そういった目的も道の駅にはございません。

【小林委員】防災機能を持たせる、道路情報を伝える、こんなことを一つの自治体でなぜやらねばいのか。長崎県に道の駅は幾つあるのか。この維持管理費は、今の話では年間100万円から150万円かかると。それについては、今の状況だったら大村市が丸抱えで市民の税金から払わねばいのかというようなことで、赤字であってはならない。だからといって、経常費は全然上がらないわけだよ。全部市民の税金でこれを払うという建前の中でやっているのか。

【池田道路維持課長】先ほど申しましたとおり、その経営につきましては、必ずしも収入で支出をペイするというような経営形態ではない場合もございます。その上において、維持管理等々の経費が必要になってきた場合には、大村市自ら支出をするということを確認しております。

【小林委員】これは大村市が設置主体だけれども、ここの運営主体を一般公募して、誰かに引き受けていただくこうという考え方が当初のスタートではないのか。事業計画は何もない、そこから売上げも全然ない、みんな丸抱えで市民の税金で払う、こんな形で運営されるようになっているのか。収入の道というものを何ら事業計画の中で考えていないのか、どうですか。

【池田道路維持課長】そういうところを今、まさに検討している段階でございます。本来はそこは早めに検討しなければいけない内容かとは思います。

【小林委員】土木部長、これは国土交通省の話だけど、あなたも最近お見えになって、今のやり取りを聞いておって、来年4月に供用開始、オープンするわけ。事業計画も固まっていない。お金だけ先に出して、事業計画は固まっていない段階において、売上げが幾ら上がるとか、100万円だろうが150万円だろうが、その金をどう

やって捻出するかということについては、単純に市民の税金で払えばいいじゃないかと、こんな見切り発車的な、こんな無責任な、税金をかなぐり捨てるようなやり方でこれが採択されたというところに、私は不純な面を感じるわけです。

これは単純に言えば、目の前のレストランとか産直がうまくいっていないと、これを助けるためにこんなようなことをやったと言われても仕方がないではないかと。

当初のスタートは、地域振興についてはそれを認めておいたけれども、どうもうさんくさいということで内容が変わったと。地域振興については設置主体の市で独自で考えてくれと。じゃあ、何が地域振興と言えるのかといえば、今それを協議している最中と。

もう7月だぞ。もう既に工事は始まって、完成は近いんだよ。もうほとんど完成をしている。そんな状況の中で、今みたいな答弁をもって県が、無責任な採択をして国土交通省に上げていいのかと。もう少し市と協議をしながら、どうやって採算をペイできるかと、当然そんな話を。しかも、地域振興について当初の話から少し変わったと。変わったならば、それに変わるべき内容はと、まだそれができていないということの中で、もう目の前で完成をして見切り発車しようとしている。

地域振興ができていなかったら、これは実際おかしいじゃないかということになって、要件を満たしていないということにもなりかねない。どう思いますか。

【浅野土木部長】経緯は今聞いている中でしかわからないですが、道の駅の施設は、道路利用者に対するサービスということで、もともとは道路管理者が駐車場、休憩施設をつくるという

ところからスタートして、それに地域の物販施設とかをプラスアルファでやれば、もっと機能が活かせるだろうということで、この道の駅のやり方をすれば地域に貢献ができるだろうということで、この制度ができてきた経緯がございます。

ですから、少なくとも今できている施設として、道路利用者なり地元の方々にとのぐらいサービスができるのかというのがまず一つあって、その中で...。（発言する者あり）

【小林委員】そんな話をしていたってしょうがないよ。

全国で広がっているといっても、長崎県で幾つあるのか知っているのか、部長は。道の駅を長崎県で幾つ造っているか、知っているのか。そんなことを知った上でそんな答弁をしているのか。何が全国に広がっていると、一般論だろう。長崎県で道の駅がどのくらいあるのか。知らないくせに何を言っているのか。9つしかないんだよ。長崎県で、9つしか道の駅はないよ。みんな赤字だそうだ。

そういう状態の中で税金をたれ流しするような形、そんなことは国でやってくれよ。道路情報と、地域振興に貢献できるようなものではない。

しかも、私がけしからんと思うことは、設置主体は市だ。今言うように国土交通省で8,000万円、そして地元大村市で7,000万円、1億5,000万円の予算において、これが経営的にペイできるのかということについては、全く何も考えていない。これを一般公募の中で第三者にやらせよう。誰が第三者がやってくれますか、こんなのを。結局は税金のたれ流し。

国の採択基準が全くできていない状況の中で、今なお地域振興に貢献できるようなものが何も

ない中で、こんなものが平成27年度にオープンするということについては、極めて税金がもたないし、これはもう赤字になるということ。

毎年100万円とか150万円とかと言っているけれども、この根拠は一体何なのか。そんな簡単なものではないよ。月に10万円もかからないような維持管理で済むわけではないじゃないか。何か泥船みたいないい加減な計算をしている。こんな無責任なことがまかり通るということは絶対に許されないと。こんなことについては、やはりきちっと県の方でチェックしていただかなければいけない。そのチェックがなぜかできていないということにあきれている。

やっぱりこれはどう考えてもうさんくさい。何のためにこの道の駅がつくられるのか、大体私はわかっているような感じがするけれども、こんな変則的なおかしいやり方の中で、税金が政治的な配慮の中で投入されるということについては絶対に許し難いということを重ねて申し上げておきます。もうこれ以上言ってもしょうがないから。

しかし、これは今後十二分に検討してもらわないと、こんな見切り発車は絶対に私は納得できないということだけは、ここでしっかり申し上げておきたい。

【久野委員】 1～2点、質問させていただきたいと思います。

まず1点目は幹線道路です。先ほど、西九州自動車道で小林委員の方からいろいろ言われておりましたけれども、私の方からは西彼杵道路の問題について話をさせていただきたいと思います。

西彼杵道路につきまして、江上、指方からパールラインを通過して、第2西海橋を通過して大串までということで、供用開始できているのが

13.6キロメートルです。佐世保から長崎まで、時津までは46.6キロメートルですか、約50キロメートル弱ですね。そういった中で13.6キロメートルしかできていない。先ほど言われた20年9カ月で3.5キロメートルよりは幾らかいいんですけれども。

そういうふうな状況で、この供用率を考えてみますと27%なんです。私が議員になる前から、8年か9年ぐらい前ですか、第2西海橋の開通式がありました。私も何らかの形でご案内をいただいて参加をしたんです。出席をさせていただきました。その時に国会議員、もちろん要職を持っておられる大臣クラスの議員から、佐世保 - 長崎間を1時間で結ぶと、しかもこれは10年かかるよというふうな挨拶がありました。うわ、10年かかるのかというようなことで聞いたんですけど、13.6キロメートルぐらいで、もう既に10年近くたっているんですね。

あと残りが33キロメートルあると、供用率がこれはまだ27%ですよ。そういうふうな状況の中で、これは国の補助等々もいろいろあると思いますけれども、非常に遅い。道路ができるのが遅い。先ほど小林委員が言われたように、本当に遅いと思うんです。

ですから、まず1点は、県の目標として、先ほど言いますように国の補助、いろいろあると思いますけれども、この全線開通はいつを目標にされているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

【佐々道路建設課長】 委員のお話のように全線約50キロメートルございまして、そのうちの13.6キロメートル、27%が現在供用しているところでございます。

現時点の整備状況としましては、時津側から整備をしようということで、約3キロメートル

を今年度から事業化したところでございます。3キロメートルを足しても17キロメートルぐらいですので、あと30数キロメートルの未着手区間があるということで、現時点で、その完成の目標とか、見通しとか、そういったものを申し上げられる段階にはないというふうに考えております。

【久野委員】目標は目標であるようではけれども、今度、平成26年度の重点目標ですね、時津の3キロメートルというのは。これも今から用地買収にかかるわけでしょう。

この用地買収は大体どれぐらいかかるんですか、3キロメートルで。私はそこらあたりがよくわからないんですけれども、何年ぐらいかかるんですか。

【佐々道路建設課長】用地買収についてのお尋ねですが、ケース・バイ・ケースかと思いますが、用地を全て買ってしまってから工事に着手するというものではなくて、例えばこの工区の場合はトンネルがございますので、トンネルに着手できる範囲を優先的に用地取得しまして、工事用道路の借り上げとか、そういう段取りをとりまして進めたいと考えておりますので、この場合は、なるべく2年後にはトンネルに着手したいというような計画であります。

【久野委員】計画は計画でそれぞれされて、その中から用地の取得をしていかなきゃいかんというようなことでございます。なかなか遅くなるなというふうに思います。

幹線道路網を含めて、1車線ですけど、大串までできて、非常に速いです。

地域の経済が発展をしないのは何かといえば、そこに港があり、交通アクセスがきちんとしておれば、おまけにそこに水があれば、本当にいい経済波及効果、いわゆる経済が発展すると

思うんです。こういう要所要所のところが、先ほどから小林委員が言われたように、力をかけなきゃいかんところにかかっていないかと、私はいつもそういうふうに思っているんです。

部長、そのあたりはどうですか。もう少し力を入れるところはぐっと力を入れながらやっていかなきゃいかんと思うんですけど。

【浅野土木部長】長崎県に来て思ったことは、道路ネットワークの幹線道路網が大分遅れていると。それはいろんな要因があったかもしれませんが、今、西彼杵道路、それから西九州自動車道、今度は東彼杵道路も要望していますので、そのネットワークがいかに早くできるかということに、これから国土交通省への要望も含めて努力していきたいと思っておりますので、ぜひご支援をまたよろしくお願いしたいと思います。

【久野委員】道路問題については、西九州自動車道も一緒ですよ、松浦佐々間、ぜひひとつ、1日も早い供用開始ができるようお願いしておきたいと思っております。

それから、先ほどから石木ダムの問題が高比良(元)委員からありました。もう一回、ここで整理をさせていただきたいと思うんです。

ご案内のとおり、石木ダム建設については、計画から約40年です。40年たっても、いまだ先が見えないというのが現実ではなからうかなと思っております。

何とか、昨年9月6日、事業認定が告示されました。そして土地収用裁決申請が1年以内ということで、この期限が9月8日と、もう本当に時間が迫っているというような状況であります。

なぜこの石木ダムが必要なのかというところを、もう一回、私なりに話をさせていただきたいと思うんです。

まず一つは、平成6年に264日間、実に9カ月

ですよ。約9カ月間、佐世保市民の皆さん方は制限給水、これはもう本当に大変な状況でした。これからもう20年近くたっているものですから、だんだん、だんだんそれが薄れてきていると私は思うんです。もう一回、あの平成6年の渇水時を思い浮かべながら話をさせていただきたいと思います。

佐世保の場合は、貯水量が75日分です。640万トンぐらいです。75日間雨が降らないとしたら、そんなことはないだろうと思うんですけれども、しかしこれはわからない。平成6年みたいな形になるんです。

特に今みたいに地球温暖化の状況を考えていくならば、大洪水とか大渇水、世界各地で起きているわけです。この前、東京では、夏服を着ながら雹が降るということもあって、どういうふうな事態になるかわからない。まさに異常気象になっている。

ですから私どもは、何としてでもこの水瓶をつくっておかなければいけません。佐世保は慢性的な水不足ですよというのが一つです。平成6年にありましたけど、その後もいろいろと時間制限等々やってきております。

それからもう1点は、川棚町で、平成2年7月ですか、大洪水が起きたわけです。若い人たちは知らないと思いますが、川棚町で床下浸水、床上浸水が384戸ということだってあるわけです。

ですから、私ども佐世保の人間としては、佐世保の水だけではなくして、川棚町の皆さん方も一緒なんです。佐世保も川棚も、安心して安全な生活ができるようにということを考えていくならば、やっぱり石木ダム以外にないというふうに私どもは思っております。

今日までいろんな推進活動を行ってきており

ますけれども、なかなか厳しい状況であります。特に私どもとしては、ただただ13戸の反対者の皆様方のご理解を何とかひとついただきたいと思いますところがございますけれども、なかなか決意は固い状況でございます。

そこで、特に今回、知事が言われました。今後、建設に向けて、県と市と町と一体となって最後の最後まで最大限の努力をしていくということをおっしゃってありますけれども、任意交渉でこれが解決できるかといえば、かなり厳しいんじゃないかというふうに思っております。

もう一回、ここあたりについて、残された期間にどういうふうな交渉をやっていかれるのか、再度聞かせていただきたい。これは部長の方からよろしくお願ひしたいと思います。

【浅野土木部長】この必要性については県としては、県知事はじめ、絶対に必要だということできずと進めてきたわけです。

確かにもう2カ月余りということで、非常に短い期間ですが、今はとりあえず地元の方々といかに会うのかと、会う中で何が我々としてお話しできるのかと、その機会を何回とるのかと。とにかくそういう機会をできるだけとって、理解を得られるかどうかわかりませんが、我々の誠意を尽くしていくというのが我々の今の立場だと思います。よろしくお願ひします。

【久野委員】何か、よくわからなかったですけど。

40年間、推進派にしても、反対派の皆さん方にしても、40年間というこの時間ですよ。もうここらで、いずれかにしても決着をつけなければいけません、その時期にきていると私は思うんです。ですから今回は、知事の結論というものを、ぜひひとつ下していただきたいというふうに思っております。

もう1点は、付替工事道路です。これが今、4世帯ですか、まだ残っているんでしょう、土地の買収が。このあたりは進んでいるんですか。

【野口河川課長】付替道路につきましては、3月に発注しておりますけど、全て用地買収済みの区間を発注しておりますして、先ほど来、裁決申請の場所として農地があると言いましたのは、それから先の迂回路の部分でございますして、現在発注しております道路区間につきましては、全て買収済みの土地でございます。

【久野委員】工事をするためには、こういうふうな基本的な道路はどうしても必要であって、何としてもこれも早く解決していただきたいと思っております。

それからもう1点は、生活協力金ですかね、3億円というのがありましたね。この問題でこの前、副知事ですか、もう支払いをされたということを知って、残りの13戸の皆さん方の支払いというのは、恐らくできないでしょうから、ここらあたりについての基金の問題をお知らせいただければと思います。

【野口河川課長】県の方では生活再建等特別助成金と呼んでおりますが、これは、委員ご存じのとおり、久保元知事等が協力感謝金という名称で呼んでいたお金でございます。

これまで、124世帯の対象のうち102世帯の方々にはお支払いをしております。残り22世帯という状況になっております。

今回、議案でも出してございましたけれども、昨年11月30日に、公益法人改革法案に基づいて基金そのものが解散の状況になっておりまして、今、清算人会の方に移行している状況でございます。そのために昨年度、先ほど申し上げました102世帯の方々にお支払いをしてきたという状況で、まだお支払いしていないの方々について

は、今後の基金のあり方について、今、精算人会の中で議論しているところでございますして、今の状況ではまだはっきりしていないところでございます。

【久野委員】先ほどからの高比良(元)委員とのやり取りで大体わかりましたので、これ以上は言いませんけれども、土木部長がこちらに着任されて、初めての大きな石木ダムの仕事じゃないかなというふうに思いますので、ぜひひとつこれは解決に結びつくように頑張ってくださいたいとお願いして終わります。

【田中委員】前のお二方と同じく、道路網の遅れを私はお願いをさせていただこうと思う。部長に認識をしてもらわなきゃいかんので。

国道205号、針尾バイパスです。資料によると昭和48年採択だから、もう40年以上です。供用開始はしました。ハウステンボスのオープンに合わせて供用開始はしました。ただ、4車線化と江上交差点の立体交差と最後の塔の崎の交差点改良、大きく言ってこの3つが残っているわけです。

今まで310億円ほど使ってやってくれたみたいだけれども、4車線化ということになると、今の立体化、最後の交差点改良まで入れると、まだ道半ばの感じがする、半分ぐらいかなという感じがする。

国土交通省の年次計画はあるそうですよ。どんな感じか。私も10年先とかわからないから、ここ4~5年でどこら辺まで行くんだらうかというのを教えてください。

【佐々道路建設課長】針尾バイパスについてのお尋ねですが、4車線化の事業自体は、平成19年から始められておりまして、平成25年8月までに江上交差点までの4車化が完了しております。

昨年は、先ほど委員のお話もありました江上

交差点の立体化の工事に着手されておりまして、関連する深谷橋の下部工、それと交差点自体の橋梁の下部工に着手されております。

今年度は、深谷橋の上部工、これはランプ部になりますが、ここの施工と残る用地の取得を進めたいというふうにお聞きしておりまして、用地の取得の見通しが立った段階で、ある程度どこまでをいつぐらいに供用するということが公表されるというふうを考えておりますので、現時点で委員のリクエストにお答えすることは難しい状況でございます。

【田中委員】用地に関しては私の方がちょっと詳しいと思うので、そんなには残っていない。むしろ、国土交通省がちょっとずる休みしていたわけだね。二十数年間払わないで使っていた用水路があるわけだね。まだ払ってもいないと。供用開始してから20年たっても、まだ払いもしないというようなところも残っているから、用地の問題とはちょっと言い難いと思う。

これは佐世保市にもちょっと問題がある。いつも要望が、県道の要望と一緒に上がってくる。この佐世保からの要望にも、県道と一緒に上がってきている。これは国直轄事業ですから、県の事業ではないんです。だから、この認識は佐世保市にもさせなきゃいかん。これは国直轄事業だから。そういうことで、これ以上は追求しても出てこないだろうから。

引き続き、この塔の崎を基点にして、東彼杵道路という構想があります。私は、基点は塔の崎だと思っている、針尾バイパスの終点で。大塔からという話もあるけれども、大塔からだったら大変だ。ハウステンボスの入り口の針尾橋から、塔の崎から、東彼杵道路の要望もちゃんと上がっているんですね。国にも要望しています。この採択の見通しについて、土木部長に

聞かせてもらおうかな。課長がいいですか。

【佐々道路建設課長】東彼杵道路について、部長へのということですが、申しわけありません、私の方からお答えさせていただきます。

この路線は、平成6年に地域高規格道路の候補路線として指定されたものでありまして、整備を進める妥当性、緊急性について調査、検討を進めるという位置付けでございます。

しかしながら、地域高規格道路の路線指定は、長いことあっていません。計画路線への格上げをお願いしてきたところですが、全国的に見ても格上げがなされていないということで、今年度から事業評価に関するラインで、計画段階評価に入っていたきたいというような要望の仕方に切り替えています。

これは今年度、34号の大村 - 諫早間が計画段階評価に入ったということも念頭に置いて、事業化への近道じゃないかということを考えまして、そういうふうにかじを切ったところでございます。

ただ、事業化がいつかということについては、現段階ではお答えできない状況にあります。

【田中委員】これもかれこれ20年なんですよ。平成4年、私は佐世保市の市議会議員をしていたんだけど、その時に期成会をつくって始めた仕事なんです。まだ何にも進まない、20年。頭に入れておってください。よろしく願いしたいと思います。

次に、都市計画課。親切心がちょっと足りないとは私は思うんだけどね。ここには、佐世保市出身の県議会議員が4人います。多分、何の話もなかったと思う。

長崎駅から早岐駅への車両基地の移転。50億円もかけた県の事業ですよ、これは。車両基地の移転は県の事業、50億円かけている。もう3

月に完成して、供用開始していますよ。

スタートする時も、落成した時も、何の話もない。50億円かけてやった事業が。

これは、正確に50億円ではないかもわからないけれども、50億円が正確な数字とすれば、県はどのくらい負担したんですか。国、県、市、JRの負担率はどうなんですか。

【藤田都市計画課長】事業につきましては交付金事業でやっていますので、国が65%、市が10%、残りの25%が県というふうになります。

【田中委員】私はJR九州も負担したと聞いていたんだけど、JR九州はなかったのかな。

【藤田都市計画課長】JRにつきましては、7%が全体の負担金となっております。連立事業としての負担金としましては7%です。

【田中委員】これには入れていないわけですね。

市の10%というのは、佐世保市ではないですよ。長崎市でしょう。佐世保市が出したのか。

（「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【山本(啓)委員長】資料は、休憩してすぐ出てきますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

しばらく休憩します。

午後 4時 4分 休憩

午後 4時 5分 再開

【山本(啓)委員長】委員会を再開します。

【藤田都市計画課長】連立事業としましては、国が65%、JRの負担金が7%、残りを県と長崎市で折半で、佐世保市ではありません。申しわけありません、さっきのは間違いです。

【田中委員】私の理解の方が正しかったな。長崎市が負担した事業で、佐世保市は1円も負担していない事業だから、あなたたちは佐世保市へもあまり説明していない。50億円は間違いないでしょう。50億円の事業なら、スタートとか

終了した時ぐらい、何かの見学会とは言わないけれども、何かやるぐらいのサービスはしてもらいたいね、地元に対してね。我々じゃないよ、地元の町内会、自治会、関係者ということ。

50億円の事業がぼんときて、何も知らない。説明会はちゃんとあったけれども、むしろ地元は関連事業の説明に興味があったのでね。関連事業は、稗田の踏切、東西通路、花高側の駅前広場。その事業費が当初から4億円ぐらい膨らんできた。膨らんだけれども、国は何の支障もなく認めてくれたんですか。国が7割負担したと私は聞いているんだけどね。

【藤田都市計画課長】国は、増額の理由として適切であるということで、増額は認められています。

【田中委員】当初の計画から4億円ぐらい増えたけれども、国は何も言わないで7割でしょう。県が2割、佐世保市が1割出しているという話は聞いている。14億円近くになりましたよね。

ただ、稗田の踏切だけが事業費が減っている。あなたたちはどういう説明を地元、佐世保市にしたか知らないけれども、私がもらった資料からすると、稗田の踏切の改良区間が短い。私がもらった資料からすると、完成したのは7割ぐらいしかやっていない。だから事業費が少なくなっている。なぜ、最初の案どおり改良できなかったのか、稗田の踏切の道路改良が。どうということですか。

【藤田都市計画課長】稗田の踏切につきましては、東西連絡橋と一緒に発注をしておりますけれども、約7.1億円のうちの1.4億円で踏切の改良工事を行っております。そこにつきましては、当然ながら連立との関連ということで、踏切部分に支障がある部分の最小限の延長を連立関連事業ということで提案しておりますので、その

部分だけを今回改良工事で行ったところですよ。

【田中委員】しかし、最初にもらった青写真では、もうちょっと長かったよ、改良区間が。佐世保市は何も言わなかったのかなと、私はそう思っているけれどもね。

これも来年の3月には完了するでしょう。あなたたちは、10月の国体までに間に合わせると業者には言っているらしいけれども、それは無理だよ、あなたたちは発注をしていないのに。そんな早く、国体までなんて、あと何カ月しかないんだから。

【藤田都市計画課長】今の予定としましては、東西の連絡橋及び東側の駅広場のロータリーの中を除いては、国体前に完成させたいと思っています。ただ、ロータリーの中につきましては、国体後に竣工したいと考えております。

【田中委員】早くできるのはいいけれども、工事期間が決まっているわけだから、あまり業者に無理強いはすべきじゃないと思っている。そういう声が上がってきている。もっと早く発注すればいいのに、発注が遅かったわけだから、国体までに間に合わないのが当たり前という認識を私はしている。

それから、関連附帯工事の事業採択については、私はちょっと疑義を持っている。駅の我々の大体の構想としては、東西連絡通路ではなくて、道路を1本入れたかった、駅の上に。踏切でいつも困るので、駅の上に道路を1本入れたかったけれども、車両基地ができたということで、この道路を入れる計画は、多分将来とも無理だと思う。だから、本当は汐入の踏切も改良してほしい。

しかし、あなたたちは、駅に関連しなければだめだと、駅の敷地に。敷地に関連するとすると、西口の駅前広場は何らかの改良の余地があ

るよと。そこまで目が届かなかったということ、そうかもわからない。これは事業採択そのものに無理があったんだからね。やってくれたからありがたいんだけど、長崎市の予算が佐世保市の早岐駅の車両基地にくること自体もおかしな話だ。迷惑料はもちろん長崎市は出していないけれども。

国が採択するのに、相当あなたたちは頑張ってくれたとは思っている。同じ頑張るなら、もうちょっと頑張れば、もっとよかったなという感じ。地元の方は、「東口だけきれいになって、西口は何もしないのか」という話になる。「県の事業やろうもん」と、こうなる。県の事業じゃないと、あれはあくまでも県がサービスしてやった事業と私は言っている。実際、佐世保市の事業を県が直接やることはないわけだからね。だから、結果としてはありがたいと思っているけれども、もう少し親切心があったら、もっとよかったなということ、あえて議事録に残しておきたいと思います。

最後にしますが、今の石木ダムの関係。いろいろありましたけれども、私も決断をすべき時期だと、どちらにしてもね。どちらにしてもという言い方はおかしいけれども、もう40数年たって、事業費としての進捗率はもう半分という感じなんです。そして、1割ちょっとの土地の所有者、建物の所有者はおられるかもわからないけれども、やっぱりここは知事に決断してもらわなければいかんと、私個人は思っている。だから、土木部長にも頑張ってもらいたいという感じがします。

もう少し聞かせてもらいたいと思います。

道路維持課、田子の浦交差点の改良をやってもらった。ありがたいことだ、地元にとって。戦後70年、何も動かなかった早岐地区に、田子

の浦交差点の改良が、あとちょっと残っているけれども立派にできた。これは、あえて言うなら感謝している。

そしてもう一つ、観潮橋から有福バス停までの歩道の整備が、もう間もなく用地交渉に入る。これもありがたいことだ。

ただ、両側歩道をつくって整備をする中で、肝心の橋の歩道はどうするのかと、観潮橋そのものは。今度の有福の事業の中に入っているんですか。田子の浦の事業の中に入っていたんですか。どっちも入っていないとすれば、両側2.5メートル、ずっと歩道を整備しているのに、真ん中の橋の上だけは何もしないと。今あるのはあります。あるけれども、1メートルもあるかないか。変形な歩道ですからね。両側はきれいに整備して、真ん中の歩道はどうするんですか。ぜひこれはお願いをしたいと思うけれども、道路維持課でやるのか、道路建設でやるのか、まだはっきりしないんですよという話です。これは早く決着をつけてください。つけられないとすると、私はまた技監に、早く決着をなささいと言わざるを得ない。どうですか。

【池田道路維持課長】観潮橋の側道橋の歩道の問題でございますが、確かに委員がおっしゃいますとおり、田子の浦の交差点には両歩道、それから、平成24年から事業化をいたしております針尾川の有福工区も両歩道で整備することになっておりまして、観潮橋には佐世保側の歩道しかついておりません。

事業的には、連続性を考えればどうしても必要とは考えますが、有福工区が今、地元説明会を終えて用地買収に入ろうとしている段階でございますので、当面はこちら側に傾注していきたいと思っております。

【田中委員】道路維持課長、わかります。わか

るけれども、橋のところをどうするかと、両側の終点。整合性を保つためにも早く決着しないと。そうしなければ、ここはやれない。こちら側も最後の時にやれない。だから、それはぜひお願いをしたいと。

それから、河川課に感謝をしなければいけませんね。長年の懸案の早岐川が、ようやく改修の運びに、平成26年度からということになっている。

昨日は心配したんですよ、大雨で。早岐川は氾濫かという話をラジオでやっていたからね、そこまでいかなかったけど。しかし、これはどうしてもやらなきゃいかん。これも100年の大計。

それから、港湾課にも感謝しないといかん。早岐瀬戸、これがやっぱりネックなんですよ、防災というか危機管理にも。あそこにどんと水がたまってね。それも困るし、もう一つは、川の末端に土砂がたまって、早岐瀬戸は本当に汚くなってしまいました。大村湾の浄化の一環としても早岐瀬戸をどうにかしてほしいという話をしておいたら、来年度から40年ぶりに浚渫をしてくれるという話なのでね。5億円なのか、10億円なのか、20億円なのかわからないけれども、40年前は10億円ぐらいかかったそうです。

私が聞くところによると、幅が20メートルで、6メートルぐらいの深さだったかな。今度は、どういう形になるのか、それと、土砂の持っていく場はどうなっているのか、2点だけ聞いて終わります。

【中田港湾課長】早岐港の早岐瀬戸の浚渫につきましては、事業としましては社会資本整備総合交付金にて、来年度新規事業ということで着手をしたいと思っております。

今のところ、航路という位置付けでやる予定

にしておりまして、水深はマイナス2メートルを確保する予定にしております。幅員に関しましては、まだまだ詳細に調査をする必要がありまして、存在する漁船の形に合わせた幅員をとりたいと思っております、

土砂の処分についても、適当なところを今、探しているところですので、確定し次第、またご報告したいと思えます。

【田中委員】佐世保市長から、この前、土砂を持っていくところに関しては若干相談してもらえないでしょうかという話があったから、佐世保の港湾部長から連絡があると思います。土砂の持って行き場によって事業費が相当違ってくるから、よろしくお願ひしたいと思えます。

【江口委員】中央自動車道の笹子トンネルの天井崩落事故以降、メンテナンスについて非常に厳しく、国土交通省からも話がきております。

5月末ぐらいですか、長崎県でもメンテナンス会議というのができたと聞いております。このメンテナンス会議そのものと、これからの道路、トンネル、橋梁、このあたりのメンテ、維持管理について、具体的にどういうことがこれから行われるのか。

トンネルが今、県内にどれぐらいでしょうか、200本ぐらいあるんでしょうか。橋梁が1万橋ぐらいとかと聞いております。できてから50年ぐらい経過しているものが、この中にも随分あると聞いているんですが、そういうことを含めてメンテナンス会議の役目、役割と、今後の維持管理、メンテについて具体的に長崎県としての方針がもう決まっているのかですね。

【池田道路維持課長】まず、メンテナンス会議につきましては、特に県内の市町の支援をしなければいけないと。市町が抱えている問題は何かと申しますと、予算的な問題、あるいは人員

の問題、技術力の問題、こういうものを解決するためにどういうふうな方策ができるかという話し合いを持つ場として、国、県、それから全市町集まっていたらいいと討論をしているところでございます。

それから、トンネルの維持管理計画についてでございますが、県のトンネルは現在129本ございます。平成21年に維持管理計画を立てまして、今年、補修をすべきトンネルについては全て補修を完了する予定でございます。

ただし今後は、5年に1度の調査を進めていき、予防保全をするため、維持管理費が要らないということではございません。

【江口委員】先ほど申しました50年ぐらい経過しているトンネル、もしくは橋梁はどれぐらいの数があるんですか。概略でいいです、これぐらいあるとわかれば。

メンテナンス会議は、財源的なこととか、技術者が足りないところについて支援、応援していくということですけども、これは、国、県が市町に対してそういう支援をしていくということになるんですか。

【池田道路維持課長】現在、長崎県が管理をしております橋梁、トンネルで、50年を経過しているものは9%ございます。高度成長期にたくさんつくっておりますから、今後、加速度的に老朽化をしていくものでございます。

それと、支援についてのお話でございますが、財政、技術力、人員の問題がございまして、こういった支援ができるのか、全国的にも協議をしている段階でございます。例えば、市町が行う点検について、まとめてどこか一括で発注を進める一括方式とか、そういうところを現在研究しているところでございます。

【江口委員】メンテナンス会議そのものがそう

いう役目、役割をしていくとなると、財政的に非常に厳しい市町に対しては非常にいいことですね。

それから、さっき言われた5年に1度点検をしていくというのは、管理者が点検をやっていくということが、この7月から義務化されたんですか。国土交通省がそういうことを出しましたよね。

5年に1度というのは、目視か何かでやるんですか。

【池田道路維持課長】メンテナンスにつきましては、国の法改正がございまして、7月1日で政令が変わって、5年に1度、近接目視で全数を調査しなさいということになっております。特に橋梁、トンネル、大型の構造物、門型の標識とか、横断歩道橋とか、そういうものが対象になっているところでございます。

【江口委員】わかりました。トンネル、橋梁についてはそういうことですね。

最近、道路が陥没するということも時々聞きます。道路について、非破壊検査が全国的にあちこちでされているという話を伺っております。長崎県で非破壊検査をした道路の実績があるのか、いかがでしょうか。

【池田道路維持課長】長崎県におきましては、路面の下の空洞調査をしております。非常に事業費がかかる関係で、空洞調査につきましては、平成25年にストック点検で172キロメートルをしております。これは、埋設物が多いような箇所を対象に行っております。

【江口委員】実は私、非破壊検査の車を実際に見てきたんです。非常に便利だなと思ったのは、時速60キロメートルぐらいで走っても、レントゲンですから、道路面が全部、中身がどうだということが見てとれる。走った段階でそういう

データが全部出てくるわけです。走らせて出てきたデータを会社で分析、解析をして、この道路についてはこのあたりがどうだということがわかると。びっくりしました、私は。

確かにお金はかかるでしょうが、今は道路管理者が車を走らせながらあちこち点検をしているんでしょうけれども、全県下の道路を全部点検していくのは大変ですね。だから、今後計画的に非破壊検査をどんどん取り入れると、マンパワーは全く要らないわけですから、財源をどう措置していくのかというのが今後問題でしょうけれども、非常に便利な点検だなと。

何年前か、福岡で堤防が決壊したことがありましたけど、ああいうところも非破壊検査ができれば、こんな便利なことはないと思います。

とりあえず道路の点検については、人が点検するやり方では何人おっても足りないぐらいでしょうから、今後、非破壊検査の導入を。財源との相談もあるんでしょうけれども、今後、この路線、またこの路線ということで、年間を通じて長期計画の中で、中期計画も含めて非破壊検査の導入ということについて、県としてはいかがでしょうか。

【池田道路維持課長】道路についてお答えをいたしますと、非破壊検査は年々高度化して、価格も非常に安くなっているのが現実でございます。確かに今おっしゃるように人が少なくてすむ、あるいは予算的に安くなる場合もあるかと思います。将来的には、当然そういったものの導入を全線計画的にやっていかないといけないというふうには思っておりますが、この辺はもう少し慎重に、どういった点検の仕方が一番経済的で的確な点検の仕方になるかというところを、少し研究したいと思っております。

【江口委員】わかりました。今後の取組として、

ぜひそういうことを検討してみてもはと思っており
ます。

特に橋梁とかトンネルについては、ちゃんと
した点検をやっていかなければいかん問題であ
りましょうし、メンテによって、ああいう大き
な事故を防げることもありましょうから、ぜひ
このメンテについては、今つくられたばかりの
メンテナンス会議で、全県下の市町がくまなく
恩恵を受けられるような形でやっていただき
たいと要望しておきます。

【山本(啓)委員長】ほかにご質問はございま
せんか。

【友田委員】今年度、土木部において、佐世保
の大野と世知原を結ぶ板山トンネルの新規事業
化が決まりました。これはもともと棕呂路板山
トンネルの期成会がありまして、松浦市の上志
佐から世知原に抜ける棕呂路峠、世知原から峠
を越えて大野に抜ける板山峠、この2つの峠に
トンネルを掘ってくださいという期成会なん
です。これまで県議会でも佐世保選出の議員の
皆さんを中心はずっと要望してこられて、やっ
と今年度、板山が先行してということだったん
です。

これを2つ一遍には掘れないから、どちらか
優先順位を決めようということで、客観的に冬
季における凍結による通行止めの時間、それ
によって影響の出る車両数等々出して、板山
の方が多いということから、期成会においても
板山をやるということが決まって、県におい
て事業化ができたわけでありまして。

板山の方を優先してということをお県に要望
する際には、従来、棕呂路も併せて要望して
きた関係で、棕呂路のトンネルについてはその
後で結構だけれども、実際に冬場の凍結によ
る通行止め等もあるということから、この棕
呂路につ

いては現状の拡幅をお願いしたいという要望
が出ています。

棕呂路の取り扱いについて、土木部ではど
のように認識しておられるのか、お尋ねいた
します。

【佐々道路建設課長】棕呂路峠の現道部につ
いてのお尋ねです。ここに関しましては、待
避所とか、部分的な突角改良、視距改良です
ね、見通しをよくするための小規模な工事を
平成19年ぐらいから進めておりまして、大
型車は若干支障があるかもしれませんが、普
通車については大分走りやすくなっているよ
うに認識しています。

地元の意見も聞きながら、そういったところ
がまだあるようであれば対応したいと考
えております。

【友田委員】課長がおっしゃるとおり、松
浦側は大分、待避所とかカーブ改良をやって
いただいて改良が進んでいます。

ただ、峠を越えた世知原側が、ちょうど峠
の一番上の方から世知原に抜けて、一部カー
ブがきつくて大型車両が通行できないよ
うなところがありますので、その辺の改良も
含めて地域としては要望されていると思
いますので、今後、十分地域と、県北振興
局とかと連携をとりながら、この改良につ
いては。

トンネルを掘るといことは本当に難しい
でしょうし、相当長期間になってしまう
でしょうから、局部改良などの改良で当
面は対応を求めたいと思います。

板山トンネルの採択に当たって、ここは
玄海原子力発電所の30キロ圏内に入
っていると、世知原の方々を速やかに
圏外に出すためには板山トンネルが
必要という根拠になっているわけ
です。そういう意味では、より近い20
キロ圏内ぐ

らいにいる世知原、上志佐地域の方々を速やかに30キロ圏外に出すには、やっぱりこの棕呂路も十分な改良がどうしても必要です。志佐の方に来ると、より原発に近くなりますので、このあたりについては、今回の徳永委員の一般質問において副知事からも、避難経路を形成するような道路については優先的な採択を考えていきたいというようなニュアンスの答弁もありましたので、そのあたりも十分理解いただいた上で地元と協議を進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

【佐々道路建設課長】今、委員からお話がありました件につきましては、徳永委員から提案がありまして、副知事が答弁させていただいております。

今おっしゃった峠の世知原側については、平成21年と平成22年に線形の改良を実施しております。県道を上っていきまして、田平側に向かう農道との交差点から峠までについては、完全な2車線ではないんですが、1車線で、その部分については改良が終わっていると認識していきまして、それ以上の手当てが必要ということであれば、また現地の方を確認して対応したいと思っております。

【友田委員】ここについては、十分また地元です。これは要望がありますので、お願いしたいと思います。

もう一つです。西九州自動車道の佐々インターチェンジ周辺、インターに乗る前は佐々の町道になるんです、あそこの一部はね。川を越えていくと県道18号ですけども、末端のインターになっているものですから、車両が集中して朝夕は大変な大渋滞を招いていて、地元の方からも、何とかならないかと、事故もよく起きているんだというようなことが言われています。

早期に佐々 - 松浦間が開通、延伸をして車両の分散をすることが最も有効な対策だということにはわかるんですけども、今年度事業化されたばかりで、その目処がまだ立っていないとなると、当面その渋滞は続くわけです。県としても県道の18号を拡幅するとか、何らかの対策をとっていかないと、佐々のあの周辺の方々に相当な負担を強いている感じになっているんです。このあたりに何らかの対策を講じる計画があれば、お知らせいただきたいと思っております。

【佐々道路建設課長】佐々インター付近の道路網についてのお尋ねですが、西九州道が佐々まで延伸するちょっと前に、それを見越して佐々川大橋という工区、志方江迎線につながる橋梁を整備しました。この目的としては、先ほど委員がおっしゃった町道の混雑緩和。これにインターの足がつくとかなり混雑するということで、平成17年度から事業化しまして、そのインターの供用に間に合わせようということで進めてきております。

その対象の町道につきまして、町の事業でなされるとお聞きしていますが、変則的な3車線、真ん中に中央帯を設けるようなことを考えているということは聞いたことがあるんですが、それがどういう進捗になっているかというのは、申しわけありませんが、現段階では把握していません。

県といたしましては、インターを降りてきた車が、例えば小佐々の方に行く場合に町道を使うと混雑するといったことから、先ほど申し上げた佐々川大橋を渡ったところの交差点から左側、佐々川の右岸側の1車線の区間を2車線に拡幅しようということで、現在事業化して進めているということです。

【友田委員】町の道路も絡んでくるものですか

ら、県としては難しいところもあるかもしれませんが、本当に朝夕は。

確かに佐々川大橋の開通で志方江迎線との連携ができて、非常に便利になっています。佐々のまちを通らずに江迎、鹿町へ抜ける方々はここを通ります。私もここを通っています。

しかしながら、佐々や吉井町から佐世保に抜ける人たちは、あそこにアリアケジャパンとか、いろんな企業があるものですから、そこに行かなきゃいけない人たちは、あの交差点を通って行くんです。そうすると、佐々インターは使わないんだけど、その交差点で車両がずっと何百メートルも、佐々駅周辺ぐらいまで渋滞するんです。事故等も起きているということですから、佐々町ともご相談をいただいて、早期の改良を図っていただきたいと思っています。

もう一つ、直接的に県に言うのもおかしな話かもしれませんが、相浦中里インターの渋滞対策は何とかならないのかと思うんですけど、ここで聞いていいのかわからないですけど、本当に最近特にひどいです。合流をもうちょっと上手にやればいいんじゃないかと思っています。

みなとインターの合流がありますね、ご存じですか。トンネルの手前のみなどの合流は、ポールがちょっと先まで立っているんです。加速車線とすぐじゃなくて、ポールを立ててすぐに入らせないようにしているんです。だから奥から行くんです。

相浦佐々は、ポールがないんです。そうすると、合流して本道とつながったところから入るんです。ずっと奥まで加速車線があるのに、ここでみんな入るんです。そうすると、ここで1台ずつ譲り合って入るので時間がかかる。もうちょっと上手に、加速車線を使いながら、みん

なが入っていけるような工夫ができれば、もうちょっとあの道路混雑は解消するんじゃないかと思うんですけどね。

そのあたり、県として国の方に言うとか何かできないんでしょうか。

【佐々道路建設課長】相浦中里インターの佐世保向けのランプの合流部の話ですね。

その合流点で混雑が発生しているということ、申しわけありませんが私は把握していなくて、その辺をちょっと国土交通省とお話をしてみたいと思います。

【友田委員】これは、本当に最近極めて、極めて長くなりました。国道204号を佐々町の口石小学校の脇で超えています。わかりますか、山喜ソーイングか何かがあるところです。左側に佐々病院とありますね。佐々病院が見えるぐらいからもう混雑です。前は嘘越の高架を過ぎたぐらいからだったんです。今は、佐々病院が見えるぐらいからずっと、朝は7時半ぐらいから8時半ぐらいまで大渋滞です。本当にあれは何とかならないと。

西九州自動車道の佐世保中央 - 大塔間の4車線化という要望もありますけれども、県北の人たちからすると、トンネルをもう1本、弓張に掘ってもらって、中央と相浦ぐらいまでの間を4車線にしてくれと。そうしないと、本当にこれは大変だなというぐらいです。だから、それはランプをもうちょっと改良を。ぜひ、県としても現状を把握していただきたいと思います。

もう一つ、今年10月に国体がありますから、県外からもいろんな方が見えると思うんですけど、川平有料道路の関係です。これは県の道路公社ですよ。

川平有料道路の西山バイパスに行く路線と川平に入る、左に行くところの案内板が、非常に

わかりづらいんです。県庁と書いてある方に行きって川平に行ったという人が結構いるんです。

実は、昨日遅れてきたある人もそうなんです。私は違いますが、遅れてきたある人も、初めてあそこに行きって、県庁と書いてあるから行ったら、実は川平に行ってしまったという方がいらっしやいます。

実は私の後援会が、バスの運転手が間違っって川平に行ったということもあるんです。だから、結構いろんな人が間違っているはずなんです。

あれは多分、表示の仕方だと思います。手前に川平に入るETCがありますね。正面から行くと、その先に西山バイパスに入るところがあるんだけど、県庁はこっちですよという矢印か、下に何か書かしないと、同じような間違いがきつと何台も起きていると思うんです。そういう認識は、長崎の人はないですよ、わかっているから。その辺はどうでしょうか。

【佐々道路建設課長】今のお話は、諫早方面から長崎バイパスに入ってきて、まず昭和町と西山の分岐があって、その先の話ですね。

そこで迷われたというお話は今初めてお聞きしたので、管理は高速道路株式会社がやっておりますので、その状況について確認をさせていただきたいと思います。

【友田委員】ここで言うことではないかもしれませんが、あれは多分、表示の仕方だと思うんです。看板も本当にわかりにくいんです。一番上に県庁と何とかと書いてあって、右側に多分、県庁だと思うんです。県庁と書いてあって、道が曲がったところに県庁と書いてあるのかな。

そういう目でぜひ見ていただくことをお願いします。西山バイパスに乗ろうと思って川平に行ってしまうという人が、今の状態では少なからずいらっしやると思います。そこはぜひ現地

確認をして、そういう意識で見ていただくと問題点に気づくと思いますので、よろしくお願ひします。

【外間委員】1点だけ、お尋ねをいたします。

九州横断自動車道の東彼杵 - 嬉野間に3本のトンネルがありますが、上りの東彼杵道路の県境のトンネルで、化粧板タイルのはげ落ち方が異常です。はげているなど気づいて、ここ3年間に、県境約1キロメートルにわたって化粧材がはげ落ちております。あのはげ方は、トンネルの崩壊をちょっと感じさせるような、恐怖感を与えるイメージのはげ方です。何とかあのイメージを払拭するためにも、早くあのトンネル内の化粧板の対策を練っていただけないものか、お尋ねをいたします。

まず、それをご存じですか。

【佐々道路建設課長】九州横断自動車道の県境に、俵坂トンネルと嬉野トンネルともう一つあるんですが、その化粧板の状況が悪いというお話でございますが、これも高速道路株式会社が管理していますので、その辺から情報をとりまして適切にお願いをしてみたいと思います。

【外間委員】ぜひ確認をしていただきたいんです。これは私だけではないと思うんです。ここ数年間で、そのはげ落ち方が激しいんです。県境、両サイドで1キロ以上はげておりますので、トンネルの半分ぐらいがはげているような状況になりますと、ドライバーとしては心理上相当圧迫感があるんじゃないかなというふうに私は思いながら運転をしておりますので、ここは早急に高速道路株式会社に確認をしていただいて、やっていただけるものならばやっていただきたいと思います。イメージだけでも全然違いますし、本当に崩落したら大事ですから。何かそういうふうにイメージが、崩落するんじゃないか

と本当に思うんですよ。ぜひ、対応をよろしく
お願いします。

【徳永委員】確認をしたいんですけども、耐
震化の支援事業で、改修の補助率はわかったん
ですが、上限額はあるんですか。

【大場建築課長】公費については、全体額の
上限ではございませんで、平米当たり4万8,700円
の単価に改修面積を掛けたものとなっております。

【徳永委員】ということは、平米数はどれだけ
でもいいという解釈ですね。

それで、避難所と認められれば、補助率が違
うんですね。これは非常にいいことだと思います。

以前に私もこのことは一般質問で質問しまし
た。避難所、医療施設等がありますけれども、
私の地元の雲仙のホテル等も要望されていたん
ですけれども、ホテル等も対象となり得るでし
ょうか。

【大場建築課長】ホテル・旅館等の宿泊施設に
つきましても、市町がいろんな協定を結んで、
例えば二次避難所と。一次避難所は公民館みた
いなところで、長期化するとホテル・旅館とか
という話になっていくと思うんですけど、そう
いう避難所として指定をしていただくと、表で
いうところの一番下段の高率の補助をもらえる
ものと考えております。

【徳永委員】ということは、対象になるという
ことですね。ありがとうございました。

次に、昨日の大雨を見た場合に、よくテレビ
に出る、アンダーパスですか、下をくぐる。こ
れは長崎県内も結構ありますけれども、この対
策は前からしていたのか。こういった大雨で事
故が起きていると。この前も北九州で、車の中
から救助をして、命に異常はなかったんですけ

れども。

長崎も多いという認識を私はしておりますけ
れども、そういうところの対策はどうされてい
るのかお尋ねします。

【池田道路維持課長】県内にアンダーパスが何
カ所あるかというところまで把握はしてはい
ないんですけども、対策としては、排水が難し
いところについては、所定の時間雨量を超え
ますと自動的に作動するようなポンプを据え
付けているということでございます。

【徳永委員】どこでもそのような対策をと
っていると思うんですけども、私の認識は、
昨今のゲリラ豪雨とか、設計当初の想定以上
の雨量で、ポンプで自動的にというけれど
も、水をくみ上げきれずに事故が起きている
のではないかなと思うんです。その辺の対策
はそれで大丈夫なのかどうか。これは人命に
かかわるものですから、今の対策で大丈夫
か、一度しっかりとした調査をやるべきだ
と私は思うんですけど、その辺はどうなん
ですか。

【池田道路維持課長】実際に今回も、昨日
の雨で通行止めになったアンダーパスが2カ
所ほどございます。やはりゲリラ豪雨とい
ういきなりの集中豪雨がありますと、その
ポンプの能力で対応できないということも
ございます。

雨量が、以前と条件が若干変わってきて
いるという状況もございますので、一度そ
ういふものの点検を考えてみたいと思いま
す。

【徳永委員】例えば事前に通行止めとか、
そういった対策を、雨量がどれくらいにな
ればできるのか。今の雨量の設定よりも早
めに出すというのも一つの対策だと私は思
うんですけど、その辺はどうなんですか。

【池田道路維持課長】現場の能力として
排水ができないという場合もございま
すので、そうい

うところの交通規制をどの段階で行うかということも、今後密に検討してまいりたいと思います。

【徳永委員】その辺は人命にかかわりますから、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、住宅供給公社。4ページに書いてありますけれども、27億8,000万円の繰上償還ということで、かなり当初の計画より進んでいます。今の流れでいけば、当初の返還計画よりもどれぐらいの短縮ができるのか、教えていただけますか。

【亀山住宅課長】住宅供給公社は、毎年経常利益ということでプラスになっておりまして、平成25年度につきましては2億5,000万円程度プラスになっております。

繰上償還につきましては、前倒しでたくさん返すことによって利息の軽減を図っておりますが、返済期間自体は当初の計画どおりでございます。

【徳永委員】しかし、それは利益が出ているから返還もできるわけでしょう。確かに利息ですからね。そこは理解をしました。これは当初の計画でしょうけれども、それ以上に利益を出しているとは。

例えば、造成を第2期工事とかやっていますね。県の方もいろいろと考えて、業者に設計と工事を委託して、それを住宅メーカーが買って、その不足分を県に土地を返していただくというようなやり方だと認識をしています。

当初は、本当にこれで利益がどうなのかということと、以前に一度委員会で、戸数販売は、土地の販売は結構いいと言われたけれども、実際の販売価格が本当に利益と見合うのかという指摘があったのを私は記憶しているんですけども、その辺を含めたところでの今の状況を教

えていただけませんか。

【亀山住宅課長】諫早西部団地でございますが、第2工区を今造成中ございまして、第2工区の中の東の1工区というところで、民間のハウスメーカーとか建設会社に造成をしてもらい、その工事費見合いの土地を業者さんに渡して、残りの部分は公社で売ると、民間と公社と分けて分譲していたところでございます。

東の1が終わりまして、東の2につきましては公社の手持ちの範囲内で造成をいたしまして、分譲に向けて工事を進めているところでございます。現状はそういうところでございます。

【徳永委員】どうなんですか、もう全部売れたんですか、分譲は。

【亀山住宅課長】東の1の公社部分の分譲につきまして、50区画のうち40区画は売れております。予約等も2~3件入っておりますので、残り少ないという状態になっております。

【徳永委員】それ以上聞くと、住宅課長の担当になるのかどうか、わからないんですけども、販売単価です。今、これはどうなんですか。それを答えられますか。

当初の1工区、今は2工区をして、今度は3工区になるんですか。今、2工区でしょう。次は3工区をやるんでしょう。

【亀山住宅課長】最初の1工区というのが四百数十ございまして、次に2工区ですけど、2工区を少しずつ造成しておりまして、2工区の中の東の1が終わったところでございます。

販売単価につきましては、今、細かい数字は手持ち資料がないんですけども、1工区につきましては坪単価が20万円を超えているような状態ございまして、2工区につきましては10万円台を平均としています。

【徳永委員】半分以下ということですか。範囲

がね。わかりました。

一番問題なのは、最初の工事の時に非常に大きな負債を出したということで、私たちの先輩議員の時に特別委員会等ができて、非常に大きな問題になったわけです。そういう反省を含めながら、土地は取得をしていますから、当然それを売らなければいけない。これをどうにかしてやるということも含めたところでの再建計画ということで、一生懸命努力されていることは私も認識をしております。

そういう中で私が少し心配だったのが、最初に購入をされた方と次の方とのギャップとか、最初の計画と次の計画が変わっているということで、価値観の違いというもので、最初に購入された方とのいろんな問題を私も聞いておったんです。その辺のところはどういう整理をされているのか、お聞きしたいと思います。

【亀山住宅課長】最初の1工区は、下の方に小学校があるんですけども、西諫早ニュータウンにも近く、それだけ利便性もいいという部分がございます。2工区に行きますとちょっと離れているところから、私たちも、そこに幾らかの金額差は出てくるものかと考えております。

【徳永委員】私が言うのは、最初の計画ではそこに、例えばスーパーとか大型店舗が来ると。最初に購入した方たちは、全体的な構成を見ているんですよ。そして、景観もそうなんです。造り方です。あそこは電線埋設で、しっかりとした対策をとられていますし、外の歩道の造り方とか、街灯とか、非常に当時は高いと言われましたけれども、それなりのインフラがしっかりとして、景観もしっかりとしたところだったものですから、拡張工事もそういうふうな一体感のある造り方だという認識を持っていた

という話を聞いたことがあったものですから、次の工事になれば単価も下がりますから、当然工事費も安くなるから、それだけの設計、基準も下がるわけですね。それはそれとしていいんですけど、その辺のギャップで、最初に購入された方からそういった意見が出ていないのかどうかというのを最後にお聞きをしたかったんです。

【亀山住宅課長】現在のところは、そういう地元の方からのお話は伺っていないところでございます。

【徳永委員】そういうことであれば、いい流れでいっていますので、頑張ってくださいと思います。

【山本(啓)委員長】本日の審査はこれにてとどめ、7月7日は、午前10時から委員会を再開し、今の議案の続きですね、野本委員と高比良(元)委員の質問を行いまして、第12号議案の改めての説明をお願いしたいと思います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 5時 2分 散会

1、開催年月日時刻及び場所

平成26年7月7日

自 午前10時 1分
至 午後 4時54分
於 本館5-A会議室

道路建設課長 佐々 典明 君
道路維持課長 池田 正樹 君
港湾課長 中田 稔 君
河川課長
(参事監) 野口 浩 君
砂防課長 米田 哲哉 君
建築課長 大場 光洋 君
住宅課長 亀山 茂 君
用地課長 大場 明 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山本 啓介 君
副委員長(副会長) 吉村 洋 君
委 員 田中 愛国 君
" 小林 克敏 君
" 野本 三雄 君
" 江口 健 君
" 徳永 達也 君
" 久野 哲 君
" 高比良 元 君
" 外間 雅弘 君
" 友田 吉泰 君

環境部長 立石 一弘 君
環境部次長 濱田 尚武 君
環境政策課長 山下 三郎 君
未来環境推進課長 山口 正広 君
水環境対策課長 川内 俊英 君
廃棄物対策課長 矢野 博巳 君
自然環境課長
(参事監) 川越 久史 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長 浅野 和広 君
土木部技監 宮崎 東一 君
土木部次長 岩崎 直紀 君
土木部参事監
(都市・住宅担当) 平松 幹朗 君
監理課長 馬場 直英 君
建設企画課長 田口 陽一 君
新幹線事業対策室長 有吉 正敏 君
都市計画課長 藤田 雅雄 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 1分 開議

【山本(啓)委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

本日の日程を一部変更いたしまして、冒頭、大雨等々における被害の状況についての報告を求め、その後、先週から続く議案外の質問、2名の委員からの質問をお受けし、終了後、小ヶ倉柳埠頭についての現地視察を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】 ご異議がないようなので、そのように進めたいと思います。

それでは、まず、理事者より大雨の被害についての報告を受けたいと思います。

【馬場監理課長】 それでは、私の方から、まず、

概要についてご説明を申し上げたいと思います。

資料は、「平成26年7月6日～7日の大雨に係る被害状況について」というペーパーでございます。これは、本今朝7時現在でわかる範囲でまとめたものでございます。

まず、1番の24時間最大雨量ですが、256ミリ、これは7月6日の6時半から本日7日6時半までの量でございます。島原振興局で観測されたものでございます。

2番の被害状況ですが、住宅被害が1棟、これは南島原市の西有家町でございます。それから、床下浸水が1棟、これは南島原市北有馬町でございます。長崎市でも、「（調査中）」と書いておりますが、ここの数字がまだ確定しておりませんので、数としては1棟です。それから、がけ崩れが合計7カ所、長崎市、佐世保市、新上五島町でそれぞれっております。内容は、記載のとおりでございます。

人的被害につきましては、本今朝7時現在で報告はございません。

3番の避難状況ですが、自主避難、合計13世帯25人、市町ごとの避難先、世帯数、人員は記載のとおりでございます。

【野口河川課長】降雨の状況等について、補足して説明させていただきます。

今回の7月6日から7月7日までの雨におきまして、時間雨量で最も降ったところが島原の深江でございまして、7月6日の22時から23時までに50ミリの雨を記録しております。また、長崎市におきましては、7月6日の21時から22時までに45ミリ、7月6日の18時から19時まで上五島で48ミリの雨を記録している状況でございます。

それとあわせまして、ペーパーが間に合わなくて申しわけないんですけども、先週7月3日の雨の状況について、口頭でご説明させていた

だきます。

3日9時に長崎地方気象台の方から、「長崎市、西海市、東彼杵町では50年に一度の記録的な大雨となっているところがあります」という気象情報が発表されております。この状況についてご説明いたします。

雨といたしましては、長崎市の長浦岳で、3日の7時から8時までに95ミリという雨を観測し、長崎市内でも3日の8時半から9時半までに85ミリ、また、島原の山田川で、8時50分から9時50分まで89ミリという雨を記録しております。

また、24時間の雨量につきましては、長浦岳で314ミリ、長崎で209ミリ、諫早で202ミリという状況になっております。

これまでに寄せられました公共土木施設災害につきましては、西海市、諫早市、東彼杵町から、道路・河川等22件の報告が上がっております。

また、一般被害につきましては、3日につきましては、住宅被害2棟、床上・床下浸水13棟、道路損壊4カ所、がけ崩れ22カ所の報告がっております。

【米田砂防課長】土砂災害について、報告させていただきたいと思います。

土砂災害につきましては、土砂災害の危険性が高まったとして注意を呼びかける土砂災害警戒情報が、昨日18時40分に新上五島町並びに西海市の平島・江島を皮切りに、佐世保市、川棚町、東彼杵町、西海市全域、長崎市、時津町、長与町並びに南島原市に発令されております。

現在、新上五島町並びに南島原市については継続中となっております。

被害の状況につきましては、監理課がお配りしたペーパーに、まず、住家被害、これも土砂

災害の1カ所ですけれど、これは西有家町で、窓ガラスが割れたということで被害の報告を受けております。それから、がけ崩れ7カ所、計8カ所です。

避難状況ですが、明らかにがけ崩れで避難されたというのは、長崎市の三重地区、佐世保市の2件、南島原市の4件と聞いております。

なお、夜が明けて、雨が小康状態になったということで、この方々は、今のところは自宅に戻られたと聞いております。

それから、3日の雨についても少し説明させていただきます。3日も土砂災害警戒情報が長崎市、佐世保市、西海市（平島・江島は除く）、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町に発令されております。

被害の状況につきましては、がけ崩れで、現在までに、長崎市、諫早市、大村市、西海市、波佐見町、東彼杵町の4市2町で22件、報告が上がってきております。

その時の避難状況につきましては、長崎市、東彼杵町で避難が実際行われたと聞いております。

なお、こちらにつきましても、現在は自宅に戻られて生活されていると聞いております。

【池田道路維持課長】道路維持課からは、道路の被災状況についてご説明いたしますが、資料を準備しておりますので、今から配付させていただきますでしょうか。

〔資料配付〕

道路の被災状況についてでございます。7月3日の豪雨と、昨日から今朝にかけての豪雨、2段書きにしておりますが、まず、この順番どおり、3日の豪雨についてご説明いたします。

災害が2カ所発生しております。まず、389号の雲仙市国見町多比良、ここで石積みの崩壊が

あっておりまして、延長が10メートル、高さが2.5メートルぐらいのところなんです。ここに付きましては、特に規制はしておりません。

それから、次の一般県道昭和馬町線長崎市三原町、これは舗装面がめくれまして、おおむね延長が20メートル程度、全幅にわたりまして舗装面がめくれた関係で、一時全面通行止めをしております。現在は、仮復旧をして、通行は確保しております。

それから、昨日の夜から今朝にかけての雨についてでございますが、災害が1カ所発生しております。一般国道499号長崎市蚊焼町岳路、ここが自然法面の崩壊ということで、延長が6メートル、高さが4メートル、片側の通行規制をしております。場所は、今、改良で岳路工区をやっておる、一番手前の起点側のところの自然法面ということでございます。

それから、通行規制中の箇所が2カ所ございまして、251号の雲仙市南串山町赤間～加津佐町権田までの区間でございます。ここに付きましては、時間雨量で30ミリが降ったということで、昨夜の22時から通行規制をずっとしてある状況でございます。

それから、57号、島原市から小浜町の方に抜ける区間のうち、深江町甲字裕～雲仙市小浜町雲仙字宝原までの8.2キロの区間が、連続雨量で250ミリ以上降ったということで、今朝の6時40分から規制をしております。

この区間につきましては、裏の方に、国土交通省から記者発表した資料がございます。雨量についての事前通行規制区間が2カ所あるんですが、右側の方の8.2キロ区間、これが現在通行止めという状況でございます。

【山本(啓)委員長】ただいま各担当から、大雨に係る被害状況についての報告をお受けしまし

たが、今の説明につきまして、質問等ございましたら、どうぞ。

【高比良(元)委員】被災状況について、今説明があったんですが、できれば、私たち自身も回ってしないといけないんですが、こういう情報が入った時には、地元の県議会議員とかにはお知らせをしてもらえないかな。

例えば、長崎市三原町の路面のめくれとか、岳路の自然法面の崩壊とか、本当に地元の地元なんだよな。わかっていることでしょう。知っているだろう。よかったら、教えていただきたいなと思うんだけど、ほかの委員も異存はないと思うよ。できれば、お願いをしておきます。

【池田道路維持課長】特にこういう全面通行規制がかかったような場合には、議員の方々にファクスでも連絡をするようにいたします。よろしくお願いいたします。

【山本(啓)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】それでは、被害状況についての説明を受けたということで、ぜひとも対応を、スピードと、そして十分な対応をお願いしたい。そして、議員・委員に対する情報提供については速やかにお願い申し上げたいと思います。

続きまして、先週の議案外の質問、野本委員会と高比良(元)委員を残しておりましたので、ご質問を受けたいと思いますので、お願いします。

【野本委員】本会議で質問いたしましたけれども、消化不良でありましたので、再度お尋ねをいたしたいと思います。まずは、神ノ島の問題については、要は、長崎市との協議でありますけれども、これは3年ぐらい前から懸案事項で

あった問題が、まだ現在もそのままになっているということで、要はこの問題について、当局はどのように考えておられるのか。

私は、長崎市との協議はもっともっと積極性があってもいいんじゃないかと。そしてまた、県の立場といたしますか、実情、また将来を含めた問題で、この問題については、あの土地を売るためには、そして売った後、相乗効果をもたらせる、最大効果をもたらせるためにはという形を考えれば、私が本会議で申し上げたように、用途地域の見直しというのが最たるものだと思うんですけれども、もう一回そのことについてお尋ねいたします。

【中田港湾課長】神ノ島の工業団地の件につきましては、一般質問にもあつて答弁したとおりでございますが、長い間売却が進んでいなかったということで、県としては、これまで工業団地としての売却を進めてきたんですけれども、もっとほかの用途に広げて売却することができないかということで、例えば商業施設などほかの業種に対しても売却の幅を広げていきたいというふうな方針であります。

その件につきまして、現況といたしましては土地利用の規制がかかっておりまして、港湾法上の臨港地区がかかっております。分区がかかっておりますが、商港区というふうな分区がかかっております。

一方で、都市計画区域では工業専用地域という用途がかかっておりますので、商業施設等にも幅を広げるためには、まずは分区の解除が必要となってまいります。分区の解除をいたしますと、自動的に都市計画区域の用途が適用されることとなりますので、今の時点では、分区を解除したとしても、工業専用地域ということで、商業施設の立地ができないというふうな状況に

なっております。

そういう状況から、これまで都市計画決定権者である長崎市の方と協議を続けてまいってきております。長崎市に県の方針を伝え、照会をしたところ、長崎市からは、「現在の用途地域を変更してまで商業施設等の他の業種の立地を進めることについては、慎重な検討が必要。また、大規模商業施設の立地を図ることは困難」というふうな回答が返ってきております。

この回答につきまして、大規模商業施設については困難、用途の見直しをすることについては慎重な対応というふうな答えの使い分けがされておりますので、今後、長崎市に関しましては、この「慎重な検討」というものがどういう内容であるのか、これまで文書によってやりとりをしてきたんですけれども、今後は、直接顔を突き合わせて協議を行ってまいりたいと考えております。

【野本委員】今、港湾課長の説明の中で、本会議の答弁とあわせて、長崎市との協議の中になかなかみ合わないところがあるようでありますけれども、今、最後に話がありましたように、要するに、今のままでは決していいわけではありませんので、これをよくしていこうとするならば、やはり長崎市と、先ほど言われたように、顔を突き合わせて県の状況をお話ししてお願いをしていくということをしていかなければならないと思うわけです。このことについてはずっと言ってきていますので、本当に腹をくくって、長崎県の実情を話をしていくべきだと思います。

考えてみてください。この事業費は合わせて、利息を含めて、何せ406億円かかっているわけです。そして、結果的に、今売れているのが170億円ですから、帳簿上はまだ226億円も赤字なんですよ。だから、こういうことについて、

早く土地を処分して、処分だけじゃどうにもならないので、その土地が生きてくる、先々この土地で利益を生むという形の道をたどっていかないといかんだらうと思うわけですから、ぜひ今、お話がありました件については、これは私が知事に言ったのは、知事も腰を上げて、知事が出て行って長崎市にお願いをします。過去は、そういうことでやっているんですよ。長崎県がどうしてもお願いしたいということで行ってお願いして、そうなってきたんですよ。この問題について、最近はそういうことについて、私は長崎県の積極姿勢が足りないというふうには思っておりますので、このことは強く要望しておきたいと思えます。それが一つです。

次は、新日見トンネルの問題についてですが、新日見トンネルについては事情を理解しておられるようで、このことについては前向きに検討をしていくということで答弁をいただいています。

このことについては、過去は過去として、土木部長は過去にとらわれずに、新しく長崎に来られたわけですから、この問題の実情は、何せ平成24年は19件の人身事故があって、1人トンネル内で亡くなっているわけです。死亡事故が起こっているんですよ。そういうことを考えてみても、この問題は緊急かつ重要だと思いますので、土木部長については、ぜひ新しい視点でこの問題に取り組んで、本会議の答弁どおり頑張ってくださいと思います。

その次に、浦上川線についてですけれども、これは市街地を通過するということで移転物件が多く、建設費も多大となることから、今後は地元市町と協議を行い、詳細なルートを検討していきたいということですよ。大体今の状況からいくと、平野町、大橋の手前ですけれども、

あれから大きく西彼杵道路につないでいくという状況から考えていきますと、おっしゃるように、どうしても横断していかなければいけないという時に、建家がたくさんありますので、大変な費用がかかるだろうと思います。

費用対効果という問題をよく言われますけれども、この問題についてはそこだけ、前進するための費用対効果じゃなくして、どうも進めないための費用対効果の話だけが計算上に上がってくる感じがしますけれども、この費用対効果というのはどのような形の中で取り扱おうとしているのか、どういう見方をしているのか、計算されていないかもしれませんけれども、考え方としてお尋ねしたいと思います。

【藤田都市計画課長】費用対効果のお尋ねですけれども、費用対効果といいますと、まず、便益ということで、走行時間の短縮とか、事故の削減、そういう便益が分子にきまして、それに対して実際にかかった費用が分母にくるということで、それを割った時に1.0を超えておれば、当然ながらB/Cがあるということになりますので、便益の方がかかった費用よりも大きいという時に、1.0を超えればその事業が成り立つということで、現在は考えております。

【野本委員】今の状況だと、この浦上川線の北伸についてはどうなんですか。

【藤田都市計画課長】今、概略のルートということで、家屋が何軒かかるとかそういうことをいろいろ計算しながらやっておりますけれども、現在の見込みとしましては、B/Cとしては出てくると思っております。

ただ、今後まだ詳細な検討、事業費であるとか、インターチェンジとかも出てきますので、そういう詳細な検討をした中で最終的なB/Cを計算しながら、事業化について検討してい

たいと考えております。

【野本委員】それは、今でも机上の問題ですから、もちろん現地も調査していかないといかんでしょうけれども、早くその結論を出していくということが、まず第一だと思います。

もう一つは、費用対効果の問題ですが、私は過去にも話したことがあって、これは河川ごとの問題があってあれですけれども、私は浦上川に、要するに橋脚、ペアを立てて、川の上空に道路をつくと。前、私は路面電車の問題でこのことを、計画図をつくって出したことがあるんですけれども、そういう形の中でそういう検討ももう一回国と、土木部長は国土交通省におられたわけですから、道路と河川との問題、違いはあると思いますけれども、そういう視点も、費用対効果の中で考えたら、はるかにこれは費用が安くなるわけですから、そういうのは全くだめなのか。

私は大阪に行って、道頓堀川に高速道路が走っている中で、あれだけの大きなペアが何本も立っているという状況を見る時に、それはあそこ長崎とでは状況が、これからという問題で違ってはおりますけれども、そういうことを考えると、全く私は、100%、120%だめじゃないと思うわけでありましてけれども、そういう問題を含めて、土木部長にお尋ねいたします。

【浅野土木部長】道路の計画の面で河川との関係、今直接おっしゃられたのは河川との関係ということで、基本的には河川空間をどう考えるか、それから、全体の都市の景観をどう考えるか。

東京とか大阪でいろんな高速道路が、川の上というよりは川の横とか、例えば日本橋なんかは川の上に都市高速道路が入っていると。そういうところは、現在、都市景観とか、地域の

ポテンシャルとして、そういうものはまずいだろうと。例えば日本橋であれば、今プロジェクトが動いていまして、地下に入れようとか、地域のそれぞれの実情に応じて見直しもされているので、そういうのを踏まえながら、長崎のこれからの将来としては、やっぱり観光都市でいくということだと思いますので、その辺をよく踏まえて、どういう形でやればいいのか、例えばぎりぎり河川区域のどの部分に入れればいいのかとか、そういうのを十分検討した上で、地域の合意を図ってやっていかなければいけないだろうと思います。

【野本委員】今の土木部長の答弁は、ぜひ現地を見られると、私は、河川敷等々については十分ペアは立てられると考えますので、もう一回、そういう新しい視点で検討をしてもらいたいと思っております。

浦上川線北伸については、非常に重要な、位置づけとしては、交通渋滞の今の状況から考えていくと、これは待たれている問題でありますので、方法も含めて、そして、これから費用対効果の問題についても急いで試算をされて、市民・県民が納得できるような説明ができるようにしてもらいたいと思います。この件については、以上です。

次に、福田バイパスについてです。これこそ答弁では、「整備に多額の費用を要し、利用交通も少ないことから、長期的な課題と考えております」ということですが、これも、「長期的な」という話については、長崎の一般国道202号福田バイパス道路整備促進協議会という形で、これは会長は長崎市長ですけれども、副会長は市議会議員、さらに、もう一人の副会長は商工会議所会頭と。それとか、幹事等々については長崎県バス協会会長、タクシー協会会長、あるいは

トラック協会の長崎支部長とかというから、そうそうたる方々が役員になって要望してきたいきさつがあるわけです。

そういうことを考えていくと、答弁では私は満足しないわけで、部分的に道路の改良をしていくということについては現在もやってきていますけれども、これを続けていくことと、これこそ費用対効果も含めていくと、延々と続けていって、それでも住民が不便をしながら辛抱していくということになるのか。

それと、女神大橋ができてから、この問題を考えていく時にも、相当道路改良がされてきて、202号の改良もされてきて、そして、結局あそこが、言うなれば、大きな意味でのボトルネックになっているということですので、こういう問題についても、ぜひ、本会議の答弁をもう一回整理をし直していただいて、取組というものを再検討してもらいたいと思うんですけれども、まず、そのことについて、土木部長の答弁でしたから、お願いいたします。

【浅野土木部長】福田バイパス以外も、ほかの道路につきましても答弁させていただきましたが、いずれにしても現地ですね、私自身は来たばかりということもありまして、現地を見ながら少し状況を見た上で、また、道路建設課の方と相談させていただきたいと思っています。

【野本委員】これで、一応議案外の問題については締めたいと思いますけれども、最初の神ノ島問題については、今の道路関係、要するに、事業計画を始めた時は、あそこはまさに陸の孤島であって、今のように女神大橋線も含めて、何とあの道路工事が、あの周辺だけでも900億円を超えているということで、そういう状況から考えていくと、全く事情が変わってきております。

そういうものから検討すると、計画当時の状況とはもう全く違うんだということを考えていくなれば、この問題については、ぜひ港湾課長、長崎市との話についても、長崎市が一生懸命にならないから問題だけれども、これだけのアクセス道路がきちんとでき上がってしまっているわけですから、土地をどう活かすかということ、また、活かし方が十分あるわけですから、このことについては、その辺のことも強く指摘をしていただいて、県が今進めていこうとしている、進めていこうとしているというよりも、私がずっと質問してきた問題についての前進があるように、ぜひ要望しておきたいと思えます。

【高比良(元)委員】 時間がなくて絞って聞きますが、まず、行革プランの検証について、「公共施設の適切な維持管理の推進」、これは達成状況は「 」になっているんだけど、このことについて、若干お尋ねをします。

まず、第1点、この公共施設の維持管理計画の中で、公営住宅というのも項目として入っていますが、これについては、住宅供給公社の公営住宅の取り扱いについても、中身として含まれていますか。

【亀山住宅課長】 公営住宅につきましてですが、公営住宅は長寿命化を図っております。（「住宅供給公社も入っているのか」と呼ぶ者あり）

【山本(啓)委員長】 休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開します。

【亀山住宅課長】 長崎県公営住宅長寿命化計画というのは、県営住宅についての計画でござい

ます。（「だから、入っているのか、入っていないのか」と呼ぶ者あり）

住宅供給公社の住宅は入っておりません。

【高比良(元)委員】 入っていないのか。

公共施設というよりは公物の話になるんだけど、河川とか道路とかの維持管理ということについて、これは計画の中に入っているんですか。特に河川はどうですか。

【野口河川課長】 河川の護岸、堤防、水門、陸湖またはダム等、入っております。

【高比良(元)委員】 河床の整備ということは入っていないんですか。

【野口河川課長】 整備ということではなくて、維持管理の方法、手法、何年に一度やるか、または事前対策をやるのか、事後対策でやるのか等々の計画をやっておりまして、今現在、データを蓄積して、今後の維持管理に反映させようということで、監視・観測をやってデータを蓄積しているような状況でございます。

【高比良(元)委員】 あまり大きな話じゃないんだよ。草木の撤去というか、清掃というか、そういう話なんだよな。そういったことは、これの中には入っていないのか。

【野口河川課長】 基本的には、維持管理の中には、草木の伐採等につきましては、断面を5割阻害した段階、それと背後地の状況等々を考えて、A、B、Cランクをしまして、それに基づいて実施するような手法をとっております。

【高比良(元)委員】 予算を組んで、かなり年次的にやっていかなければいかんというものはあるんだけど、一方では、小規模の河川の維持管理費、大したことはないけれども、今、10億円あったうちの3億円はリフォームの方に使わせてもらっているんだけど、その予算等を活用してやるという、そういうレベルの話

なんだけれども、要望がものすごく多いと思うんだよね。ものすごく、県内で。卑近な例だと、うちの場合だったら、八郎川護岸なんかすごいわな。あるいは、多比良川なんかも。そういったことに対して、連合自治会とか地元の人たちから、大変要望が多いと思うんだけれども、大体そういった類のものとして、要望額に対する年度消化額というか、達成額というのはどれぐらいの割合になっているんですか。

【野口河川課長】基本的には、もともと河川の伐採等についての予算は1億円しかございません。1億円で、県で管理しております河川は、376河川の1,000キ口をやっておるわけでございますけれども、それではとても足りないということで、ここ3年ほどは小規模改修事業ということで、中小企業対策として1億円、年度事業費として合計2億円で、今、伐採・しゅんせつの維持管理を実施しております。

ここ2～3年の状況でございますけれども、伐採・しゅんせつ等の要望が年間180件から200件近く上がってきておりまして、それにつきまして、大体50%から60%、90件から100件ぐらいが対応している状況でございます。ですから、要望をいただいた箇所の半分ぐらいが対応しているという状況でございます。

【高比良(元)委員】できればもうちょっと、中小企業の振興対策ということもあるし、それで災害にならないといったらおかしいけれども、いずれにしろ、地元の人たちも管理に大分手をかけるといふか、積極的にかかわりながら、それでも自分たちではできないから、やっぱり県でその辺は撤去しているというような、そういう類の話なんだよね。ここは、やっぱり河川の良好な状況を、特に景観保全対策とかそういうことも含めた中での話にもつながってくるんだ

けれども、やっぱり必要なものについては、基本的に対応していく。もし予算が足らなかったら、もう少し増加してもいいじゃないか。1億円プラス1億円で、もう少し上げてもいいと思うよ。達成率は50%ぐらいいくんだらば。

執行の仕方もいろいろあると思うんですよね。計画的にやっていく、段階的にやっていく、いろんな方法があると思うので、達成率50%はもう少し引き上げをするように要望をしておきます。これはものすごく多いよ、いろんなところから。

その次、公園施設の関係ですが、港湾漁港事務所が所管する公園施設等についても、これは維持管理計画の中に入っているんですか。

【中田港湾課長】現在のところ、まだ維持管理計画は策定はしておりません。

【高比良(元)委員】臨海が所管する分、港湾漁港事務所が所管する分については入ってないんですか。公園施設はあっているけれども、都市計画の範囲の公園施設だけですか。「土木部の所管する施設の維持管理計画を策定する」云々となっているけれども、入っていないんですか。

【中田港湾課長】港湾課で所管する公園についても、この維持管理計画の中には対象として入ってまいります。

【高比良(元)委員】 そうしたら、これに類するやり方としてどういうふうな計画を立てているんですか。それとも、全然立ててないんですか、どっちですか。

【中田港湾課長】 これまで、まず最初に、港湾施設の鋼構造物、その次にコンクリート構造物、海岸施設は、今、仕上げのところをやってるところでして、その後に公園施設についても策定をしようというふうに考えております。

【高比良(元)委員】 しようとしているが、ちょ

っと現実に追いついていないところがあるね。やっぱり維持管理は徹底してないというか、利用促進を図るには、到底それがかなわないような状況に陥っていると、そういう地元からの話がいろいろあるんだよな。

仮に、維持管理は地元をお願いしますということで建設というか、設置する時の状況があったとしても、それはもう無理ですよ。地元の人も高齢化をしていく中で、しょっちゅう草刈りをしながらやっていくとか、そういうのに委ねるといやり方は、もうかなわなくなっているよ。

だから、ここは設置者として、基本的にどうするかという、設置をする以上はその責任を果たしていく。新しく設置をするということは、もう恐らくあまり出てこないと思うんだよな。そうであれば、そういうふうにきちんと手を入れるのか、あるいは、もうそれはかなわないから、利用の頻度というのも少なくなっているの、これは売却をしましょうというふうに結論を出すか、そういうふうにしなないと、いつまでも見苦しいままでほったらかしにしていくと、「県はなんばしよっとか」という話で必ず返ってくるから、この辺は具体的なことは言いませんけれども、そういう方針だけは明確にしてみたいとなと思っています。

あわせたとこで、話は先に進みますが、企業会計、あるいは港湾特会で整備した土地の未利用地の売却促進と行革の中でもうたっている。これについては、基本的な対応というか、行政としての立ち方についての話なんです。例えば、ここの土地を売ってくださいというふうな要望があった時に、それにどう向き合うかという話なんだけれども、基本的な認識を、港湾課長、話をしてください。

【中田港湾課長】港湾課で所管する、そういった未利用地については3種類ございまして、まずは、一般会計で持っている土地、特別会計で持っている土地、それと企業会計で持っている土地がございまして。

一般会計で持っている土地を売却する事例というのはほとんどないんですけども、特別会計で持っている土地については、売却する際には、基本、公募をして売却をするということになっております。それと、売却の際の価格については、造成にかかった金額、それと近傍地価と比較をして、高い方で売却をするというふうなルールとなっております。

一方、企業会計でつくった土地につきましては、これは公募をせずとも随意契約で売却をすることができます。

もう一つ、特別会計の土地については、一定の面積、7,000平米を超えますと議会の議決が必要ということになりますが、企業会計は議決は必要ないと、こういった形になっていまして、企業会計の土地の売却については機動的な対応ができるんですけども、特別会計の土地については、現在のルールでいきますと、なかなか機動的な売却ができないというふうな状況となっております。

【高比良(元)委員】企業会計の方が機動的対応ができるという話だけれども、しかしながら、一旦一般会計で買い戻しをするとか、そのために議会を通さなければいかんとか、そういう手続きはありますね。

それと、企業会計の場合は随契でできるという話だけれども、基本的に公募というか、入札というか、そういう形でやっているんだよな。何か特定者に対して申し入れがあったから、直ちに随契でやるという話では決してないと思う

んだよな。

公募をやるという時、問題は、どういう状況の時にそれをやるんですかという話なんです。あるいは、入札をしますという時に、競争入札ですが、それをするというのは、どういうふうなきっかけのもとにやるんですかという話なんです。

要するに、県の方でここを売りたいということで計画を立てて決めて、そして、売却ということで、その土地は要りませんかというような公募をするというやり方というのをそこでやるのか。そうじゃなくて、民間の方から、この土地が欲しいから売ってくださいという申し入れがあったということを十分に斟酌して、そこに限定した土地ではあるけれども、そこについて一般競争入札でやりますというような格好で、そういうふうな手続を進めていくのかという話なんです。

【中田港湾課長】 厳密に言いますと、2つのパターンがあるかと思うんですけれども、そもそも売却を目的に造成する土地が、特別会計の場合にもあるんですけれども、そういった場合に、引き合いがあったというわけではなく、まずは公募をするというケースがあると思います。

一方、引き合いがあった場合につきましても、それを売却するためには、一旦公募して、ほかにその土地が欲しいという方がおられないかどうか、一定の競争をさせた上で、高い金額で買っていただけたところ、県に戻る収入が大きい方に売却をしたいと考えておりますので、いずれにしても公募して、一般競争入札での売却という形をとっている状況でございます。

【高比良(元)委員】 もやっとした言い方をしているものだから、何を問うているのかということが、ちょっと聞いている人にはわからないか

もしれないけれども、とにかく引き合いがあった時の公募というか、競争入札と一般競争入札をして売却していこうという、そこについての基本的な取り組み方の話なんです。

要するに、引き合いがあった時に、この土地というのはこういうふうな施設の類型でないとだめだと、条件としてはこういうものだ。例えば位置については、全体面積の中でここできゃいかんとか、要するに、売却しようとする側が、言ってみれば、自分たちの理屈を持って、申し入れをした、土地が欲しいと言った人に対していろんな条件を逆に課してしまうということによって売却が進まないということになったならば、元も子もない話じゃないか。そういうことが、民間の中でいろいろ動きをやってきて、我々も腐心をして、努力をして、そういったところに立地をしませんかというようなところまで持っていったにもかかわらず、「いや、この土地はこういう制限がある」みたいなことを、ある意味拡大解釈というか、売る側の殿様商売的な発想の中でいろいろ言われてもかなわんという話をしているわけです。

そういうことについては、やっぱり売却をしていくんだ、そして、用途の中での施設の設置というのは別に制限なく、制限というのは、とにかく利用促進をしていこうというような観点で合目的には解釈をしてもらおうとか、そういう立ち方があって、初めて公有地の売却というのは進んでいくのではないかというふうに考えているものですから、こういった基本的な認識をぜひお示しいただきたいと思って言っているんです。どうですか。

【中田港湾課長】 既存のストックをいかに活用するかという点でございますので、長らく利用がなされていない、そういったストックがあれ

ば、積極的に売却をし、活用を図っていくという観点で取り組んでまいりたいと考えております。

【高比良(元)委員】 次の問題へいきます。入札制度の問題です。

これについては、これぐらいの時間でできるような話ではとてもありませんので、9月定例会の中で私としては少し時間を割いて、論点を絞っているいろいろなやりとりをさせていただきたいと思っておりますが、それに備えての話として聞いておいてください。

まず、格付基準、発注区分の見直しをやっていこうと、改革を進めていこうといったことで、県議会・県政改革特別委員会の中でかなり何回もやってきた。機関が、それこそ、もう承知のとおりです。

その中で、平成25年度ぐらいから公共事業費がとりあえず伸びていきますと、経済対策の関係もあって。そこで発注件数、発注金額、そういったものが伸びていくだろうと。したがって、そのことは各事業所というか、企業に対していろいろ経営改善につながるような状況が生まれるのではないかと。ですから、その推移を見極めた上で、将来に対する取り組み方としての基本的な事柄についても一度検討し、整理すべきは整理していこうというようなことで、今、積み残しというか、棚上げになっているわけだ。要するに、そういったことでなっている。

そうしたら、平成25年度、平成26年度、現時点における発注、過年度と比較をしたその時期における発注件数、金額の推移というのはどうなっているのか。

そして、そのことによって、今言った業者の経営改善への寄与というのがどういうふうになっているのかというのを考察しているのかどう

か、この辺の答弁を求めたいと思います。

【山本(啓)委員長】 休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時50分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開します。

【高比良(元)委員】 時間がないから、後でそういう資料を出してください。要求しておきます。

その次、各種現場作業員の労務賃金の推移と実態把握の調査方法はどのようなふうに行っているのか、実態調査の信憑性についてはどう考えているのか。

それと、仮にそれが上がっていったとして、それについては、設計労務単価はいつの時点でどのように反映されているのか、あわせるところで答弁してください。

【田口建設企画課長】 労務単価の実態調査につきましては、毎年10月に国、県、いわゆる公共事業の発注機関が一同に、公共工事における労務賃金の実態調査を行っております。その結果をもとにしまして、次年度の設計労務単価に反映させているという状況になっております。

今年度につきましては、従来ですと年一回、10月だけの労務単価の調査であったのが、今年につきましては、国の方が、依然として賃金の上昇傾向にあるという判断の中で、7月に労務賃金のフォローアップ調査を行うということで動かれております。

ただし、実態調査の結果を設計労務単価に反映させるかどうかということにつきましては、現時点については未定というふうに聞いております。

【高比良(元)委員】 答えになっていない。

そうしたら、労務賃金調査をやったわけだろう。それが、具体的に労務単価にどの程度、ど

というふうに反映されたのかということなんです、職種別に。そういったことを出さないと、設計労務単価の引き上げをやっていくというのが一番大きな主眼であって、人材確保の面からいって、あるいは人材育成の面からもそのことを言っているのです、今の抽象的な答弁ではとても納得できない。具体的な数字を出して説明してください。

【田口建設企画課長】平成25年10月に労務費調査を行いました。その結果が、平成26年2月の設計労務単価に反映されているというふうに考えております。

そうした時に、主要12職種の平均で6.6%の上昇が設計労務単価の中で行われているとなっておりますので、逆に言えば6.6%、実態の労務賃金が上昇したというふうに考えております。

【高比良(元)委員】実態把握の調査方法はどのようなふうにしてやっているの。賃金台帳を確認するというやり方でやっているけれども、具体的にどれだけのことをやって、それ自身の信憑性はどうなんですか。

【田口建設企画課長】10月の公共事業の労務費調査の中で、今、委員がおっしゃいましたように、各企業の方から賃金台帳、あとは支払いの領収書等を実際にいただきまして、それと突き合わせた上でその信憑性というのを確認しております。

【高比良(元)委員】私たちに入ってくる声は、やっぱり下請、元請からこういうふうに出してくれと言われて、そういうことで出さざるを得ないというか、そういうことで、実態としては上がっていないというような声がいっぱい聞かせるよ。参考人招致をして言わせてもいいよ、本当に。どこまでやっているのか。手取りはいっちょん上がっていないと、そんな話をよく聞

きますよ。もし集中審査が可能だったら、そういう参考人招致をやってもいいぐらいですよ。

平均で6.6%上がった、これは全部設計労務単価の中に反映されているということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでも追いつかない状況があるんじゃないですか、どうですか。

【田口建設企画課長】全国的な状況から、やはり賃金自体が依然として上昇傾向にあるという状況がございますので、国の方から、先ほど申しましたように、例年にはなかった7月の緊急調査というのを行われまして、その中で実態を把握されるというふうに考えております。

【高比良(元)委員】これは具体的な賃金というか、支給額というか、その辺を並べた上で、またやりとりをしますから、今、労務賃金6.6%、これは業種別に出してください。その資料もお願いします。

それで、その他に、確認作業というのはどうしているかという、その辺の手続フローも示したのも出してもらいたいと思っています。

建築の場合はどうなっているのか、建築の場合には。実勢単価をどういうふうに反映させるかということについての取り組み方。

【大場建築課長】長崎県発注の建築工事におきましては、昨年10月に、土木よりも建築はおくっていたんですけど、法定福利費の反映ということで、10月に率とか、刊行物単価の取り扱いについて、ちょっと扱いを変えました。10月以降、かなりアップをさせております。

そういった中で、大型建築工事の不調・不落というのは、現在のところ見受けられていない状況でございます。

それと、皆様方の声としても、「建築については、10月以降上がっているね」と、単価の方ですね、「県の発注する単価の方は上がってい

るね」ということでお声が届いているところでございます。

【高比良(元)委員】 だから、それは上げているのか、そのままになっているのかという話なんだよ。まあ、いいや。

もう時間がないので、この問題は大きいですから、先ほど言ったみたいに9月にやりますから、そのために必要な資料としてお願いをさせていただきたいと思います。

まずは、入札の指名の話なんです。これまで、とにかく大義名分として、会社の経営能力と規模に応じたところでの参加機会の平準化といったことをやっているわけだな。しかしながら、いろいろ問題点があるんだけど、とりあえず、そのことに関しての話ですが、Aランク、Bランク、Cランクに分けたところで、平成25年度分で、各区分での登録業者に対するそれぞれの入札参加機会は幾らあって、そのうち落札件数は幾らあったのかというのを教えてください。わかりますね。土木の場合、A、B、Cランクに分けたところで、言ってみれば、どこの業者が何回指名に入ったか、そして、指名に入ったうちに何回落札したのかといったことをランク別に、登録事業者別に出してください、全部。それが一つ。

それから、昨年度、設計変更協議があったかどうか。あったとしたら、その内容は何なのか、幾らあったか、これについてもいろいろあったというふうに思いますので、資料を出していただきたいと思います。以上2点。

それから、さっきの推移表、言ってみれば、どれだけ業者の経営改善につながったか、寄与したかといったことの考察としてどういうふうになっているのかといったこと、その3点の資料です。

それから、ぱらぱら言って申しわけない。さっきの現場の作業員の賃金の話、その資料、以上4点、お願いします。

【山本(啓)委員長】 それでは、ただいまの高比良(元)委員の質問に関しましての資料については、後ほど事務局から確認し、もう一度言いますので、資料の提出をお願いしたいと思います。

それでは、議案外についての質問をこれにとどめまして、予定しておりました、11時からの視察に移動したいと思いますので、玄関の方に車を用意していますので、正面玄関に移動してください。

暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午後 1時32分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開いたします。午前中の視察は、お疲れさまでした。

その内容につきまして補足の説明を求めます。

【中田港湾課長】 それでは、説明させていただきま。金曜日の委員会では説明が不足しておりまして、大変申しわけございませんでした。改めて説明をさせていただきます。

まず最初に、購入に至った前提としまして、産業労働部が策定をした国際物流戦略について説明をいたします。

午前中に配付させていただいた資料の1ページをご覧くださいと思います。

平成10年のコンテナ航路開設以来、本港では取扱量が低迷しておりましたが、三菱の客船受注を契機に、昨年6月、釜山航路が週1便から週3便に増便し、利便性が飛躍的に向上しました。この好機を逃すことなく、長崎港が持つ、大陸に最も近いという地理的優位性を生かした高速船物流につなげていくという戦略でございます。

航路週3便を定着させるステップ1、中国とのコンテナ船ダイレクト航路を開設させるステップ2、高速船物流を開設するステップ3により、段階的に物流機能を高めていき、目標としては、高速船物流により新鮮度・高品質な本県産品の輸出拡大と企業誘致につなげていきたいと考えております。

資料の2ページをご覧ください。

現状では、長崎港の背後圏である県南部、図の中ではピンク色に着色している部分ですが、県南部の長崎ブロックにおいて発生消費するコンテナ貨物は約1万1,400TEUであります。そのうち長崎港を利用しているのは2割程度の約2,600TEUにとどまっております。その多くは博多港や北九州港へと流れています。

私たちはこの戦略により、県外・他港を利用している約8,800TEUのうち、半分の4,400TEUを奪還し、客船貨物2,200TEUを含め9,200TEUの取り扱いを目標と定めております。

コンテナ貨物1個の取り扱いの経済効果が65万円と試算をされており、取扱量が4,400TEU増加することで、約29億円の経済効果が期待されるところでございます。

この物流戦略に基づき、産業労働部では、今年度より対中国の貨物に対する新たなインセンティブ創設のための予算を確保するとともに、集荷専任の担当として2名の物流企業OBを配置して、現在、積極的な集荷活動に着手しております。

資料の3ページをご覧ください。

将来取り扱い目標である9,200TEUの貨物を取り扱うためには、1万7,200平米の上屋が必要になります。現在の上屋面積は1万600平米しかない状況でございます。今回の倉庫取得は、本港の上屋面積が不足している中、戦略のステッ

プ1である週3便の航路を維持するために、また、本港の利便性向上を図り、他港から貨物を奪還するためにもぜひとも必要なものでございます。

さらに、当該倉庫の位置は、コンテナヤードに隣接をし、本港の物流機能の拡充を図る上でとても重要な場所を占めています。この場所が民間の企業の手に入り、上屋以外に利用されるようなこととなれば、本港の物流機能上の支障になるおそれも出てきます。

以上のことから、この民間倉庫を取得したいと考えております。

なお、取得には特別会計で予算措置し、地方債を充てて、使用料により償還していく計画でございます。

既存の上屋の使用状況につきましては、日通などの物流企業が、年間を通してほぼ100%使用している状況でございます。取得後も、官民協力した集荷活動を続けることで集荷を確実なものにし、使用料収入による起債の償還は可能と考えております。

説明は以上になります。

追加で資料を配付させていただきたいと思っております。

〔資料配付〕

ただいま配付させていただいた資料は償還計画、収支の計算の資料でございます。

今回お諮りしている内容につきましては、倉庫の購入でございますが、この購入と同時に、別途用地の取得も行うようにしております。用地につきましては、購入費用が3億30万6,000円、利子が4,949万5,000円、合計3億4,980万1,000円の費用がかかる予定でございます。

この用地につきましては、下の図にありますとおり、コンテナヤードを拡張するというところで、4,100平米をコンテナヤードとして使用する

予定でございます。

下の用地の使用料の欄を見ていただくと、4,100平米に、これは100%ではなく85%使用された状況を想定しておりますが、条例で日当たり料金が決まっております、8.33円、1年間、それに消費税を掛けますとこの数字になります。上の倉庫は、耐用年数が残り19年でございますが、土地については耐用年数はございませんので、起債の償還期間の最大の30年を使っております。これで用地の使用料の収入が3億4,966万6,952円になりますが、この倉庫・用地合わせて収支計算をいたしますと、起債償還額を使用料が上回るということで収支が成り立つという計算になっております。

収支計算については、以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【山本(啓)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより第12号議案に対する質疑を再開いたします。

質疑はありませんか。

【友田委員】 先週からの流れがありますので、私から質問させていただきます。

まず、突然用地が出てきたんですけれども、用地は、今回の議案は、あくまでも財産の取得は倉庫の議案ですよね。用地が出てきたのは、議案はどこに上がっているんですかね。教えてください。

【中田港湾課長】 議決が必要なものが、建物については7,000平米以上、土地については2万平米かつ7,000万円以上という条件になっておりますので、今回、用地の取得については議案の対象とならなかったということでございます。

（「用地の方が高いじゃないか」と呼ぶ者あり）

【友田委員】 それはほかの方の質問に委ねて、まず、90%の1,720平米ですね、倉庫を見てき

ました。この1,720平米というのが、計算すればわかるんでしょうけれど、1,720平米のうちの90%ですよというふうには書かれているんですが、倉庫のそばにはいろいろ附帯施設というか、事務所だったり、反対側は壁があって見られなかったですけど、我々が入って右側の出っ張りのところですね、あの中とかありますよね。2階とか3階には事務所があったりして、そうなっているんですけども、この1,720平米というのは、1階平面図で言うところの物が置いてあったところ、あの面積が1,720平米なのか、それとも、今私が申し上げた、附帯している出っ張りの事務所だとか、そういったものもすべて合わせて1,720平米なのか、そこを教えてくださいませんか。

【中田港湾課長】 1,720平米は、1階の附帯部分を除いた部分、今日見ていただいた、荷物が置かれている、あのフロアの面積になります。

【友田委員】 わかりました。そうすると、既に今日はもう持ち主の方が三菱なんかと契約して荷物が置かれていたわけですがけれども、先ほどの説明の中で、大体業者が借りると。借りるという時には、県から言えば貸し方ですね。今回、荷物がぽつぽつと置いてありましたよね。あの床面積で貸すのか、例えばこの柱からこの柱まで全部貸すと、何を置いていようが置いていまいが貸すのか、そのあたりを少し説明してください。

【中田港湾課長】 これはコンテナヤードについても同様なことなんですけれども、荷役機械が動いて回る部分についても全てひっくるめて貸し付けを行っております。

中のフロアの利用の仕方は、借りる方が自分の都合のいいように自由にレイアウトされて使っていただくということにしておりますので、

床面積全てを貸し付けを行っているところでございます。

【友田委員】 そうすると、この90%の根拠なんですよね。我々、通常考えると、床面積の90%を常に荷物が占めているというイメージだったんですが、そうではなくて、例えば360日間、1,720平米のうち1,000平米をA社が借りる、720平米をB社が借りて、年間で契約をするとか、そういう形になっているということですね。そういうことであれば、この90%というのは、借りてさえくれば可能なのかなと、荷物があろうがなかろうか。その辺はどうなんですか。

【中田港湾課長】 今、ご質問がありましたように、荷物があろうがなかろうか、年に一括して貸し付けを行いますので、荷物があろうがなかろうかわ変わらないということでございます。

【友田委員】 わかりました。

倉庫のことでもう1つ、2つあるんですけども、それは後でいいです。

産業労働部が計画しているこのグラフ、できれば当初からこういうグラフをお示しいただいて我々に説明していただければ、もっと議論もまとまったのかなという気がします。今後の審査においては、ぜひこういった資料も準備してお示しいただきたいと思います。

私が一番求めたかったのは、このグラフなんです。こういったものが、右肩上がりになっていく目標を持っていると。その上でこの倉庫が示す役割がこうだから、絶対必要なんですよ。今日、港湾課長の方から、このエリアの中で、民間がここを倉庫以外に使われると、長崎港の活用にも支障が出るのではというお話もありました。そういう話を聞けば、なるほどなと思う部分はあります。

あくまでもこの目標でいった時に、平成39年

には2万3,200TEUを目指しているということですよ。今回のこの倉庫を買うに当たっての根拠となっているのは9,200TEUと、貨物量の目標は9,200TEUです。9,200TEUをさばくためにはこの倉庫が必要ですよという話ですよ。そうすると、それ以上に、計画どおり伸びていったとした時の倉庫はどうなるんですか。この敷地の中では、今示しておられる中で2万3,000TEUはさばけるんですか。

【中田港湾課長】 今、示している現在の埋立地の面積では、2万3,000TEUをさばくことはできないと思います。

当面、高速船の航路の開設については、既存の施設を利用しながら始めるわけですが、これが順調に軌道に乗ってまいりますと、面積が足りませんので、新たな埠頭を建設する必要があるのではないかと考えておりますが、その際は、この写真でいいますと、左側とか前面には拡張の余地がございませんので、上屋が並んでいる右側に延ばしていくようなことになろうかと考えております。

【友田委員】 そうなると、やはりこの位置関係というのは、コンテナヤードの拡張とかそういうことを考えると非常に重要であるということが、おおよそ理解ができました。

現地でも説明をしていただきましたが、現在は民間の倉庫、今回購入しようとしている倉庫の周囲に道がありますよね。今は埠頭用地ということで高いフェンスがありますよね。この倉庫と土地を購入することによって、あのフェンスは取っ払って、そして、あの道路のところもコンテナを置けるようなヤードに改修をしていくということなんですね。そこを教えてください。

【中田港湾課長】 現在のところ、コンテナヤ-

ドに隣接をして、今度購入する倉庫が隣接しておりますので、ヤードと一体的に利用が可能なようにフェンスの設置位置等は考慮してまいりたいと考えております。

【友田委員】 おおよそ理解はできました。

それともう一つ、この図面を見て気になったのは、この図面は以前の図面なのかなと思うんですけれども、2階の片隅にPCBの汚染物の保管場所というのがあえて黒字で書いてあるんですけれども、これはもう処分は済んでいるんですよね。2階平面図のここに、PCB汚染物の保管場所と書いてあるんですけれども、PCBはまとめて置かなければいけないとありますよね。これは、この持ち主さんがそうしてただけで、今回、県が購入する時には、このPCBの汚染物というのは、所有者がちゃんと処分をした上で県に引き渡しをしてくれるんですね。

【中田港湾課長】 この処分はもう既に済んでおりまして、処分が終わった形で引き取るようにしております。

【友田委員】 はい、わかりました。

【山本(啓)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【高比良(元)委員】 用地のことは全然頭になくて、我々もいかなかったなと思うんですけれども、これは県が造成した土地じゃなかったですかね。それを売却したのかな。ちょっと教えてください。

【中田港湾課長】 現在、長崎米穀が建っている土地は、長崎港の柳埠頭の埠頭用地として所有をしておった場所でございます。内港再開発事業で元船の埠頭を拡張する際に、そこに建っておった倉庫群が、移転場所としてここに移ってきたものでございます。

【高比良(元)委員】 だから、県で造成したところを売却したわけでしょう。（「はい」と呼ぶ

者あり）それと、元船と等価交換か何かしたの。売却をしたんですか。売却をしたのなら、その当時の売却価格というのは幾らですか。持っていないですか。

【中田港湾課長】 当時の売却の値段については、今手持ちにございません。

【高比良(元)委員】 売却価格が出ないからあれなんだけれども、こんな金額ではないと思うんです。長崎米穀さんがこれ売ることで、大分もうかるよね。というか、県の負担が大きいよね。ものすごく大きいよ。倉庫の上屋のことしか考えてなくて、底地については、私は貸し付けをやっているのかなと思ったから、何も言わなかったけれども、買収までしなければいかなのだったら、トータルで5億5,000万円。

まず、2つだけ聞きますが、起債は何の起債ですか。交付税の措置はあるんですか。

【中田港湾課長】 これは公営企業債になりますので、交付税措置はございません。

【高比良(元)委員】 だから、結局、全部真水でやっていかないといかんわけだね。それで、利子もこれだけ払っていかないといかん。すごく高い買い物ですよ。

例えば、5億5,000万円もかけるんだったら、坪単価の取り方次第だけれども、もっと広い面積のものを特別会計でつくれるんじゃないの。例えば、この護岸の左側の方とか。そこら辺の比較衡量をしてみましたか。全然検討の俎上に上がっていないんですか。

【中田港湾課長】 例えば、ここの柳埠頭と同じくらいの面積の土地を新たに造成するというのであれば、平米当たりの単価というのはそこそこ、比較的安くて仕上げる事ができると思うんですが、新たにわずかな土地をつくるために護岸費が非常に高く、水深がかなり深い場所

になりますので、同じ土地を造成によって取得するというと、かなり高いものにつくかと考えます。

【高比良(元)委員】 いや、そうじゃない。あいている土地があるんじゃないかと、小ヶ倉埠頭の中で、この左側とか。私もずうっと何回か回って見ているけれども、あいている土地はなかったかね。コンテナヤードのところは別として、あいている土地。あるのか、ないのか、言ってみてください。

【中田港湾課長】 今のところ、先ほど説明しましたように、上屋もかなり満杯状態で、今、新たに埋め立てを行っておりますが、そこが埋め立てが完了するのはあと1年ちょっとはかかるんですけれども、その時点においても用地の需要はかなりいっぱいになっておりますので、今のところ遊んでいる土地は、この柳埠頭にはございません。

【高比良(元)委員】 ちょっと釈然とせんね、ないというのは。

【江口委員】 この間もらった資料の中で意味がよくわからないのですが、9,200TEUの貨物を取り扱うためには約1万7,200平米の上屋が必要と、一般貨物7,000TEUの場合は約1万3,600平米ですね。現在の小ヶ倉柳埠頭の上屋面積約1万600平米では不足と。このところが、上屋、上屋というのはどこの上屋を言うのか。

今日もらった資料で、この前からの資料もありますけれども、上屋がここの岸壁に、4号上屋450平米とか、3号が829平米、1号が1,814平米、5号C F S、これは入っているのかな。この上屋というのはどこどこを指して1万600平米ということになっているんですかね。

それと、今回購入するここが1,720平米ということと、この数字がどこでどう合うのか、ちょ

っとわからないんですけれどね。

【中田港湾課長】 現在の既存上屋面積1万600平米というのは、1号、3号、4号、5号、それと6号まで足した数字になります。

上屋は全て、今回購入する倉庫を除いて全てになります。

【江口委員】 6号というのはどこにあるんですか。去年できたのかな。

【中田港湾課長】 すみません。縦の紙で言いますと、右上からいきますと、4号、3号、1号、5号、それと、左側のH25新設C F Sの2,100と2,700、これを合計したものが1万600平米でございます。

【江口委員】 今ので数字は合いますか。足してみませんか。4号上屋、3号、1号、5号でしょう、それから平成25年新設のC F Sの2,100、その下のブルーが2,700でしょう。今度の分の1,720でしょう。合いますかね。（「1万600になります」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。わかりました。それはわかりました。

問題は、去年ですか、平成25年にできた4,800平米ですかね、これが一つありますよね。これは、今の2,100と2,700のところですよ。2つ足して4,800ですから。この時点から、不足分についてということで、今度の長崎米穀について検討されていたんですか。

【中田港湾課長】 この6号上屋を建てる時点では、もう上屋を建られる場所が6号上屋の敷地しかなかったので、6号上屋までしか上屋面積は確保できないというふうに考えており、建てることにしておりましたが、この途中で、長崎米穀さんの倉庫が売りに出されるという情報が入りました。それで、ぜひともこの場所が欲しいということで購入の検討に入りました。

【江口委員】 去年、平成25年の実績でいくと、

5,000をちょっと切れるくらいですよ、コンテナの数が。4,268ですか。それと、週3便になってからどれくらい増えたかという、あまり増えてないんですけども、数字的には若干増えたということで書いてありますけれどね。

だけれども、今後の目標の1万ということを書いた場合に、4,268というのは、まだ半分以下です。5割以下。三菱のやつが、これはずうっと今の数量できた場合においても、それでもトータルでは2,000から2,500くらいマイナスになるんじゃないかなと、これは以前の2月ごろ出された、長崎新聞だったでしょうかね。ということで数字が述べてありますけれども、問題は、今日出されたグラフでは右肩上がりで、これは希望ですよ。こういう形でいったらいいなということと、何とかこういう形にしたいというのはわかりますけれども、現実的には、三菱の分の加算をしてでも、これからの目標1万に対してでは2,500ぐらいの不足が生じてくると。このあたりは現実的な問題なんですけれどもね。ということで、そのあたりをどう見ていくかということなんでしょうけれども、いかがでしょうか、そのあたりは。

【中田港湾課長】このグラフを見ていただきますと、平成26年ぐらいから棒グラフが高く、数字的には8,400とか8,500という数字になっておりますが、ここは客船の貨物で大きくこういうふうに見えるというのは、昨年、一昨年ぐらいから想定が続いております。

現時点で、仮に客船貨物が全て入ったとすると、この米穀倉庫を取得したとしても、若干充足率としては足りない状況でございます。ただし、仮に客船受注が今後かなわなかったという場合においても、一定程度県内の貨物の集荷を見込めば、今回購入する米穀倉庫の上屋の分ま

で満たせるくらいの数字にはなるかというふうを考えております。

【江口委員】わかりました。今は三菱の客船のことで安定したものが入ってきていると、取り扱っているということですが、それはそれでいいんですけども、その分にかわるものをほかの民間から、穴埋めはどうするかなんて、これは簡単にいかん問題だと思っていますけれども、しかし、今回の倉庫購入については、そういうことも将来見越して、こういうものがないといかんということでの気持ちはわからないわけではないですけども、これは大きな賭けというか、冒険ということになるかもわかりません。

私は、もう一つは、前からちょっと心配しているのは、柳埠頭が本当に順調にこのようなグラフのように右肩上がりでいくことに関しては、道路事情があまりよくないと思うんです、アクセスがね。柳埠頭から国道499に出る時のあの問題とか、もしくは、今、新戸町から茂木に延びているあの道路が新しい、南環状線ができましたが、しかし、ここの道路改良も含めてやっていかなければ、普通でさえこの499は朝、夕はものすごく混雑しているわけですから、そこに、週3便になって貨物の取り扱いが、皆さんが考えているような形で順調に伸びた場合に、今のアクセスがそのままいいのかどうかについては、皆さんたちの問題のみならず、もしくは長崎県として、これは全部考えていかなければ、柳埠頭の活用は厳しいんじゃないかと思っています。

ということで、そこらあたりも含めた上で、今後は検討してもらいたいと思っています。いかがでしょうか。

【中田港湾課長】この柳埠頭の計画と同時に、今、長崎港の港湾計画の中では、この柳埠頭と

女神大橋を結ぶ、海岸線沿いに臨港道路の計画を持っております。ただし、現在のところ、その臨港道路に事業着手するほど貨物量がありませんので、今のところは既存の道路、499号線にかかる負荷がどの程度かというところを、今、交通量調査等をしながら観測をしている状況でございます。

今後、柳埠頭の貨物量が増えてきますと、既存の交通にかなり負荷がかかってくる可能性がございますので、その臨港道路の着手が必要かどうかについて、今後とも観測を続けてまいりたいと考えております。

【江口委員】もう終わりにしますが、荷主からすると、やっぱり交通のアクセスがどうだということが一番、港の使い勝手もそうなんですが、そこまで持っていく、もしくは輸送するためのアクセスがどうだということは大きな問題だと思います。

もう一つは、毛井首、土井首が、今、海岸線の道路がもうちょっとすると、もう一時かかりますが、完成するでしょう。そうすると、このあたりの、499というのは、今の現状でいいのかとなると、大変な混雑なんですよ。だから、荷物が多いか少ないか、今のところそこまでないから、海岸線の道路がと言いますけれども、逆に先にでき上がっていたら、荷主からすると、非常に使い勝手がいいということになるんです。それは、今のような考え方だったら、道路事情はよくなりませんよ。

本当に右肩上がりの形で柳埠頭を活用していきたいということになれば、そのあたりはもっと深刻な問題として考えていかなければ、これはなかなか解決できない問題じゃないかと思えます。私はこの道路事情がよくわかるものだから、かなり心配しております。

ということで、今後も今のようなことを含めて、やっぱり柳埠頭を中心に、長崎ゾーン関係の交通アクセスについては、今まで以上にもっとスピードアップして取り組んでもらわないといかん問題が絡んでいるんじゃないかということ、これは意見として申し上げておきたいと思えます。

【高比良(元)委員】この平成25年に新設をしたCFSの2,100平米とか2,700平米というのは、これは事業費は幾らかかったんですか。工事費、2つ合わせて。

【中田港湾課長】2つにエリアが分かれておりますが、建物自体は一つの建物になって、中身が2つに分かれておるんですが、約8億円、ちょっと正確な数字が思い出せないんですけども、約8億円ぐらいの事業費だったと思います。

【高比良(元)委員】それは、4,800平米でね。（「はい」と呼ぶ者あり）

【山本(啓)委員長】ほかに質疑はありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第12号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時11分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開いたします。
これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

引き続き、環境部の審査を行います。

しばらく休憩し、14時25分再開で行います。

午後 2時12分 休憩

午後 2時25分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより、環境部の審査を行います。

【山本(啓)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

環境部長より、予算及び報告議案説明をお願いいたします。

【立石環境部長】 環境部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の環境部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第1号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分のほか、報告議案が2件であり、歳入歳出予算はそれぞれ記載のとおりであります。

なお、平成26年度長崎県一般会計補正予算（第1号）の内容につきましては、海岸環境保全対策推進事業についてで、記載のとおりであります。

また、報告議案につきましては、先の3月定例会の予算決算委員会において、専決処分

により措置することについて、あらかじめご了承いただいております、平成25年度予算の補正を3月31日付けで専決処分させていただいたもので、内容は、記載のとおりであります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(啓)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【友田委員】 海岸環境保全対策推進事業費の1,519万2,000円、今回補正されているんですが、これは国の地域環境保全対策費補助金を創設して、国において設置されて、これによって県費で基金事業として補助率10分の10でやっている分ですよ。実際、1,500万円、今回補正して、これは平成26年度までの基金事業なので、今年度中に全部、基本的に消化しなければなりませんね。そうすると、あと残り幾ら、この基金が残っているのか、そのうち1,500万円というのはどういうふうになるのか、どういうものに使おうとされているのか、このあたりの関係と用途についてお知らせください。

【矢野廃棄物対策課長】 この1,519万2,000円につきましては、平成25年度の執行残を今回予算化したものでございます。

委員ご指摘のとおり、平成26年度までの予算でございますので、今年度中に全部使い切ってしまうということで、平成26年度の当初予算、9億9,392万2,000円と、今回の1,519万2,000円、合わせまして10億911万4,000円を今回予算化したものでございます。

用途につきましては、多分、関係資料でお配

りしているかと思うのですが、県が管理する港湾海岸関係で、まず32カ所で1万4,000立米ほど、それから市町では佐世保とか松浦、雲仙、壱岐、対馬等の12市町で210カ所で約2万8,000立米ほどを回収する予定にしております。

今回、補正でお願いしております1,500万円につきましては、これは小値賀町の方が「教会群」遺産の関係で、野崎島周辺での清掃をやりたいということで、町長様から直々要望があったものでございますが、それで小値賀町の方に1,500万円予算化いたしておるものでございます。

【友田委員】資料はこれですね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）確かに、残が10億900万円ということです。

ここにある予算額が、それぞれ市町の分があるんですけども、この用途なんですけれども、それぞれ回収予定量というのが示されていて、そして金額があるんですけども、これは、実際に予算を使う時はどのような使い道なのか。例えば、この範囲に幾ら分やってくださいと、例えば、予算が300万円なので、300万円の範囲内でやってくださいというやり方なのか。それとも、実際に作業を試してみたところ、ごみの処理料とかも入るわけでしょうから、600万円ぐらいかかりましたとなった時に、この予算はどのように執行されるのか、そのあたりをもう少し教えてもらえますか。

【矢野廃棄物対策課長】この予算は、各市町が4月の段階で海岸を見ていただいて、このくらいごみがあるので、このくらいお金がかかるであろうということで積み上げていただいた金額でございます。

実際、平成25年度もあったんですが、ごみを回収しようとした時に、4月に確認をしていたよりもごみが少なくなっていたと、波に流され

て少なくなるんですが、そういう状況もございまずし、また反対に、多く打ち寄せられて多くなってしまったという事案もございます。そういうものにつきましては、増減を私どもの方で調整いたしまして、余った市町から少し吸い上げてほかの市町に回すというようなことで調整をいたしております。

【友田委員】全国2番目に長い海岸線を持つ長崎県でありますから、特に西側に開けているようなところについては、相当ごみがたまりまずし、湾の中でも潮の関係で、一部のところに集中的にたまっているとかいうのがあります。

私の地元の松浦市においても、今回、514万3,000円の当初予算が上がっているんですけども、いろいろ現場を見ると、ちょっとこの予算では賄えない部分等が散見されます。そこに実際行ってみると、ごみがある、そして、それにまた周辺の砂利みたいなのが、このくらいの玉石みたいなのが上に乗って、その方がおっしゃいましたけれど、まさに「ごみのミルフィーユ」、多層になっていると。ごみがあって砂利が乗って、ごみが乗って砂利が乗っていると。そうすると、一番上だけとっても、波の浸食で、また下のごみが浮いてきたりするので、どうせやるならそこまでやりたいんだと。そうすると、今の予算内ではちょっと厳しいですというようなお話等もありますので、今、廃棄物対策課長の方から、ごみが少なかったところの予算等を充てるということですから、ぜひそういうふうに柔軟にさせていただいて、やっぱり一度やった時にやらないと、また二度手間、三度手間になってしまいますし、私の地元では、海岸線におけるには軽トラックしかおりないようなところもありますので、そうなると、やっぱり最初やった時にしっかりやっておかないと、かえって

予算の無駄遣いになってしまいますので、そのあたりは、ぜひ柔軟に対応いただくように、これは要望しておきたいと思います。

終わります。

【山本(啓)分科会長】ほかに質疑ありませんか。

【江口委員】これは平成25年度の補正になるんでしょうか、3ページの浄化槽対策費が822万2,000円の減ということですが、これは各市町が行う浄化槽設置整備事業ということに対する補助金の問題なんですけれども、特に離島を含む地域において、浄化槽が、公共下水道に乗らない地域も含めて整備されていると思いますけれども、この822万2,000円の減というのは、市町で分けたら、大体どの地域にどの程度とか、当然これは目標が、何基ぐらい設置することに対しての予算というので決められているんでしょうから、この減額ということは、目標値に達しないということなんでしょうけれども、このあたりのばらつきが非常に、なかなか進まない地域があるとか、そういうことがあるのかないのかを含めて、そのあたりはいかがでしょうか。

【川内水環境対策課長】今、浄化槽の補助金822万2,000円の減ということで、どの地域に多いんだろうかというような話でございました。

結論から申しますと、822万2,000円、どこの市町にも同じぐらいあったということで、この822万2,000円の金額について、ちょっとご説明させていただきたいと思います。

例えば5人槽の補助金といたしましては、県で補助金を出すのが14万8,000円ということになります。ざくっと822万2,000円を14万8,000円で割りますと、基数にして55基になります。それで、現在、浄化槽をやっておりますのが、小値賀、時津を除く19の市町でやっておりますので、この55基を19市町で割りますと、おおむ

ね3基程度になります。これが10人槽でいけば42基ということで、19市町で割ると2基ということで、どの市町でもおおむね2~3基少ない、余らせてしまったというところがございます。

ただ、市町の職員の方にお聞きすると、3月ぐらいぎりぎりになってきますと、どんどん申請が上がってきまして、足らなくなるんじゃないかというようなおそれもあるということで、市町の職員の方は一生懸命頑張っていたいて、結果として2基とか3基とかできなかったというところがございます。

【江口委員】平均すると、そうやってわずかの基数ぐらいしか上がりませんが、特に浄化槽設置ということになると、新築の家を建てるか、大改造するとか、そういう時じゃないとなかなか、普通の時に浄化槽をやろうかというのは、それだけ費用もかかるわけですから、なかなか思い切ってやるというのは難しいと思います。

けれども、この何年かを平均して、浄化槽が進まない理由の一つは、全国的にもだんだん高齢化が進んでいくと、「そこまでもね」というようなことが起こったりするんでしょうけれども、極端なことを言うと、「汲み取りのままでもいい」とか、「公共下水道もきているけれどもつながない」とかということも理由の中にあるかと思っておりますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【川内水環境対策課長】私の手元にある資料だけでご説明いたしますと、平成24年に佐世保市で新規設置箇所が329基ございました。そのうち新築が202基、改築等が127基ということで、委員おっしゃいましたように、新築が6割を占めて、あとの4割が改築、汲み取りから水洗化するために合併浄化槽に変えるというのが127

基のうち115基ということで、そのような状況でございます。

【江口委員】 はい、わかりました。

【山本(啓)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分及び報告第12号は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

【山本(啓)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

環境部は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

環境部長より、総括説明をお願いします。

【立石環境部長】 今回、環境部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、第3期大村湾環

境保全・活性化行動計画について、PM2.5の監視体制等について、海水浴場水質調査の結果について、節電対策について、海岸漂着物対策の推進について、産業廃棄物の適正処理推進について、生物多様性保全戦略の推進について、『長崎県「新」行財政改革プラン』に基づく取組について、内容については記載のとおりであります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(啓)委員長】 次に、提出のあった「政策等決定の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策要望に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【山下環境政策課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました環境部関係の資料について、ご説明いたします。

まず、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町に対して内示を行った補助金につきましては、本年3月から5月までの3カ月間の実績は、資料1ページから3ページまでに記載しており、直接補助金といたしましては、合計で36件でございます。なお、間接補助金についてはございません。

次に、4ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件について、本年3月から5月までの実績でございます。資料4ページに記載しておりますとおり、計2件でございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

環境部の附属機関等会議結果報告につきましては、平成26年3月から平成26年5月までに開催

した分でございます。

長崎県環境審議会生物多様性保全戦略策定部会など6件となっております。その内容につきましては、次の8ページ以降に記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【山本(啓)委員長】次に、自然環境課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けすることにいたします。

【川越自然環境課長】自然環境課からは、長崎県生物多様性保全戦略の見直しについてご説明をさせていただきたいと思っております。

補足説明資料1という資料をお配りしておりますので、それに基づいてご説明させていただきたいと思っております。

長崎県生物多様性保全戦略ですが、こちらの方は貴重な動植物をはじめとした生き物や自然を守るということ、加えまして、食料など自然からの恵みというものを持続的に活用していくことを目的とした、生き物版の基本計画となるものです。

この基本計画につきましては、1の概要にございますが、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に」に基づき、平成21年度に最初の計画を策定しまして、これまで取組を進めてきたところでございます。

平成21年度から平成25年度の5カ年につきましては、約95の取組を実施してまいりましたが、策定を5年をめぐりに見直すこととされておりまして、平成25年度より見直しを行っているものでございます。

補足説明資料1の2、スケジュールですが、これまでの作業の概要について、簡単にご説明をさせていただきます。

平成25年5月に、長崎県環境審議会の方に諮

問させていただきました。その後、7月から生物多様性保全戦略策定部会という部会を設置し、検討を進めてきたところでございます。

また、今回の見直しでは、県民の方々からいろいろな意見を聞きたいということで、昨年11月から2月にかけて、県内の6地域で意見交換会を開催いたしました。

また、1月から2月にかけては、「生物多様性」という言葉がなかなか聞き慣れないということもありますので、学術経験者ですとか、著名人の方、地元で生き物や自然にかかわりがある活動をされている方々を招いたフォーラムなどを開催しまして、これまで関心、理解というものを深める努力をあわせてやってきたところでございます。

本日、平成26年7月というところで書いておりますが、委員会でまず今日の案をご説明させていただいた後、パブリックコメントを行いまして、部会での検討を経て、9月をめぐりに県環境審議会の答申を経て完成をさせたいということで、今、作業を進めているものでございます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

今回の見直しのポイントについて、概要をご説明させていただきます。

まず、計画期間ですが、今年度、平成26年度から平成32年度（2020年度）までを予定しております。この期間につきましては、国の方で同様の計画をつくっておりますが、そういったものの年限と合わせるということで、平成32年という形にしております。

3の（2）これまでの取組や県民意識から見た課題というところでございますけれども、ここにはこれまでの5年間の取組、さらには県内6地域で意見交換を行った際の課題として出されたものを整理したものです。

特に下の表につきましては、県民からの意見交換の場に出された意見をまとめたものでございます。特に県民の方々が期待している取組としましては、ここの下の四角のところにも書いてありますけれども、生態系や野生動植物種の保全対策をもっとやってほしいという話、さらには、シカ・イノシシをはじめとした野生鳥獣、さらには外来生物による被害防止対策の強化、自然環境調査の実施、自然とのふれあいの機会の場の増加、普及啓発・広報、環境教育を推進していくこと。さらには、多様な主体との連携・協働の仕組みづくり、公共工事等における環境配慮、そういったことをぜひ今後引き続いて、もしくは新しく進めてほしいというような意見が出されたところでございます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

現状の長崎県の生物多様性は、今どういうことになっているのかというものを簡単にまとめたものでございます。ボックスの中の一番上になります。まず、開発や盗掘などによる影響は継続ということで、近年、大規模な開発などは減ってきておりますけれども、絶滅危惧種というものの数を見ますと、平成12年から平成23年の間で1,000種から1,392種ということで、まだ392種増えているという状況でございます。

2番目として、里地里山の管理・利用の減少や農林水産業の担い手の減少、高齢化によって身近な生きものが減少しているという点です。

例えば、昔であればなじみでありましたキキョウとか、トノサマガエル、そういったものさえも、今、実は絶滅の危機に瀕している生物になっているというところなんです。

3点目としては、野生鳥獣による被害が深刻化というものです。

下のグラフ、図等について簡単にご説明をさせていただきますと、真ん中の左側地図については、シカの分布状況の変遷を示したものでございます。まず、黄色が昭和53年にシカが生息していたところ、オレンジ色が平成15年にシカが確認されたところ、赤色が2010年～2011年に確認されたということで、黄色、オレンジ、赤という形で、県内ほぼ全域にシカが、約30年間で広がっているという様子がわかっております。

さらに、下のグラフにつきましては、イノシシ・シカの捕獲頭数ですが、イノシシにつきましては約3万5,000頭、シカについては6,000頭を平成24年度で捕獲しておりますけれども、依然として農林業への被害というものは深刻化しております。

加えまして、生態系への被害というものも出ておまして、右側の写真については、上の方が対馬の鰐浦のヒトツバタゴという天然記念物の白い花が咲くところの群落ですが、林床がシカの食害によってやられてしまっている様子、下の方の写真は、小値賀の野崎島、先ほど海ごみの話が出ておりましたが、これもシカの頭数が増えて、草が荒れてしまっている、そういった状況が今生まれつつあるということでございます。

加えまして、問題の方に戻りますが、外来生物の侵入・拡大ということで、近年、対馬におけるツマアカスズメバチという外来種が新たに入ってくるなど問題となっております。

4ページをご覧ください。

4ページの左の方が、ツマアカスズメバチというものが、対馬で、国内で初めて確認されたという新聞記事でございます。現在、まだ対馬のみで発見されているだけですが、養蜂への影響なども懸念されておまして、早急な対策が

必要と考えているものです。

下にまいりますが、海水温の上昇ということで、地球温暖化ということがよく言われますが、海水温のグラフ、男女群島のものですが、それを見たものです。このグラフを見ますと、約40年間で海水温が2度上がっているということがデータとしてもとられております。右側の方は、これは男女群島の写真ではございませんけれども、もともとはここに海草が茂っていたんですが、海水温の上昇によってこのような形で岩盤がむき出しになっているというところが県内各地で出ているということで、こういった地球環境の問題というものも対応していくべきものがあると考えております。

続きまして、5ページ目をご覧ください。

今までご説明したような県民の方々の意見ですとか、生物多様性の現状を踏まえまして、今回大きくポイントを2つ設けて見直しを行いました。

1点目としましては、2020年度までに達成すべき「5つの行動目標」と長崎県の特徴や課題を踏まえた「7つの視点」を設定して取組を進めていこうと考えております。

行動目標 としましては、自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化するというところで、特に視点 では、アジアをはじめとした他地域とのつながりを守るということで、これにつきましては、例えばツシマヤマネコですとか、渡り鳥、そういったものは長崎県を特徴づける動物なんですけど、いずれも絶滅の状態にある、もしくは危うい状態にあるというものが多ことから、そういったものについては、ぜひ重点的に取り組んでいきたいと考えております。

視点 の島の個性を守るというところは、先ほどツマアカスズメバチの話をしたしましたが、

対馬のニホンミツバチが唯一それだけで生息する島ということで、日本でも非常に価値がある島というふうに言われています。また、チョウチョの仲間なんですけど、ツシマウラボシシジミという対馬にしかいないチョウも、実はシカの食害によって、かなり今、生息地が減っているといった状況がございます。そういった点では、対馬に残された非常に大切な資源、価値というものが失われつつありますので、ぜひ今後、平成32年度（2020年度）まで、こういった島の特徴というものを守るべき取組を強化していきたいというのが、行動目標 でございます。

以降、行動目標 、人とふるさとの自然とのつながりを回復するということは、やはり本県の課題であります少子高齢化というものが進展していく中で担い手の育成とか、やはり地域の活性化、そういったものもやはり我々の取組で考えていく必要があるというふうに思っています。そういった中で、生物の関係ですと、里地や里山の取組支援ですとか、野生鳥獣の対策、そういったものをぜひ進めていきたいということで書いております。

行動目標 、多様な地域資源の活用を進めるということで、あくまで生物多様性を守るだけではなく、それを使っていくということもあわせてやっていかなければ、特に身近な生きものは守っていけないのではないかと考えております。そういった点では、地域資源を活用した産業を育てる、視点 として設けておりますが、そういったことを掲げまして、特に自然関係ではツーリズム、そういったものをより一層進展していきたいと考えております。

行動目標 、生物多様性の恵みにふれる機会を増やすということで、県内ではまだまだ、「生物多様性」という言葉もそうですし、自然とふ

れあう機会というものも十分ではないというような声を県民の方からいただいております。そういった点で、できることというものを引き続き進めて、より強化していくものはしていくということで考えております。

最後、行動目標 ですが、生物多様性に関する情報の整備と環境に配慮した取組を進めるといことで、視点 としては、生物多様性に関する基礎データの収集・整備というものを引き続き進めていきたいということと、視点 、公共事業等における環境配慮というものを、これも現在、県でも進めておりますが、引き続き進めていくというようなことで視点を7つ設定しております。

最後、6ページをご覧ください。

ポイント2ということですが、5つの行動目標ごとに2020年度までの取組を「行動計画」として整理するというのと、施策の達成状況やその成果を把握するための指標を設定ということです。

特に指標については、実際、現行の戦略では全くこのようなものが設定されておりませんので、どれだけ何をやったのか、どういった効果があったのかということがわからないような状態になっておりました。したがって、今回このような指標を設定しまして、それぞれの取組を評価していくということで、どれだけこれらが効果があったのかというような検証ができる仕組みにしていきたいと考えております。

以上で、生物多様性戦略のご説明を終わらせていただきます。

【山本(啓)委員長】 以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願

います。陳情番号16番と20番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

【山下環境政策課長】 平成27年度政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご説明したいと思います。

去る6月11日及び12日に実施いたしました平成27年度政府施策に関する提案・要望につきまして、環境部関係の要望結果をご説明いたします。

環境部関係につきましては、重点項目の「国営諫早湾干拓事業」につきまして、環境省の鈴木大臣官房長に対しまして、石塚副知事、立石環境部長から要望を行いました。

国営諫早湾干拓事業については、諫早湾干拓調整池の水質保全対策などについて、現状対策の継続では水質目標の達成は困難なことから、強く要望を行い、鈴木大臣官房長からは、「水質保全対策は重要。機会があれば農水省に話を伝えたい」とのご意見をいただいたところでございます。

このほか、一般項目の漂流・漂着ごみの対策についてなど6項目について、環境省、経済産業省、国土交通省の各省に対しまして要望を行いました。

以上が、環境部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいりたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

【山本(啓)委員長】 次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保な

どに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】次に、「政府施策要望に関する提案・要望の実施結果」について、質問はありませんか。

【友田委員】先ほど、このほかにというところで、海岸漂着物の関係で少しふれられましたのでお尋ねしたいと思うんですけども、先ほども予算審議をしたとおり、平成25年度～平成26年度の2年間の事業で、今年度で終わるわけですね、海岸漂着物に対する国の支援がですね。県としても、恒久的にお願いしますということで国に求めているわけですが、これは国の動きは、今後どんなふうになっているのか。

もう7月ですから、来年度に向けて、平成25年度～平成26年度、2年間で基金事業ができたので、これ以後全くこないかということ、それはあり得ない話で、くるわけですね。

それで、特に、私の地元でも海岸線をずっと歩いてみますと、真っ黒いじょうごのようなものがいっぱい流れ着いているんですよ。漁師さんに聞いたんですね、「これは、あなたたちが捨てよってやなかるうね」と聞いたら、「いやいや、とんでもない。大体これは韓国のアナゴ漁か何かのやつですよ」と言われて、松浦まで流れ着いてきているんですよ。

だから、これは本当に一都道府県がやれる問題ではないんですね。国でしっかり対応していただいて、そして、その処理についても継続的にこの予算というものは求めていかなければならないと思うんです。今後また、その実現のために精力的に対応するというものでありましたけれども、現時点において国がどのように考えておられるのか、承知しておられれば、そのあ

たりをお聞かせいただきたいと思います。

【矢野廃棄物対策課長】国におきましては、現在、来年度予算の獲得に向けまして、精力的に努力をいただいております。今年の6月に、実際、国の方から、来年度どのくらい予算が必要かということでのアンケート調査もございました。

そういう中で、私どもとしましては、県の要望だけではなく、全国知事会、または九州知事会等でも国に対して広く要望活動を行っているところでございます。

【江口委員】今の件は大事なことですよ。だから、これは1県のみならず、漂着ごみに関しては全国で何県もあるわけでしょうから、そういうよその県とも連携をとって、そして財源を、要するに補助金じゃなくて、恒久的な財政措置というか、そんな話は前からあるわけだから、長崎県1県というより、今のようなことについては関係する全国の県と、離島を抱えた県とは離島振興については、また国境離島についてはそういう連携をとっていますけれども、この漂着ごみということに関して特化した場合に、そういう連携をとった国に対する要望・要請というのはどうなっているんですか。

【矢野廃棄物対策課長】実際、全国知事会等々を考えますと、長崎ですとか鹿児島、沖縄、山口県、もしくは、向こうの方にいきますと石川県だとか富山県、ああいうふうに日本海なり東シナ海に面したところは、やはり外国のごみが多いということでも熱心でございますが、例えば瀬戸内の県におきましては、外国のごみはそんなにきてないと。出ているのは自分たちのごみか、もしくは隣の県のごみだということで、積極的ではないということではないんですが、私どもと比べたら、少しトーンダウンして

いるという状況でございます。

そういう中で、先日、国の方からも、「長崎県さん、先日、県の要望をいただきましたが、1県だけではなくて、やっぱり全国まとまって要望をいただいた方が大きな力になりますよ」とご助言もいただきましたので、全国知事会、九州知事会、あと、全国の廃棄物の担当課長会等々もございまして、そういう組織といえますか、団体を利用して、国の方には要望いたしているところでございます。

【江口委員】なかなかこの問題は、漂着ごみが解決することは、まず不可能だと思います。そのためには、財源の恒久的な措置は、当然国に求めていかなければ、その時その時の補助金ぐらいで間に合う問題ではないと思います。

だから、ぜひ連携をとっていただきながら、国に対する要望はちゃんとしていただきたいと。我々議会というか、また政党からでも、今のような問題は、特別にこういう問題があるんだということは、国、国会議員に対しても要請はしていきたいと思っています。

【立石環境部長】今、お話がっております海岸漂着物対策につきましては、我々も継続した、長期的な取組は極めて重要と考えておりまして、それと、海岸漂着物処理推進法におきましても、「国は、海岸漂着物対策を推進するために、必要な財政上の措置を講じなければならない」というふうにされております。

そういう意味におきましても、今後、今、お話がありましたように、関係県、あるいは全国知事会、九州知事会等を通じて、国に恒久的な財源措置について強く働きかけをしてまいりたいと思います。

【山本(啓)委員長】次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【友田委員】今のごみの関係なんですけれども、先ほど海岸漂着物の海外のごみの話をしましたが、ずうっと回ってみますと、確かに半分ぐらいはハングル文字のついたごみなんですけれども、残りの半分ぐらいは純日本製のごみなんです。日本人が捨てたごみです。中には、特に釣り用の餌の空き袋だとか、即席麺の空き容器とかそういうものなんです。

環境教育というものを県としてはどのように取り組んできておられるのか。これはそれぞれの学校や教育委員会とかでもやられていると思うんですけれども、県の環境行政を司る環境部としては、県民に対して環境教育、こういふことをすると現状こうなんですと。例えば、海で捨てたのがこんなふうに海岸に打ち寄せられてこんなことになっていきますと。実際にこれだけお金を払って処理しているんですよ。全て皆さんの税金ですよ。何か捨てる人たちに響くような環境教育、こういったものが不可欠なと思うし、取り組まれているとは思いますが、このあたりの実態について、少しお聞かせいただきたいと思います。

【矢野廃棄物対策課長】まず、漂着ごみの環境教育という狭い視点でお話をさせていただきますが、平成25年度から2力年で行ってきました、今回の環境保全対策臨時基金でございますが、これにつきましては、発生抑制対策もあわせてしなさいということで国の方から指示がおります。そういう意味で、ごみをただ単に拾って処理するだけではなくて、発生抑制対策もあわせてするというので、平成25年度から重点的に取り組んでおるところでございます。

そういう中で、特に子どもたちに対する環境教育が必要であると考えておりまして、平成25年度はNPOに委託をいたしまして、漂着ごみ

に関する紙芝居を本土の4地区の小中学校で実施いたしました。今年度は、離島地区の4箇所を実施をする予定としております。

それから、今年も壱岐市とか五島市が行うのですが、壱岐市とか五島市に長崎県内の大学生を派遣いたしまして、その中で学生たちが各離島の方でごみ拾いをする、それから地域の高校生や中学生、小学生も巻き込んだごみ拾いをするによって、地域の環境教育、あわせてボランティアの育成を図るということで、そういう事業もあわせて行っております。

【友田委員】ごみを捨てるのはやめましょうと、随分昔から言われていることなんですけれども、実際には相当なごみがそういったところに流れていますし、これは山の中のごみ、これも一緒なんですけれども、まあ、イタチごっこみたいところはありますけれども、ぜひそういった意識が変わるように、引き続き対応いただきたいと思えます。

もう一つ、先般もありましたけれども、県内の海水浴場の水質調査の公表がありますね。ここにも県内の主要な25カ所というのがあるんですけれども、地元に戻りましたら、「この25カ所の基準は何ですか。なんで25カ所だけなんですか」と。

というのは、私の地元の松浦市にも海水浴場はあるんですけれども、全て松浦以外のところにあるんですよ。地元の皆さんは一生懸命、自分のところの海水浴場はすばらしい海水浴場だと思って整備をされていて、こういうのが公表されないのはなぜなんだろうということで、一度聞いてはいるんですけれども、ぜひ委員会の中でもそのあたりについてお知らせいただきたいと思えます。

【山下環境政策課長】まず、海水浴場の水質調

査の目的でございますが、この調査の目的は、環境基本法に基づくものではなくて、「全国の水浴に供される公共用水域の水質等を把握し、その対策を公表して国民の利用に資することを目的とする」と。いわゆるその海水浴場が安心ですよという安心感を持たせるということから、環境省の方が昭和48年に通知を出しまして、主要な海水浴場について調査をなさいということで、本県におきましては、過去3年の利用者数が約1万人の海水浴場につきまして調査を実施してきたところでございます。

実は、現在25カ所でございますが、平成5年におきましては40カ所の調査を実際にしてきております。ただ、一つは、海水浴の利用者数が減っているということもございまして、ここ数年は25カ所ということでございます。

そして、各海水浴場の3カ年の平均を見ますと、1万人を超したところというのが数箇所ございまして、そういう意味では、県としましては、25カ所につきましては確実にやっぴいこうということで考えておるところでございます。

【友田委員】過去3年間平均して1万人ですね、3年間を平均すると1万人ということでしょう。（「延べです」と呼ぶ者あり）延べということは、1年間に3,333人が3年間が来れば1万人ですよ。3,500人ぐらいが来ていればいいということになりますよね。

じゃ、その3千何百人来ているという把握はどうやってやるんですか。

【山本(啓)委員長】もう一回、数字の説明を教えてください。1万人の話。

【山下環境政策課長】まず、過去3年間の延べ利用者数がおおむね1万人ということで、具体的な数字は、各市町の方から数字を上げていただいております。

【友田委員】わかりました。実は、先日、「うちのところは3,000人は来るんだ」と言うんですよ。本当に来るんですよ。「1万人です」と私が言ったら、1万人だったら3年かかるなという話を、ついこの間聞いたんですよ。延べで1万人なら、私が言っている箇所は、確かに1万人なんですよ。このあたりは、市がどういふふうに把握しているかということもあると思いますので、持ち帰って調べたいと思います。

いずれにしても、きれいな海水浴場ですよということをマスコミで公表していただくと、付加価値はあるわけですよ。もちろん市でもやっているんです。海水浴場は市の調査をしてやっているんですけど、それは市内に公表される程度なんです。マスコミでしっかりやられると、少なくとも県内には広くいくわけでありまして、近年、交流人口の拡大というのは、各自治体にとって大きな課題でありますので、そこにもこの海水浴場というのは、一シーズンだけですけども、効果があるものでありますので、市町から1万人超えて公表してくださいというような要望がある際には、この25に限らず、県としても実施してその公表をするということでもいいのかどうか、ここを確認しておきたいと思います。

【山下環境政策課長】まず、各自治体で独自にやられているところもございます。例えば五島市あたりは頓泊地区とか、これ以外にも数箇所、独自でやられまして、非常に水質がいいということで、これは宣伝の一つにしているという状況もございますので、各市町で、25カ所以外の部分については独自に調査していただいて、まさしく交流人口の拡大、観光の大きな資源として活用していただければなと思うところがございます。

【友田委員】いやいや、もちろん市はやるんですよ。市ももちろん、市のホームページとかでやるんだけど、例えば地元紙の長崎新聞なんか書いてくれると、少なくとも県内に広く、ああ、どここの海水浴場は水質がいいんだなというのがわかるわけですね。じゃ、行ったことがないから行ってみようかとか、そして、ホームページを見て、場所を理解したいというふうになるわけですよ。

ですから、先ほどおっしゃるとおり、3年間の利用者数の延べ1万人があって、それは市町が数値を提出した中であれば、この対象として、県としては水質調査をして公表するんですかということなんです。そこです。

【山下環境政策課長】3カ年間の延べ利用者数がおおむね1万人というのが目安でございますので、当然、1万人を超えるということであれば、それは主要な海水浴場に該当しますので、県としましては、その分も調査する形で、今後考えていきたいと思います。

【友田委員】はい、了解しました。

【山本(啓)委員長】ほかに質疑のある方。

【小林委員】大村湾の浄化については、中村県政においても重要な施策の一つだということになっている。先般から、特に大村湾の底質を改善させるといふようなことの中で、試験的に水酸化マグネシウムを散布してもらった。たしか平成23年度、平成24年度、平成25年度、3年間継続してやっていただいたと思うわけだよね。その成果が、今般出たような感じがするわけだけれども、この3年間、底質改善のための水酸化マグネシウムを散布して、その成果はどういふふうに上がったのか、まずお尋ねをします。

【山下環境政策課長】委員ご指摘のように、平成23年から平成25年にかけて、これは水産

部の予算でございますけれども、合計2,400万円程度の予算を投入しまして、水酸化マグネシウムによる底質改善調査を実施しております。

あわせて、昨年、平成25年度は、これを実験室できっちり評価するということで、長崎大学におきまして、研究委託費として約1,000万円の試験研究を実施しまして、その結果としまして、今回の底質改善実証事業の狙いとしましては、水酸化マグネシウムの散布により、毒性の強い硫化水素の発生を抑制し、底質の硫化水素を減少させることを目的として実施したものでございます。

結果としまして、現海域で水酸化マグネシウムを散布することによりまして、底質の水素イオン濃度が、3カ年通じてかなり上がったと、水素イオン濃度が9を超えたということがまず実証されました。

あわせて、この水酸化マグネシウムにより、こういった水素イオン濃度が高い場合に応じては、毒素であります硫化水素の毒性を弱めるという成果が出ましたので、これはそもそも国に対しまして、こういった成果を踏まえて事業を要望するということも目指して実施した事業でございまして、水産部と合同で水産庁に事業としての要望を、本来ならば6月に予定したところが、水産庁の関係の部局の方がどうしても対応できないということで、7月10日に水産部と環境部合同で、この状況の要望に行きたいと考えておるところでございます。

【小林委員】まず、そうやって水酸化マグネシウムを散布したと、その成果が非常によい結果が出たんだというようなことの、今、お話なんだよね。

それで、大村湾の浄化については、水質の問題と底質の問題があると。水酸化マグネシウム

については、底質のいわゆる改良材として水酸化マグネシウムを3年間続けてまいったと。その結果が、非常によい結果につながったと。しかも、大学をそうやって招き入れて、約1,000万円の予算を使って、これまた研究を重ねていただいたと。この結果が、いろんな形の中でよい方向に向かっているわけだね。

それで、どのような成果を一番出したかということなんですか。環境政策課長が今言われるように、水素イオン濃度が9を超えたということ、これはかなりのものだと思うんだよね。それから毒素、あるいは硫化水素というものを非常に抑えることができると。3年間かけてやったところが、8カ所だけれども、それなりのいい結果が全体的に出ていると、こういうことになっているわけだよ。

これを今後どうするかということの中で、今回の実証実験をやっていただいた。これを環境部としてどういう評価をしているかということ、まずその辺のところをきちんと押さえて、ぴしっと落ち着いた話をしてもらって、そこから先、国の方に対してどうするのかというような話になっていかなきゃいかんと思うわけだな。まず、そのところをきちんと押さえて、要するに貝類とか、ゴカイ類とか、ベントスとか、そういうものがプラスの結果になっていると。新たなベントス、そういうような形になっているということだから、そんなようなところで、まず、県の受け止め方をきちんと、水酸化マグネシウムを散布して、大学側にも研究をやっていただいて、その結果こういうことに大体なつたと。したがって、県としては、3年間の実証試験が終わったんだけど、さあ、これからどうしていくのかとか、こういうことを順繰りに、きちんと今後の対策、県としての

対応、国に対しての要望、それまでの間はどうかやっていくのかとか。

特に、連立会派を組んでから、高比良(末)政調会長のもとでいろいろと予算をお願いした経過がありました。それが非常によい結果につながっているということをお大変力強く思っているわけだよ。今、水質についても非常によくなっているわけだね。相当お金はかかったけれども。しかし、底質については、あまり予算をかけない割には、こういういい結果につながっているわけだから、これを今後どう活かすかということについては、今あなたが言われるように、7月10日に、今回の国の要望について、これが全然入っていないけれども、国に対する要望はどうなったのかなと、そんなに思っておりましたが、国の方に対してのものは次にして、まず、県として、環境部としてこの結果をどう受け止めているか、そして、今後どういう対応をするか、まずこの辺からひとつご説明をいただきたいと思います。

【山下環境政策課長】まず、水酸化マグネシウムの効果については、これを事業化したいという強い思いがございますので、この分につきましては、水産部と協議しましたところ、例えば平成18年から平成20年、底質の耕うんという事業をやっています。これはCODベースでは底質はかなり、水質的にはまだはっきり解明されていない部分はございますが、改善しているという部分がございます。

例えば、耕うんの中に水酸化マグネシウムを混入する形でできないか、こういったことで、今週、水産部と、そういった形で事業化できないかということをおまず水産庁にお願いしに行くところでございます。

また、底質につきましては、委員ご指摘のと

おり、特に湾中央部の部分が有機物がたまって、ほかの部分より非常に悪いという状況もございまして、これは平成25年から4年間、長崎大学の方で、下にパイプを敷いて等間隔で水を揚げまして、エアレーション技術というのをやっています。この事業で貧酸素水塊という、夏場の表層と底層の比重の違いによりまして、下の部分の酸素がかなりなくなると生物がすみにくくなるという部分について、このエアレーション技術が効果があるということがある程度実証できましたので、今回はこれを、今までは等間隔の部分をお大村湾の中央部よりちょっと西側、一番深いところがCODが一番悪化しているということなので、ここを集中的に、エアレーションの形を、例えば蛇腹状にして11カ所を集中的に、穴も太めにして泡を送り出して貧酸素水塊を解消する技術を、今年度、実用化のための研究をすることによって底質の改善、そして貧酸素水塊の解消を図ろうということを考えておるところでございます。

【小林委員】だから、まず今回の実証実験は、600万円、600万円、1,200万円だろう。それに、あと1,000万円だろう。2,400万円と1,000万円で3,400万円ぐらいだろう、3カ年間の予算は。その3カ年間の予算の中で、実証実験が非常にプラス効果として、大学側も太鼓判を押して、こういう結果だよということが出たわけだよ。私は、今回の水酸化マグネシウムの底質改善の成果は想像以上にあったんだというようなことで、大変失礼だけれども、小さい予算でこんな成果が出るなんていうことはすごいじゃないか。

そうすると、これからどうするかということにおいて、事業化したいと。事業化したいということが、事業化をずっと継続してやっていくというようなことを言っているんだろうと思うけ

れども、その事業化の内容ということは、例えば海底耕うんみたいな、水産部と一緒にあって、海底耕うんの中に水酸化マグネシウムを入れてやったら、貧酸素化対策も大学側と組んでいるいろいろやっているけれども、それはそれとして、両方の中で相当大村湾浄化の効果というものが出てくるんじゃないかと。

こういうようなことで、まず、国に要望するというところで、7月10日に行くということで、これは水産部の方と一緒にやっていこうとされているわけだよ。そのことは、当然やってもらわないといかんし、非常に結構なことだと思っているんだけど、県独自として、3年間の実証実験が終わったと。さあ、これから平成26年度以降どういうふうになるのかと。これは、最終的に国に力を大きくかりなければいかんけれども、これは非常に画期的なことなんだよ、こういうような結果が出ているということとは。

これまでいろんなことをやってきたんだよ。いろんなことをやってきたけれども、こうやって環境部の長い間のご尽力、努力というものが、まず、そうやって水質改善というものが、非常によくなってきている。そういうことでできている。かなり標準に近くなってきているんだよ。だから、あと底質というようなことの中でやってみたら、水酸化マグネシウムが非常によい結果になってきて、貝類とか、ゴカイ類とか、いろんな形の中でプラス要因がいっぱい出てきたということ。この事業を絶対外したらいかんわけだよ。

そういうような形の中で、県がどう受け止めているかと、ここのところなんだけれども、環境部長、第3期大村湾環境保全・活性化行動計画についても、水酸化マグネシウムの底質改善

についてこういう結果が出たぞと、こんなようなことを何一つ書いてないじゃないか。これは環境政策課長の分野かな、あるいは次長の分野か、こんなのは全然考えてないじゃないか。「みらいにつなぐ“宝の海”大村湾」と言いながら、底質改善にこれだけの効果があっているわけだから、これは1項をきちんとゴシックで書かないといかんぐらいの内容じゃないのか。言う割に、全然真剣な受け止め方というか、やる気があるのか、やる気がないのか、こういうところにも全然、この資料を出す前だったのか。この資料に間に合わないような、その後に出てきたのか、この結果は。

そんなようなことを考えれば、まず第一番目に、環境部長あたりが堂々と胸を張って、こんなよい結果が出たぞと、こんなようなことを言ってもいいのではないかと思うぐらい、実はヒット商品なんだよ。なんでこんなような扱いしかないのか。やる気があるのかないのかというようなことを改めて問いたいけれども、こんなよい結果が出たんだから、もうちょっと県としての受け止め方についても、こんなような報告の中身をきちんと書いておかないといかんだろうし、また、国に対してもちゃんと間に合うように報告に行くとか、今後どうするかというようなことは、当然この委員会の中で報告すべき内容だろうと思っているけれども、何ひとつ触れない。一体どういうことですか。

【立石環境部長】確かに、第3期の行動計画の中には、水酸化マグネシウムの直接的な記載をしておりません。結果が取りまとめの後に出てきておまして、第3期の行動計画については、今後取り組むものとして記載させていただいておりますので、そういった関係になっております。

委員お話しのように、今回、大学でのいわゆる室内実験においても、水酸化マグネシウムについて底質改良材として非常に有効であるという結果が出ておりますので、それを踏まえて、今後、水産部とあわせて、水産庁に対して底質改良の事業として取り込んでいただくように、そこはしっかり、こちらの方としても要望させていただきたいと思うところでございます。

【小林委員】だから、国に対して要望していくと、国に対して要望していくという内容は一体何なのか。

【立石環境部長】基本的には、水酸化マグネシウムを用いた底質改良の事業としてということで、今、水産部の方からは、いわゆる海底耕うんという事業が、組合長会からも要望が出ておまして、より効果を発揮するためには、海底耕うんのところにあわせて水酸化マグネシウムを散布したらどうかと、そちらの方の向きで水産庁の方にもしっかりと要望してまいりたいというふうに、今考えているところでございます。

【小林委員】だから、国で事業化してもらうために、例えば今回の実験の、しかも長崎大学と、官学で一緒になってやったわけだよ。大学を入れたということは非常によかった。あれは、たしか板山教授、あの方がその道の権威で、その板山教授を中に入れて研究を1年間やってもらった。そういう結果がこういう形の中で出てきた。その研究結果を、実証結果を国の方に持っていく。水産庁として、これは事業化して直ちにやってくれればいいんだけど、今言うように、まず、ヘドロの一番多いところ、例えば諫早と大村の津水湾のところ、あの辺のところとか、8カ所ぐらいやったところがよい結果になったということだよ。これは全体の8カ所だよな、まだまだ。そういうことだから、この8

カ所の中において、ヘドロが解消されて、硫化水素のにおいまで解消されつつあるということなんだから、これが相当解消された状況だから、この時期を外さずに、国が事業化するまでの間に、また同じように、もとに戻るようなことばかりでは困るということをお願いしたいわけだよ。

国が直ちにやってくれるかどうかというところなんだけれども、それが大体どのくらいの、海底耕うんだと言っても、これは漁協がやるわけだよな。漁協の範疇の中でやるということの中で、特にヘドロなんかの多いところの津水湾なんかは、単なる1漁協でできるんだろうかと思ったりするわけよ。

だから、そんなようなところも含めて、国が直ちに予算化してもらって、そして、今言うように、海底耕うんと一緒に水酸化マグネシウムを混ぜてやることによって、こういうような内容まで考えていただいていることは非常に結構なこと。ただ、いつからやるかということなんですよ。だから、平成26年度、今年度は何もやらないわけだろう。平成25年度まで3カ年間やった、いい結果が出た。さあ、これを国にやってもらいましょう。これは国の仕事だと、このところまでわかる。じゃ、国がすぐ、おいそれと腰を上げてもらうようになるかと。これは国会議員の方々にしっかり頼んで、大村湾の浄化ということについては、県政の施策の中においても重要だということになっているわけだから、これをきちんきちんと推し進めていくような形、しかも大学もこうして結果を出してくれた。今後とも一緒になって力を合わせてやっていく、そういう意味では、今回、この分については、平成26年度は予算は1円も上げてないだろう。計上しとらんじゃないか。そんなようなところから、どうなっていくのかというこ

とを心配しているんだよ。

国がやるまでの間、またもとに戻ってしまうようなことになりはしないかと、こここのところはどうかということを知っているんだよ。

【立石環境部長】この実証事業の目的が、基本的には国の事業として採択する向きでやってきておりますので、一応3年間で区切りとして実証事業をやったということで、その結果、十分に効果が期待できるのではないかとということで、次のステップにいかせていただくという意味で、しっかり水産部と共同して、水産庁に対して事業化に向けての要望をさせていただきたいと思います。

【小林委員】環境部長はなかなかの名答弁をするね。あなたは議会事務局長だったろう。あのころはそんなふうになんか答弁はなかったが、いつからこんなふうになったのか。

確かに、いい言葉だよ。まず、国の事業なんだと。そのステップとして、まず第一段階をやったんだと。次の第二段階に国の仕事としてやっていくんだと、こんな話は、議会事務局長の時なんかにはするような風情はどこにもなかったけれども、やっぱりこうやって環境部長になって環境が変わればこうなっていくわけだよ。

だから、国の方では、これをすぐさまやってもらわないといかんじゃないか。もう間がないぞ。こんないい結果が出たわけだから。今、本当に水質も限りなく基準に近まったんだよ。あの大村湾の死の海が、それこそいろんな案が出たよな。どうやってこの水域を変えるかとか、底から全部掘り直してどうのこうのとか、幾ら金がかかるかわからんとか言っていたわけだけれども、この水酸化マグネシウムというのは、正直に言って、あまり予算がかからないんだよな。そういう点からいけば、本当にこれは国に

対して、もっともっと力強く、挙げて知事を先頭として、これはお願いをして事業化してもらわないといかんと思うんだよ。そして、閉鎖海域のところは全国にあちこちあるわけだから、これは大村湾がまさに先駆けとなるわけだよ。これは画期的なことをやるんだぞ、君たちは。

だから、これを間髪入れずやらないとどうするかということを知っているんだよ。国に対してこの結果を7月10日に持って行って、そして、これを平成27年度、こういうような形の中でやってもらおうというような、そんな予算化してもらおうような、事業化するような見通しはまだ何もないんだろう。どうなのか。

【立石環境部長】まだ具体的な確証かれこれというのは今からでございますので、ありませんけれども、ただ、いずれにしても、今の時期にしっかり要望させていただいて、次年度、あるいは次年度以降につながるような働きかけをしてまいりたい、そういう意味の7月ということでございますので、そこをご理解いただければと思います。

【小林委員】よくわかりました。では、その辺のところを期待して待っておきたいと思います。

これは、先ほども言ったように、環境部としてこれを成功させるとか、これを事業化させるということになれば、大変な評価になるんだぞ。この重みはわかっているだろう、みんなは。ここにこうやって勢ぞろいされているけれども、あなた方は大変なことをしたということになるんだぞ、本当に。

これはまた、中村県政の大いなる成果になるわけだ。長崎県政は大したものだと、こんな死の海なんて言われたのを生き返らせることができたよ、こんなような評価になるわけだから、これは絶対タイミングを外さないようにして、

県庁挙げてこれをやらなければいかん。こういうようなことをぜひお願いをしたい。

今の環境部長の答弁のような、そういう形の中で、直ちに国の方に事業化できるように、そして、一日も早く底質の改善、そして水質改善が行われて、死の海、大村湾がまさに生き返ったというような一つのアピールを、発信を全国に向けて、これは世界に向けて発信することになるわけだから、ぜひその点で長崎県を見直していただくようお願いをしておきたいと思えます。

【山本(啓)委員長】ほかに質疑はございませんか。

【田中委員】私も2点、お願いを兼ねてやらせてもらいますが、まず1点は、今の大村湾の浄化なんです。

今は奥の方の話等々で、私は入り口の方なんですけれども、西海橋の下はもう間違いなく問題ないと思うけれども、もう一つ、早岐瀬戸水道というのは本当に汚い。ハウステンボスの駅の上から観光客の皆さんがよく下を見ている。そして言っているのは、「ここは海ですか、川ですか。汚いですね」と、最後「汚いですね」としか言わない。だから、どうにかしてもらわないといかんし、観潮橋からハウステンボスのところまで潮がほとんど動いていない。今度、幸い港湾課がしゅんせつをすると、予算化するという話になっているけれども、何年かかってやるかはわからない。だから、早岐瀬戸水道も一緒になってもう少しきれいにすると、大村湾の浄化に少しは寄与するところもありはしないかなと私は思うんだけど、本当に汚い。私の家の前のことになるんだけど、早岐瀬戸水道。

ところが、何年か前の委員会でもこの話はす

るけれども、意外と、CODは別に問題ないんですよという話で、あまり取り合わないね。ぜひこれはきれいな海にしていきたいというのが一つ。

もう一つは、大村湾の浄化の一環で、私も合併処理槽に協力しなければいかんなと思って、何年かずっと合併処理槽の推進を、周辺の皆さん方をお願いした経緯がある。

ところが、今言われるのは、管理費用が高過ぎるんだよ、合併処理槽の管理費用が。公共下水道は、年間大体4万円から4万5,000円なんです。何回もあなたたちに言っているからわかると思うけれどね。ところが、合併処理槽になると、年間8万から9万円かかる。約倍かかる。初年度の投資が国の補助で安くなっていますからと、初年度だけ。設備の投資をする時だけね。後の何十年と続く管理費用は倍になっている。これは、やっぱり問題があり過ぎる。特に、県の条例で指示をしている検査というか、1回見るだけで4万円から4万5,000円かかるでしょう。年に1回やらなければいかん。これが、やっぱりちょっと高過ぎるんだ。4万円から4万5,000円、ぼんと出してくださいと言われたって、どこでも簡単にいかない。だから、検査の普及がうまくいっていない原因だと私は思う、実施、実行率というかな。やっぱり年に1回、4万円から4万5,000円出すというのは大変なことなのよ。だから、管理費用が倍になるんだ。

これは県の条例でやっているんだけど、県内全部一律料金でやっているんですか。そして、県の料金体系に県も関与しているのかどうか、これはちょっと聞いておきたいと思えます。

【川内水環境対策課長】今、委員おっしゃられたのは、年間の維持費の中で浄化槽法上の法定検査と、今の4万5,000円と言われたところを見

ますと、保守点検も加えたお金を言っておられるのかなというところで、例えば5人槽の場合でございますけれども、年間の法定検査の金額は6,000円です。これは一律6,000円、法定検査の金額というのは変わりませんで、県内一律でございます。例えば5人槽から20人槽までは6,000円ということで、21人槽から50人槽までが7,000円ということでございます。

そのほか、今、委員がおっしゃられた4万5,000円というのは、多分、予想でございますけれども、保守点検という費用が別途、浄化槽の維持、ちゃんと作動しているかどうかとか、消毒剤が入っているかどうかということ、例えば5人槽であれば、年間3回点検をするようなものがございます。この費用につきましては、各地区で金額が違うところでございます。佐世保市の場合でいきますと、5人槽でいけば1万5,000円、そのほかに清掃まで入って、今の4万5,000円というのがどういう数字かというのは非常に難しゅうございますけれども、単に5人槽でいけば、先ほど言いましたように、保守点検が1万5,000円で、法定検査が6,000円ですので、2万1,000円にしかありません。そのほか電気代なんか9,000円ぐらいかかりますけれども、それでいっても3万円ぐらいにしかありませんので、多分清掃も入れられて言われたのかもしれませんが、清掃費用についても、地区によって違うということで、それについては県では管理していませんで、清掃については、市町で一定決めておられるということをお聞きしております。

【田中委員】 私は、半年ぐらい前かな、1年ぐらい前かな、領収書を持っていったことがあるよね、あなたたちのところに。こうやって4万5,000円要るんですよ、年に1回。その時は何の

説明もしなかったな。「ああ、そうですか」で終わってしまった。今みたいな説明があると、またわかりやすいんだけど、しかし、間違いなく年に8万円から9万円要るんだ、全部トータルするとね。

際立っているのが、年に1回やる、県の条例が何かで書いてくるけれども、やらなきゃいかんのですよと。そうすると、やると4万5,000円。ほかにも何回もくるよ。それは1万いかない、何千円の関係だから、それはあまり目立たないんだ。しかし、これは突出して4万5,000円とぼんとくるもんだから、これはちょっとやっぱり…。しかし、よそで聞いてみると、大体そういう話だよ。「高過ぎる」、「高過ぎる」と言って私のところに、「ぜひ頑張ってください、その件については」と言われるケースがいっぱいある。

だから、公共下水道並みだったらね、年間4万から4万5,000円ならば、公共下水道もこれだけかかっているんですよと、だから、皆さんもそのくらいは負担せんといかんよという話をするんだけど、この差額が大き過ぎるものだからね。

何回も言っているから、調べていると思うんだけどね。一方通行じゃなくて、これは領収書を持ってちゃんと、あなたたちに持っていったことがある。年間これだけかかるんだよと。

だから、私が思うのは、検査を受けてないところもあるので、むしろ全部受けるということをお前提にして、指定管理者制度みたいにしてやった方が割安になると思うんだけどね。全部受ければ、多分、単価は安くなると思う。やっている人も、実施率が少なくなればなるほど、やっぱり経費は要るわけだから。

だから、そういうことで料金の根拠からする

と、それは合わなきゃやれないわけだから、向こうだってね。だから、ちゃんとした根拠で料金設定はなされていると思うけれども、全部を指定管理者みたいな制度で、全世帯100%やるんですよと。料金は別に県が徴収するなら徴収するでいいんじゃないですか。県の条例でやるんだから。

だから、業者にはちゃんと県が指定管理者みたいな感じで、年間何億円でやってくださいと、その方がよっぽどはっきりする。私はそう思うんだけど、これはぜひ検討していただきたいと思うし、受けてないところはそのままなんです。結構あると思うよ、受けてないところは、その検査は、「そう言われても、うちはお金がないから受けません」なんて言う人もいるだろう。

そこら辺、この2点は、私は今度の委員会で1年かけてやらなければいかんと思っているのでね。大村湾の浄化と、合併処理槽の適正な管理費用について、ぜひ検討をお願いして終わりたいと思います。

【川内水環境対策課長】浄化槽の保守点検検査について、一言だけお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、浄化槽については、1年間のうちに受けなければならないものがございまして、多分、田中委員がおっしゃったのは、法定検査と保守点検、清掃全部合わせてという話なんだろうと思っています。

まず、受けなければいけないのが、先ほど申しましたように、浄化槽がちゃんと作動しているのか、あるいは消毒薬がちゃんと入っているのか、入ってなければ充填する。それを、例えば5人槽でお話しますけれども、5人槽でいけば、4カ月に一遍ですから、年に3回以上しないといかんということで、通常3回やられます。5

人槽の保守点検については、各地区によって違いますけれども、例えば佐世保であれば、先ほど言いましたように、1万5,000円かかります。そのほかに、浄化槽法上、1年に1回清掃しなくてはいけないというものがございまして。それについては、5人槽で、佐世保市でいきますと2万1,000円、合わせて3万6,000円でございます。法定検査につきましては、毎年定例的な検査というのは年に1回、必ず受けなくてはならないということで、これが6,000円かかります。合わせて4万2,000円で、そのほかプロアをつけなくてははいけませんので、それが年間の電気代で9,000円ぐらいかかりますので、2年目以降でいけば、通常でいけば、合わせて5万1,000円というところでございます。

先ほど4万5,000円の領収書と言われるのが、多分、清掃と保守点検を合わせたものでもちょっと高いですね。それは7人槽か何かなんですかね。5人槽ではないんですか。

【山本(啓)委員長】 休憩します。

午後 3時52分 休憩

午後 3時53分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開します。

また、数字を確認していただいて、答弁をお願いします。

休憩します。

午後 3時54分 休憩

午後 4時 3分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、質問を続けます。

【野本委員】 大村湾の浄化問題で、私も本会議で質問させてもらったわけでありましてけれども、そのことを踏まえて質問させてもらいます。

今、水酸化マグネシウム散布で3カ年間で2,400万円、また、長崎大学が1,000万円と、合計3,400万円で非常に成果が出たということだけれども、これは面積はどの程度、大村湾全体が約320平方キロあるわけだけれども、面積はどの程度で実証実験されたのか。全体をやるとしたらどれくらいかかるのか。

また、エアレーションとの関係、エアレーションは実証実験をやるとということだけれども、これは水酸化マグネシウムとは別途だと思っんですけれども、その兼ね合いを決めていくと。仮にこれを進めていくというと、概算どのぐらいの費用がかかるのか。そして、それは単年度で終わるわけではないと思うので、その辺の問題についてもご説明をいただきたいと思っんです。

【山下環境政策課長】まず、水酸化マグネシウムの散布規模でございますが、40メートル掛40メートルで8カ所しております。ですから、1万2,800平米という形に、単純計算ではなるわけでございます。これがどういった事業規模になるかというのは、申しわけございません、まだこちらの方で試算しておりません。

一方、エアレーションでございますが、今、エアレーションの部分につきましては、今年度1基で実施することにしております。この1基分の施設整備としましては、長崎大学の方が既に施設を1,500万円かけてつくっております。それを無償で譲り受けて実施する関係で、それにランニングコストが電気代等約100万円ということで、1基が1,500万円前後ということで、今、想定しているところでございます。

果たしてこのエアレーションの部分は何基必要かということにつきましては、実は国の方で今年度、閉鎖性海域向けの評価事業がございま

す。この事業が沿岸域環境改善技術評価事業ということで、要は、環境省の方で閉鎖性水域の水質にとって、B/Cも含め、どういった事業が一番技術的に効果があるのかというのを評価する事業がございまして、実はこの評価事業に、大村湾のエアレーション技術についても取り入れてくれないかということで、環境部の方から5月の初めに環境省の担当室長の方をお願いに行った実績がございまして。

どういった実証フィールドをやるかについては、7月の中旬に結果が出るということでございまして、もしその中に大村湾の実証フィールドでの評価があるということであれば、その中で、例えば今のエアレーションの基数を幾つに、どれぐらいの規模にするかというもおおざと積算できるのかなと思っんところをございまして。

【野本委員】今の水酸化マグネシウムについてもそうですけれども、これは全域、320平方キロ全部にやるというわけではなくて、当然、浄化に必要な部分ということで、悪いところ、いいところがあるわけですから、全部にやらなければいかんということはないわけでしょうけれども、そういうものもやっぱり試算してみるのは大事だろうと思っんです。大体全体ではどうか。それは、単年度で終わるわけではないと思っんです。そういうことを考えていくと、莫大な金額になると思っんですよ。エアレーションなんかは、特にそうだと思っんですよ。これなんかはずうっと、配管の問題を含めてやっていくわけですから。

そういうことも、まだ実証実験の段階だということでありましてけれども、本会議で私への答弁で環境部長が、私の提案についても、第3期行動計画を今策定しているということで、経過

を見ながら、そしてまた、私が提案した問題については、「これから課題も多い。事前に解明すべき課題も多いことから、現段階では実証実験に取り組むことは難しい状況にあります」ということで答弁をされたわけですね。私はその前に、昨年の12月議会にこの問題を提案しているんですよ。既に7カ月たっているんですけども、その間、全くそういう問題について調査研究、あるいは現場、実際やったところの調査研究もやっている形跡はないようではありません。

今、大村湾の浄化についてはいろんなやり方があちこちから提案をされておるということは私も承知ですけれども、そういう提案の中で、どれが一番いいのかというのは、当然算出して、そしてどれがいいということに。そのためには、やっぱり実証実験が必要なものはしないといけないし、あるいは、それにかわる証明できるものがあれば、それを証明させるということになると思うんです。

そういうことで、例えば津水湾、あそこが一番水質も悪いし、そしてヘドロについても多いということですから、あそこあたりで私が提案した問題なんかをやって、実証実験にどのくらいかかるのかと言ったら、500万円くらいもあれば実証実験はできますと。というのは、ヘドロを揚げて固液分離するわけですけども、分離化するわけですけども、当然、水そのものは戻せるし、そして、ヘドロ等々を結局固形化していった魚礁をつくっていくと。これは、ほかのところでは魚礁をつくって、非常に海草のつきもいいということで、そういうことも証明されておるわけですから、ぜひこれは、環境部長、そういうところにも足を運んで、そういうものを一応確認した上で、何らかの形で手を打

たなければ、議会答弁の中で、ただ質問に対して答弁して、今のような答弁で毎回、毎回やられたら、たまったもんじゃないわけですから、質問する側もこの答弁は答弁で、本会議では時間がなかったから、私も黙っておりましたけれども、委員会があるからと言って言わなかったんですけれども、これはぜひ、私は実証実験に踏み切る以前の問題として、その前の問題として、やはり調査というのはあっていいと思うんですけれども、調査の意向があるのかなのか、まずお尋ねしたいと思います。

【立石環境部長】確かに委員の方から、浄化技術といったものの提案がございました。12月議会にも提案がございましたけれども、12月議会の時は、炭化して肥料とか、そういったものにどうかということで、それは実現性がどうかということで、製品化した中での販売先がどうかという問題がございましたので、なかなか先に進めなかった部分がありましたけれども、今回、魚礁化するという改めでの提案がございました。それに際しましても、一応魚礁に適した形状とか、安定性とか、あるいは魚類や海草に対する効果等、こういったものを事前に解明すべき部分がございますので、そういう意味でも、引き続き情報収集をさせていただきますという趣旨でお答えしているところでございます。

当面、今年度の事業としては、大学の方でいわゆる基礎研究までで一定の成果が出ておりますエアレーションの実用化の研究、検証をやってみたいという部分がございますので、まずそれを優先するという意味合いで、そういった答弁をしているところでございまして、委員の方からご提案あった部分も、大村湾浄化の技術提案の一つでございますので、これについては、引き続き、情報収集等に努めてまいりたいと考

えている次第でございます。

【野本委員】大村湾沿いには、長崎市も地域を持って、要するに琴海町、ここの沿岸もあって、大村湾にはある意味では関連をしているわけですから、私もあえて質問させてもらうんですけども、今の環境部長の答弁は、一応了とせざるを得ないでしょうけれども、実証実験までやれというわけではなくして、その前の調査というのは金がかからないでできるわけですから、既の実証されているところ等々についてのご案内もできるということでありますので、ぜひ担当者はそこに行ってみて調べて、そして、そういうことに値するかどうか。

それは、今、長崎大学がやっていることをまず今年度やりたいということについて、それを私はどうこう言いませんけれども、しかし、こんなことは並行してやっていって、そして、いいという方向について、どこかで踏み切らないといかんわけですから、あっちもこっちも全て手を挙げたところについて全部をやるというのは大変なことでしょう。しかし、本当にこれはいいなという問題であれば、魚礁の形は幾らでも、どんなにでもできるということでありますから、農林水産省が進めている現状の魚礁の形もとれるということでありますので、形状においては問題ないと思っておりますが、等々含めて、そういう先進地の調査をされながら、そして、今後どう取り組んでいけるのか、いけないのかという問題。問題は、できるかできないか、やるかやらないか、そういうところが私は論議の対象となりますので、できるかできないか、やるかやらないかという姿勢の問題ですから、そのことを強く要望して、時間の問題もありますので、この程度で今日はやめたいと思います。

【高比良(元)委員】3点ばかりあるのですが、

大急ぎでやらなければいかなのだけれども、まず、自然環境課長に、県有施設のあり方の見直しについて、行革プランの中でも述べられているし、それから、今回の部長の説明の中にも入っているんだけど、そのことについて、まずは質問いたします。

行革プランの中の91ページの表というか、子細をもって質問していきたいなと思っているんだけど、佐世保の海洋スポーツ基地への回復とか、大浜園地とか、高浜園地、蛤浜、田代原野営場、こういったものを移管していきますよと、そういう計画のようなんですが、移管するに当たっての市町の管理経費の負担の取り組み方というのは、具体的にどういうふうになっているのか、まず、そこからいきましょう。

【川越自然環境課長】今、当課の施設のうち7施設が移譲対象になっております。そのうち田代原野営場には、年間138万円の指定管理費ということで払ってお願いしておりますが、それ以外の県有施設については、市町への権限委譲、交付金を使いまして年間の管理をお願いしているような状況でございます。

【高比良(元)委員】交付金は幾らですか。

【川越自然環境課長】田代原につきましては138万の3カ年で債務負担行為を立てております。

それ以外の県有施設は、一律1カ所15万円という形になっております。

【高比良(元)委員】このほかに自然環境課で所管している自然公園施設というのはトータルで幾つあって、全体で管理費が幾らかかっているかというのを、その話をしてくれませんか。

【川越自然環境課長】まず、単体の県の県有施設と、あと、九州自然歩道という大きく2種類に分かれております。

県有施設につきましては、平成23年は計75カ所、額につきましては5,000万円強、年間かかっております。

九州自然歩道につきましては、約900万円から1,000万円、年間かかっております。

【高比良(元)委員】施設の規模の大小というのは当然あるんだろうけれども、少なくとも交付金、年間15万円ということで、それをもって、今、運営費は委託で出しているのかな。まあ、いいですよ。それを移管して、その後15万円、これはいつまで続けるかという話もあるかもしれないけれども、そこをやっぱりとてもその金額じゃ受けられませんよと、率直なところ、市町としてはそういう状況じゃないんですか。どうなんですか。

【川越自然環境課長】各市とは話をしております。

今、移譲を検討している施設というものについては、まず、観光客の利用と、地域の交流拠点となっているかという点、さらには、利用料の収入が見込めるかという点、さらには、整備後10年を経過していない、そういった主に3点から7施設を対象としております。

そういった中で、市町との話をする中で、やはり自前の市町の施設で手一杯で、これ以上は受けられないというような話がやはりありまして、なかなかうまくいっていないということでございます。

【高比良(元)委員】平成23年度は全体で75カ所、それで5,000万円強ぐらいかかっているという話ですけども、これは1カ所に割り戻すと、ほとんど15万円とかという話じゃないんだよね。1回の清掃費だけで終わってしまうぐらいの、そういった金額をもって、とにかく譲り受けくださいというか、引き受けてくださいとい

う話になると、これはやっぱり市町としては二の足を踏むというのは当然の話だよな。

むしろ逆に、これまでの施設整備に当たっての考え方と利用促進についての考え方というのは、これは整合性を持っているのか。県有施設としてつくった以上、国土交通省でつくった分もあれば、こちらでつくった分もいろいろあると思うんだけども、県単でやった分もね。それこそ規模は大小だけれども、やっぱり自然公園施設として必要なものだとして、自然環境課で整備をしてやってきたんでしょ、これまで。なんでこういうふうに数々の移譲をしていくのか。

こういったものをしっかり維持管理をしながら、未利用資産については売却を、マネジメントの観点からやっていかなければいかなのだけれども、そうじゃなくて利用されていると。特に自然に親しむ施設、後で戦略の話をしますけれども、そういうことに奉仕する施設としてつくってきた以上は、しっかり維持管理することで利用の増進を図っていくというのが、基本的な方向じゃないんですか。だから、これを市町にやってしまうと、結局荒れてしまうよ。必ず荒れてしまう。今みたいな交付金ぐらいの話であれば。

そういうことが一見危惧されるというか、予測されるにもかかわらず、これを市町に移譲してしまうというのは、これはいかがなものかなというふうに私は思っているんですよ。この辺についての考え方というのはどうなんですか。

【川越自然環境課長】まず、県が施設した整備ですけども、整備に当たっては、まず、市町からの要望を受けて整備というのを原則としてこれまでもやってきております。その際には、つくった後は、市町において管理をしてくれる

という話もした上でつくっておりますので、その辺は市町と県の中で約束をした上でこれまでつくり、維持管理をしてきたというふうに我々は認識しております。

先ほど70幾つというような施設のお話をしましたが、全てを渡すというのではなくて、そういった中でも、先ほど申し上げました3点に合致するような施設についてのみ移譲というものを考えているというところです。やはり移譲に当たっても、せっかくつくったものが使われないということでは、なかなかよろしくありませんので、そこは移譲に当たっては、こちらとしてもこういった形で運営してくれというような話をして、移譲できるものは移譲していくというような形で考えております。

【高比良(元)委員】 なんでこれだけ、5つというのが挙がっているのかよくわからないけれども、例えば高浜の園地なんていうのは、これは西海国立公園の中の一つの拠点にすると言ったらおかしいけれども、やっぱり一番利用頻度が高いところで施設整備をやってきた、ある意味、県の肝いりとしてね。それから、田代原の野営場なんていうのは、雲仙で野外キャンプをやっていく中では、そこが担っていく一番大きな受け皿ですよ。こういったものを手放して、しかも、今言ったみたいに交付金でやる。田代原にしては138万円、3年間の債務負担という話なんだけれども、それにしたって、やっぱり金額は少ないよな。

こういうのを手放していくということが、自然環境課のあり方として本当にいいのか。ここは少々金がかかっても、さっきのトータル75カ所の中に含めたところでしっかり維持管理をやっていくと、利用増進を図るとというのが本筋の話じゃないかというふうに思うんだけど、

なんでこんなことをわざわざしなければいけんだ。

【川越自然環境課長】 今、挙げられた施設、確かに利用者が多い。田代原につきましては、緑のダイヤモンド計画という中で肝いりの施設のの一つとしてつくられたということを知っております。

一方で、「新」行財政改革プランを検討していく中で、先ほど申し上げたような3点に合致する施設は、そういったものは移せというような統一的な見解というものがあつたかと承知しております。そういった中で、こういった施設は移譲していくべきということになってしまっているというところが現状だというふうに我々の方は認識しております。

【高比良(元)委員】 その議論でどういうふうなメルクマークを持って、これは移譲というのが適当だという判断をしたのか。そのところが全然示されてないものだから、ちょっと議論のしようがないんだ。基本的に、これまでつくってきた自然公園施設整備についての考え方と、それから、今回の移譲に当たっての方針というのはミスマッチというか、整合してないと思っているよ。

だから、もう一度そこを、なぜこういったものを移譲しようとしたのかということ、きちんと具体的に説明をしてください。その上で議論をしたいと思っているけれども、見直すべきは見直していいんだよ。たかだかこんな5つぐらいで、しかも、こういうことで市町に押しつけるみたいな話というのは、基本的に引き取り手もないんだから。

そうじゃなくて、たかだか15万円とか幾らとか、維持管理費を削減するためにこういったものを手放していくというのは、公園整備のあり

方として、基本的に間違っている。私はそう思っているんだ。もう一度議論するけれども、そういう意味で、どういう方針でこういったものが出てきたのかということ資料で説明をしてください。要求しておきます。

次に、生物多様性保全戦略の話、これは率直に申し上げて、結論から言って、この戦略ができたら、具体的に何がどう変わるのかと。例えば計画の実効性の確保についての仕組みはどうできているのか、あるいは、施策効果の評価方法、検証の方策をどう考えているのか。これは、ベンチマークが幾つかありました。ベンチマークそのものについても話をするけれども、こういった、特に計画の実効性の確保についての仕組み、推進体制の話、原動力の装置づくり、こういったものをどう考えているんですかということ。

なぜ聞くかということ、環境部でいろいろ計画をつくりますよ。それを庁内でオーソライズして、庁内の各部各課の、ある意味しりをたたいてというか、要するに土俵にしっかり乗ってもらった中で、自分のものとして環境部がつくったものをベースに、率先的に取り組むと、その仕掛けづくりが、私の経験では、今までは薄いんですよ。せっかく努力してつくったとしても、計画をつくったことで終わってしまう。そういうことが多々あるものだから、そういう意味において、原動力の装置づくりというか、計画の実効性の確保はどうしているのか、これはどう考えているんですか。

【川越自然環境課長】先ほど概要のみで少しご説明をさせていただきましたが、あわせて、「長崎県生物多様性保全戦略（素案）」という60数ページにわたる資料をお配りしております。そちらの中の60ページに書いておりますが、

その中に、「1. 県戦略の推進」ということで書いてありまして、その実効性を確保するための取組については9行目から10行目に書いてあります。やり方としては、「21長崎県環境づくり推進本部」、これは本部長が知事で、副知事が副本部長というような形になっておりますが、あと、長崎県の環境審議会、これは今までなかった仕組みですが、そういったものを活用して、年度ごとに県、関係事業に関する実施状況を点検していきますということ。加えまして、県民の意見というものはパブリックコメントみたいなものを想定しておりますが、そういったものを実施しまして、どのような状況かというのを公表した上で、年度年度で取組を実施していく。そのような形で進行管理というものを行っていきたいと考えております。

【高比良(元)委員】 そうすると、「21長崎県環境づくり推進本部」という中に各部は全部入るとい話だな。（「部長が入っております。」と呼ぶ者あり）

そうしたら、それについても進捗状況を把握するんでしょうけれども、より一層の事業化の推進について、環境部としての主導性というのはどういうふうに発揮されていくんですか。

【川越自然環境課長】 まず、毎年度毎年度、各部局からどれだけ事業をやったかということ報告させていただきませうけれども、そういった中で、毎回推進本部というものを開催していきます。そういった中で、当然、環境部としてはこうじゃないかというような話はできますので、そういった中で、ここの部分は少しおくれますねとか、もう少しやっていくべきですかというような話ができるのではないかと、ふうに考えています。

【高比良(元)委員】 これは戦略だからかもしれ

ないけれども、基本的に具体的方策は挙げられているのか。項目は挙げられているんだけど、あるいは中身の概要ということ、この辺については書いてあるんだけど、具体的な実施内容というか、実施設計がないんですよ。要するに、事業内容とか、実施機関とか、事業箇所とか、事業費とか、そういうふうな実施に向けての中身というのはないんだよね。そうすると、各部各課に任せてしまうというか、予算要求の問題もあるんだ、予算編成の一つの問題もあるんだよ。だから、その辺をしっかり押さえていかないと、何か抽象的な、あるいは空中戦の話だけしても、結局、動いていかないというふうな、そういう状況になるんですよ。

だから、例えば各部各課が来年の当初予算の予算要求をする前においては、基本的に環境に奉仕する施策の推進というか、そのことについて、具体的に前年度はどうあって、伸び率はどうするかとか、あるいはどこにアクセルを踏んでいくかとか、具体的な数字を上げつつやっていかないと、ここは結果的にベンチマークを上げている、達成できないんじゃないかというふうに思っているんだな。その辺に対する危惧があるんだけど、どう取り組むかと、もう一度話をしてください。

【川越自然環境課長】先ほど話しました厚い方の素案の資料ですが、例えば46ページをご覧くださいと、下の29行目以降、「取組」というのが書いてあります。そこに事務・事業名、さらには事業の概要、担当課名というようなことが書いてあります。こういった事業をやっていくということですが、先ほど申し上げました点検の際には、今、高比良(元)委員からお話がありましたように、当該年度の事業費は幾らだったのか、どんな事業をやったのか、それで事

業の達成状況はどうか、進捗状況はどうかといった整理はしていくということで、数値的に明らかにしていくということで進めたいと考えております。

【高比良(元)委員】多面する作業はしなくてもいいんだけど、要するに、具体的に進捗をしていくために必要な作業というのはきちんとデータとして整理をした上で、本部の中で環境部としてしっかり主導性、イニシアチブをとっていくというような、そういう体制づくりになお一層腐心をしてもらいたいというふうに思っているんです。そうしないと、なかなか進まないと思っていますからね。

何となれば、もう具体的にこの項目の中に挙げられている内容も、実際やっているのが多いんだよ。足らざるところがあるから、もっと、さらに力を入れますという話なんだけど、じゃ、具体的にどこに、どれだけ力を入れるのかということ、そのところが、ある意味ではポイントになっていくものだから、一部ベンチマークの中にあるものもあるんだけど、事業内容の充実・拡充を図るというのは、基本的にはそういう話だろうと考えていますので、より主導性を発揮するように、そういう取組をぜひお願いしたいということ。

それから、投資効果、指標を挙げているという話だけでも、基本的に一生懸命頑張ってもらって、立ててはもらっているんだけど、やっぱりベンチマークの数が足りない、これじゃ。具体的な項目の内容の割にはね。

それから、足りないし、ここの中でもいろいろ考えていると思うんだけど、やっぱりアウトカムとアウトプットが混在している。アウトプットはもう要らないよ。それをした結果としてアウトカムはどうかと、その指標

を考えて立てなければ意味がないじゃない。この辺について、これは素案ですから、もう少し作業を掘り下げてもらいたいと思っています。どうですか。

【川越自然環境課長】ベンチマークの件ですけれども、これにつきましては、できる限り多く設定したいということで、関係部局の方は調整をして、今日の委員会にこのような資料でお示しました。

少ないというふうにご指摘をいただきましたけれども、引き続き、どれだけ増やせるかという話はございますが、関係部局との調整を最後までやっていきたいと考えております。

【高比良(元)委員】なぜ言うかということ、そこをしっかりと立てていけるかどうかと、要するに、自分たちのものとして、そこに具体的な責任を明確化するというか、目標を明確化すること、それによってはじめて腰が入っていくんですよ。そういう意味で言っているのだから、委員会でそういう指摘があったということについては、各部各課に伝えて、より一層の努力をしてもらうように、あなたたちが主体性を発揮してもらいたいと思っています。

3点目、PM2.5対策なんだけれども、部長の説明を読む限りにおいては、また、私の知る限りにおいては、いろいろ測定をしますということで、そして、測定の結果、許容値とか、いろいろな基準値とか、この辺については危ないという話、注意喚起をしますと。注意喚起をラジオか何かで聞いたことがあるんだけど、具体的な取組の話なんだけれど、現状としては注意喚起だけで終わっているの。どういうふうに行っているんですか。そのほかにも、ここにも書いてないことについての取組があったら、まずはお知らせをいただきたいと思うんだけど。

【山下環境政策課長】まず、PM2.5の情報の提供につきましては、県のホームページで1時間ごとに提供していくということとあわせて、注意喚起の時は、当然、各町の行政無線でもするんですが、平常時も、今年の5月からツイッターで情報を提供することにしています。

あわせて、テレビといいますか、NBCのデータ放送で、昨年からの各地点のデータがデータ放送で入手できるということとあわせて、今年の7月から、NHKの方と協議しまして、今、18地点の観測地点がございますが、その観測地点のそれぞれの1時間値のデータがリアルタイムに、あわせて、その地域の1日の推移も棒グラフで表示できるということになっておりますので、そういう意味では、情報の提供につきましては、いろいろな団体を介して情報提供ができる形になっているということとございます。

【高比良(元)委員】いろいろなチャンネルを通じた中での情報提供に努めているという、その限りの話だというふうには受け止めたんだけど、言ってみれば、大変迷惑な話ですよ、本当に。冗談じゃないと言いたいんだよな、中国の生産活動というか、産業活動というのは。大気汚染はやりっ放しでやって、海洋汚染もそうだし、ごみの問題もそうだろう。そういうことをやっている、そういう国に対しては、我が国なんて、他国と連携して産業活動を止めるぐらいのことをやってほしいと思っているんだよな。人間の命にかかわる問題だぞ。

そういう意味で、県としてやれる範囲というのはしれたものしかないんだけど、ただ単に注意喚起をするというだけじゃなくて、もう少し庁内でこの問題に対する関係機関の会議が何かつくって、医学的見地から予防というか、

あるいは防御というか、そういったこと取組として喚起をしていく、こういったことがもう必要になってきているんじゃないかと思うんだよ。どれくらいの量だったらどうなるというのが。それは子どもと大人と年寄りと、いろいろあるかもしれないけれども。そうしないと、ただ単に外に出るのを注意してくださいと、幼稚園に通園している人は屋外で遊ぶというのは注意してくださいというだけの話であって、この測定値だったら、こういう人体に対する影響を具体的に与える、人体に対してこうだとか、その他の問題、いろいろあるでしょう。こういったものを医学的、疫学的な見地の中から具体的な数値ごとに明確にしていって、それに対する可能な対応な仕方というものを示していって、それが初めて注意喚起というか、そういうことにつながってくると思うんだよ。こういうことをやっていくという考え方はないのかどうか。

【山下環境政策課長】まず、健康影響調査につきましては、今回の政府施策要望でも強く国の方に要望しています。

あわせまして、県独自の取組としまして、環境保健研究センターの方で、今年度から3年間の取組としまして、長崎大学病院と、あと五島中央病院のぜん息の患者さんを対象としまして、PM2.5の濃度によりまして、ぜん息患者さんは毎日病状をつけるということでございますので、PM2.5と状況の変化等についての調査を今年度から、健康影響調査以外にも、発生源の場所についてとか、粒子の成分分析とか、そういったものを今年度単独予算として320万円ほど計上しておりますので、こういったものを参照しながら、各連携機関との調整を図りながら、ただ単に注意喚起だけじゃなくて、健康に対する影響についても何らかの形で情報の提供を図っ

ていきたいと思っています。

【高比良(元)委員】のどとか、気管とか、肺だけの話じゃないんだよね。目だってやられるんだよ、やっぱりね。その辺は、だから、とにかく医療チームみたいなものをつくる中で、あわよくば専門医を入れた中でやってもらいたいというふうに思っています。

今、3百何十万円という話をしたけど、それは財源は何ですか、国費で全部やっているのか、それは県単でやっているのか。

【山下環境政策課長】県単の一般財源でやっております。

【高比良(元)委員】そういうようなものこそ国費で出させるべきですよ。本県だけが、何も県単でやらなければいかんという話じゃないんだから。一番被害をこうむっている長崎県、その中でいろいろ対策を打っていかねばいかんと、注意喚起だけじゃなくて。そのために予防でできることについては、可能な範囲での話だけれども、手を打つためには、いろんな事務経費が必要になってくると、それは国が責任を持って出せって。

そのことと、国はこういう測定値というか、観測値に基づいた中で分析して、外国ルートを通じた中で、中国とかに発生源はここだろうと思われるような、その国に対してしっかりと物を言うというか、対策を講じるというか、そういうことの手だてというのは、何か具体的にしているんですか。そういうことをやっぱり、実効策を県の方からぶつけていくというのが必要なんじゃないんですか。測定値を出している以上は。その辺の取り組みはどうなっているのかというのをお知らせをしてください。

【立石環境部長】外国からの移流の部分につきましては、日中韓の3カ国の環境大臣会合とい

うのがございまして、そこで、昨年5月に共同の調査をして原因の解明に当たろうというお話になっておりまして、既に実務者レベルでの会議というのが開催されております。

そういう意味では、国レベルでは、既に外国からの移流の問題についてスポットを当てた形で検討が進められているところでございます。

先ほどの健康影響調査につきましては、当然、国レベルでも健康影響調査は進められておりまして、本県も政府施策要望あたりでしっかりそれを進めてもらうように要望もしておりますし、特に、高比良(元)委員おっしゃったように、本県は移流といった部分で地理的な特性もございます。そういう意味では、都道府県レベルではじめて県独自でそういった健康影響調査というのを手がけておりまして、それで得られたデータ等につきましては、これは国の方に十分提供して、できるだけタイアップした形で健康への影響の度合いといったところを、今後見ていければと考えているところでございます。

【高比良(元)委員】最後にするけれども、高性能のマイクロ顕微鏡の開発によって、PM2.5の内容というのはいまもう明らかになっているでしょう。二酸化炭素の固まりで、しかもとがっていると。冗談じゃないですよ。だから、これが発生されている箇所はどこだろうと、そういったところは、もう具体的な推測、その域までできているじゃないか。大体わかっているんだよ。

だから、そうなったら、もっと国に対して取組を促進させるような、実際被害をこうむっている本県としては、他県と一緒に話だろうけれども、もう少し全国知事会あたりで訴えていくとか、いろんな国に対する訴えのツールがあるんだから、これは率先してやるべきだと思うな。何か受動的な取り組み方だけにとど

まっていたら、県民が不幸ですよ。

そういう意味で、県民の命を守るという観点から、ぜひ国に対する申し入れも強くやっていく、そのための方策を講じるということについてもいろいろ検討していただきたいと思っています。時間がないので要望にとどめておきますが、部長の決意だけ、もう一遍だけ聞かせてください。

【立石環境部長】PM2.5については、一番は健康影響ですね、これがどの程度あるのかというのが一番関心事でありますので、それはできるだけ早く解明すると、それを提供するというのが、国あるいは自治体に課せられた責務だろうと思いますので、そういったところを十分踏まえて、今後、健康影響調査に当たりたいと思います。

【江口委員】先ほど高比良(元)委員でしたかね、5ページにあった、自然公園施設関係の移譲の問題がありましたが、私もこれは管理はちゃんとしてもらわないといかんと思っているんですよ。移譲するにしても、県が直接管理するにしても、目につくところ、市内で一番近いところの水辺の森公園あたりは、これでもかというぐらいにしょっちゅうね、管理は行き届いていません。何かよくやっているなど。

だけれども、自然公園と言われるところは人目につかないところ、だけれどもいいところはいっぱいあるんですね。私も上五島とか、あちこち何カ所か回ってきました。そして、長崎市内だったら、野母崎の権現山とか、やっぱりいいところなんですよ。ああいうところも、やっぱり管理が行き届かないと、だんだん荒地になってきています。特に権現山からは、場所によっては軍艦島がきれいに見えるところがあるんです。ところが、植栽が生い茂ってどうしよ

うもない。これは、ちょっと剪定をすることによって、あの権現山から軍艦島が見える場所だと、すばらしい。あそこは、特に渡り鳥がずっと飛んでいく場所、コースになっているんです。だから、時期によっては愛鳥家の人たちが双眼鏡を持ってきて集まっています。

そういう場所が県内にはあちこち、結構あるんですね。だから、管理はちゃんとしてもらわないと、せっかくの長崎県の、長崎県民の財産ですから、そういうところには県民、もしくは他県から来る人もたくさんおるでしょうしね。そのあたりは重ねて、これは要望というか、ぜひ管理はちゃんとしていただきたいと思います。市町に移譲する、しない、関係なしにね。よろしいでしょうか。

【川越自然環境課長】今、お話しになったのは、九州自然歩道等になっているところかと思いません。

先ほど高比良(元)委員のご説明のところ、少し混乱するようなことを言ってしまいました。九州自然歩道の関係だけで、年間大体500万円弱の予算、県の単独施設で大体500万円、1,000万円弱というのが、大体の管理費でございます。

今、お話がありましたように、九州自然歩道の関係です。基本、路線が通っていれば12万円で、それに改良等したキ口数掛ける破算額みたいな形で計算して各市町に費用を、権限委譲交付金という形でお渡ししてやっていただいています。やはりまだ管理が不十分だということは県民の方からも意見をいただいているところですので、引き続き、我々としても、実際見るところは見て、市町にやっていただくところはやっていただきますし、また、よりよい管理ができるように努力をしていきたいと思っております。

【江口委員】管理の問題で、特に予算的にちょ

っとかかるようなところが、例えば地元の市に移譲されていると、管理をお願いされている。

「そういうことは県に言ってください」とか、そういうことがあるわけですよ。だから、やっぱりそういうことがないように、管理だけは皆さんがちゃんと見て、何のために県がつくっているのかということ、そもそも戻っていただければ、さっき言いましたように、長崎県内にはいい場所がたくさんあります。ぜひそのあたりはよろしく願いしておきたいと思っております。

それから、さっきありました浄化槽の問題ですけれども、法定点検と保守点検の話がありましたが、まさかどっちかだけやっているというところがあるんでしょうか、浄化槽によっては。法定点検はしないで保守点検だけやっているとか、そんなことは考えられないんですけれども、いかがですか。

【川内水環境対策課長】保守点検と法定検査をそれぞれだけやっているところがないかというところでございますけれども、基本的には義務づけられておりますし、法律的にもしなくてはいけないということになっておりますので、基本的に設置管理者にさせていただくようになっております。

ただ、先ほどもちょっとお話があったように、受検拒否者という方がおられまして、その方については保健所を通じて、浄化槽協会と保健所で受検していただくということで、何度も足を運んで指導をしているところでございます。

【江口委員】ということで、特に法定検査というのは浄化槽法で決められた法定検査ですよ。年に一回検査しなさいと。これが、法定検査ということは、法律で決まった検査をしてないところがまだあるわけですね。長崎県で検査率がどのぐらいか、8割か幾らかという話をちょっ

と聞いていますが、私は法律で決められた義務があるにもかかわらず、検査を受けられてないというのは、これはどうしようもないんですね。私はいつもこういう問題の時は、車でもちゃんと車検というのは2年に一遍とかしなければ乗れないわけですね。乗った時に何かあった時は、本人がそれこそ賠償しなければならないということになりますので、こういうことを考えていくと、法定検査というのは何のためにあるのかですね。実態が、長崎県でどれぐらいなのか、法定検査の受検率。

【川内水環境対策課長】平成24年度ベースでいきますと、11条検査で80.3%、7条検査で91%、合わせまして80.6%ということでございます。

【江口委員】今のは、7条と11条と合わせてと、そんな理屈は成り立ちませんよ。7条というのは、設置者が必ず検査をしなければならないわけですから、使われないわけですよ。法定検査が8割というのは高いか低いかになると、よその県と比べて長崎県は高い数字になりますよとかおっしゃるかわからないけれども、2割ぐらいがずっと法定検査をしてないわけだから、このあたりは法律が何のためにできたかということと、水環境という立場から考えると、やっぱり8割でいいか、悪いじゃなくて、決められた検査はやっぱりちゃんとやると、受検してもらおうと、そういう立場に立って、所管としては毅然たる態度で臨んでいただきたいと思います。

それは、いろんな理由があると思いますよ。引っ越してその家主がいなかったとか、そういうのも中にはあるかもわかりません。しかし、だからといって、そのあたりが、要するに検査するとか、管理をする、監督をする立場から、そういう柔軟性を持っていくということになると、えらいことになってしまうことになり

ますので、そのあたりはちゃんとした態度で受検率を上げることについてはやっていただきたいと思います。この浄化槽の問題については、また次の議会の時でも発言をしたいと思います。

もう一つは、合特法という言葉がありますが、あまり聞かれてないでしょうかね。「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」という法律がありますが、これは随分古い、昭和50年代にできた法律ですけども、これはできた背景とかいろんなことはもう抜きにしますが、当然、所管としてはわかりでしょうから、この合特法から見た場合に、これが当然、一般廃棄物の処理をするに当たっては、市町が事務ということでやらないといかんわけですけども、そのことで汲み取りの業者がたくさんあるわけですけども、長崎県で79市町村があった時と、今、合併して21市町になりました。その時の業者の数と、エリア、範囲の決め方ですね、今、合併して21市町になった時の今の現状で、業者間の問題とか、地域でそういうトラブルがあるのかなのか、あっているのかということについては、あつてはいかんことだと思いますけれども、そういうことがないために、この法律が私はできているんだと解釈しているんですよ。

ということで、特に長崎市を中心にした旧長崎市と7カ町が合併した大きなところとか、佐世保市もそうですね。そういう合併することによって現場で、業者間のエリアの問題ということで、特に長崎県の中で今問題があつているところがないかどうか、いかがでしょうか。

【矢野廃棄物対策課長】市町に確認したところ、トラブルはあつてないということでお聞きしております。

【江口委員】わかりました。そうであればいい

んですけれども、私もちらっちらっとそういう話を聞くことがあります。これは、今日は時間がありませんから、詳しいことは申し上げませんが、問題は、合特法によって市町が合理化の事業計画というものを本来ならばつくっていかねばなりません。その物差しでもって、現状どうなっているかということは、当然、判断しないといかんわけでしょうけれども、長崎県の中で21市町ある中で、合理化事業計画そのものが立てられるかどうかということが、私はつくらないといかんと、義務だと思っていますけれども、つくったところの市町については、県に対して承認を得ることができるということが法律の中に書いてあります。

そういうことを含めて、今後、事業計画そのものがあるかないかも含めて、そして、そういう問題があっているかどうかも含めて、今日はこのあたりにとどめて、次の議会の時にでも、もっと中身について議論というか、提案もしていきたいなと思っています。

発言を終わります。

【山本(啓)委員長】 休憩します。

午後 4時53分 休憩

午後 4時53分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開します。

本日の委員会はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、環境部審査の続きを行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時54分 散会

1、開催年月日時刻及び場所

平成26年7月8日

自 午前10時 1分
至 午後 3時57分
於 本館5 - A会議室

県民生活部長 辻 良子 君
県民協働課長 村井 正人 君
男女共同参画長 吉野ゆき子 君
人権・同和対策課長 古瀬 達郎 君
交通・地域安全課長 久保 宗一 君
統計課長 松本 和也 君
生活衛生課長 本多 秀男 君
食品安全・消費生活課長 大串 正文 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山本 啓介 君
副委員長(副会長) 吉村 洋 君
委員 田中 愛国 君
" 小林 克敏 君
" 野本 三雄 君
" 江口 健 君
" 徳永 達也 君
" 久野 哲 君
" 高比良 元 君
" 外間 雅弘 君
" 友田 吉泰 君

交通局長 山口 雄二 君
管理部長 田淵 和也 君
営業部長 松尾 剛 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

環境部長 立石 一弘 君
環境部次長 濱田 尚武 君
環境政策課長 山下 三郎 君
未来環境推進課長 山口 正広 君
水環境対策課長 川内 俊英 君
廃棄物対策課長 矢野 博巳 君
自然環境課長(参事監) 川越 久史 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 1分 開議

【山本(啓)委員長】 おはようございます。

それでは、委員会を再開いたします。

なお、小林委員から、所用により本委員会出席が遅れる旨連絡がっておりますので、ご了承お願いいたします。

それでは、質疑を続行いたします。

【久野委員】 おはようございます。

私は1点だけです。「新」行財政改革プランの中の県有施設のあり方の見直しについて、質問させていただきたいと思います。

長崎県交通公園等々も含めて、これは長崎市に要望していきたいというようなことで、平成23年から継続的に協議をされております。それで、合意をされた中では、県も市と一緒にあってぜひ協議を進めていただきたいと思いますところでございますけれども、こういうふうなことにちなんで一つだけ、例えばこういうようなことがあるんですね。

まず、佐世保市に隠居岳というのがあります。

これは田中委員もご存じだと思います。この隠居岳は標高が670メートルです。その山の中腹にウォークスパークというのがあるんですけども、これは皆さんはご存じかどうかわからないんですけども、環境課長は、多分ご存じだろうと思います。

こういうふうなウォークスパークというのが実はあるわけございまして、これはどういうことかと言えば、自然歩道のルート案内とか、地域の自然情報の展示をした学習、あるいはまた、研修ができるような建物です。

そういうことで、これは木造平屋建てで、外観はログハウス風の建物であります。名づけて「隠居の森遊歩館」というようなことで、こういうふうな施設が建っております。そして、その公園内には、テントが10張りぐらい張れるような広場もきちんとなっているわけでありまして、特に夏場あたりになりますと、県内外から来られるわけです。キャンプ等々で訪れるというふうなことでございます。

そこで、この施設を調べてみますと、用地は佐世保市の用地、市有地というようなことで、用地買収はあっておりません。ということで、この建物だけでどれくらいかとうと、1億8,000万円だそうです。これは内訳をよく調べてみると、国が5,000万円、これは平成8年から平成9年度にかけて5,000万円、そして、長崎県が5,000万円、そして佐世保市が8,000万円ということで1億8,000万円、これは、普通、民間ではこういうふうな1億8,000万円の建物なんか、とてもじゃないですけども、作りきれない。こういうふうな施設でありまして、公費だけこういうふうにして1億8,000万円、実は素晴らしい建物であるわけであります。

このウォークスパークは佐世保市が管理を

なされて、そして、その後は地域の皆さん方でこの部分の管理を委託するということになっております。地域といえば、平松町なんですね。平松町の方で、管理といえば、例えば清掃、あるいはまた、周囲の草刈りとか、そういうようなことじゃないかなと。

それで、この前、何カ月前ですか、私に地域の知り合いの方から電話がございまして、一回このウォークスパークを見てくれというようなことで、私は実は現地に行きました。これは山の中です。ずうっと山の中です。行ったところが、これは本当に、先ほど申し上げましたように、1億8,000万円という建物の土台がシロアリでえらいやられている。これは、誰が見てもわかるようなシロアリ。あの土台は、ログハウスですから、素晴らしい木材を使いながらやっているわけね、建物は。というのが、シロアリが本当にひどいですよ。

これを今までそのまま放置をしておくこと自体、どうかなというように私は思ったんです。それで、県に尋ね、市に尋ねしてみると、これは、先ほど申し上げましたように、県の方はこうして5,000万円の拠出をやりましたと、国からは5,000万円、市が8,000万円出しておりますよというふうなことであったわけであります。

特にこの問題については、完全に市の管理ですから、市に対しても、あるいは町内の皆さん方に対しても全くいろいろ言うつもりはありません。ただ、私は県に対して言いたいことは、国も県も金さえ出せばそれでいいのかというふうな気がしてならないわけです。補助金を出した以上は、その施設がどのような状況で使われているのか、施設の不具合とか何かはないのか、あるいはまた、お客さんがどれくらい来て、どれくらいの活用度があるのか、これはやっぱり

金を出した以上は、少なくともそういうふうな中身は協議をする必要があるんじゃないかと思えます。

これが、本当にあそこまでシロアリが出て、誰でもわかるような状況の中で、県が、例えば金は出したけれども、後は全然知らないのか、それとも、定期的に現地調査をやっているのかどうか、まずその点についてお聞かせいただきたいと思えます。

【川越自然環境課長】今、委員からお話がありましたウォーカーズパークでございますけれども、長距離自然歩道という、長崎であります、県内は島原半島の口之津から佐世保の栗の木峠まで212キロにわたる歩道です。その間、ずっと歩く時に休憩したり、キャンプしたり、そういった場所の一つとしてウォーカーズパークというものが平成8年から平成9年、2カ年かけて整備されたものです。

この施設につきましては、先ほど委員からお話ございましたように、佐世保市が国と県、それぞれ約3分の1の補助を受けて実施したものでございます。したがって、昨日、委員会でお話のありました県有施設ではなく、一市の施設として市が整備したものでございます。整備に当たりましては、市の方でも管理を行っていくということで、こちらとしても補助をしているものですので、整備後の維持管理については、国または県が管理することなく、市が責任を持ってやっていくということが原則というふうに考えております。

したがって、このウォーカーズパークに関しましては、利用者数等については国立公園全体で把握しておりますので、そういった中でのどのくらいというような話はわかってくるんですが、施設の維持管理上の問題ということにつ

きましては、佐世保市の責任においてやっていただくということで、県の方が主体的な管理というものは行っていない、そのような状況にございます。

【久野委員】佐世保市が管理をすると、これは、当然私もわかっているんです。先ほど申し上げましたように、公費を使うと、これはあくまでも税金ですよ。1億8,000万円、これは税金なんです。私が申し上げたいのは、施設についてはもっと大切に使うと、いわゆる管理保全をしっかりやっていただきたいというふうなところであります。

今、県として現地調査とかなんとかはやられていますか。

【川越自然環境課長】昨日の話と少し混ざってしまっているところがあるかと思いますが、県有施設につきましては、当然、当課の方で管理をし、その際、うちの方では人手が不足しておりますから、市町に対して交付金という形で一部費用を渡しまして管理を行っているというような状況でございますが、今、ご指摘のありましたウォーカーズパークにつきましては、市の施設となっておりますので、うちとしては管理は行っていませんし、費用というものも負担をしていないという状況でございます。

【久野委員】あくまでも市の管理と言われれば、市の管理なんですけれども、私はその後もやっぱり、金を拠出した以上は、ぜひひとつ現地を年に1回、あるいはまた、2回にしても結構なんですけれども、調査をしていただきたいなど。

これは、また別件になりますけれども、4~5年前ですが、いわゆるベンチャー企業をやりましたね。私はこれは一般質問で取り上げて、これは大きな問題になって、特別委員会までなったわけなんですけれども、このベンチャー企業、い

いわゆるバイオラボですよ。これに対しても1億円県が支出をして、後は知らんぷりと。そして、ふたをあけてみたら、なんのことはない、1億円は紙切れ同然でしょう。こういうふうな状況になるものですから、これも似たようなケースなんですね。

例えば、長崎から市の方に移譲しますというふうな公園の問題とか、こういうケースがいっぱいあると思うんです。県が市町に移譲する、金は出しますというふうな問題等とかいろいろあると思います。

私が申し上げたいのは、先ほど言ったように、これはあくまでも公費ですから、もっと大事に、大切にというのを県の方としても、金を出した以上は、それくらいのことはやはりやっていただきたいということをぜひひとつお願いを申し上げたいと思いますが、環境部長、この点について今後どうするかというようなことを、あくまでも移譲したら移譲して、そちらの方でそのまま管理するんですよというのか、それとも、先ほど申し上げましたように、県も金を出した以上は、少なくとも定期的に市とか町と協議をしながら、どういうふうな状況なのか確認をする必要があるのではないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

【立石環境部長】今、お話の施設につきましては、事業スキームにおきましては、自然環境課長がお話したとおりでございますけれども、確かに、委員おっしゃるように、いわゆる県費、国費等が出ておまして、その適正な執行というか、適切な用途という面では、必要な調査というか、それは佐世保市との連携の中で行うべき話だろうと思いますので、それは十分に意を用いて、今後対応していきたいと思います。

【久野委員】わかりました。

【高比良(元)委員】今の話に関連しますが、昨日は時間がなくてぺらぺらやったから、何か議論が薄かったかなと思うものだから、最後に一言だけ言わせてもらいたいと思うんだけど、その行革プランの中で県有施設の移譲というか、適正管理について、自然公園施設について数々移譲していくという話ですね。全体たくさんある中での一部かもしれないけれども、これはどう考えてもおかしいと思う、どう考えても。今まで自然公園施設整備費の国庫補助というのが、要するに、それでずっとやってきたわけだな。ところが、それが公共事業費がないものだから、外れて、今その制度がなくなった。そうすると、県有施設を新たに自然公園施設として整備するということがなくなってきた。実態はそうでしょう。だから、新しいものがもうできない。国立公園を持っている、あるいは県立公園を持っていると言いつつね。

そうしたら、今までに多くの税金を投資してせっかくなってきたその施設を、県としてしっかり責任持ってつくってきたものを、これを手放して行って、管理が今後どうなるかわからないという危惧がある中で、こういう形で移譲するというのはおかしいよ。あるものをしっかり活用して利用の増進を図らせると。高浜の園地にしても、蛤浜の園地にしても、例えば五島市とか、あるいは新上五島町とか、その人たちだけの限定利用ということで、したがって、町で管理の方がベターだという話だったらいいけれども、違うだろう。国立公園の特別地域の中だろう。違うのか。その中だったら、全県下的に利用するわけよ。あるいは、他県からも来て利用を図ってもらいたいということで整備をした話なんですよ。田代原の野営場なんか、キャンプのメッカじゃないですか、県内

で。金をかけてやってきた。こういうものを一人雲仙市だけに放り投げてしまって、後は市の管理の中で主体的にやってくれというのは、これはつくった側として無責任であるし、そして、今後の展望ということ考えた時に、なかなか新たな整備が難しい中では、基本的につくったものをしっかり保全をしつつ利用の増進を図るのが基本的な行政の取組の姿勢であろうと思うし、なおかつ言えば、生物多様性の戦略とかつくる。そういう中で自然とのふれあいがいろんなことをやっぱりうたっている。このことをさらに進めなければいかん。そういうつくった施設を利用しながらという話にもなってくるわけだよ。さっきの九州自然歩道の話もあったけれどもさ。

なんで行革プランの中でこんなことを、移譲すると。しかも交付金で、これは何年かに限定された話ですよ。たかだか15万円とか、そういうことも、もう押しつけの話なんだよ。おかしい、どう考えても。これは、やっぱりプランを見直すべきだ。

だから、委員長、これは委員会から申し入れをして、もう一度、少なくとももう一遍多角的にしっかり検討をしないと、今言ったような趣旨において。それくらいのことは、委員会の申し入れとしてやっていいと思うんだよ。これは、そのまま移譲して、後は知らんというのはおかしいよ。そうでしょう。そのままにしておくわけにはいかんな。環境部長、どうだよ、これ。新行政推進室あたりと話をして、ちょっと練り直しをしたらどうですか。必要なものについては、ちゃんとそこに維持管理費がかかったってきちんとやる。だって、自然環境課はそれでもうやれないんだから、実際のところ。自らつくったものを全部手放してしまうという話に

なるんだろう。やらなきゃいかんことが課題が増える中で、持ち物が少なくなっている。戦う武器がなくなってしまう、おかしな話でしょう。どうですか。

【立石環境部長】昨日来、県有施設のあり方といったものを議論いただいております。今のところ、行革プランの項目に挙がっているということで、移譲に向け、地元との協議を進めているわけですがけれども、その協議の中で、今後の施設の管理のありようといったものを、いま一度議論を深めさせていただきたいと思います。

【山本(啓)委員長】ほかに質問はございませんか。

休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

【山本(啓)委員長】委員会を再開します。

【江口委員】今の県有施設のことなんですが、私も、昨日ちょっとふれましたけれども、私は、せっかくの財産がどう活かされるかということとは、要するに交流人口を増やそうということも含めて、場所場所によっては、PRの仕方によっては、県外からの人たちもどんどん呼び込むものが中にはいっぱいあるんですよ。そういう視点、観点に県の立場としては立ってもらいたいと思うんです。

今のように、地元の市町に移譲したということによって、そういう全体的な取組がなかなか難しいかもわかりません。だけれども、県の立場で、これからどんどん交流人口を増やしていくと、こういうことは県民所得の問題も含めてこういう取組になっているわけですから、せめてここはもう一回、抜本的に考え方を替えてもらって、こういう施設をもっともっと、これ

まで以上に有効に活用していこうということも含めて、そういう観点から、今のようなことを検討してもらえればと思っていますけれども、よろしく願います。

【山本(啓)委員長】 それでは、ほかに質問がなければ、終わりたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】 環境部関係の審査結果について整理をしたいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開します。

これをもちまして、環境部関係の審査を終了いたします。

引き続き、県民生活部の審査を行います。

しばらく休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時31分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活部の審査を行います。

【山本(啓)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

県民生活部長より、予算及び報告議案説明をお願いいたします。

【辻県民生活部長】 おはようございます。

県民生活部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の県民生活部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第1号知事専決事項報告「平成25年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案につきましては、歳入予算について1,718万7,000円の増、歳出予算について1,718万7,000円の増を計上いたしております。

補正予算の内容につきましては、消費生活安全・安心推進事業費について、記載のとおりでございます。

次に、報告第1号につきましては、歳入予算について784万3,000円の減、歳出予算について5,163万6,000円の減を計上いたしております。

補正予算の主な内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(啓)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【江口委員】 今、説明がありました1,718万7,000円ですが、消費生活安全・安心推進事業費、テレビ番組の広報啓発とか、市町の消費生活相談体制の整備ということですが、この中身を具体的に説明していただけますか。

【大串食品安全・消費生活課長】 今回、6月補正で1,718万7,000円計上させていただきましますが、記載のとおり、テレビ番組による広報啓発と市町の体制整備ということで上げています。

その中身につきましては、大きく2つございまして、まず一つが、暮らしホッと安全・安心事業ということで、これはテレビ関係でございますけれども、消費者トラブルに巻き込まれることが多い高齢者等に対しまして、必要な情報を地元テレビ4局の方で、生活情報番組の中でわかりやすく伝える広報番組を放送したいということで計上しております。

それともう一つが、消費者行政活性化事業ということでございます。これにつきましては、県や市町の消費生活相談員への研修会とか講座に要する費用、それと消費生活センターや相談窓口の新設拡充を行おうとする市町に対する補助金ということで計上しております。

【江口委員】それじゃあちょっとわかりにくいんですけど、テレビ報道で、最近特に、中身については、以前と比較にならないぐらいの巧みなやり方でこういう問題は起こってきているんですね。だから、どういう中身を報道されるのか、中身については、皆さんがつくられたものをテレビ会社にお願ひするのか、そのあたりとか。

それから、各市町の消費生活相談体制というのが、今現状どうなっているかということなんかについて、もう少し詳しく説明いただけませんか。

【大串食品安全・消費生活課長】まず、テレビ番組の方でございますけれども、NBC、KTN、NCC、NIBでございますが、例えば一つの事例とか、対象者につきましては、寸劇を用いてそういったコーナーでお知らせするとか、再現シーンを職員とかテレビ局の方で制作したりとか、紙芝居形式でやったりとか、そういうことで、各局それぞれ内容は違いますけれども、これは契約締結の暁には、それぞれのテレビ局

の方と協議いたしまして、具体的な内容についてはセンターの方で一応案を出して、テレビ局の方と一緒に制作していくという流れで考えております。

それと、市町の相談体制でございますが、まず、消費生活センターにつきましては、平成20年度時点で考えますと、3市町にセンターがございました。その後、平成21年度に新たな国の方の活性化交付金というのができまして、それでもって県の方から市町の方に補助金を支出するというので、現在では11の市町で消費生活センターが開設されております。そういった相談員につきましても、平成20年当初は、6市町で17名という専任相談員でございましたけれども、現在では17市町で32名の専任相談員というのが配置されております。

【江口委員】テレビ会社にお願ひするのはいいんですけども、そうしたら、どれぐらいの時間帯で、どれぐらいのサイクルでやっていくのかというのはどういう予定を計画されておりますか。

それと、市町の相談体制というのが、今現在で17市町ですか、体制ができていっているのは。あと残りはどうなっているのか。

【大串食品安全・消費生活課長】放送時間帯とか、番組でございますけれども、例えばNBCでございますが、大体10回程度の放送を計画しております。そのうち6回くらいにつきましては6分程度の放送、それと4回については短い1分程度の放送ということで、そういうことでイメージは持っております。

あと、具体的にはまた、放送会社の方の番組編成と申しますか、そういうのがございますので、その中で協議をしていきたいと思っております。

それと、市町の方でございますけれども、17市町というのは専任相談員が配置されている市町でございまして、残りの4市町は職員が相談を受けております。

【江口委員】まず、テレビのスポットのことなんですが、さっき言いましたように、中身がだんだんだんだん、その都度その都度、巧妙になって変わってきている。だから、一番新しい情報を県民の皆さんに発信してもらわないといかんということがあるでしょうし、テレビのスポットが、果たしていいのかどうかも含めて、このあたりはどうですかね。ということがわかりません。だから、皆さんたちがテレビスポットで、この1,718万7,000円のうち、テレビスポットにどれくらい充てられるのか、あと、市町相談体制に、そのうちのどのくらいを充てられるのかとか、大体内容は決まっているんでしょうから。

それと、専任の相談員がおるところは17市町でしょう。あとは職員がやっているという話ですよね。その専任がやっているところと、そうでないところの差というのは、これでいいのかどうかというのは、どうなんですか。21市町全部、例えば専任の人を配置するというもくろみがあるのかないのかも含めてですよ。

そして、この相談体制を敷いた時に、こういう問題に対して、以前と比べたら、だんだん解決というか、そういうクレームがなくなってきたという状況になっているとかということも含めて、ちょっと話をしてくれませんか。

【大串食品安全・消費生活課長】まず、予算の方でございまして、テレビのスポット放送ということで1,230万円ほど計上を考えております。

それと、市町の支援を含めまして講座の開設

とか、研修会の経費としまして480万円ほど、合わせて1,718万7,000円ということで予算計上はいただいております。

それと、専任でやっている市町の内容でございまして、やはり専任である程度の研修を受けた方とか、認定と申しますか、そういった資格をお持ちの方が受けられている支援につきましては、非常に内容がきめ細やかな対応をされていると伺っております。

それと、配置をされていない市町につきましては、逆に市町の職員の方から県の方に相談が回ってきたりとかそういうこともございます。

県の方針としましては、基本的にセンターの設置につきましては、市につきましては13市がございまして、現在11市ですから、あと2つ、来年度末までに設置をお願いしたいということで取り組んでおります。

それと専任相談員につきましては、全市町、あと4の市町がまだ専任で配置されていませんけれども、これにつきましても、来年度末までに全てに配置ということで計画を持って取り組んでいるところでございます。

【江口委員】身近な問題の相談を受けてもらうというのは、市町に対してそういう相談員の方を配置されてやられた方が、要するに、県内を考えていくと、身近に相談体制がとられているところに相談を持ち込むということが一番いいのかもわかりませんね。そうすると、そこらあたりにもうちょっと予算の配分を考えながら、体制を充実させた方がいいんじゃないかと私は思います。

しかし、皆さんたちが補正予算で今対応を考えられていることは、テレビのスポットと相談体制ということで、今、大体予算の配分、中身はわかりましたけれども、いずれにしても、成

果がちゃんと出るような形でやってもらわないといかんと思いますので、そのあたりは要望にとどめておきたいと思います。

よろしく願います。

【高比良(元)委員】消費者行政活性化補助金の話ですけれども、ここの補助対象というのは、具体的に何々。研修の話だけだけれども、それだけですか。

【大串食品安全・消費生活課長】メニューが幾つかございまして、例えばセンターの新設とか、開所に関するもの。それとか職員の研修、いろんな相談体制の整備ということで、人件費につきましても、相談員の人件費とかもございまして。

【高比良(元)委員】人件費にも充当できるわけだ。これは、どれくらいの割合でできるんですか。

各市町で窓口をつくりましたと、この全体の運営経費に対する県と市町との負担割合というか、どういうふうな形になっているのか、ざくっと言って。

【大串食品安全・消費生活課長】人件費につきましては、2分の1ということとなっております。

それと、全体的な予算でございますけれども、これは国の方から活性化交付金ということでいただきまして、県の方で基金を積み立てて、そこから市町の方に補助いたしますけれども、基本的には10分の10、人件費につきましては2分の1でございますけれども、10分の10の補助金ということで市町の方には配付しております。

今年度で申しますと、当初予算で約4,200万円ほど市町の補助金ということで計上しております。

【高比良(元)委員】そうすると、かなり手厚い措置をやっているわけですね。なんでその4つがまだ残っているんだろうね。そこをぜひ、し

りをたたいてから、設置をするように促しているかといかんね。そうですか。

この消費生活相談員の身分はどういうふうになっているんですか。

【大串食品安全・消費生活課長】身分は、非常勤の嘱託でしています。

【高比良(元)委員】県はどうなっているのか。

【大串食品安全・消費生活課長】県の場合ですと、7名の相談員を配置しております。

【高比良(元)委員】相談員は、だから、嘱託なんですか。

【大串食品安全・消費生活課長】嘱託でございます。

【高比良(元)委員】市町がつくる分についても2分の1相当での補助金で経費を支出するという話なんですけど、県の相談員に対する手当だとか、身分保障とか、あるいは労働条件の改善とか、そういう取組というのはしているんですか。

あるいは、そのことに準拠した形で、市町が設置する相談員についても、同じような条件というか、枠組みで対処してくれという話になっているんですかね。確認したいと思います。

【大串食品安全・消費生活課長】まず、県の相談員の身分でございますけれども、賃金につきましては、基本、県の嘱託職員は18万円というのがございますけれども、それに加えまして、まず、資格を持っているかどうか。これは国民生活センターの方で研修を受けまして、任意の資格ですけれども、相談員という資格を得た方につきましては5年までと、5年を過ぎてから10年までと、10年以上ということで、若干の上乗せをしております。

それと労働条件ですけれども、嘱託ですから、週29時間の勤務時間で週4日勤務ということになっております。

あと、市町につきましては、それぞれの市町の方で条件がございますので、必ずしも県の方に準拠しているということではないというふうに理解しております。

【高比良(元)委員】これは保険も入っているんですか。

【大串食品安全・消費生活課長】社会保険関係は入っています。

【高比良(元)委員】基本的に窓口で一番役割を果たしているというのは、まさに相談員なんだよね。そして、長くお勤めの方もいろいろおられると思うんだよね。やっぱり給与所得というか、その部分も含めた中で、幾つかご不満というか、そういうのがあっているやにも聞いている、以前ね。要するに、勤務年数に応じたところで、やっぱりそこを一定改善させてやっていくというのが必要だというふうに思っているんだけど、この辺についての配慮というのはどういうふうになっているんですか。最後にしますけれども。

【大串食品安全・消費生活課長】不満というお話がございましたけれども、以前あったというのは私も聞いておりますけれども、それに対しまして処遇の問題もございますが、例えば研修を受ける機会ということで、長い方で20年超している方もいらっしゃいますけれども、20年はベテランですので、いろんな研修会を希望されています。それで、現在におきましても、例えば福岡とか東京の方で行われています研修会への参加をしていただいたりということを行っているところでございます。（「いや、だから、賃金が上がっていくこと」と呼ぶ者あり）

賃金につきましては、先ほど5年、10年という区切りで順に上げているとご説明いたしましたが、全国的に言いますと、かなり高い

方ということでデータを持っています。たしか、全国で12位ぐらいと記憶しておりますけれども、現状ではなかなかこれ以上というのは難しい面があるかもしれませんが、そこについては、また今後、必要に応じて検討していきたいと思っています。

【山本(啓)分科会長】ほかに質疑ございませんか。

【友田委員】今の関係なんですけれども、専決で減額をされている分ですね、消費者行政活性化事業費における消費者行政活性化補助金の減、599万6,000円、これは同じ事業ですよ。今、補正予算484万4,000円上げておられる分の事業が、平成25年度においては599万6,000円残っているということなんです、今のお話のように、例えば事業そのものは10分の10でできますよということ、人件費は2分の1の充当ということでしたけれども、そういう有利な事業であって、なおかつ、市民、県民に対してこういった啓蒙活動というのは非常に重要だと思うんですが、599万6,000円残った要因というか、このあたりはどのように分析されておられますか。

【大串食品安全・消費生活課長】今、ご指摘がございましたけれども、内容につきましては、市町の補助額の減ということで減額補正しております。この交付金、補助金と申しますのが、通常の土木の工事に関する補助金とイメージが違いまして、例えばセンターの運営経費、人件費もありますけれども、使用料とか、委託料とか、物品購入費、そういうあらゆるものにかかっているものですから、市町にとってはぎりぎりまで使えるものは使いたいということが一つございます。

それで、最終的に3月末まで市町の方で使えなかった分について、今回、上がっているわけ

ですけれども、具体的には、例えば備品を購入して、その分が安く上がったというケースもございますし、委託も、入札の結果によって下がったということもございます。その積み重ねで600万円ほどの減となったということがございます。

【友田委員】私の松浦も、今年度から、市の職員のOBの方が配置をされています。非常に積極的にやられていますので、ある程度のスキルを持っておられる方が相談員にいることについては非常にいいんでしょうけれども、そういう人ばかりが、常に体があいてないこともありますから、ぜひこういう補助金で、先ほどおっしゃったとおり、やっぱり研修とかそういうのに行っていて、そして、いろんな相談に速やかに対応できるような体制を県からもバックアップしていただくように、そのことを要望しておきたいと思います。

【山本(啓)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時52分 再開

【山本(啓)分科会長】分科会を再開いたします。予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

【山本(啓)委員長】次に、委員会による審査を行います。

県民生活部は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

県民生活部長より総括説明をお願いいたします。

【辻県民生活部長】今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料の県民生活部をお開きください。

今回ご報告いたしておりますのは、県民協働の推進、男女共同参画の推進、大浦お慶プロジェクト事業、人権尊重の社会づくりの推進、交通安全対策の推進、カネミ油症対策、食品の安全・安心対策、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組についてであり、内容については記載のとおりであります。

なお、食品の安全・安心対策につきましては、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(啓)委員長】次に、提出のあった「政策

等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策要望に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【村井県民協働課長】 それでは、初めに「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました県民生活部関係の資料について、ご説明いたします。

1ページ目をお開き願います。

1,000万円以上の契約案件につきましては、本年3月から5月の実績は、資料記載のとおり、計2件となっております。

次に、2ページ目をお開き願います。

附属機関等会議の結果につきましては、本年3月から5月の実績は、長崎県食品の安全・安心条例（仮称）制定検討委員会など計2件となっており、その内容は、資料3ページから4ページに記載のとおりでございます。

続きまして、去る6月11日及び12日に実施をいたしました「平成27年度政府施策に関する提案・要望について」、県民生活部関係の要望結果をご説明いたします。

県民生活部関係におきましては、重点項目の「原油価格高騰対策について」、及び一般項目の「カネミ油症被害者の救済について」の2項目について、要望を実施いたしました。

重点項目の要望実績につきましては、要望先が国土交通省、経済産業省であり、野上国土交通副大臣ほか3名に対して、知事、副知事より、離島におけるガソリンの揮発油税の減免等の要望を行いました。

また、揮発油税等減免が実現するまでの間、現在、国により実施されております離島ガソリン流通コスト支援事業の継続につきまして、資源エネルギー庁の資源・燃料部石油流通課長に

対し、辻部長から要望を行いました。

石油流通課長からは、離島ガソリン流通コスト支援事業については、平成27年度の予算確保に向けて努力したいとのご意見をいただきました。

次に、一般項目につきましては、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長に対して、辻部長、本多生活衛生課長より、さらなるカネミ油症の被害者の救済のため、診断基準を見直すことなどについて要望を行い、診断基準については、今後も科学的知見に基づき、必要に応じて見直しを検討していきたいなどのご意見をいただきました。

以上が、県民生活部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【山本(啓)委員長】 次に、食品安全・消費生活課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【大串食品安全・消費生活課長】 長崎県食品の安全・安心条例（仮称）につきまして、補足説明をさせていただきます。

生産から消費までの一貫した食品の安全性と信頼の確保がより一層図られるよう、条例の制定に向けて事務を進めているところでございます。

まず、これまでの検討経過でございますが、補足説明資料 - の「食品の安全・安心条例（仮称）に係る検討の経過」をご覧ください。

検討におきましては、県民の代表で構成する検討委員会を設置して、昨年7月10日を皮切りに検討を開始し、これまでに4回の検討委員会を開催してまいりました。

資料の白地の部分でございますが、7月10日

の第1回検討委員会では、条例制定の基本方針として、平成15年度に策定の食品の安全・安心確保に関する基本指針と、平成16年度から施行の人と環境に優しい農林漁業推進条例の内容を漏らさず統合すること、事業者の自主的取組の促進と、それに対する県の積極的支援を補強すること、そして、もって豊かな県民生活と関連産業振興の礎とすることという3つの方針について了解をいただきました。

この方針に沿って検討を重ね、昨年10月10日に開催の第2回検討委員会では、条例のたたき台となる骨子案について、また、本年1月23日に開催の第3回検討委員会では、これを条文形式にあらわした素案、及びその素案に基づくパブリックコメントの実施についてご了解いただき、さらには、5月20日に開催の第4回検討委員会では、パブリックコメントを踏まえた修正についてご協議いただき、検討委員会の最終案として了解をいただいたところでございます。

一方、資料の網かけの部分になりますけれども、県議会に対しましては、昨年7月1日の環境生活委員会で、各界各層の県民代表で構成する検討委員会を設置して、条例制定の検討を開始する旨ご説明し、検討委員会での検討の結果については、環境生活委員会にその都度ご報告させていただきました。

10月1日と12月17日の環境生活委員会で、検討の状況及び骨子案について、さらには、本年3月19日の環境生活委員会において、条例素案の説明とパブリックコメントの実施について説明するとともに、今後の予定として、県議会をはじめ条例制定検討委員会や県民の皆様のご意見を踏まえながら検討を重ね、本年9月の定例会の条例案の提案を経て、平成27年度からの施行を目指してまいりたいとご説明してい

たところでございます。

なお、パブリックコメントにつきましては、14件のご意見をいただき、そのうち1件について素案に反映させていただいております。

次に、条例素案の内容でございますが、補足説明資料 - 1 でございます。「長崎県食品の安全・安心条例（仮称）」素案の概要をご覧ください。カラーのコピーでございます。

それとあわせまして、補足説明資料 - 2 ということで、条例の素案もお配りしておりますけれども、資料 1 の方で要点を簡潔にまとめておりますので、こちらの方で説明をさせていただきます。

まず、左上に記載の前文でございます。ここで条例を策定する至った経緯や趣旨を述べています。

要約いたしますと、食生活の安心は、食品の安全性を信頼することで初めて得ることができる。現在の食生活は非常に豊かなものとなっているが、今なお、食品の安全性や信頼を損なう事態が発生しており、また一方で、氾濫する情報が消費者や食品関連事業者を困惑させ、風評被害や食品ロスへの懸念など、より一層の安全・安心への取組、消費者のより正しい理解が求められている。

加えて、県産食品の信頼を高めることは、広く産業の振興に寄与し、観光立県としての地位をさらに高め、また、販路拡大やブランド化の必須要件となるものである。そこで、条例を制定して、関係者すべてがおのおのの責任と役割を果たすことによって、食品の安全・安心の確保を推進していくという決意を明らかにしております。

次に、総則でございます。第1条から第7条まででございます。

まず、第1条の目的で、安全かつ安心な食品の生産及び供給の確保を図ることにより、県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。そのために、基本理念、関係者の責務・役割を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進するとしております。

なお、第2条につきましては、語句の定義のため、記載を省略しております。

続いて、第3条の基本理念につきましては、一つ目の に、県民等の健康の保護が最重要であることを基本認識とし、本県の食品の安全性の確保・向上が食品関連産業の振興及び県民の豊かさの向上にもつながるという認識のもと、必要な措置が、生産から消費に至る一連の行程の各段階で適切に行われなければならないということ。2つ目の で、食品の安全性は科学的知見をもって判断されるべきもので、信頼確保のための施策は、消費者の視点に立つ必要があるということ。そして、3つ目の で、食品の安全・安心の確保は、関係者それぞれの責任・役割の認識、相互理解・連携協力が必要であるということ等を挙げております。

そして、この基本理念を受けまして、第4条、第5条、第6条で、県の責務と食品関連事業者の責務、県民の役割を規定しております。

食品関連事業者の責務につきましては、食品の安全性の確保に関し、第一義的責任を負っていることを認識し、必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じること。食品に対する信頼確保のため、関係法令等遵守することはもとより、食品関連事業者としての倫理に従い、事業活動を行うよう努めるということなどを規定しております。

また、消費者であります県民に対しましても、食品の安全・安心の確保に関する知識・理解を

深め、適切な判断力を養うように努めることを役割として求めています。

それから、左下の部分でございますけれども、第7条の環境保全への配慮でございます。

ここでは、人と環境に優しい農林漁業推進条例の中で規定されていた内容を関係者全般に広げて規定しております。

次に、資料の右側の方に移っていただきまして、推進体制でございます。

第8条で、県が推進計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進していくということ、その実施状況は公表して、右にありますとおり、外部の諮問機関として、食品安全・安心委員会を置いて意見や助言をいただくということにしております。

それから、第9条から第12条において、国、地方自治体、事業者、消費者団体等との連携・協働により施策を推進していくということ、その他、危機管理体制の整備、安全のための調査研究の推進についても規定しております。

次に、右中ほどにグレーの部分で記載しておりますけれども、総合的、計画的な施策の推進ということで、大きく3つの柱を立てております。

まず、1番目の柱が、ピンク色の部分でございますけれども、食品の安全・安心確保のための施策としまして、第13条から第18条で、県による関係法令や条例等に基づく監視、指導、検査等必要な措置による安全性の確保や表示の適正化、また、生産段階での関係法令に違反した農林水産物の出荷・販売停止と、それを受けた県の勧告と、それに従わない場合の公表、さらに、人の健康に悪影響を及ぼすような食品に関する情報を入手した場合の県に対する申し出を規定しております。

次に、2番目の柱としまして、食品関連事業者の自主的な取組の促進のための施策でございます。第19条から第21条で、食品のより高い安全性を確保するための食品関連事業者の自主的な管理水準の向上や情報の提供と充実と、県の積極的な支援、食品関連事業者の適切な対策と県への申し出、県の適切な助言、そして、食品関連事業者の自主回収及び県への報告と、県の適切な助言・指導、必要がある場合の公表を規定しております。

そして、3番目の柱としまして、食品に関する理解促進と信頼確保のための施策でございます。第22条から第24条で、県の取組として情報の収集と、食品関連事業者や県民に対する適切な情報提供、関係者間の相互理解、信頼関係の構築のための必要な施策の実施、そして、食育及び地産地消施策との連携を規定しております。

最後に、条例の本文にはございませんけれども、右下に、条例制定の意義と効果を記載しております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【山本(啓)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧ください。16番と20番が審査対象となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保な

どに関する資料」について、質問はありませんか。

【田中委員】 ちょっと参考までに聞かせてもらいたいと思うんだけど、県民生活部の生活衛生課で犬の捕獲抑留等業務委託というのがあるね。これは、多分保健所業務だと思うんだけど、県下の実態は、長崎市とか佐世保市はおのこの保健所でやっていると思うので、そのほかのところは県がやるような実態になっているのかどうか。

それともう一つは、財源の裏づけはどうなっているのか。国からきているのか、県の単独でやっているのか。そこら辺において、保健所を持っている自治体との関係がちょっと微妙に変わってくるんだけど、お聞かせください。

【本多生活衛生課長】 まず、捕獲抑留業務ですけども、これは、委員おっしゃるとおり、長崎市と佐世保市、こちらの方は保健所を所管しておりますので、それぞれの保健所で実施しております。それ以外のところは県立保健所所管ということで業務を実施しております。

また、財源の話でございますけれども、国からの財源はございませんので、事業費につきましては、全額それぞれ自治体での負担になっております。

【田中委員】 結論から言うと、保健所業務というのは、本当は市にやった方が、県としては助かるんだけど、出ただけだからね。長崎市と佐世保市は独自でやっているわけだから。これは、県単独の持ち出しとなれば、その分、保健所がないところはそれで助かるけれども、できるだけ統一して、保健所が移せるような体制にできるといいと思うんですよ。保健所の政令都市は15万人以上か何かになっているはずなんだ。例えばの話、諫早もなければ、諫早・大村

で一つ実施されてやってほしいということになれば、県としては、私はプラスになる要素があると思うんだけど、見解だけ聞いて終わります。

【本多生活衛生課長】保健所の設置については、地域医療圏の中で、私も数字をはっきり覚えませんが、20万人に一つ設置することができるというふうなことで記憶しております。

捕獲抑留業務につきましては、今、保健所を設置していない市町については県で担当していると申しましたけれども、違反犬に関する苦情は、市町が登録事務とか、注射済証の交付事務を持ってありますので、やはり違反犬ということで捕獲を実施しますので、こういった関係で、市町にもやはり協力していただいて実施している。ですから、佐世保市、長崎市はそれぞれ独自に実施をしていただいておりますけれども、それ以外の市町におきましても、やっぱり捕獲とかという業務につきましてはご協力をいただきながら、県も実施をさせていただいているという状況でございます。

【山本(啓)委員長】ほかに質問はございませんか。

【高比良(元)委員】これは、なんで随契なのか。

【本多生活衛生課長】平成26年度犬捕獲抑留業務委託につきましては、今年度は随契となっておりますけれども、当初、一般競争入札を実施して、不調となった結果、随契で契約を結んだということでございます。

【高比良(元)委員】不調の理由は。

【本多生活衛生課長】不調の理由でございますけれども、入札に応募があったのは1業者のみでございました。そういった関係で、金額的に折り合わなかったということだと思っております。

【高比良(元)委員】発注仕様はどうなっているんですか。この1者だけが、佐世保、長崎を除いたところのオール長崎を、全部担うと、そういう枠組みになっていないのか。

【本多生活衛生課長】仕様書ですけれども、要件として、県内に限定することなく応募いただくことができるようにしておりますけれども、ただ、狂犬病の予防の関係で、捕獲員、狂犬病予防技術員の指定をすることができる人間、指定された人間の数を示して入札を行っている関係、それと、捕獲抑留業務そのものが技術的に専門性を必要とするということで、応札が、申し込みが少なかったものではないかと考えております。

【高比良(元)委員】規模の大小はあると思うんだけど、同じような業務をやっているところというのは、県内で何カ所ぐらいあるんですか。

【本多生活衛生課長】同じような業務をやっているところというのは、県内では1者だけというふうには認識しております。

【山本(啓)委員長】暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時17分 再開

【山本(啓)委員長】委員会を再開いたします。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】次に、「政府施策要望に関する提案・要望の実施結果」についての質問はありませんか。

【田中委員】これも参考までに聞かせてもらっても、原油価格高騰対策について、離島における揮発油税の減免措置等を要望する、これはもっともなことで、それはそれでいいのよ、

やってもらいたい。

ただ、長崎県の税収の中で、地方譲与税で地方揮発油譲与税というのが20億円ほど入ってくるんだよね。この根拠は、全国の揮発油税を集めて、長崎県には長崎県に回ってくると思うんだ。こちらで減免して、税金を払わんでくれと言っていて、そしてこっちでは、税金をくれという形になると思うんだ、形としてはね。この20億円というのもばからならないんでね、20億円長崎県に入ってくるわけだから。

そこまでやるよりも、政策なので、ならば、もらうものをもらって、その範囲内で、県単事業での離島対策みたいな政策も可能ではあるんだよね。だから、揮発油税の地方譲与税の仕組みはどうなっているのか。プールしたのが長崎県に戻ってくるのか、長崎県分だけは精算してちゃんとくるのかね。精算してくるとなると、あまり意味がないんだね。そこら辺のシステム、仕組みをお聞かせ願いたい。

【村井県民協働課長】今、田中委員からご質問がありました件ですけれども、ガソリンには揮発油税と地方揮発油税、2つがかかっております。今、委員がおっしゃった地方揮発油税は、全額県と市町にくるようになっております。

離島部分の地方揮発油税なんですけれども、その部分につきましては、今、要望でガソリンの地方揮発油税等を減免した時に、当然税収は減ります。その額というのが、先にちょっと試算したのがございます。実は、今、離島のガソリン価格を下げるといことで、国から実施事業がございまして、それが、離島ガソリン流通コスト支援事業というのがございまして。これは、ガソリンの運送形態、あるいは運送時間によって、1リットル当たり10円から25円の単価がありますけれども、これの補助が離島のガソリン

の販売にはあっています。

そこで、昨年度、平成25年度1年間の販売量なんですけれども、4万5,171キロリットルございます。それに基づいた形で、今回、国の方に施策要望しておりますのが、揮発油税、地方揮発油税のうち本則分、いわゆる法律に基づいた分に、さらに特例措置で25円10銭というのがかかっておりまして、その特例部分の25円10銭について減免の要望しております。

その25円10銭という中に、さっき申しました、さらに揮発油税と地方揮発油税が入っておりまして、それが25円10銭のうち、地方揮発油税が80銭になっております。その分を、仮にですけれども、収入が減になったとすれば、さっき申しました、昨年度1年間、4万5,171キロリットルありますので、これに25円10銭分のうちの80銭分が地方揮発油税になりますので、これを掛け合わせますと、離島分で全部で3,614万円、これは平成25年度分での試算となります。

ただ、実際、県と市町の地方譲与税を算出する時は、道路延長とか、違う要件で出しておりまして、実際は今、推定した額よりも多くきているのが実態でございます。これがそのままくるというわけではなくて、全国の中でプールした中での配分になりますけれども、その配分の算出というのは、また、実額ではなくて、算定方式の個々の事項がございまして、それに応じてきております。

【田中委員】賢いやり方といえば、賢いやり方もわからんけれども、ちょっとせこいやり方だな。払う方は払わんで、プールした全体からは、ちゃんと長崎県はくださいよと、今の話を聞くとね、そういう理屈になるんだけれども。それは長崎県の選択として賢い選択だから、議論はいいけれども、幾らぐらいかかるかなとい

うと、離島の差額で3,600万円ぐらいが助かっているということならば、それはそれとして、了とします。

【村井県民協働課長】 今申しました約3,600万円は、もし仮に昨年度の販売量で、今県が要望しております減免をしましたら、3,600万円ぐらいになるという額でございます。

【田中委員】 はい、オーケーです。

【山本(啓)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】 次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【田中委員】 1点だけ、交通・地域安全課長に要望というか、お願いをしたいんですが、私が経験したことで、今年70歳になったんですよ。高齢者講習を受けてくださいというのが来た。たまたま今年は、私は免許更新の年だったので、高齢者講習を受けてくださいという案内は、もちろん誕生日から5カ月前、誕生日過ぎて1カ月、6カ月の猶予で案内は来ました。70歳以上は受けてくださいということですね。私は、70歳になった朝、免許を取っている講習会場に連絡をした。そうしたら、なんとね、2カ月ぐらいはあいてないという話なんです、高齢者講習。私が行ったのは早岐の佐世保自動車学校だけれども、あそこは一月半ぐらい待たなきゃいかん。大塔自動車学校、佐世保中央自動車学校に行ったら、2カ月ぐらいは待たなきゃだめですよ。私は、1カ月で免許更新は切れるのよ。それで、2カ月待たされるとなると、事実上免許更新できない。それで、私も名前を言って、早岐の自動車学校には、1カ月しか余裕がないので入れさせてくださいと言って、免許更新の2日前だったかな、ようやく滑り込んで高齢者講習を受けました。助かりました。それで免許更新に行けたからね。

しかし、実態がそういうことだということが認識されているのかどうか。そんなに混んでいるというのを、2カ月ぐらい待たなきゃ講習が受けられないというのをね。

だから、あの案内をせっかくくれるんだったら、2カ月ぐらいは余裕を持ってやってくださいよという話がちょっと書いてあると安心して行くんだけど、私は、たまたま70歳になってから高齢者講習を受けるものと思っていたから、70歳になった誕生日に連絡をとったら、これから2カ月ぐらいは受けられないような実態がある。免許更新は1カ月でしなければいかん。困りましたよ。まあ、うまくいったからいいけれども、そういう実態が把握されているのかどうか。

だから、これは実態が把握されているとすると、委託料とかなんとかの関係があるので、いろいろ研究してもらわないといかんと思うけれども、各自動車学校の講習の枠を、私が行った時は1日6人でした。だから、この枠をもう少し広げてもらうか、案内の中に、2カ月ぐらいは混んでいますよということを一筆書いてもらうとありがたいなと、参考までに発言させていただきました。

【久保交通・地域安全課長】 今、委員おっしゃったとおりの高齢者講習という形で、私も認識をしております。

免許の更新に関しましては県警本部の所管ということで、具体的な内容まで私はまだ把握しておりませんので、今言った内容については、確実に県警本部の方にも伝えて対応するという形をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【田中委員】 はい、わかりました。

【山本(啓)委員長】 ほかにございませんか。

【江口委員】 県民協働の推進ということで、今年12団体の応募があったということですが、これからずっと絞られていくんでしょうけれども、今後のスケジュールはどうなっているのか、まず、お伺いします。

【村井県民協働課長】 「NPOと県がともに働くプロジェクト」の事業の進捗状況等でございます。

今年度ですけれども、5月7日に今年度の事業募集の期限を切っておりました。そこにNPO等から12件応募がっております。

それを踏まえまして、県の行政とNPOがともに協働して事業を行うという事業でございますので、所管課の方と6月6日に、いわゆる目的とか事業内容のマッチングの面談会を開催しました。これを踏まえまして、月末の申請までに関係者間で練り上げを行ってもらったところでございます。

12件の応募のうち、実際に申請まで至ったのが8件になっております。

この8件を踏まえまして、もう予定をされておりますけれども、7月15日に一次審査ということで協働に妥当な事業がないかどうか、目的が合っているかどうかということ、まず1次審査を7月15日にいたしまして、さらに、そこでまたご意見をいただいたのを踏まえて事業を練り上げて、10月の下旬に2回目の審査を行いまして、そこで5件の採択を予定しているところでございます。

そして、10月に採択した後、決定した後は、すぐに協定書を結んで事業の実施に着手ということで、今考えております。

【江口委員】 昨年度は3件でしたかね、採択されたのは。ということで、昨年の3件と、今年は、今12件から、10月に絞られて5件というこ

とですけれども、この事業内容はそれぞれ全く違うのか、大体似たようなのが、例えば去年の3件と、今年の12件が応募になった、そして8件残った、これから絞られて5件ということですが、その中で事業内容が全く違うものを皆さんたちが採用されていくのか、それとも、事業内容は大体似ておってでも、そういう意欲があればいいんだということで採用されていくのか、このあたりはいかがでしょうか。

【村井県民協働課長】 今年度の事業の採択は、これから検討していく事業なんですけれども、基本的には、事業の中身が同じだから採択しないということではありません。

ただ、結果としまして、去年の平成25年度の事業が、例えば女性特有のがんの早期発見の検診とか、あるいは環境マイスターといたしまして、省エネとかをよくご存じの認証された方がエコドライブをいろんな方に説明して体験をさせて、エコに関する認識等を深める、あるいはエコカーを購入するという事業などでありましたが、結果として、今回8件になっております事業と、昨年の3件とは事業内容は異なったものになっております。

ただ、同じだからといって、もう最初から認めないという形では考えておりません。

【江口委員】 そうすると、去年の3団体と、今年、最終的に5団体というか、5NPO法人が残るんでしょうけれど、これからそういうことで、県民協働ということでのテーマでどんどん広がり期待できるということで解釈していただければいいんじゃないでしょうか。そういう期待をしたいと思っております。

それから、今ちょっと話がありました交通安全対策についてですけれども、全然違うところで、資料があったんですけれども、交通安全計

画の実施状況ということで、この資料の中に、特に部長説明の中にもありますように、ここ数年、高齢者の事故が随分多くなっているんですよ。ここにも述べてありますように、65歳以上の高齢者が、全体に占める割合も4割に増えているということで、特に高齢者向けのいろんな対策を講じられていると思いますが、具体的にどういうことをこれからされようとするのか。

これまでの資料を見てみますと、平成20年からずっとデータが出ていますが、65歳以上の方の死亡事故は、平成20年が25名、平成21年が35名、平成22年が29名、そして平成23年が27名、平成24年が25名、平成25年が31名ということで、特に65歳以上の中でも75歳以上の方が非常に数が多いんです。

ということで、特にこの何年かは高齢者の死亡事故が多いということで、このあたりの取組をされているということを伺っていますが、しかし、これは結果がなかなか出てこないということも含めて、具体的な高齢者対策についてはどのようなことを今検討されて実施されていますか。

【久保交通・地域安全課長】今、委員おっしゃいましたとおり、高齢者の交通事故は非常に右肩上がりという状況で、そういう対策としまして、まず高齢者の運転中の事故、それと、また歩行中の事故というのがそれぞれ多くなっているという状況がございますので、それぞれについて対策等考えています。

まず、運転者対策につきましては、加齢により反射神経が弱くなって事故につながっているというケースも考えられますので、一つとしまして、参加体験型の講習会というのをやっております。

具体的には、自動車学校等をお借りしまして、

実際に高齢者の方に反射神経とか、運動機能の低下等について認識をしていただく。また、実際に車を運転していただいて、自分のくせ等を実際に感じ取っていただいて指導をしていく、そういう体験型の講習会等を今進めているところでございます。

加えまして、高齢になると、ややもすると身体機能の低下ということで運転が不安という方もおられますので、そういう方につきましては、免許の自主返納ということも促進をしておるところでございます。

プラス、今度は歩行者対策としましては、昨年あたりの統計を見ますと、自宅近くで事故に遭われる、死亡事故に遭うという方が非常に多い状況がございます。

そういうことから、今後は自宅周辺の事業者等にご協力いただきまして、例えば医院とか歯医者さん、それとか薬局、これらの窓口の人たちに、高齢者が立ち寄った時には、「交通ルールを守りましょう」と一声をかけていただく、そういうふうな声かけ運動もこれから取り組んでいく、こういう対策をとるようにしております。

【江口委員】要するに、高齢者の運転される方の死亡事故と歩行者の事故という話がありました。これはデータを見ると、歩行者の死亡事故は多いんですよ。運転される方以上に、歩行者の死亡事故はものすごく多いんですよ。

ということで、今、体験型ということもおっしゃいましたけれども、特に運転される方については、今、話がありましたように、自主返納をもっともっと進めていってもらいたいというのがありますが、南部の竿浦でよく高齢者の交通死亡事故があるんですよ。皆さんが講習会をやっているとか何とか話がありますけれども、

あそこの竿浦というか、499の道路を見てもらえばわかるように、私はあそこを通っていますが、道路幅がものすごく広くなったんです。そして、道路幅が広がった割には、まあ、横断歩道も何力所かあるんですね。ところが、道路照明がものすごく暗いんです。このあたりは死亡事故につながるということ、私もこれまであそこの道路を走るたびにひやっとすることが何回もあります。道路幅が広いということと、直線になっていますので、車はどんどん飛ばすんです。そうすると、道路照明が非常に弱いと、直前までわかりにくいんですね。こういうことは再々あります。

だから、皆さんたちはこのデータを出されているということはわかりますが、これは所管としては、県警本部ともよく連携をとってもらって、また、道路管理者とも連携をとられて、そういう特別に集中するところについて、原因は何なのかということを一回調べてもらった方がいいんじゃないかと思うんですね。特に、あの道路幅が広い、そして、横断歩道を渡ってもらえばいいけれども、横断歩道には必ず照明灯がついていますよ。ところが、横断歩道以外のところに道路照明はあるかということ、ないんですね。だから、瞬間暗くなる場所がいっぱいあるんです。あの竿浦というところは、今まで過去何回もあっているんですよ、死亡事故が。私は地元だから、よくわかります。

だから、特別にそういう死亡事故が多発しているところについて、ただ、講習会とかなんとかで解決できるものかどうかも含めて、要するに道路そのものについてのハード面というか、ソフト面も含めて、何か対策を講じた方がいいんじゃないかなというのはあるんですね。そうすると、皆さんの所の所管から離れて、県警本

部であるとか、もしくは道路管理者とも、これはよく検討してもらわないといかん問題じゃないかと思います。

私は現実、そこを何回も通って思うんですよ。死亡事故があった後にも通りましたけれど、非常に照明が暗いものだから、事故になりやすい雰囲気ですよ、あそこはね。一回走って見たらどうですか、夜、暗い時に。そして、その実感をされて、今、私が言っていることは、そうだと、多分思われると思いますよ。

ということで、そういうことを含めた上で今後の対策もぜひ講じてもらわないといかん、講じていただきたいと思いますが、いかがですか。

【久保交通・地域安全課長】交通安全対策につきましては、今、委員おっしゃいましたように、そういう講習会というソフト面プラス、事故に遭わないような環境づくりというのも大きなテーマとして取り組んでおるところでございます。

今、例えば事故等ありました場合に、県警本部を含めて道路管理者と現場点検というのを実施しまして、どこに問題があったか、そういうのを検証しまして、その講習や施設の見直し等も含めてやっているところございまして、その場所について照明等が暗いということございましてけれども、そういう現場点検をしながら改善をやっているということございまして。

【江口委員】道路によっては、これでもかというぐらい照明がついているところはいっぱいあるんですよ。ところが、暗いところはそういうことでね。しかし、死亡事故が多発していることだから、あえて今、私は言っているんですよ。地元だからよくわかるものだから、ぜひそこは、皆さんたちにも実際見てもらって、今のようなことで、なんであそこは照明をもっと明るくしないのかなと思うぐらいあるんです。

事故があるたびに大浦署が出て行って、交通課が全部出て行って、そのことについて処理はちゃんとしていますけれども、今後の対策については、それは緊急事態だ何だと言いながら、講習会をやりました、そうなんだというのがありますが、そういうハード面での対策というのはぜひ講じていかなければ、なかなか減少することは難しいんじゃないかと思います。重ねてこの件については言っておきますので、対応方、よろしく願いいたします。

それから、さっき犬の件がありました。ところで、これは、環境省が犬猫の殺処分ゼロということを目指して取り組んでいますが、これは環境部はいなくてもいいんでしょうか、県民生活部の中でね。ということで、今、環境省が犬猫の殺処分ゼロということを目指して取り組んでいますが、このことについて、今、県の取組はどんな感じなんでしょうか。

【本多生活衛生課長】委員のおっしゃるとおり、殺処分につきましてはゼロを目指すということで国は動いておられます。その基本となるのが動物愛護管理法という法律がございまして、この法律の中で犬の引き取りとか、あるいは処分を減らしていくということで動いております。

長崎県におきましても、国の法律の中で計画を立ててそのことに取り組むようになっておりますので、長崎県動物愛護推進計画というのを平成26年度から実施しております。

当初の分は、平成20年度に一番最初の計画を立てましたけれども、5年がたちましたので、改定をしております。

そういった中で、10年後の国の目標が、平成16年度に立てた目標の75%減ということになっておりますので、長崎県としましても、平成26年度から取り組んで10年後までに平成18年

度実績の75%を目標として実施しております。

中身としましては、まず、猫の引き取りが多いものですから、猫の所有者明示措置というものの、飼い猫であれば必ず誰の猫かわかるように首輪なり、マイクロチップというのもございますけれども、所有者明示をしていただくということと、今、外猫といいまして、外で飼われている猫がたくさんいるんですけれども、家の中で飼っていただくということ、そうすることによって繁殖を外ですることがないということと、もう子どもが必要でないという猫につきましては避妊去勢をお願いするというふうな啓発を行っております。

それと、処分につきましてゼロにするためには、引き取ったものについてどなたかが飼っていただければいいわけですが、そういった譲渡についても里親登録制度とか、あるいはホームページ上での情報提供による引き取り、こういったものを今、積極的に実施しているところでございます。

【江口委員】だから、国も年間で16万頭とか10何万頭ぐらい引き取っているという数字もデータとして出ていますけれども、長崎県で引き取られている数が犬猫でどれぐらいおって、そして、そのうち殺処分がどの程度されているのかという実態についてはどうですか。

【本多生活衛生課長】長崎県の引き取りとか処分の状況でございますけれども、違反犬捕獲、犬につきましては760頭が捕獲されております。猫につきましては、捕獲は法的にできませんので引き取りになりますけれども、犬猫合わせて5,441頭、そして、犬猫の里親登録とか、インターネットを通じた譲渡が604頭、捕獲した犬の返還頭数が170頭、差し引き、犬猫の殺処分頭数は5,427頭になります。

【江口委員】そうすると、この数字から見ると、殺処分ゼロを目指すというのはなかなか難しい問題ですよね。このあたりの取組は、具体的に、それは当然、引き取ったものを里親の方が、そうしたら自分たちがということで何とかやっていかなければ、殺処분이ゼロになることはないですよね。

今、アニマルポリスであるとか、そういったことを設置してどうだこうだという話もありますから、おっしゃることはわからないわけではないけれども、しかし、現実にはなかなか厳しいんじゃないかと思えますね。これは、国を挙げて今取り組んでいる殺処分ゼロということで行くために、長崎県で具体的にこれからの取組については、目標値は掲げましたと。しかし、これから、さっき話がありましたように、平成26年から10年後ですか、殺処分ゼロというのは。（「そうです」と呼ぶ者あり）要するに、犬とか猫について引き取り手というのはそんなにないんですよね。捕獲、引き取って殺処분이5,427ということは、ほとんどが殺処分されているということですよね、これは、合わせてもね。これをゼロに持っていくということはなかなか難しいことだと思います。

特に猫なんかの去勢手術というのも安い金額でできないでしょう。あれは1頭1万円か幾らかかるんじゃないですかね。そして、去勢については、具体的に県下でどのような取組をされているんですか。

【本多生活衛生課長】まず、犬猫の引き取りの数ですけれども、平成20年度に目標を掲げた時の平成18年度の数字から5年後、昨年ですけれども、引き取りは約60%削減しております。詳細な数字は、今手元にありませんが、5年間で6割削減できておりますので、今後10年、全くゼ

ロにするということは非常に厳しい、おっしゃるとおり厳しいと思えますけれども、相当数を削減できるように努力したいと考えております。

それから、避妊去勢の金額ですけれども、雄が1万円から1万2,000円ぐらい、雌が1万8,000円から2万円ぐらい。そこは若干、開業獣医さんは自由診療でございますので、金額の差は出てくるかと思えます。

それと、避妊去勢の助成の関係ですけれども、こちらの方は長崎市、佐世保市、川棚町で助成措置がされております。そのほか、猫の避妊去勢につきましては、県の獣医師会の方が、地域猫ということで地域の中で管理をしていただく分につきましては、避妊去勢の助成を実施しております。

ただ、先ほど申し上げました犬猫の引き取り頭数が5,441ということで、殺処分のほとんどになっておりますけれども、猫につきましては、生まれてすぐという猫がほとんどになっております。

【江口委員】これは、だから、飼い主の皆さんたちにもよっぽど理解をしてもらわないといかん問題が中にあるんじゃないかと思えます。マイクロチップなんかは必ずつけてくれということもやってくれさえすれば、飼い主はわかるんでしょうけれども、ということで、引き取らざるを得ないという理由がどこにあるのか、これだけの数がほとんど猫については殺処分されているということですから、解決するためには難しい問題じゃないかなと思います。しかし、国を挙げて殺処分ゼロを目指しているということであれば、当然長崎県もそれに横並びして頑張っていこうということですから、大変ですけれども、これは努力して頑張ってもらいたいというのがないと思えます。

もう1点、今年の当初予算で女性就労に関して専門の支援センターができるということで、当初予算で予算を組んだんですけども、今、準備段階はどんな感じになっていますか。

【吉野男女共同参画室長】女性就労総合サポート事業につきましては、産業労働部の総合就業支援センターの中で開設するというにしております。今のところ、来年の2月開設予定ということで準備を進めております。

【江口委員】来年の2月開設ですか。そうですか。そうしたら、今の段階では、私が今まで聞いた範囲では、これは全部委託するんでしょう。そのあたりはどうですか。

要するに、男女共同参画室の方から、例えば県の担当職員がどなたか一人ぐらい入るとか、そうじゃなくて、全部委託するであるとか、そのあたりがよくわからないのですが、当初予算で上げて2月開設というのはかなり時間が長いですよ。これは、知事が目玉みたいなことで発表というか、取り組む姿勢だったんですよ。当初予算の時に、これは今までかつて取り組んだことがないということで、鳴り物入りというか、そういうことで知事が当初予算の時に発表したというか、打ち出した項目だったんですけどもね。それにしても、それから2月開設というのは、1年ぐらいかかってからやっとということになるんでしょうけれども、何がそんなに時間がかかっているんですか。

【吉野男女共同参画室長】一応、最初はもうちょっと早めということではあったんですけども、長崎西洋館の中に設置するというので、そちらの方での先行予約等が入っているということもあって、なかなか工事に入る時期が、秋から少し後ろに倒れたということで、2月開設するということになりました。

委託の方は、男女共同参画室の方でとった予算も産業労働部の方に渡して、そちらから一括で委託をしていただくということで、こちらから職員を出すということではなくて、運営人員ということで、人員の配置も含めて委託をさせていただきますということですよ。

【江口委員】2月開設って、えらい時間がかかるなと思うんですけども、何か建物をつくって、それで今準備をしていますということであればわかるけれども、西洋館の中に一つのコーナーに持っていただけでしょうからね。それでそれぐらいの時間がかかるというのは、ちょっと私は理解できないんですけどもね。

このことは、目玉みたいなことで知事が取り組んだ一つの項目なんです。だから、もうちょっとスピードアップして開設ができないのかなと思うんですけども、今の説明じゃ、私もなんで時間がかかっているのかというのが理解できないんですよ。当初予算で組んで、そして2月開設といったら、丸々1年でしょう。この6月とか、もう夏場ぐらいには開設する準備で進んでいくのかなと、私も期待をして待っているんですけども、それが、今ごろ2月と言われたら、これは当初予算を組んだ時のもくろみと全然外れているんじゃないですか。何が大きな原因なんですかね。部長、わからないでしょうか。

【吉野男女共同参画室長】長崎西洋館の方との協議は、一括して産業労働部の方でしてあります。そちらの協議の結果、2月ということになっております。こちらの方では、すみません、詳細についてはわかりません。

【江口委員】就業のことだから、直接は産業労働部かもわかりません。しかし、窓口は男女共同参画室ですよ。そこで予算が上がってきたわけだから、当初予算の時にね。だから、今のよ

うに産業労働部と言われても、皆さんたちが所管の窓口として、一番直接関係あるところの担当としては、今のような答弁では、私はちょっと理解しにくいなと思います。

いずれにしても、当初予算で知事が取り組んだことに対しては、ちょっと何をかいわんやというか、1年ぐらいかかってしか開設ができないということは、そうしたら、要するにこの取組の目的は何だったのかということになるんですよ。あえて女性のための就労支援センター窓口を設けて、そして、女性がいろんな場所で就労しやすいように環境を整えるためにこの窓口をつくって頑張っていこうと、そして、そういう中から支援をしていこうということだったんでしょからね。そう思います。

【辻県民生活部長】女性就労総合支援の窓口につきましても、産業労働部が設置します総合就業支援センター内に併設するという形になっておりまして、そのセンター設置そのものが遅れているということで、来年の開設になるということでございます。

【江口委員】ということは、これは女性就労の問題と、もう一つ、産業労働部が当然やらないといかん問題はあるんですよ。だから、全体的におくれているところ、産業労働部をここに連れてこないとわからないかもしれないけれども、今の段階では話していることはわかりましたが、中身についてはちょっと理解しがたいものがあります。

ということで、私が了解したと言ったら、話がおかしくなったらいかんから。

【山本(啓)委員長】 暫時休憩します。

午前 11時57分 休憩

午前 11時58分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開します。

午前中の委員会はこれにて終了いたしまして、午後は1時30分より再開いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、質疑を行います。

まず、午前中の続きですけれども、女性就労総合サポート事業における女性専用窓口についての説明を求めます。

【吉野男女共同参画室長】当初予算の編成時には、平成26年10月を予定しておりましたが、平成26年3月の県議会で予算審議の終了後、長崎西洋館に確認しましたところ、12月28日まで他社による利用予約があることが判明したため、変更となったものです。

今後の予定としましては、本年12月下旬にセンターの整備工事に着工しまして、2月上旬にセンターの開所という予定になっております。

【山本(啓)委員長】 江口委員、よろしいでしょうか。

【江口委員】そういう理由ということはわかりました。であれば、午前中も言いましたように、当初予算で知事の肝いりで取り組んできたことでありましたので、そういうことであればあるほど、議会のこの委員会の中でも、こういうことだったんだということだけは、質問する前に、そういう話を説明だけでもしていただければよかったんじゃないかと思います。

それぐらいこの問題は重要視をされた、一つのテーマでもありましたのでね。ということで、今後、よろしく願いいたします。

【山本(啓)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 今のような10月にできるという

ことを公表しておきながら、西洋館の先に借りている方が、実は12月までという格好になったと、それでおくれているんだと。相当な肝いりで、江口委員からご指摘があったように、やっぱり今回の目玉だと思うんだよな。そんなのが、平成26年度に当初予算をつけて、平成26年度がまさに終わらんとしているところにこれができるということであるから、つくることに対しての1年間、中身については、目標とするところの役割を果たすことができないと、こんなようなことについてはどう思うのか。

産業労働部が物を借りたりするような役割を担って、中身については県民生活部の男女共同参画室がやるとかというようなことになっているんだけれども、なんでこういうふうに期待を裏切るようなことばかりやるんだろうかと、県民の目線から言えばそうなるだろうね。言われても仕方がないと思うんだよ。ここのところについては、いつわかったのか。そして、場所はそこしかないのか。そこが一番便利がいいのか、今言っている西洋館のところか。そこはどうなんでしょうか。

【吉野男女共同参画室長】 現在、長崎西洋館の方に若者向けの施設が既に入っておりまして、そこに高齢者とか女性の分もあわせて入って総合就業支援センターをつくるということになっておりまして、今のところそのワンフロアの中に、いろんな相談がワンストップでできるということで、西洋館ということで考えております。

【小林委員】 だから、これは、直接県民生活部の男女共同参画室が乗ったというわけじゃないかもしれないが、結局、10月という表明をしていたのか。それが4カ月ぐらいおくれるわけですか。何かあまりにもずさんというか、10月だと発表するなら、当然何もかもできて、準備万

端にして10月にオープンできると、誰だって思うさ。なんでそういう連携がうまくいってないんだろうか。

こんな目玉が、こんなやって発表した日にちを大幅に超えるということ。同時に、じゃ、なんでかということ、今みたいに、先に12月まで使っているとかそんなことは、どっちかということ、あまり理由にならないような理由なんですよ。その辺のところ、ちょっと私としては、何というかな、どこまで真剣に考えているのかということに、どうしても話がなっていくんだよね。

2月は、やっぱりこういうことの中で、今年度は何もできない。それについては、県民生活部長が代表して、10月に緒について、さあスタートということの中で、幾らか県民の期待に応えるということだったんだろうけれども、2月だったら何もできんじゃないか。そんなようないたらくをやっていてどう思っているのか。

【辻県民生活部長】 女性就労総合サポート事業につきましては、産業労働部との連携を図って事業を執行するわけでございますが、結果として連携がとれていない形になったのは非常に残念であると思っております。

ただ、本サポート事業につきましては、ウーマンズジョブほっとステーションのみならず、女性活躍推進に向けた企業への取組としまして、活躍推進フォーラムも開催したいと思っておりますので、これにつきましては年内までの開催ということをしていきたいと思っております。

【小林委員】 いろいろ言いようもあるけれど、やっぱりちゃんとつくらんといかんぞ、それは。女性の活躍とか、女性の躍進ということが今言われているのに、何かこういうようないたらくをやっていたら、今みたいな答弁でも納得はできないということになる。やはり横の連携の

ことがよく言われるけれども、特にこれからメインテーマとしてやっていくんだから、そういう展開に残念だということをもう一回部長に申し上げて、部長の方も産業労働部との関係を密にしてもらって、そしてこういうことがないように、しっかり県民の期待に応えることができるように、ひとつお願いをしたいと思います。

そこで、これに関連する質問なのですが、今度の成長戦略の一環として、「女性のさらなる活躍」というような1項が入った。これは成長戦略の中のととても大事な部分、重要な位置づけがなされておるわけですね。

この背景というのはおわかりだろうと思うんだけど、なんでこれが成長戦略の一環として、いわゆる中枢を占めるぐらいの位置づけで、女性のさらなる飛躍とか活躍というようなことについて、長崎県の女性の活躍を目指していくというポストのあなたとして、まず、それをどういうふうに見ておられるか、その辺の感想、受け止め方を聞いておきたいと思います。

【辻県民生活部長】 少子高齢化が進展し、労働力人口が減少する中で、女性の潜在的な力を引き出すということは、時代的にも大変重要になってくることと思われまます。

成長戦略の中に、「女性の活躍推進」が位置づけられておりますが、単なる男女共同参画だけではなくて、女性の力というのは成長戦略の一つに位置づけられるほど大きい力を持っているということを、今回改めて政府の中で引き出しになったわけでございます。

ということで、長崎県におきましても、これまで以上に女性の活躍推進ができるような場の創設というのを、産業労働部、ほかの部局とも連携しながら、今後も推進を図っていきたくと考えております。

【小林委員】 その成長戦略の一環として、安倍内閣で、アベノミクスの中の「3本の矢」という中においての、今回の6月29日の閣議決定、この中で「女性のさらなる飛躍・発展」と、こういうようなことがきちんと出てきて、その背景というのは、確かに人口の減少とか、生産人口の減というような現象というようなことが、その中の背景としてあると思うんです。

ということは、長崎県として、今まで女性の力を最大発揮できるような、そんな対策は、どちらかというとなんか足りなかったと、こういうような見方をしているのか、また、本当に女性の力を最大に発揮できるような対策はおくれておったのではなからうかと、そんなようなことを考えますが、国の方で成長戦略の一環として、女性のさらなる飛躍ということが改めて出てきたんだから、その流れに追いつこうということの中で今やっているような感じがするわけだけれども、要するに、潜在的な力であるところの女性の力を最大限発揮できるような対策が講じられておったかどうか、この辺のことについてはどういう受け止め方をしていますか。

【吉野男女共同参画室長】 男女共同参画の推進につきましては、県の方では、国の男女共同参画社会基本法と、県の長崎県男女共同参画推進条例に基づきまして基本計画を定めまして、現在が長崎県男女共同参画基本計画の第2次なんです。これは平成23年度から平成27年度の計画となっております。その中でも市町や関係団体等と連携しながら、いろんな男女共同参画の取組や推進をしてきたところでございます。

この中で、最近の動きとしまして、国の方も、そういうふうな女性の活躍ということをおりまして、県でもこれまで女性のチャレンジということでは、大浦お慶プロジェクト等にも

取り組んでまいりましたけれども、また今度新たに、女性に特化した就労サポートでありますとか、それについての企業への働きかけというものは今までなかったということもございまして、女性に特化した部分で今年度からやっということと、女性に特化した部分で今年度からやっということとで考えています。

【小林委員】要するに、今度の成長戦略の一環として、女性のさらなる飛躍とか発展というのは、やっぱり今言われたような背景があるわけでしょう。まず、人口減少に対する一つの問題点やその対策、それから、今言われる、女性が潜在的な力を持っているのにもかかわらず、それを引き出すことができていないと。やはり生産人口の減少ということで、これから労働人口も減少していくんだと。人口全体も減っていくけれども、そうやって生産労働人口まで減っていくんだと。こういう背景の中での今の成長戦略の一環としての今回の発表ではないかと思うんですよ。

今までのやり方の中で、新たに違うやり方というのを明らかにされましたが、今回のこういう対策によって、長崎県がどう変わっていくのかと。女性の力を最大に発揮できるような形にするために、いろいろ要件があると思うんです。そういうところの中で、まず何といても、人口減少対策については、子どもを生んでいただくかなければいかん。この子どもを生んでいただくということについて、育児をしながら働くことができるという両刀遣いの状態をもっともっと、社会に進出しやすいような環境を整備していきこうと、これを今までより以上にやっということと、これを今までより以上にやっというふうな考え方の取組。

それと、やはり働くということについては育児を兼務するとか、同時進行できるということについては、保育園の整備から始まって、何と

いっても結婚、出産、子育て、そして仕事との両立というようなことが出てくるわけけれども、これまでの環境整備をどういう形で今までと違うやり方に、今回、取り組んでいこうとしているのか。

確かに言われるような、後でまた議論したいと思うけれども、企業へのそれなりの働きかけというのは、これまでなかったと思うんだ。本人任せのところが多かった。今回こういうふうにおくれて、来年2月みたいなことを言っているけれども、これ以上おくれることはないだろうと思うけれども、そのこのところで、今までと違うものの相談が、どういう形の中できちんと形としてあらわれるような体制ができていくのか。これまでと違うということについての新たな取組、そして気合いを入れた、結果を出すというようなところの取組、新しい事業所をつくることによってどういうふうに変っていくのか、その辺のところをどういうふうにご検討されるのか、答えを求めたいと思います。

【吉野男女共同参画室長】女性就労総合サポート事業につきましては、2本の柱で進めることにしております。1つ目は、女性に特化した就労支援ということで総合相談窓口をつくります。そこは、今すぐ就労という方だけではなくて、子育てがもう少し落ち着いたら就労しようかなというような中長期的な希望を持っているような女性の就労も相談を受け付けると。

それから、子育て中の方には託児施設等を設けて、そういう方も気安く相談に来られるような施設にしたいと考えております。そういう総合相談の窓口をつくりますとともに、一方では、実際に女性が働きに出る、社会で活躍するためには職場環境の整備が必要であるということがありますので、まずは企業の方の理解

もしていただきたいということがあって、企業の方にも回りながら、女性の登用促進でありますとか、就業についてのお願いをして回るといふことと、あとは、女性の活躍推進についての県全体の気運を醸成したいということがございまして、フォーラムの方を開催して、全体的に企業への取組と気運の醸成ということで進めていきたいと考えております。

【小林委員】今、長崎で女性就労総合サポート事業ということで事業所をつくるというお話があったとおりでなけれども、これは結局は総合相談ということなけれども、長崎に一つしかないということになっていくと、これは長崎市の人だけが優先されるような、距離的に言うと。これを県下のいろんなところにつくる用意があるのかどうか。その辺のところについては、先の見通しということについてはどうなんですか。

【吉野男女共同参画室長】確かに、長崎市内につくるということがありますので、長崎市内周辺の方までという部分もあるのかもしれませんが、求職者の数が一番多いのが長崎市でございまして、まずは長崎市につくりまして、成果と課題等を見ながら、長崎のマザーズハローワーク等もありますので、そういうところとか、また県北でありますとかは、実際につくった後の成果と課題を見て検討していきたいと考えております。

【小林委員】だから、こういう新たな取組を、女性の活躍推進というような形の中で、こういうサポート事業をやりますよと、具体的に一歩前進するという格好で、長崎市にまずつくってみると、ここは評価をしたいと。しかし、これが今言うように、長崎市民の方々が中心になって、人口が多いだけに就労人口数が多いんだか

ら、まずここでひとつやってみよう、こういうようなことになったわけですね。

そうすると、当然この対策については、県単独でやるだけではなくして、市町とともに歩んでいかなければ、連携をとっていかなければ、人口減少をはじめとして全てのことについては、働ける環境とかというのは、やっぱり市町ともどもにやっていかなければいかんわけでしょう。長崎市だけがそれによって助かったということになって、あとはこれまでと全然何も変わらないと、何の対策も打ってないというようなことにもなりかねない。やっぱりここは市町との連携を強めて、それなりに一緒になって歩んでいかないと、こんなサポート事業を市町全部、1カ所ずつつくるとか、県央に1つ、県北に1つとか、なかなか予算との関係もあったりして、意気込みはわかるけれども、現実にはどうなのかと、こうなってくる。だから、市町との連携を絶対に強めていかなければ、女性の活躍推進という格好で言うけれども、現実には、県だけで何ができるかと、こんなような格好になっていくわけだよ。

だから、その辺のところの大局の市町との連携、これをつくるに当たって、あるいはこういう女性のさらなる飛躍というものについて、市町と一回でも連絡協議会とか、あるいは一回、担当者とも話し合ったことがあるのかどうか、その辺はどうなんですか。

【吉野男女共同参画室長】市町の方とは担当課長会議を開催しておりまして、その中で連携を図っております。

今後とも、その辺は必要に応じて開催しながら連携を図っていきたいと思っています。

【小林委員】この辺のところは、私はしっかり物申しておきたいと思うんだよ。市町とただ事

務的に連絡をとりあって、じゃ、こういうような県の対策、県としてこれをある意味での目玉としてやっていくんだと。だから、これを一緒になって、やっぱり一緒の意識の中で共有をするものとして市町にも協力してもらわないと、結局は、いつも言うんだけど、何でもそうだけど、県だけ太鼓打って、市町は全然それを知らぬ存ぜぬ。まあ、話としてはあったけれども。市町に何か予算の配分でもしながら、ぜひやってほしいとか、県の方でもこういうようなやり方をするから、市町と連携してやるんだという具体的な話は何かありますか。

【吉野男女共同参画室長】市町との連携につきましては、今度、女性就労総合サポートセンターを開設しますけれども、それに際して周知徹底ということで、改めて市町の方にはお願いをしたいと思っておりますし、今度開催を予定していますフォーラムにつきましても、県だけで進めていっても理解は深まりませんので、市町でありますとか、経済団体でありますとか、いろんなところをお願いしながら、一緒になってやっていきたいと思っております。

【小林委員】やっていきたいと思いますという中で、まだ具体的な話がきちんとできていないということが明らかになったじゃないか。大体こういう事業を立ち上げる前に、まず、やっぱり担当者会議の中で、どうやればいいのかと。大体こんなような女性就労総合サポート事業はどこから出てきた話か、誰が提案したのか。市町と関係者と全部話し合いながら、こういうようなものが足りない、こういうものを県で音頭をとってやってもらいたい。そして、そういう流れが市町にも流れて、長崎県の実態は、一緒になって同じ方向を向いて、それなりの人口減少対策、それから、女性がさらなる飛躍ができる

ような環境整備をやっていくんだと。そうでなければ、本当の答えは出てこないわけだよ。

そんなようなことが、実はあなたたちも最近就任されたばかりだから、前任者がどこまで話を市町と詰めておったかと。県民協働課長なんかは、ついこの間までは県庁舎をつくっていたんだから。県民生活部長だって、全然違うところをやっていたし、男女共同参画室長だって全然別のところをやっていたんだよ。だから、そういうような連携プレーが全然できないんだよ。2年ないし3年ぐらいでかわらなければならないという理由はよくわかっているつもりだけれども、そういう意味で、全然継続性というか、人がかわっても事業の内容とか目的についてはきちんきちんと市町と連携しながらやっていくんだという、そんなものができていないということがとても残念。だから、人がかわることによって、事業が途中で暗礁に乗り上げていく。そしてまた、あたかも一からやり直すかのような、そんなことばかり繰り返しているんだよ。だから、成果につながらないわけだよ。私はそう思うんだけどね。

だから、もう少し市町と連携をとりながら、人口減少と女性の社会進出、これはとても大事なこと。口で言うことは簡単なことだけれども、要は、女性就労総合サポート事業、相談することによって何がどう解決されるかということについてがよくわからないんだけど、女性が社会進出をするために、さっきも言ったけれども、結婚があって、出産があって、それから育児についての相談、子育て、就労と、こういうようなことにつながっていかないと、これは社会のさらなる飛躍とか、女性の活躍とかというのはないわけだよ。

だから、そういうところについて、これまで

と違う、こういう事業所がある意味できたこと
によって何がどう変わるのかということにつ
いて、例えば就労なんかの相談に行っても、そ
から、まず、企業についての話がいろいろあ
るだろうと思うけれども、ここのところの役割
はどういう形の中で、今、2つの柱ということ
を言われたけれども、1つは企業との関係をき
ちんと、同レベルの中でやっていきたいと言
っているでしょう。企業の理解なしにはこれは
先に進まないんだから。これが1本の柱。

1本の柱は、子育てと仕事を両立できるよ
うな環境をサポートしていくと、この2つの柱
だと思うんだよ。

だから、このサポート事業所をつくること
によって、これまでよりどんなことがどう変
わっていくのかと、こんなようなことにつ
いて期待を持たせていただくような方針とか、
あなた方の基本的な考え方は披瀝できますか。

【吉野男女共同参画室長】女性就労総合サ
ポート事業につきましては、委員がおっしゃ
いましたとおり、妊娠、出産、結婚、子育
て、そういうさまざまなライフステージに
応じてきめ細やかな支援をしていこうとい
うものでございます。

例えば、一旦やめた方については、再就
職のための研修であるとか、そういうもの
の相談と研修を行いますとか、起業され
る方については起業相談を受けます。現
在働いている方につきましては、さら
なるキャリアアップというものの研修も
行っていくという形で、いろんな段階
にいらっしゃる女性のサポートをできる
だけきめ細やかにやっていくという事
業になっております。

【小林委員】やっぱり女性が、何度も
言うように、口で言うことは簡単なんだ
よな。あなたたちは難しいと思うん
だぞ。そんな簡単なもんじ

ゃないと思うんだよ。結婚があっ
て、出産があっ、育児があっ、子育
てがあっ、就労があっ、そんなのを
大体何人のスタッフで、どれくらい
の成果を出そうとしているのか、
目標はどういうようなことを考
えているのか。

そのスタッフは、予算も総体的に1,200
万円ぐらいしかないだろう。そんな
状態の中で、これは当然、平成26
年度当初予算が1,200万円だ
けれども、これは借りるだけで精
いっぱい、予算をいっぱい余ら
かすであろうと、こういうよ
うなことがもう容易に推測でき
るわけだよ。事業の実態は、単
に、西洋館の中にサポート事
業所をつくりましたよという
だけで平成26年度は終わって
しまうんだよ。予算は大幅に
余る。こういうようなことで、
事業の内容は何ひとつなかった
ということになる。これもと
ても残念なんだけれどね。

だから、そんなようなことを考
えていけば、大体何名ぐらいの
スタッフを用意して、どれくら
いの方々に対応できるよ
うな、就労のあっせんから子
育てとか、そんなような形。
室長、これはなかなか難
しいぞ。とにかくこれはど
んなふうにもそこを考
えているのか、口で言
うことは簡単なんだよ。我々
も、実際、大変だろうと思
っているんだよ。あなたは
相当苦労するぞと。帳面消
しみたいな格好になりはし
ないかと思って、大変痛
みを感じているんだよ。
しかし、あなたは選ば
れて男女共同参画室長
になったわけだから、そ
こで最高の力を発揮し
なければいかんだけれ
ど、大体どれくらい
の実績をつくらうと
しているのか。何名
ぐらいのスタッフで、
何名を本当に就
労に導いたり、こ
れができたために、
おかげで助かった
と、両立できるよう
になったとか、そ
んなような目標
というのがあるん
ですか。出たとこ勝負
でしか

ないのか、こんなのは。どうですか。

【吉野男女共同参画室長】センターの人員体制なんですけれども、仮称で「ウーマンズジョブほっとステーション」といいますけれども、そこに就労支援相談ブースと、ひとり親自立支援ブースがございます。あと、保育室というか、託児室の方を設ける予定にしております。ひとり親自立支援ブースは、こども家庭課が所管する、今、社協にある部分がこちらに移ってくるという形になるんですが、就労支援相談ブースにつきましては、2名の体制ということで、統括管理をされる方1名と相談員1名ということで、いずれも、できればキャリアカウンセラーというか、そういう資格を持たれている方で、相談対応もしますし、講座等も計画していただくという形になっています。また、あと託児室の方は2名、保育士さんを置くという形を予定しています。

実際この同じフロアにハローワークコーナーも一緒に入るようになっていまして、相談を受けた方が、場合によってはそこからハローワークにつないで、就業の方につながるということも考えています。

利用の予想なんですけれども、一応これは、ウーマンズジョブほっとステーションの方では、マザーズハローワークと中高年の就業相談センターがりそなビルの方にあるんですが、それらの利用状況等を参考にさせていただいて、年間で500人の利用を見込んでいまして、その中で200名の就業を予定しているということで、あくまで年間なんですけれども、ということで予定しております。

【小林委員】1年間で500人の方々が相談に来るであろうと、それで、200名の方々が就労につくことができるということを大体考えてお

られると。それを年間の目標とされていると。

だけど、いろいろ中身を見れば、実際にスタッフなんかにも本当に足りるだろうかというような考え方だし、今はもちろん目標を立てて、それを目指して努力をしていくしかないと思うんです。

本当に今、長崎県の人口減少とかというのはとんでもない状態になってきている。この間から私も一般質問の中で取り上げたけれども、やがて2040年までに、基本的に3町が人口1万人を切るんだと。そして、間もなくしたら10市が、また同じように人口1万人を切るんだと。まさに自治体が消滅する可能性が高いという中に、10市3町が長崎県の中で入っているということ。

だから、国の呼びかけで女性のさらなる飛躍とか、そんなようなことはとても大事なことで、それはいいとしても、これは相当本腰を入れてやっていかなきゃいかんと思っているんだよ。だから、市町との連携が、どんなことがあっても欠かせないと。だから、県だけでこれが一人でできるはずがない。いかにして市町と同じレベルで問題を共有して、一緒になってやっていくかと。そのために、県として予算づけるものをどういうようにして市町をバックアップしていくのか。これは市町に頑張ってもらわないと、県だけで、このサポート事業一つだけで、そんな200名が、もし仮に予定どおりになったとしても、全体の潜在的な女性の力を発揮しているということまでになっていかないと思う。

だから、それは大変だと思う。まず、そのところについては県民生活部として横の連携を十分、福祉保健部だとか、産業労働部だとか、これは全庁を挙げてやってもらわないと、とんでもない結果になりますよということを指摘して、大変だと思います。我々も質問しているけ

れども、大変だと思いますよ。もし私があなにかわってその室長にと言われたら、本当に手探り状態になるよ、どうすればいいのかと。こんな状態の中で何ができるのかと。

そういうことで、事業所を立ち上げることも一つの大きな前進だけれども、そこからどんな結果につなげていくかということはとても大事なことです。しかし、口で言うほど簡単なものではないかもしれない。大変でしょうけれども、しっかり頑張ってもらいたいと思います。

それからもう一つ、企業との関係ですが、何といっても、これは就労ということの前提に立って、子育てと両立をしながらということになってくると、企業の理解がどれほど大事になるかということ。企業の方々は、失礼だけれども、それほどもうかって利益を上げている会社ばかりでは、あればいいんだけど、正直に言って、必要以上の従業員体制というのが現実には難しいわけだよ。普通の一般社会においては、県庁あたりと違うわけなんだよ。一人何役ということをやっていたかなければ成り立たないようになってくる。何といっても支出の中で人件費の占める割合が、企業が生きるか死ぬかというところにかかってきているわけだよ。

企業との連携の中において、企業の経営者にどこまで本当にそういうものをきちんと理解してもらえるか、この辺のところは相当やっぱり、言うはやすく、これまた難しいと思うんです。現実には、そんなやって余裕がないわけだから。だから、こうやって出産した時の休みのとり方とか、その後におけるところの働きやすい環境を会社の中でつくって差し上げるとか、あるいは企業の中に保育園をつくるとか、いろいろ補助があったとしても、支援はあったとしても、全然ゼロ円というわけにはいかないから、やっ

ぱり設備投資とか、環境整備のためには、当然事業主もそれなりのきちんとした役割ということで支出が求められるわけだよ。

そういうことだから、経営者の方々に同じレベルを持ってくださいと言っても、波に、バスに乗り遅れたらいかんというようなありがたい経営者の方々もいらっしゃるであろうと思うけれども、この辺のところは、これまた言うはやすし、行うは難しなんだよ。

ですから、さっきの200名というのが、そういう企業主のご了解の上でということになっていなくなっちゃいかなのだろうけれども、このところも一つの課題として、ここは答弁してくださいと言っても大変だから、その辺のところは答弁は不要でありますけれども、しっかりやってもらいたいと思う。

それから、これは国の仕事といえども、103万円と130万円の所得税控除の問題が出てきておりますよ。こういう税の、社会保障制度の仕組みというのも根幹的に形を変えていただかなければ、働きたいと思っても103万円を超えたら所得税ががばっと取られる、扶養から外れざるを得ない。また一方においては、130万円という仕組みもある。103万円と130万円、なんで2つ別々にあるのかと、こんなことだって、まだまだ国の整備をしっかりやってもらわないと、かけ声は女性の躍進なんていうことを言っているけれども、中身については大変だと思っているんです。

だから、これはいろいろと横たわる問題が多い。しかし、大変だ、大変だと言って何もしないというわけにはいきませんので、ぜひ、今私が申し上げたように、本当に大変だと思いますけれども、あえて県庁挙げてこういう問題に取り組んでいただかなければ大変な結果になって

しまう。こういうことでございましょうから、ぜひ頑張ってくださいようお願いをしておきたいと思います。

【山本(啓)委員長】ほかに質問のある方はございませんか。

【久野委員】午前中の田中委員、江口委員に関連するかと思いますが、交通対策関係です。

これもお話がございましたように、今年の5月末現在、高齢者の死亡率が4割以上というようなことですね。昨年が高齢者が7割というようなことで、本当に高齢者の皆さん方の交通事故、死亡事故は多いです。今から全国で4人に1人が65歳以上というような高齢社会を迎える中で、もっともっと高齢者の事故は増えるんじゃないかと思います。

そこで、具体的にどうするのかというようなことで、先ほどから江口委員の方からもあり、回答がございましたけれども、私は、高齢者の死亡事故を本当に真剣に考えて止めるとするならば、もっと現実的なことをやっていかないと、今までのようなやり方では交通事故、お年寄りの皆さん方の事故を減らすということではできないと思います。

ですから、現実的なというようなことを言いましたけれども、車の方は、高齢者の皆さん方はシルバーマークを貼っております。これもちょっと小さいなと思うんですけれども。しかし、歩行者の高齢者の皆さん方は何もありませんね。こういう皆さん方に、例えば年齢がどうなのかわかりませんが、70歳で田中委員はばりばりということですから、例えば75歳、あるいはまた、80歳以上という皆さん方に対しては、外出をされる、あるいはまた散歩をされるというような方には、先ほどの車の高齢者のシルバーマークじゃないですけれども、例えば黄色の

ジャケットを支給するとかして、そういうふうな現実的なことをやっていかないと、絶対交通事故は減らないと思うんです。ですから、もう少しそこらあたりを真剣に考えていただいて、これは県、市町、警察、財源の問題はいろいろあると思うんですけれども、もう少し財源をひねり出して、何とかひとつそういうようなことを、長崎県民全体が、例えば75歳以上、80歳以上はジャケットを着るんだというようなことをもっともっと宣伝されるようなことはできないかなと思います。

いつもそういうふうな感じで見ているんですけれども、どうしてもお年寄りということになると、歩道にしてもなかなか気づかない。特にスピードを出していくなら、そういうような事故が起きるわけですから、ぜひこれは何らか、運転手が見えるような形の中で、高齢者であるんだというような現実的なものを持ってやっていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

【久保交通・地域安全課長】今、委員おっしゃいましたように、高齢者の歩行事故は非常に問題になっているところでございます。

今、黄色い服とかいうようなお話もございました。要は高齢者を視認できる、早く見つかるような対策ということでございますけれども、一つの対策としまして、今、県、県警本部も含めて、夜あたりに見やすいように反射材の普及促進ということで一つ大きく取り組んでいるところがございます。要は、ライトが当たって光るということで、そういうのを各自治体等の協力を得て、当然、県警本部も含めて配布しております。そういうことで高齢歩行者の方には、運転者に早く見つけていただくため、反射材の普及促進という形の啓発をしているとこ

るでございます。

また、あわせまして、反射材の配布があっても、なかなか身につけていただけないというのがございますので、本年度に入りまして、その反射材をエコバック、買い物袋に反射材をつけたものを高齢者の講習あたりで配布しているような取組をしております。

あわせて、高齢者の方々にも外出の際は明るい服装を身につけていただく、そういう啓発活動も行っているというような状況でございます。

【久野委員】わかりました。先ほどから言っています反射鏡、今日も西日本新聞だったですかね、この前まで総務委員会で一緒だった坂谷県警交通部長、今は佐世保署長になっておられます。今日も新聞に載っておりましたように、警察の方からバス会社の方に反射鏡を贈呈されていたとありますけれども、この反射鏡も小さいということであれば、どうかなと思うんですね。ですから、本当に全体的に見えるような形の中でいけば、ここも一番いいかなと思うんですけども、そこらあたりもいろいろと検討なされて、ぜひひとつ高齢者の皆さん方が交通事故に遭わないようにしていかないと、昨年みたいに交通事故の7割近くが高齢者で亡くなるということ、こんなあれはないですね。

ですから、本当に現実的なことで交通対策をやっていただきたいというふうに思っております。とにかく高齢者であるんだというのが見えるような形の中で、そして、先ほど言われたけれども、身につけていただけないというのなら、つけていただけるような工夫も、これは逆に言えば、マスコミさんたちを通じながらも、80歳以上はつけましよう、75歳の高齢者の皆さんは自分の身を守るためには必ずつけていくとか、もっともっとPRされていいんじゃない

いかなというふうに思いますので、ぜひ長崎県の高齢者対策に力を入れていただきたいということ要望しておきたいと思います。

【高比良(元)委員】 それでは、3点ばかりお伺いしたいと思います。

まず、やさしいものからやっていきます。条例の関係、スキームはよくできていると思うんですよ。だから、中身については言いませんが、その中で推進計画をつくるんだね、それから、安全・安心委員会をつくるんだよね。これは具体的にいついつまでにつくろうとしていますか。

しかも、推進計画というのは、具体的にどういふふうな内容として構築しようという、イメージでいいや、そこから話をしてくれませんか。

【大串食品安全・消費生活課長】 まず、安全・安心委員会でございますけれども、現在、同様の安全・安心委員会をつくっております、それをまた継続してということで、イメージでは考えています。

現在、県の方で食品の安全・安心の推進につきましましては、外部の委員から意見をいただくという形をとっておりますけれども、その名称も安全・安心委員会ということでつくっております、また新たに同様の委員に、構成になると思いますけれども、それを継続してというのが一つございます。

それと、計画の関係ですけれども、県の方で食品の安全・安心推進基本指針というのがございまして、それと同様にアクションプランというのがございます。現在、アクションプランを行動計画ということで、いろんな数値目標を掲げたところをつくっておりますので、その期間が平成27年度までとなっておりますので、来年度また新たな計画ということで策定したいと思います。

【高比良(元)委員】今あるアクションプランを計画に練り直すと、そういう話なんですか。

【大串食品安全・消費生活課長】現在のアクションプランをまた、更新という時期を迎えますので、その段階で新たな推進計画ということで策定したいと考えております。

現在、基本指針というのが一つございまして、条例まではいきませんけれども、これがいろんな方向性を決めていると、指針がございまして。それとは別にアクションプランというのがございまして。この中でいろんな推進計画を具体的に立てるといのがございまして、このアクション計画をベースとしまして、新たな基本計画というのを策定したいと思っております。

【高比良(元)委員】だから、練り直すやつというのはいつぐらいにつくるんですかと、今のやつを練り直すというのは。

【大串食品安全・消費生活課長】平成27年度中に策定することになります。来年度策定する予定です。

【高比良(元)委員】そこね、今、アクションプランがあると、私は読んだことがないものだから、大変失礼しましたけれども、練り直しをする計画の中身とか、作り方いかんでこの条例が本当に生きるかどうか、そこが分水嶺、分かれ道ですね。

いろんな計画をつくる中で、新しい取組も含めた中で、こういうのはぜひ推進をしてもらいたいなと思うようなことが多々散りばめてあったりするわけですね。その辺は、だから、ぬかりなくという中で、しかも、それを必ず、今やっていることをベースとするんだとしたら、さらに上乘せをすとか、上をすとか、少し動かしていく。実際上は、これの進捗管理をやっていくというのはこの委員会になるわけでしょう。

う。そこにエンジンを求めるわけでしょう。今のやつでやるというんだとしたら、新しい役割がされないといかんのだから、そういう意味では、いろんな体制の補強とか、中身の対策とか、そういうことも含めながら、ぜひ推進方を期待したいと思っています。

これは今からだよ、要するに、具体的に。計画の作り方いかんだと思っていますから、そういう意味で、ぜひ期待をしますので、よろしくをお願いします。

次、NPOの関係でほかの委員からも若干質問がありましたけれども、協働事業についてお尋ねをします。

行革プランの83ページに載っていることをベースとしながらやっていきたいと思えます。

そもそも協働事業と言う時に、仮にNPO側の提案事業ということで見た時に、県として具体的に協働というのはどういう関係性を持ってやっていくのか。

所管課協議というのがかかり時間がかかるような中身かなと思ったりもしているんだけれども、従来は、ありていに言って、県の方で発案をして、この指とまれ方式で個々に参画をするというような、そういったところに対して補助金を出すとか、そういう仕組みでやってきたんだけれども、そうじゃなくて、NPOが提案をして、県がかかわって協働して、コラボしてやるというんだけれども、そういう時には、県としてどういう役割を持って、どういう具体的な実効ということが出てくるんですかね。

【村井県民協働課長】昨年度から実施をしております「NPOと県がともに働くプロジェクト」でございます。

これにつきましては、今、高比良(元)委員からご質問がありました、県としてのかかわり合

いというところをどうするかということなんですけれども、もともと協働というところの捉え方というのは、まだ明確に、はっきりした定義というのはありません。今、現在進行形でいろんな自治体とか、民間は民々でもやられていますけれども、そういうところで現在進行中のものがございます。

私どもが今、事業を行っている協働と申しますのは、一般論で言いますと、2つ以上の異なる組織とかセクターが対等な立場、今まではどちらかという、例えば県の事業でも補助金なり、委託金なり、ほぼ県がやりたいということの業務、事業内容をNPO等にやっていただいたというところなんですけれども、今回のともに働くプロジェクトにあっては、県と事業企画を提案してきたNPOと一緒に、対等と申しますか、事業費もNPOが10分の1以上出すというところもありますし、基本的に協定書を結んで、いわゆる業務の役割分担というのをはっきりさせてともに行うという事業でございます。

抽象的ですけども、例えば平成25年度やっております事業で申しますと、昨年度は実は3事業ございまして、1つ事業をご紹介しますと、今度8月に視察の方でも予定をさせてもらっていますけれども、「環境マイスターを活用したエコドライブ、エコカー普及の仕組み」という形で事業を一つやっております。

ここで申します、環境マイスターというのは自動車販売店の方なんですけれども、この方は、いわゆる温暖化とか省エネの関係の知識というものを研修で得ています。それを県の環境部の方とNPOとで認証しまして、その知見とか知識というのを広く県民の皆さんに普及させて、温暖化を抑制しようという事業です。

具体的な事業は環境マイスターという方を活

用しましてエコドライブ、省エネにつながる自動車運転の操作、これはシミュレーションの機械がございまして、それで体験をしてもらい、温暖化の抑制等に向けた自動車の操作を理解し、あるいは、そこでまたエコカーの認識を深めてもらうということも一緒にやっております。

そこで県の役割でございますけれども、県は、例えば市町とか、いろんな関係者との連絡調整という役割をまず持っています。あわせて、県の方では、環境部の方なんですけれども、温室ガス削減目標とかがありますので、そういうところもあわせて、そういう場に来られた方に示しながら、実際に現場でやっている業務内容についてはNPOが主体でやっていただいて、いろんな連絡調整や事業内容というのはそれぞれ役割を、協定を結んで、実際やる時に話しあいながらやっております。

従来、県では補助とか、委託とか、共同開催というのはありましたけれども、どちらかという、従来の分は県主体の業務の内容をやっていただいたというような感じのものがほとんどだと思いますけれども、この事業は、どちらかといいますと、そういう役割分担をしながら取り組もうという形です。

あわせて、そこに、実はほかの違う関係団体も一緒に来てもらって、やれるところはやろうという仕組みも一緒にあわせて持っております。

【高比良(元)委員】あまり説明が上手じゃないな。時間ばかりかかって、何を言いたいのかなという感じだったけれども、要するに、提案された事業企画の土俵にお互い乗っかって、そして事業内容をお互い分担してやっていこうと、そういうふうなネットワークということを考えているわけ。それをもって協働事業と言っているわけですか。

私は、それだったら、申請件数も少ないし、具体的な事業化を図りましたということで、オーケーと言ってから一緒になってやっていこうかと、最終的な採択に至るといのは、件数的にはそんなに伸びは出てこないと思うよ。

そういうやり方も、確かに協働でしょう。しかし、例えば各課が持っている一定の政策目的に奉仕するいろんな事業のパッケージというのはたくさんあるわけよね。じゃ、民間が主体になって、それこそ対等という話があったけれども、あなたたちは得意分野でこの分はやってもらって、じゃ、我々は今まで考えていた事業というのを、そこに極力連携というか、マッチングするような格好で、あるいは重層的に事業執行を組み合わせる中で、我々はこの事業をやっていきますよというようなことがあっても、それは協働と呼べると思うんです。

だって、やろうとすれば、政策目的に奉仕するものであれば、それは民間として主体的にやっていく、尊重しながらやっていく。行政は行政として考えたことをやっていく。それは途中で合わせていけばいいんだから、複合的に相乗効果が出るような仕組みをつくれればいいんだから。だから、必ずしも提案された事業の中に、一つの土俵だけに限定して、その中で一緒にやると、そういうことだけじゃなくて、今言ったようなことも、当然、協働という概念で捉えていいと思うんだよ。

私は、むしろそうすることの方が、NPOといった主体性というのはより出てくるし、より広がりを持った取り組み方ができるんじゃないかと思うんですよ。何となれば、本当にあなたが言うような枠組みであれば、すり合わせをうまくやって、この提案、よしわかったと、本当に我々が考えていたことを、本当にあなたたち

はよく言ってくれましたねと。じゃ、その中で我々としてできることというのはどういうこと、あるいはこういうことをやっていくよと。言ってみれば、そこに自分たちの、よく言えば分担なんですけれども、悪く言えば、要するに自分たちのテリトリーをとろうとするというか、NPOが本来だったらやれることを、だから、県が後追いで入っていくことによって、ちょっと違う形になるというか、そういうふうなことも、まさに対等と言われるから、そういう状況が生まれかねないとも、出てくるんじゃないかと思うんだよな。

この辺はどうかな。逆に県が提案するというのは、県提案型もあるんでしょう。そこで協働と言う時に、県民参加型事業とこの協働事業というのはどう違うのか、そうしたらば。ここはだから、あまり同じ土俵の中にと限定したやり方というのは本当にいいのかなというのは、ちょっとその辺の考えは、今までどういう議論をしてきたんですか。

【村井県民協働課長】私の説明がちょっと、昨年度からやっております、「NPOと県がともに働くプロジェクト」、これを主にさせていただきました。

今、高比良(元)委員がおっしゃいますように、協働というのは、多分に民間と民間、民間とまた違う団体、いろんな形態があろうかと思えます。実際NPOが活動する助成の支援というのを企業がやっているところもあります。一緒にやろうというところも。例えば労金とかJT、あるいは九電の方も、職員と助成金を出して一緒にやろうというところもあります。

私どもも単に、さっき私が説明したのは、県がやっている事業のともに働くプロジェクトの説明を主にさせていただきましたけれど、やは

りいろんな形態の中でNPOなりが活動するというのは、委員おっしゃるとおり、進めていかないといけないと思っています。

今、私どもの県の方でNPO等の基盤強化というところから、いろんなセミナーとか、相談事業もやっております。その中でそういう企業からの支援とか、団体が活動している情報とかも、もちろんホームページとかでいろんな情報発信もしておりますけれども、そういう中でNPO団体に情報をいろいろお示しして、広がりと申しますか、協働の広がり進めていきたいと考えています。

【高比良(元)委員】 抽象的でよくわからないんです。

今、県民協働課長が言うような枠組みにあると、一つ危惧されるのは、行政というのはいろんなことを考慮して、いろんなことを踏まえる中で、しかも専門的な知識というか、あるいは情報というか、そういうものをやっぱり一般の市民よりは当然たくさん持っているわけであって、要するに、事業推進に当たっての専門家なんですよ。そこをどう捉えるかどうかということを委員会でもいろいろ議論するけれども、一般の人から比べれば、専門家であることは間違いない。

そうすると、民間から上がってきた企画に対する評価というのは、勢い、やっぱりもっと事業効果を出さないといかん。金もつくんだからね。あるいは、もっと事業目的をはっきりさせた中で、それぞれが所管している政策目的により奉仕するような、そういうふうになっていないとだめだとか、やっぱり注文が多く出てくる可能性というのは当然にあると思う。そうしたら、せっかくやろうかと出てきた芽というのが、本当に育てていけるのかなと。最初から100点

のものはないので。

ところが、まさに協働という話になると、一緒にやるという話になると、なかなか行政も引けないというか、そういう話になって、かえってやり方が難しくなるんじゃないか。事業を否定しているわけでもなんでもないので。取り組み方というか、枠組みのバリエーションをもう少し広げたらどうかという視点で反証しているので、聞いてもらえらると思ってるんだけど。というのは、使いたいけれども、なかなか足かせになるようなことが多くて、やっぱり難しいという話がよく返ってくる。私に相談があるのは。だから、県民協働課はどんどん推進したい。ところが、各部が抱えていて、ちょっと後ろ向きとか、そういうことがままあって、かなり厳しいリクエストとか注文がついてしまうということによってつぶれてしまう。

案の定、さっき言った事例から言うと、最初12件申請がある中で8件になったという話だろう。もったいない話なんだよな。ここら辺の事業執行の仕組みというか、枠組みというのはもう一度、少し枠を広げるような形で考えられないかな。せっかく件数も増やしたこともあるしね。そのところは、全部同じパターンでやるというんじゃない。私は、協働型社会をつくっていくというのは、これはもう待たなしの、やっぱり正しい方向であるのは間違いない。

ただ、気をつけなければいかなのは、この間、協働事業というので、県の水産部の方で提案してああいうことをやっただろう。あれはまさに県民参加型で、県主導の話ですよ。そうじゃなくて、やっぱりNPOあたりがまさに自立ある市民社会をつくっていくイノベーターとしての役割、その自覚のもとでやろうという話だったら、基本的にそこはその主体性に任せていか

なければいけない。そうした中で、金は出すけど口は出さないと、後ろから。だから、そういったものが働きやすい環境をつくるというのは、本来、行政の役割だと思っているんだ、私は。そこを育てる引き上げ方について、あまり中に入ってああだこうだと言うと、かえって縛りをかけてしまうという思いがあるんだから、実際、そういう声も聞くもんだから、だから、もう少しこの事業を、決して否定するわけではありません。やり方のバリエーションをもう少し工夫をしてみたらどうかというふうに思うんだけれども。

それと、そういうことも手伝うものだから、最終的な決定までの期間がものすごく長いんです。残された期間は5カ月ぐらいしかない、10月末というのは、7カ月だから、要するに公募から始まって決定までが、残りは5カ月しかない。3年間のうちの1年間は、だから、半年もないよ。3月はほとんどできないから。どうせまた、実績報告だなんだかんだといろんなことを出さなきゃいかんわけでしょう。

いろんな難しい縛りがあるからこそ、決定までに時間がかかってしまうというこの辺のこともあるし、もう少しどうかなと思うんだけれども、どうですか。

【村井県民協働課長】確かに、NPO等との協働というのは、まさに委員ご指摘のとおり、NPOが持っている地域の専門性とか、柔軟性、それを活用することに意味があると思います。

県の行政との協働という時には、どうしても県の方は法律とか、前例というのをやっぱり主に考えていくところはあろうかと思えますけれども、その部分については、やはりせっかくこの事業を実施しますので、研究をさせていただきたいと思っております。

【高比良(元)委員】この件についてはもうやめますけれども、私は、だから、一つの目的に向かってこっちからの手法、こっちからの手法と合わせわざでやるとか、そういうことがあっていいと思っているんだよ。その方が、むしろうまくいくというふうに思っていますから、さらに検討をしてみてください。決して事業を否定するものではありません。

3点目ですが、同じく行革プランの個別項目の中で交通公園の問題があるんだな。昔からずっと同じことをやっているんだ。いまだに解決していない。案の定、同じです。文書で取り交わした内容というのはかなり開きがあって、これじゃ溝が埋まらないと思うよ。

そこでお尋ねですけど、この交渉の進め方について、まずは、あくまでも交通安全の教育施設ということで、県が今持っているものを、そういうふうな機能を今後も果たしてもらおうということで市に移管をしようとしているのかどうか、そこから議論をしたいと思っています。

【久保交通・地域安全課長】長崎市に移管の協議の中で、長崎市としても、今委員がおっしゃいましたように、教育事業に必要な施設ということで、その部分については必要だということで話し合いをしております。

【高比良(元)委員】そうであれば、なぜ県は市に移管をするんですか。ちょっと本論に返って議論したいと思います。

【久保交通・地域安全課長】今の交通公園の利用実態としまして、かなりの人が利用していただいているところなんですけど、その約9割が長崎市民の方たちが利用しているということで、地元で運営した方がいいんじゃないかということで移管を協議しているというような状況でございます。

【高比良(元)委員】 9割の利用者が長崎市民だから、それは長崎市が担った方が適切ではないかという根拠は、具体的に何があるんですか。

【久保交通・地域安全課長】 根拠といいますが、長崎市民の方がそうやって多く使われるということで、地元の自治体がそれを運営するというところで考えて、そういう移管を進めた方がいいのではないかとということで移管を進めているという状況でございます。

【高比良(元)委員】 それは使い方というか、利用の促進に当たっての県の姿勢にもかかわってくるというふうに思いますよ。だから、長崎市の中に、使いやすいところであって、そこを利用するのは市民が多いものだから、だから云々というのは、より多くの県民が、交通安全教育としての施設として本当に必要な施設であれば、より広く利用を促進するために、長崎市以外のところにもいろんな呼びかけをして、例えば子どもたちの課外授業であるとか、老人会だなんだかんだといったところもたくさんわけだから、そういうところに呼びかけて使わせるというか、広く啓発をしていく、そのコアにするというような取組があってしかるべきであって、今、交通・地域安全課長が言ったような話をすると、もう全部、県有施設なんか要らないという話になってしまう。どこかの市町に置いているんだから、そこがやっぱり利用が一番多いんだからというのは、例えば県立博物館にしたって、美術館だって、一番利用が多いのは長崎市民ですよ。これは割合、シェアはどれぐらいになっているかわからないけれども、これは圧倒的に長崎市民だと思いますよ。県立図書館のこの間からの議論もあったけれども、逆に長崎市を尊重するというのでそういうふうな話をしたんだけれども、しかし、そういうことじゃなくてと

いうことで、結論としては、だから、大村の方に置いた方が適当だという話になったんだよね。

だから、どうもそういう意味から見ると、ちょっと今の理屈だけではなかなか釈然とこない。交通・地域安全課として、本当にあの施設が交通安全の教育施設として必要だということであれば、これは県として責任を持って運営すべきですよ。そして、利用の促進を図るべきですよ。と思いますが、いかがですか。

【久保交通・地域安全課長】 交通公園の必要性につきましては、子どもの交通安全教育ということで、こういう施設がなかなかない。必要性はあるかと思います。

具体的には、やっぱり交通安全教育ということで、いろいろな机上の教えとかしているわけですけども、実際にこうやってゴーカート等に乗ってシミュレーションすることによって交通の流れが具体的にわかるということで、子どもの交通安全の一翼を担っているということで、統計的なものはございませんけれども、必要不可欠ではないかということは思っております。

そういうことで、今、委員おっしゃいましたように、交通公園は県が運営しております。それで、各自治体の子ども等に利用していただくように、長崎市を含めて周辺の各市町の広報誌等に掲載したり、いろいろな児童教室に夏休みとか、冬休み等に活用していただくような広報啓発を進めているというのが今の実情でございます。

【高比良(元)委員】 だから、今の答弁というのは、まさに本当に必要なものであって、県としてもより活用というか、利用が進むように、そういったことを促しているという話でしょう。そうしたら、市の方に移管するというのは矛盾するじゃない。本当は、もっと活用したいと、

そういうことをおっしゃる一方で、他に委ねてしまおうというのはおかしい話だと思うんだ、私は。

これは課長には大変失礼で、こうやって責めるのは大変失礼だけれども、もう随分昔からこの行革プランの中であって、もう行き詰まってしまって、しかしながら、やっぱり何としてもと、これは、昔から背後霊みたいなものでずっとある意味やっているような話なんです、言葉は悪いけれども。ここはもう一度立ち止まって考え直すと、そういうことじゃないかと思うものだから問題提起をしているんです。

お話を要約したら、本当に必要なものだと、シミュレーションも含めた中で。やっぱり机上で教えるということじゃなくて、実際に体験をさせると、そういうことこそが一番大事なんだと。だからこそ、まさに交通公園の存在意義があるというのであれば、これはやっぱり県として、もっと活かしていったらどうなんですか。

ちなみに、今どういうふうな運営になっているんですか。

【久保交通・地域安全課長】今、交通公園の運営につきましては、交通安全協会に委託をしている状況です。

【高比良(元)委員】仮に長崎市に移管をしたとしても、やっぱり運営は同じようになると思いますよ。交通安全協会、そういったところになると思いますよ。

要するに、いろんな経費がかかりますよと。そこが、何というかな、理屈づけをするために、利用の大半が市民だからと、後からとってつけているだけの話なんです。それは、言ってみれば。そこは、私は議論として論理の飛躍と陥没があると思っているんだな。

ほかに代替手段があって、交通安全教育をす

るについて、ほかに選べる手段というのはたくさんあって、そっちの方のやり方を工夫というか、さらに増やしていけば、必ずしもこれというのは、そこまで持っておく必然性がないという話だったら、じゃ、これはやっぱり別な目的からも取り扱いを協議していいんじゃないかというような思いも実はあって議論をしたいと思ったんだけど、交通・地域安全課として絶対これは要るんだという話だったら、持っておけばいいじゃん。さっきから交通安全対策の議論が盛んになされて、もっとこうして、ああしてというような話が出るぐらいなんだから。交通安全教育というのは必要なんでしょう。必要ですよ。どうなんだろう、この辺の基本的な認識というのは。部長、どうですか。

【辻県民生活部長】交通公園について県の施設は、この長崎交通公園だけでございますが、県内には佐世保市に昭和47年に交通公園が設置されております。そういう意味合いにおきましては、地域に根差した交通安全教育というのは各地域で運営されてもいいのではないかとこの考え方も一方にはあると思います。

ただ、利用者のほとんどが長崎市民という実態でありますので、そういうことも含めながら、今後、長崎市とも協議をしてまいりたいと思っております。

【高比良(元)委員】佐世保市の交通公園というのは、具体的にどういう内容なの。それと、この長崎の交通公園との違いというのはどういうことがあるんですか。基本的には同じような中身なの、どうなんですか。しかも、それは佐世保市が単独でつくったんだな。ちょっと内容を教えてください。

【久保交通・地域安全課長】長崎の交通公園につきましては、県の方が条例に基づいて設置し

ているということで、佐世保市の方は佐世保市が管理運営しているという状況です。

【高比良(元)委員】 そういうことじゃないんだよ。具体的な内容です。要するに、機能としてどうなのかという話なんだよ。長崎交通公園と同じようなものをつくっているんですか。それとも、長崎交通公園というのはもっとたくさんの、いろんな交通安全の教育施設がある中で、佐世保市より優越性があるという話になっているのかどうかということですよ。

【久保交通・地域安全課長】 中身につきましては、電動ゴーカートとか、自転車等の乗り物を活用した交通安全指導、同じような内容でございます。

長崎の交通公園と佐世保は同じ内容でございます。

【高比良(元)委員】 基本的には、長崎市と内容的に同類ものが佐世保にはあって、佐世保は自らつくったという話なのか。そうだと、難しいね。

その前に、佐世保の運営費というのはどれくらいかかって、今、長崎交通公園の場合は幾らというのは、そこら辺の比較というのはやっているの。その上で管理運営費をどうするかということで協議をしているんですか。

【久保交通・地域安全課長】 長崎の交通公園につきましては約1,500万円、佐世保の管理費は1,200万円ということで理解をしております。

ただ、長崎の交通公園につきましては1,590万円ですけれども、その半額を長崎市に負担をいただいているという状況でございます。

【高比良(元)委員】 1,590万円と1,200万円、オーダーとしてあまり変わらないんですね。中身的にはあまり変わらないということ。しかも、長崎交通公園については、既に2分の1の運営費

を長崎市に負担をしてもらっているということ。それなら、県でそのまま持っていていいじゃないの。そのほかに管理運営費とかかかってくるのか。

【辻県民生活部長】 佐世保市の管理運営費は1,269万円でございます、1,300万円近い支出ということでございます。

考え方はそのようにいろいろございますので、交通安全教育のあり方も含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

【高比良(元)委員】 これは、昔つくった行革プランの中の項目なんだよな。だから、盲目的にやらないといかんという話になってはしないかなと思っているんだよ。

実は、環境部の中でも議論してから、もう一度見直せと強く申し入れをしているんだけど、本当に必要だったらば、あるいは、今やっていることについてもう少し付加価値を高めれば、付加価値というのは利用促進という話ですよ。中身を改築するとかいう話じゃなくてね。そういうことをやれば、県で持っていくことについての存在意義もさらに高められると。経費的にも市からも負担を求めているという話だったら、そこら辺がどうしても、いやあ、やっぱりお荷物になるから、あまり言葉はよくないけれども、そういうことで引き受けないという話だったらば、管理運営費はもう少し増やせとか、そういうふうな負担のやり方もあるので、これは何としても、とにかく譲らないといかんと、前から決まった方針だからと、そこに固定しないで、どうやったら、本当に着地点としてうまくいくのかということは、もう少し議論をした方がいいと思いますよ。そのように、ぜひ取組をお願いしたいと思いますが、部長にもう一度ご決意というか、ご認識を賜れば幸いです

ます。

【辻県民生活部長】ただいま委員の方からご意見をいただきましたが、先ほどご説明しましたとおり、県内には別の施設もございまして、そういうことも含めまして施設のあり方、費用負担、これまでの経緯というのも含めて検討していきたいと考えております。

【田中委員】今の交通公園の件だけれども、聞いていて、私が怒られているような感じがしたんだけれども、もう14～15年前になると思うけれど、野本行革委員長の時に、この問題を私が取り上げてやったんですよ。

というのは、交通公園だから、長崎市は県が出す、佐世保市は佐世保市が出すというのはおかしいじゃないかと。だから、佐世保市に県がお金を出しなさいと、むしろね。出さないのならば、長崎市もやっぱり市でやってもらうべきじゃないかと。やっぱり平等にしないとおかしいんじゃないかというのがスタートだったんですよ。だから、もう14～15年、問題は解決してない。ただ、その間に、半額長崎市が出すということが、途中でプラスになったんです。だけれども、それからまだ進展していない。

今、話があったのは、長崎県の県有墓地もその時に話題になった。あれはもう解決したのかなという気もするんだけれども、ロシアの人の墓地か何かだったんだけれども、県有墓地。

だから、もう14～15年前、議会が行革でやりなさいと言ったことなのよ。その発端は、私が質問したことなだけだけれどもね。だから、まだやってないから怒られているんだけれども、長崎市にやらせなくてもいいのよ。佐世保市の方を県がやってくれたらいい。両方やっていると、そうすると、助かるわけだ。佐世保市もそれは望んでいる。ぜひそういう方向でお願いしたい

と思う。

【辻県民生活部長】県有の交通公園を持っているのは、九州各県では宮崎県1県でございまして、宮崎県と長崎県だけという状況にあるのも事実でございまして。（「しかし、貴重な施設でございましてから、ぜひ県でやってください」と呼ぶ者あり）

【山本(啓)委員長】 暫時休憩します。

午後 2時49分 休憩

午後 2時51分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開します。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】 ほかに質問がないようですので、県民生活部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 2時52分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活部関係の審査を終了いたします。

次に、交通局の審査を行いますが、一旦休憩をいたしまして、15時5分から再開いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 3時 5分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局の審査を行います。

【山本(啓)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

報告議案を議題といたします。

交通局長より、報告議案説明をお願いいたします。

【山口交通局長】交通局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の交通局をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第15号知事専決事項報告「平成25年度長崎県交通局事業会計補正予算（第2号）」であります。

これは先の平成26年3月定例月議会の本委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております平成25年度予算の補正を、3月31日付けをもって専決処分させていただいたもので、最終的な整理を行ったものであります。

収益的収支及び資本的収支の補正の内容は、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(啓)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しました

ので、採決を行います。

報告第15号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告議案は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【山本(啓)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

交通局長より総括説明をお願いいたします。

【山口交通局長】交通局関係の議案についてご説明いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料の交通局をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第9号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」であります。

これは、国が定める「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領」の改正に伴う貸切バス運賃・料金の改正及び県外向け高速バス事業者の乗車券類の払戻手数料等の改定に伴う所要の改正をしようとするものであります。

次に、交通局関係の所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、営業・広報活動について、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組についてで、その主な内容についてご説明いたします。

営業・広報活動については、新たな県営バス利用者の掘り起こしのため、これまで不足していたと思われる営業・広報活動を充実させることが重要であると考え、諫早市や大村市の各自治会へ路線バスの現状を説明し、利用のお願い

をしているところであります。

また、東長崎地域時刻表を新聞折り込み広告として配布したほか、職員による高速シャトルバス時刻表の一般家庭へのポスティング、県庁職員への利用呼びかけなど、積極的に広報活動を実施しております。

今後も、各自治体の広報誌など各種広報媒体を活用したPRや、各路線の利用ニーズに応じた営業・広報活動を実践し、一便あたりひとりでも多くの方に県営バスを利用していただけるよう、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組については、「公営企業の経営健全化」につきましては、中期経営計画に基づき経営健全化策に取り組んできたほか、増収・増客対策についても積極的に取り組んできたところであります。

なお、平成29年度までを計画期間とする中期経営計画につきましては、計画を策定した平成24年12月以降、経営環境が大きく変化したことから、本年3月に計画の見直しを行ったところであります。平成26年度においては、増収・増客対策による収入確保に積極的に取り組むほか、抜本的な事業構造の見直しを図ることに加え、安定的な新たな財源確保の検討など、一層の経営健全化に努めるとともに、積極的に地域へ出向き、それぞれの地域に応じたきめ細かな情報発信について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、別冊でお配りしております追加1をお開きください。

平成26年8月ダイヤ改正等については、長崎市内の「三原団地～滑石団地線」及び「女の都団地～滑石団地線」について、本年8月1日の運

行開始を予定しているほか、本年4月1日のダイヤ改正に合わせて実施した東長崎地区の運賃値下げについては、本年5月1日に再度値下げを行い、競合する他事業者と同額運賃となるよう調整いたしました。

バス乗務前の呼気検査におけるアルコール反応に係る職員の処分については、去る6月6日、バス乗務前の呼気検査において、交通局の子会社である長崎県営バス株式会社の運転士から、呼気1リットル中、0.18ミリグラムのアルコール分が検出されたため、同社において、6月18日付けで懲戒処分としましたことをご報告いたします。

バスの乗務は行っていないとはいえ、今回の不祥事が生じたことは大変遺憾であり、公共交通を担うバス事業者として県民の皆様に深くお詫び申し上げます。

このようなことが二度と起こることがないように、改めて職員一人一人の自覚を高め、バス事業者として信頼回復と飲酒運転の撲滅に努めてまいります。

詳細につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

なお、第9号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料について、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(啓)委員長】 次に、営業部長より補足説明を求めます。

【松尾営業部長】 それでは、第9号議案「長崎

県営バス運賃等条例の一部を改正する条例案」について、補足説明をさせていただきます。

お手元に環境生活委員会の交通局関係議案補足説明資料をお開き願います。

まず、1ページをお開き願います。

改正内容は2つございます。一つは、国が定める貸切バス運賃料金制度の改正に伴う改正、もう一つは、県外向け高速バス事業者の乗車券類の払戻手数料等の改定に伴う改正となっております。

まず、貸切バス運賃についてでございますが、国制度の変更に合わせ、貸切運賃を「時間制運賃」、「キロ制運賃」、「行先別運賃」から、「時間・キロ併用制運賃」に一本化し、貸切料金についても運賃に乗じた基準に改めるというものでございます。

制度改正の背景といたしましては、平成12年度に実施された規制緩和で事業者数及び車両数が大幅に増加した結果、価格競争が激化し、それに伴い事業者収入が低下、安全意識の低下や過労運転の常態化、届出下限運賃を下回る取引の広がりなど、これまでの貸切バス市場の構造的な問題が、平成24年4月に発生いたしました関越道における高速ツアーバスの事故をきっかけに浮き彫りとなり、国の定める「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領」の改正につながったものであります。

国の基準の改正の主なポイントといたしましては、届出の際に、下限運賃を下回る運賃の届出を行う場合に、審査が厳格化されるとともに、実際に届出と異なる運賃・料金で運行した場合について、罰則が強化されております。

また、運賃及び料金の算定基礎に掲げる人件費や車両償却費が見直され、安全対策への経費

も原価に盛り込まれるようになっております。

また、これまで「時間制運賃」、「キロ制運賃」、「行先別運賃」など事業者間で異なった複雑な運賃体系から、「時間・キロ併用制運賃」に一本化し、利用者にとって合理的でわかりやすいものとなっております。

これらの国の制度改正に伴い、県営バスの貸切バス運賃及び料金につきましても、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、県外向け高速バスの回数乗車券の払戻手数料につきましては、九州全体の高速バス路線の販売促進を図るため、九州内の高速バス事業者で予約システムを共同運営し、取り扱いを統一しておりますが、今回の消費税率の引き上げに伴い、九州内の事業者で協議した結果、回数乗車券の払戻手数料等について、消費税増税相当分を転嫁することになったことを受けまして、回数乗車券についての払戻及び再発行にかかる手数料を、現行200円から210円に変更するために所要の改正を行うものでございます。

以上をもちまして、私からの補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山本(啓)委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【友田委員】この貸切運賃の改正ですけれども、今、説明があったように、時間制運賃、キロ制運賃、行先別運賃から、時間・キロ併用制運賃に一本化をするということで、そこは理解できました。ただ、そうした時に、県営バスの競争力というか、結局、時間・キロ併用制運賃にしても、事業者ごとに価格設定は異なるわけですか。国の規定によって変えることで、この時間・

キロについては幾らという基準が設けられて、他社との競争という意味では同じ土俵に上がるのか、このあたりを少し教えてもらえますか。

【松尾営業部長】運賃の制度そのものにつきましては、これは県営バスのみならず、全ての貸切事業者、地区別には異なるんですが、同一地区内でございますと、同じ条件になります。

ただ、上限と下限というのが定められておまして、その中にあるのは、それぞれ差をつけることができるということになっております。

また、そのほかに、例えば私どもでございますと、セーフティバスの認定というのを県下で2つ受けておるものの1つでございます、安全の評価をいただいております、そういうことをアピールして、受注を増やすための努力をしてまいりたいと思っております。

【山本(啓)委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第9号議案は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第9号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を

求めます。

【田淵管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件については、資料の1ページ目以降に記載のとおり、本年3月の実績は1件、本年4月から5月までの実績は7件の計8件となっております。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【山本(啓)委員長】次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【高比良(元)委員】一々質問させてもらいたいと思います。私は、残念ながら、交通局関係は初めてなものであるから、いろはの質問になるかもしれないけれども、お許しをいただいて幾つか質問させてもらいたいと思っているんですけども、まず、インタンク軽油の購入のことについて、これは結局、不調になったので、施行令に基づいて随契でやったんですけども、具体的に入札参加者というのは何者あって、予定価格は幾らだったのか。

【田淵管理部長】まず、インタンクの購入ですけれども、最初に一般競争入札を行います。1ページ目の3月分につきましては、5者の一般競争入札で行いまして、不落になりまして、最終的にその中の低いところの3者で見積もり合わせをして決定したということでございます。

【高比良(元)委員】ほかの案件についても予定

価格のことについて、徴求の仕方についてお尋ねしたいと思っているんだけど、結局ナンバー7もそうなんだけれども、宇佐美が入ってきた時のいきさつといういろいろあって、なかなか石商あたりとうまくいかないところがあって、廉売をするということいろいろあって、がたがたあったんだけど、結果として安売りをするとかあって、結局は、入札に付するものですから、安いところということでこういうふうになったのかもしれないけれども、予定価格は、具体的にどういう形で徴求したんですか。5者も入って全部それを超えたという話なんだけれども。

【田淵管理部長】 予定価格の決定につきましては、ドバイの原油の価格とか、公営企業の九州の価格とか、あるいは消費者物価指数の関係とか、そういうのを総合して決定しております。

【高比良(元)委員】 それは、交通局で独自に算定をしたということ。（「はい」と呼ぶ者あり）

実勢価格が十分に反映されていたのかな、そうすると。その時に算定した資料というか、その辺が少し古いということで、実勢価格が上がってきたということが反映されてなくて、したがって、結局不落ということになったんじゃないのか。そういうことはないんですか。

【田淵管理部長】 実際この数カ月、1年以内にどんどん原油が上がっているものですから、結果的に不調が多くなっております。

以前は落札した例もございますけれども、最近では不調が続いております。

その決定についても、九州各県では、私どもは安い方で買っていると考えております。

【高比良(元)委員】 結局、施行令に基づくところは、不調であったけれども、最低価格で出したところとの随契という話だから、そののとこ

ろの価格はどうかということは言いませんけれども、あまりいいことじゃないんだよね。

だから、予定価格の算定についてはより慎重になってやっていかなければいかんだろうと思っているんだけど、その予定価格ということに関して、あわせてところで聞きますが、今度はタイヤの方です。5ページの分だけでも、荒木タイヤが落札している。なんでこの2者だけなのかということがそもそもあるんだけど、これは逆に言えば、荒木タイヤの落札価格というのは、予定価格にもものすごく接近し過ぎている。あるところなんか、落札率で見ると、99%超えているんだ。限りなく100に近づいている。こういうのって、普通はあり得ないんだけれども、この予定価格はどういうふうな形で調整したんですか。

【田淵管理部長】 タイヤにつきましては、今、一般競争入札で行っておりまして、契約の単価につきましては、タイヤの規格、サイズとか、種類とか、新品とか再生など、その規格に応じて落札者の決定を行っております。

予定価格の設定のやり方ですけれども、タイヤの単価につきましては、従来の契約単価をもとに、物価指数を参考に試算をしているところと、あと、組替の単価につきましては、長崎県の最低賃金の動きを見ながら参考に試算をしております。

【高比良(元)委員】 よそから見積もりをとったとか、そういうことはないわけだな。これもやっぱり交通局独自でやったという話だな。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしたら、言ってみれば、この算定式というのが、この荒木タイヤがわかっているというような、そういうふうに、ちょっと邪推かも知れないけれども、思われてならないぐらいの

高い落札率だよ、めっちゃめっちゃ。もう数字がほとんど合っているんだよ。通常はあり得ない話だと思っているんですよ。

この荒木タイヤというのは、昔からこれをとっているの。

【田淵管理部長】荒木タイヤともう一つの会社とかいろいろございますけれども、荒木タイヤさんはずっと落札されている業者の一つでございます。

【高比良(元)委員】これね、競争性が本当に発揮されているかという意味で言うと、非常に疑問があるんだな。なんでもう一方の日本タイヤ販売という1者しかいないのか。県内にはタイヤ販売業者というのはいっぱいあるじゃないか。なぜこの2者だけに限られて、しかも荒木タイヤがこんなに予定価格すれすれでとれるのかなというのは、よくわからないんだけどもな。よくわからないというようなことに対して、どういうふうにお答えになるんですかね。

ここは、だから、ちゃんと入札の手続というのは正々堂々と公正に行っているということについて、でも、結果としてこういうふうになっていることについて、認識というか、考え方を聞きたいと思っているんだけども。

それで、さっき言った、なんで2者だけなのか。

【田淵管理部長】入札の手続につきましては、適正にやっております。

タイヤの購入につきましては、新品を購入する場合と、その後、組替、更正タイヤといいまして、新品を使った後の更正を使う場合とありまして、その部分について仕様書にいろいろ明記してありまして、そのあたりで縛られてくるのではないかと考えております。

現在、平成21年度から一般競争入札を行って

おりますけれども、それ以前につきましては、3業者による指名競争入札を行ってございました。その時にブリジストンタイヤ九州販売が、他社の入札額に対応できないとの理由で辞退されたので、現在、実質2者ということでございます。

【高比良(元)委員】荒木タイヤというのは県内業者ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

だから、要するに参加資格要件というか、仕様書が特別に難しい内容になっていて、2者だけしか限定して参画できないというのは、そういうことじゃないのかな。違うの。バスのタイヤというのはそんなに特殊なもので、やっぱり厳しいのかな。その特殊性というか何かあったら、その辺をちょっと教えてもらえませんか。

【山口交通局長】大型バス、あるいはトラックも同様かと思っておりますけれども、取り扱える業者が少ないということで、結果的にこのようになっているというふうに考えております。

【高比良(元)委員】だから、やっぱり特殊なんですか、バスのタイヤというのは。バスのタイヤを扱っているタイヤ業者というか、販売店というか、ディーラーが限られているということなんですか。

【田淵管理部長】数が多いものですから、何百本とかあるものですから、数に応じていただけるのは少ないということでございます。

【高比良(元)委員】だから、そういうことなんです。一括納入なんだろう、要するに。そのところを営業所単位で分けて、少し分けてやっていくとか、そういう工夫はできないのか。もう一遍に更新をしなきゃいかんのか。バスだって、いつ導入したかによって、いろいろ違いがあると思うんだけども、摩耗の仕方とか、タイヤ交換の時期とかあると思うんだけども。これは、年間の分を全部まとめてするんですか。

（「契約は、単価契約をしています」と呼ぶ者あり）単価契約か。何とも言えんな。

この荒木タイヤの件なんだけれども、一遍不調になってから、再度、組み替えてやっている。結局、荒木タイヤが入札した金額というのは、従前にやった金額と同じになっている。これは落札という話なんだけれども。ということは、予定価格を組み替えたということだね。これは、予定価格はいろいろ試算をして、ぬかりなくやって、公正・適正な手続をやっているとさっき答弁があったけれども、これはどういう事情でこういうふうに予定価格を変えたんですか。

【田淵管理部長】2回目の予定価格ですけれども、1回目の入札の時の2回目の一番安い価格です。それを確認いたしましたして決定しております。

【高比良(元)委員】それは、だったら、入札ではないじゃないか。さっきの施行令に基づく随契と一緒に話であって。だから、組み替えてやったんだらう、これは。そう書いている、組替単価契約と。更正タイヤ及び組替単価契約と、それで落札業者と。（「その組替は違うんです」と呼ぶ者あり）どういう意味ね、これは。（「その組替は、タイヤを付け替えることです」と呼ぶ者あり）更正タイヤ及び組替、組替は替えるということなんですか。

でも、結果、落札という話じゃないよね。今の管理部長の説明だったらば、随契だよ。違うのか。だって、不調になったんだらう、最初は。

【山本(啓)委員長】休憩します。

午後 3時30分 休憩

午後 3時30分 再開

【山本(啓)委員長】委員会を再開します。

【田淵管理部長】1回目の不調の後に2回目の

入札をいたしましたけれども、その時の予定価格の設定につきましては、参考見積もりをとって、それを予定価格にして決めております。

【高比良(元)委員】だから、荒木タイヤからとったんだらうな、それは。

ちょっと初めてだから、なかなか何とも言えないけれども、何か合点がいかんような気がしてならんな、とつぶやいているということだけ言っておきます。

2ページの県央地区運行業務委託なんだけれども、交通局長の山口局長が、ここは、県央バス株式会社の代表取締役山口雄二社長に対して業務委託やっているわけだな。そういうことだろう。（「はい」と呼ぶ者あり）これは、商法で言うところの取締役の競業禁止義務違反というか、利益相反行為にならないんですか。

【田淵管理部長】契約につきましては、諫早営業所長が取締役の一員になっておりますので、契約自体は交通局長と諫早営業所長で契約しております。先ほど委員がおっしゃってましたようなことにはなっておりません。

【高比良(元)委員】それでいいの。商法上間違いはないんだな。

【田淵管理部長】公認会計士に確認しながらやっています。

【高比良(元)委員】わかった。

3番の交通産業ビル敷地の土地の賃借料の話なんだけれども、賃借料の見直しというのは、ずっと行ってないの。これで全部統一しているんですか。

それとあわせて、交通局の収入というのは幾らになっているのか。

【田淵管理部長】土地の契約ですけれども、ここは1団体からお借りしているんですけれども、実勢価格というか、地価とか、そういうことも

含めてずっと更新しておりまして、今までの経過から言いますと、上がった、下がったりしています。

交通局の全体の収入ですけれども、3,500万円程度でございます。

【高比良(元)委員】 交通局の賃貸料というのは3,500万円くらいあるということね。そして、地価の動向に合わせたところで賃料の単価の設定については見直しをやっていると、そういうことだな。それでいいんだな。（「はい」と呼ぶ者あり）

最後にしますけれども、4ページの興亜損害保険、これも1者だけなんだよな、3,300万円。これはなぜ1者だけなのか、説明してください。

【松尾営業部長】 今年は2者来られて、1者が当日辞退されて、1者の入札になっております。

昨年までは2者が応札されておりました。

【高比良(元)委員】 これは自動車保険だろう。なんで1者とか、2者とか、そんな限定された話なの。

【松尾営業部長】 自動車の任意保険でございます。我々のようにバス、高速貸切、あるいは定期、スクール、公用車、そういうふうなバスのいわゆる任意保険を入札にかけておるわけでございますが、前、調べたところ、こういう形で、実態として、バス事業者が必ずしも入札をしているわけじゃなくて、件数でしたりされている実態があるようなんですが、入札自体はそれほど普遍的なものではないようでございます。

それで、一応関係の保険会社の方にきちんと情報を伝えて話し、明快に台数と保障の限度額等を全部知らしめた上で、残念ながら、応札が、今のところ2者なり1者なりという状況でございます。

【高比良(元)委員】 入札は普遍的なものじゃな

いと、それは回答にはなっていないんです。これは入札しなければいかなのだ、基本的に。やっぱり競争性を発揮させた中でやって、どうしてもそこが条件がそぐわない時の話なんですから、それ以外のことについてはね。

バスの任意保険を扱っているところというのがそもそも少ないんですか。限られているわけ。

【松尾営業部長】 聞くところによると、今、大体4者あります。

【高比良(元)委員】 4者あって、なんで4者入ってこないの、入札に。

【松尾営業部長】 そこら辺になりますと、一応4者の方には、先ほど申し上げたとおり、お知らせというか、情報はきちんと伝えまして、こういう入札があるということは話をしております。

ただ、その場合に、あとは金額等向こうの方で応札されないということしか、今のところわかりません。

【高比良(元)委員】 最後にしますけれども、それは、万が一の時の補償額は幾らということはこちらの方で決めて、そして、それに見合う保険料という格好での入札をしているんですね。

そうしたら、そもそもやっぱり保険会社としてリスクが大き過ぎるというようなことで、結局、入札は辞退すると、そういうことですか。

【田淵管理部長】 昨年とおととの額を申し上げますと、2者応札がありまして、どちらの年も500万円程度の差がございまして、今回については、1者はおりられたということだと思います。例年、500万円程度の差がございました。

【高比良(元)委員】 差があつてと、それは主体的にやっていることだけれども、なんで2者しか出ないのかということをお問うているわけです。

それは、だから、ありていに言えば、仕様書

というか、参加要件・資格の中での縛りが多過ぎて、そこでやっぱり出られないんじゃないか、そういうことはありませんね、どうですかということで聞いているわけよ。この手のものというのは、得てして発注者側にそういうふうな自己都合の理由が多過ぎるものだから、実は機会が本当に開かれていないということがあって、入札の競争性が発揮できないと、そういう基本的な問題点があるから、それで聞いているんですよ。

【松尾営業部長】私どもとしては、全くそういう制限を設けているつもりはございませんで、保険の対人は、例えば無制限、対物は、高速・貸切だったら1,000万円、その他だったら対人は無制限と対物は200万円という限度でやっているんですが、ただ、恐らく考えるのは、一つあるのが、リスクということで、やはりバス会社になりますと、何かあった時の、我々が払う保険料と支払う保険金、そこら辺のリスクを考えられて来ないのかなと我々は思っておったところでございます。

【高比良(元)委員】建設的な話じゃないから、もうやめるけれども、ちょっと勉強してからやりたいと思います。

【山本(啓)委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【江口委員】交通会館ビルが移転するとか、取り壊しとかという議論は置いておいて、バスセンターが今の場所から、新幹線の駅舎ができることと同時に、センターそのものが移動しますね。これは間違いなく決定でしょう。まず、確認しておきます。

【田淵管理部長】今の交通産業ビルが老朽化が激しいものですから、建て替えかどうかという議論を2年前にこの委員会でさせていただいて、交通局としては、その議論を踏まえながら、新しいところの土地区画事業区域内に移転することを表明しております。

【江口委員】私は、だから、ビルそのものを建替えかどうかということは一応置いておいても、今のバスセンターですね、バスが発着するところについては、要するに、今の長崎駅舎は、新幹線と同時に新駅舎ができますが、そちらの方にバスセンター発着場というのが移動することは決定したんでしょう。そこらあたりを今確認しているんです。

【田淵管理部長】それはもう決定しております。

【江口委員】それで、一番心配になるのは、結局今のバスセンターだと、浦上方面から駅方向に来るバス、路線バスも含めてかなりのバス路線があるんですが、バスセンター発着場が駅舎の方に移動することによって、今後は、あの国道206号を右折をせんといかんことが発生するわけです。かなりの量のバスの台数がある道路を、要するに右折するわけですが、このあたりについては、今でも乗用車があそこを右折する、タクシーも右折することはありますが、路線バスを含めて県営バスがあそこを右折することについて、これはかなり大きな問題じゃないかなとっているんです。これは、交通量をさばくにおいてでもね。そのあたりについては、今いろんなことを検討されているんでしょうか。

あの道路は平面交差ですから、新幹線が通ってきて、駅舎が新しくなってでも、まさか立体交差で、国道がまた別にできるということじゃないんでしょうから。そうすると、完全に平面

で右折のバスをどうやってさばくかということが問題だと思うんですが、私はそのあたりが非常に心配になるんですけども、そこらあたりについて、交通局として、右折に対する特別な考えはあるんでしょうか。

【松尾営業部長】今、委員お尋ねの件でございますが、市内線、矢上からであるとか、女の都の方から出てくる、いわゆる市内を走っている路線というのはターミナルに入っておりません。いわゆる市内線については、駅は通過型で通っております。ターミナルには寄らず、ターミナルは高速でありますとか、県内高速、県外高速といったバスは入りますけれども、市内線については、駅前には通過をして通っております。

今後、新幹線が開業後、市内線をどうやるかというのは考えていかなければならないことですが、市とも協議をしていくことになるわけですが、基本的には、我々としては、駅前につきましては通過をするというのがまずメインになるかと思っております。今と同じように通過をすることがメインになるのではないかと思います。

ただ、必要に応じて複線として、駅の西側なり、駅の中はということになるか次第でございますが、入るのもあると思うんですけども、基本的な形としては通過をしていって、右折で入るとするのはそれほど多くはない、生活路線についてはそうないんじゃないかと思っております。

【江口委員】それほどないといっても、今は全くゼロだけれども、新しくなると、バスの発着場がどこになるかというのは、今後の検討もされるんでしょう。だから、今からどうせろということは難しいんですけども、そういうことを想定した上で、バスの回し方というのをよく

考えて検討してもらわないと、あそこの交差点は普通でさえも、九州で一番交通量が多いんですね。そこに、今度は右折のバスがどんどん入ってくるということになると、渋滞も含めて、交通量のさばき方というのは非常に問題じゃないかなと、素人ながら心配いたしますので、今の時点から、そういうことを含めていろいろ検討していただきたいと、これは、今日時点では要望だけにとどめておきます。

【山本(啓)委員長】ほかに質疑はございませんか。

【久野委員】残念ながら、6月18日、県央バスで、運転前の呼気検査で基準値を超えるアルコールが検出されたということで、停職2カ月というようなことで報告をいただきました。本当に残念なことだと思うんです。

内容については、運転前日、午後9時半以降もお湯割り3杯というふうなことで聞いているわけですが、運転前の飲酒については、何時間前という基本的な考え方というよりも、基本的な指導をされているのか、どういうふうな指導をされているのか。

【田淵管理部長】飲酒につきましては、勤務時間8時間前は飲酒を禁止しておりまして、できるだけ10時間はあけるように、今、指導しております。

【久野委員】大体8時間から10時間だろうというふうに思っています。

例えば、私どもも佐世保で交通機関の方と、2種あるんですけども、途中でぼっとやめるんですね。あれっ、なんでかなと思ったら、明日は運転だからということで、やっぱり交通関係の仕事なんです。タクシーにしても、バスにしても、ぴたっとやめられる。これは本当にすごいなと思うんですね。そういうふうなことで、

やっぱり本人のいろいろなあれもあると思うんですけれども、やはりプロ意識を持ってやっているというようなことなんです。

そこで、お客さんを事故なく安全に運ぶというのがプロだろうというふうに思います。プロとしての認識がやっぱり甘いんじゃないかと思うんです、こういうことで引っかかるということと自体が。この点について、どういうふうに思いますか。

【田淵管理部長】委員おっしゃるように、本人の自覚が足りなかったと思っています。指導につきましては、私たちは徹底的にやっているつもりでおったんですけれども、結果として本人の意識に届かなかったと考えております。残念なことでございます。

【久野委員】この問題については、ぜひひとつ徹底をしていただくようお願いしたいと思います。平成26年度の重点目標の中にも、事故防止に向けた取組の中に、自ら考え行動に移すというよなことで、それぞれ職員の皆さん方、運転者の皆さん方を含めて小集団活動というのをやられています。この小集団活動というのは、本当に見事だと思います。これは、自ら考え行動を起こさせるということで、我々も企業におるころには、小集団活動というのは定例的にやっていました。いかにして災害をなくすか、いかにして効率よく、能率よく仕事ができるかというようなことで、この小集団活動というのは非常にいいことだなというふうに思うんですけれども、この小集団活動をやられて、バスの関係で成果というのはどういうふうに上がったのか、ちょっとお聞きをさせていただきます。

【松尾営業部長】私ども小集団活動というのは、委員おっしゃったとおり、自ら現場における気づきやノウハウ、そういったことを考えて安全

を図っていくということでございまして、今回、平成24年度と平成25年度と比べまして、事故数が大きく削減できたことも、この小集団活動の成果だというふうに考えております。

【久野委員】この小集団活動ですね、ぜひ定着させていただいて、やっぱりプロ意識を徹底するというようなことが一番大事だろうと思いますので、ぜひひとつお願いをしておきたいと思えます。

特に県営バスというのは、今後も公営企業の経営健全化と交通安全、この2つについては、県としての模範となるような交通機関というようなことで、ぜひひとつつくっていただきたい。やっぱり1件でもこういうふうな事故があると、あるいはまた、事故というよりもこういうふうな呼気とかなにか出るということになりますと、やはりこれは模範とはならない。私どもとしては、やはり県としての模範としてのいわゆる県営バスということで、これは県営バスも含めてですけれども、やっていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

【山本(啓)委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 3時50分 休憩

午後 3時50分 再開

【山本(啓)委員長】委員会を再開します。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取

りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 3時51分 休憩

午後 3時52分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、7月14日月曜日の予算決算委員会における環境生活分科会長報告及び7月16日水曜日の本会議における環境生活委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(啓)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

午後 3時53分 休憩

〔協議会〕

午後 3時54分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開いたします。

環境生活分科会長報告及び環境生活委員会委員長報告については、協議会における委員の皆様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 3時55分 休憩

午後 3時56分 再開

【山本(啓)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動については、こちらの方で作成し、ご案内し、皆様方にお諮りしますが、おおむね協議会中に検討した内容で進めてまいりたいと思います。

これをもちまして、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時57分 閉会

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成26年7月8日

環境生活委員会委員長 山本 啓介

議長 渡辺 敏勝 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 3 号	知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 9 号	長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 2 号	財産の取得について	原案可決

計 3 件（原案可決 3 件）

委員長（分科会長） 山 本 啓 介

副委員長（副会長） 吉 村 洋

署名委員 外 間 雅 広

署名委員 友 田 吉 泰

書記 小 柳 正 典

書記 松 田 め ぐ み

速 記 (有)長崎速記センター